



フィリピンの投資環境

2024



# フィリピンの投資環境



2024年2月

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

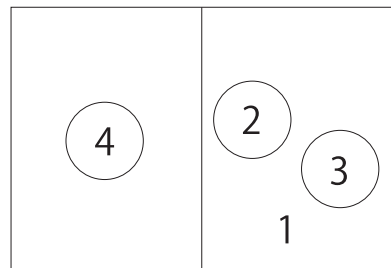
- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

国際協力銀行



株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION



表紙写真

1. マカティ市
2. フィリピン料理
3. バナナ
4. ボホール島のウミガメ

## はじめに

本資料は、フィリピン向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、フィリピンの投資環境について、フィリピン全体と地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。本資料は、初版を2013年6月、第2版を2018年、第3版を2021年に発行しております。本資料はフィリピンの投資環境の最新情報を反映するべく、第3版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報（2023年）を反映いたしました。

フィリピンは、アセアン10ヶ国の中で、人口では第2位、名目GDPでは第6位の位置（2023年時点）にあり、2023年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2023年には5.3%の経済成長を達成する見通しです。

このようにフィリピンは、JBICが実施している海外投資アンケート（2023年度）においても中期的な事業展開先国として「現地マーケットの今後の成長性」、「安価な労働力」などを理由に、大企業、中堅・中小企業を問わず、常にトップテンにランキングするなど、進出先国として一定の人気を誇っております。一方で、「管理職人材の確保が困難」、「労働コストの上昇」、「法制の運用が不透明」などを課題として挙げる声も増えております。

本資料は、フィリピンの投資環境の全体像を把握するべく、はじめに総論としてフィリピン全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、フィリピンの主要な地域について、地域別にその特色などを説明する形式で構成されております。本資料がフィリピン向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、JETRO、進出日系企業、金融機関、法律事務所など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、フィリピンに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2024年2月  
株式会社国際協力銀行  
産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業ファイナンス室

## 目 次

ひとくちメモ一覧 iv

図表一覧 v

略語一覧 ix

### <総論>

#### 第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

1. 正式国名	1
2. 人口	1
3. 国土	1
4. 首都	1
5. 気候	1
6. 民族	2
7. 言語	3
8. 宗教	3
9. 教育	3
10. 通貨	4
11. 歴史	5

#### 第2章 政治、外交、軍事

1. 政体	13
2. 元首	13
3. 国会	14
4. 内閣	14
5. 政党	15
6. 行政単位	16
7. 司法	16
8. 外交	17
9. 軍事/国防	19

#### 第3章 経済概況

1. 経済概観	20
2. 産業構造	23
3. 貿易構造	24
4. ASEAN 中のフィリピン	35

#### 第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向	39
2. 国別受入動向	39
3. 業種別受入動向	40
4. 日本からフィリピンへの直接投資	41

#### 第5章 日比経済関係

1. 日比貿易	42
2. フィリピンにおける日系企業	43
3. 日・フィリピン経済連携協定締結	45

#### 第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策	47
2. 主な法律	47
3. 外資政策管轄省庁	49

#### 第7章 主要関連法規

1. フィリピン共和国憲法	54
2. アンチ・ダミー法	54
3. フィリピン共和国民法	55
4. 外国人投資家による私有地長期リースに関する法律	55
5. コンドミニウム法	55
6. フィリピン会社法	55
7. フィリピン内国歳入法	55
8. 日比租税条約	55
9. ASEAN 自由貿易地域協定（AFTA）	57

10. 共通効果特惠関税協定 .....	57	3. フィリピンの不動産制度 .....	105
<b>第8章 投資形態</b>		4. 工場建設の必要手続 .....	106
1. 現地法人 .....	58	<b>第14章 知的財産権</b>	
2. 支店、駐在員事務所等 .....	58	1. 知的財産権の保護 .....	107
3. 資本金に関する規制 .....	60	<b>第15章 環境規制</b>	
4. 組織運営 .....	61	1. フィリピンの環境問題 .....	109
<b>第9章 主要投資インセンティブ</b>		2. 環境保護の体制・法体系 .....	111
1. CREATE 法施行後の投資優遇措置 ..	64	3. 環境アセスメント .....	114
2. CREATE 法施行以前の優遇措置 .....	69	4. 近年の日系企業の動き .....	115
<b>第10章 外資規制業種</b>		<b>第16章 貿易管理・為替管理</b>	
1. 外資規制の枠組み .....	80	1. 輸出入規制 .....	116
2. 第12次外国投資ネガティブリス ト .....	80	2. 関税制度 .....	117
3. 外資規制緩和に向けた最近の動向 ..	82	3. 通関手続 .....	118
<b>第11章 許認可・撤退手続</b>		4. 為替相場 .....	120
1. 戦略的投資のための「グリーン レーン」の設置 .....	85	<b>第17章 金融制度</b>	
2. フィリピン経済区庁 (PEZA) 登録 .....	86	1. 金融機関 .....	123
3. CDC/SBMA 経済特区登録 .....	86	2. 金融市場 .....	125
4. BOI 登録 .....	87	3. 資本市場 .....	125
5. 撤退 .....	90	<b>第18章 資金調達</b>	
<b>第12章 税制</b>		1. 日本企業の資金調達の現状 .....	128
1. 法人所得税 .....	92	2. 商業銀行からの借入 .....	128
2. 付加価値税 .....	96	3. 株式・債券市場からの資金調達 ..	130
3. 個人所得税 .....	98	<b>第19章 労働事情</b>	
4. その他の税制 .....	100	1. 労働法の体系 .....	131
5. 二重課税の回避 .....	101	2. 労働市場と雇用情勢 .....	132
<b>第13章 用地取得</b>		3. 賃金 .....	133
1. 工業団地の一般事情 .....	103	4. 雇用関係 .....	134
2. 工業団地進出に関わる注意点 .....	104	5. 労働条件 .....	135
		6. 社会保険 .....	136
		7. 労使関係 .....	137

8. 労働協約（CBA）及び労働争議 .... 138
9. 外国人就労規則と労働許可の取得 138

## 第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置 ..... 142
2. 港湾 ..... 143
3. 空港 ..... 144
4. 道路 ..... 146
5. 鉄道 ..... 148
6. 地下鉄 ..... 150
7. 電力 ..... 150
8. 上下水道 ..... 152
9. ガス ..... 153
10. 通信 ..... 154

## 第21章 フィリピン投資の優位性と留意点

1. 進出先としての企業の見方 ..... 157
2. フィリピンの投資環境の優位性 .... 159
3. フィリピンの投資環境の留意点 .... 162

## 第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. フィリピンの主要産業 ..... 165
2. 電子産業 ..... 166
3. BPO 産業 ..... 167
4. 自動車産業 ..... 167
5. FTA、EPA の進捗状況 ..... 170

## 第23章 最近のトピックス

1. マルコス新政権発足による  
ビジネス環境への影響 ..... 172
2. 再生エネルギー分野におけるビジ  
ネス機会 ..... 173
3. IT-BPM 産業の動向 ..... 174

## 第24章 主要な地域の概要

1. フィリピンの地域分類 ..... 176
2. 地域別の経済状況 ..... 178
3. 地域別の人口と所得水準 ..... 179
4. 各地方の産業別 GDP 構成 ..... 179
5. 近年の地域別投資動向 ..... 182
6. 主要な工業団地の所在する地方の  
賃金水準 ..... 182

## 第25章 地域編①：ルソン地方

1. 地域概要 ..... 183
2. 主要工業団地 ..... 190

## 第26章 地域編②：ビサヤ地方（セブ）

1. 地域概要 ..... 192
2. 主要工業団地 ..... 195

## 第27章 地域編③：ミンダナオ地方

1. 地域概要 ..... 196

## 付録1 進出企業へのアドバイス

## 付録2 よくある質問（FAQ）

## 付録3 日本国内での相談窓口

1. 国内投資相談・連絡先 ..... 207

## 付録4 フィリピン共和国国内での相談窓口

1. 外国投資に関する主要行政機関 .... 208
2. 我が国の在フィリピン政府関係  
機関 ..... 209
3. 日系金融機関 ..... 209

---

ひとくちメモ一覧

**第 1 章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）**

ひとくちメモ 1： フィリピーノ（フィリピン人）の特徴的な気質 ..... 11

ひとくちメモ 2： フィリピンにおける食事 ..... 12

**第 3 章 経済概況**

ひとくちメモ 3： 中国と中華系フィリピン人の存在感 ..... 38

**第 12 章 税制**

ひとくちメモ 4： VAT の還付をめぐる日系企業の動き ..... 102

**第 17 章 金融制度**

ひとくちメモ 5： フィリピンの財閥 ..... 127

**第 19 章 労働事情**

ひとくちメモ 6： クリスマスを楽しむ Ber Months ..... 139

ひとくちメモ 7： フィリピンにおける女性の社会進出 ..... 140

**第 20 章 物流・インフラ**

ひとくちメモ 8： マニラ中央郵便局における大規模火災 ..... 156

**第 23 章 最近のトピックス**

ひとくちメモ 9： フィリピンのスタートアップ・エコシステムの特徴 ..... 175

## 図表一覧

図表 1-1	フィリピン（マニラ）の月平均最高/最低気温と月降水量（1991-2020 年平均）	2
図表 1-2	フィリピンにおける近年の主な台風とその被害状況	2
図表 1-3	フィリピンの高等教育機関卒業生数	4
図表 1-4	フィリピンの歴史	9
図表 2-1	フィリピンの国会概略	14
図表 2-2	フィリピン主要閣僚名簿（2023 年 9 月末時点）	14
図表 2-3	フィリピンの主要な政党（2023 年 11 月時点）	15
図表 2-4	各行政単位の数	16
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	21
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	22
図表 3-3	主要経済指標	22
図表 3-4	第 1～3 次産業の構成比の推移	23
図表 3-5	産業別 GDP（名目）の構成比	24
図表 3-6	財の輸出・輸入と貿易収支の推移	25
図表 3-7	2022 年輸出品目・輸入品目の構成割合	26
図表 3-8	主要輸出品目	27
図表 3-9	主要輸入品目	28
図表 3-10	自動車・バイクの輸出入の推移	29
図表 3-11	品目別輸出増加額（対主要輸出国・地域：2017→2022 年）	30
図表 3-12	品目別輸入増加額（対主要輸入国・地域：2017→2022 年）	30
図表 3-13	主要輸出・輸入相手国・地域（2022 年）	31
図表 3-14	主要輸出相手国・地域	32
図表 3-15	主要輸入相手国・地域	33
図表 3-16	国別の貿易収支の推移	34
図表 3-17	ASEAN 諸国の比較表（2023 年）	35
図表 3-18	ASEAN 諸国間の貿易額の変化（2012 年→2022 年）	36
図表 3-19	ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較	37
図表 4-1	フィリピンの外国直接投資受入状況	39
図表 4-2	フィリピンの国別外国直接投資受入状況	40



図表 4-3	フィリピンの業種別外国直接投資受入状況	40
図表 4-4	日本からフィリピンへの直接投資額の推移	41
図表 4-5	日系企業の進出事例	41
図表 5-1	フィリピンの輸出と対日輸出の対比	42
図表 5-2	フィリピンの輸入と対日輸入の対比	43
図表 5-3	アジアにおける日系企業拠点数の上位 10 か国（2022 年）	44
図表 5-4	在外公館別日系企業数の推移	44
図表 5-5	フィリピンから日本への輸入に占める EPA の利用額（億円）と割合	46
図表 6-1	オムニバス投資法による投資の種類と優遇措置の分類	48
図表 6-2	フィリピンの投資促進機関	50
図表 7-1	項目別関係主要規範	53
図表 8-1	フィリピンの資本制度概要	60
図表 9-1	CREATE 法における優遇税制	64
図表 9-2	優遇措置適用期間	65
図表 9-3	2022 年版戦略的投資優先計画に基づく優遇措置対象分野	66
図表 9-4	PEZA 登録可能な事業者のタイプと主な事業内容	73
図表 10-1	第 12 次外国投資ネガティブリスト A	80
図表 10-2	第 12 次外国投資ネガティブリスト B	82
図表 11-1	SBMA 登録時に提出する書類	87
図表 11-2	BOI 登録の流れ	88
図表 12-1	フィリピン税制の概要	92
図表 12-2	納税義務者の分類	93
図表 12-3	課税対象	93
図表 12-4	課税所得の分類	94
図表 12-5	納税義務者区分と課税所得	98
図表 12-6	改正個人所得税率（居住者等）2023 年 1 月 1 日以降	99
図表 12-7	主な印紙税	100
図表 12-8	物品税（石油製品）	101
図表 12-9	物品税（車）	101
図表 14-1	認定手続	107

図表 14-2	知的財産権の出願・登録件数.....	108
図表 15-1	環境規制及び基準.....	112
図表 16-1	輸入規制・禁止品目.....	116
図表 16-2	輸出規制・禁止品目.....	117
図表 16-3	外国為替レートの推移.....	121
図表 17-1	銀行の種類と概要.....	123
図表 17-2	資産規模上位行（2023年3月末時点）.....	124
図表 17-3	政策金利の推移.....	125
図表 17-4	時価総額上位10社（直近年度2022年12月）.....	126
図表 17-5	債券残高の推移.....	127
図表 18-1	日系銀行の現地拠点リスト.....	128
図表 18-2	ジャパンデスクを設置している地場銀行のリスト.....	129
図表 19-1	産業別の就業割合.....	133
図表 19-2	残業・深夜勤務・休日労働の賃金割増率.....	135
図表 19-3	従業員への支給が義務付けられている給付の概要.....	137
図表 20-1	フィリピンの主要な国際空港と港湾.....	142
図表 20-2	フィリピンにおける取扱貨物量の推移.....	143
図表 20-3	フィリピンにおける取扱コンテナ数の推移.....	143
図表 20-4	ニノイ・アキノ国際空港の乗客者数及び貨物取扱量の推移.....	145
図表 20-5	高速道路の概要.....	147
図表 20-6	フィリピン国有鉄道のルートマップ.....	148
図表 20-7	高架鉄道概要.....	149
図表 20-8	供給源別発電容量割合（2022年）.....	151
図表 20-9	ASEAN主要都市との電力料金比較（2022年）.....	152
図表 20-10	主要地域におけるLPGの価格表（2023年5月時点）.....	153
図表 20-11	携帯電話契約者数の推移.....	154
図表 20-12	インターネット利用者数と契約数の推移.....	155
図表 21-1	わが国製造業企業が中期的に有望視する国.....	157
図表 21-2	中期的に有望と見える上位3項目.....	158
図表 21-3	企業が課題と見ている上位3項目.....	159

図表 21-4	日本とアジア各国の若年人口及び生産年齢人口の推移予測	159
図表 21-5	アジア・オセアニアにおける賃金の年間実負担額（単位：ドル / 一人あたり）	160
図表 21-6	ASEAN 諸国における日本に対する信頼度	162
図表 22-1	フィリピンの産業別 GDP の構成比（名目）（再掲）	165
図表 22-2	輸出総額に対する電子関連製品輸出の割合の推移	166
図表 22-3	フィリピンの四輪自動車生産台数及び販売台数の推移	168
図表 22-4	フィリピンの二輪車生産台数及び販売台数の推移	169
図表 22-5	ASEAN 各国の二輪車の生産台数・国内販売台数	169
図表 22-6	フィリピンの発効済み FTA の一覧	171
図表 24-1	フィリピンの 3 地方	176
図表 24-2	フィリピンの 3 地方、17 地域と 82 の州	177
図表 24-3	地域毎の GDP 及び成長率	178
図表 24-4	地域毎の人口及び一人あたり GDP	179
図表 24-5	各地域の産業別 GDP 構成比	180
図表 24-6	地方別、産業別 GDP 内訳（金額）	180
図表 24-7	地方別、産業別 GDP 構成（割合）	181
図表 24-8	日系企業が多い主要地域の非農業部門最低賃金	182
図表 25-1	ルソン地方の地図	184
図表 25-2	港湾・空港の地図	186
図表 25-3	日系企業が多い主要地域の非農業部門最低賃金（第 24 章より再掲）	188
図表 25-4	マニラの雨温図	189
図表 25-5	ルソン地方の主要工業団地	190
図表 26-1	ビサヤ地方の地図	192
図表 26-2	ビサヤ地方の雨温図	194
図表 26-3	ビサヤ地方の主要工業団地	195
図表 27-1	ミンダナオ地方の地図	196

## 略語一覧

A	ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
	AEP	Alien Employment Permit	外国人雇用許可証
	AFP	Armed Forces of the Philippines	フィリピン国軍
	AFTA	ASEAN Free Trade Agreement	ASEAN 自由貿易地域協定
	AJCEP	ASEAN Japan Comprehensive Economic Partnership	日アセアン包括的経済連携協定
	ARMM	Autonomous Region in Muslim Mindanao	ムスリム・ミンダナオ自治区
	ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
	ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement	ASEAN 物品貿易協定
B	BCDA	Bases Conversion and Development Authority	フィリピン共和国基地転換開発公社
	BGC	Bonifacio Global City	ボニファシオ・グローバルシティ
	BIR	Board of Internal Revenue	内国歳入庁
	BLT	Build Lease Transfer	建設・リース・移管
	BOI	The Board of Investment	投資委員会
	BOO	Build Own and Operate	建設・所有・運営
	BOT	Build Operate Transfer	建設・運営・移管
	BPO	Business Process Outsourcing	ビジネス・プロセス・アウトソーシング
	BSP	Bangko Sentral ng Pilipinas	フィリピン中央銀行
	BT	Build Transfer	建設・移管
	BTO	Build Transfer and Operate	建設・移管・運営
	C	CAAP	Civil Aviation Authority of the Philippines
CAB		Civil Aeronautics Board	民間航空委員会
CAO		Contract Add and Operate	契約・追加・運営
CBA		Collective Bargaining Agreement	労働協約
CDC		Clark Development Corporation	クラーク開発公社
CEPT		Common Effective Preferential Tariff	共通効果特惠関税
CEZ		Cavite Economic Zone	カビテ経済特区
CEZA		Cagayan Economic Zone Authority	カガヤン経済区庁
CIAC		Clark International Airport Corporation	クラーク国際空港会社
CIP		Carmelray Industrial Park	キャメルレイ工業団地
CPA		CEBU Ports Authority	セブ港湾庁
CPI		Consumer Price Index	消費者物価指数
CREATE		The Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises	クリエイト法
CSEZ		Clark Special Economic Zone	クラーク特別経済区
D	DENR	Department of Environment and Natural Resources	環境天然資源省
	DFA	Department of Foreign Affairs	フィリピン外務省
	DICT	Department of Information and Communications Technology	フィリピン情報通信技術省
	DND	Department of National Defense	国防省
	DOF	Department of Finance	財務省
	DOH	Department of Health	保健省
	DOLE	Department of Labor and Employment	フィリピン労働雇用省
	DOST	Department of Science and Technology	フィリピン科学技術省
	DOT	Develop Operate and Transfer	開発・運営・移管
	DOTC	Department of Transportation and Communications	運輸通信省
	DST	Documentary Stamp Tax	印紙税
	DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省

略語一覧 (つづき)

E	ECC	Environmental Compliance Certificate	環境適合証明書
	ED	Enhanced Deductions	追加控除
	EDCA	Enhances Defence Cooperation Agreement	防衛協力強化協定
	EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
	EMB	Environmental Management Bureau	環境管理局
	EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
	EPIRA	Energy Power Industry Reform Act	電力産業改革法
	EPR	Extended Producer Responsibility Act	生産者責任拡張法
ERC	Energy Regulatory Commission	エネルギー管理委員会	
F	FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
	FIA	Foreign Investment Act	外国投資法
	FIRB	Fiscal Incentives Review Board	財政インセンティブ審査委員会
	FINL	Foreign Investment Negative List	外国投資ネガティブリスト
	FIPMP	Foreign Investment Promotion and Marketing Plan	外国投資促進・マーケティングにかかる中長期計画
	FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
G	GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税貿易一般協定
	GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
H	HDMF	Home Development Mutual Fund	持家促進相互基金
I	IBPAP	Information Technology and Business Process Association of the Philippines	フィリピン情報技術・ビジネスプロセス協会
	IC	Insurance Commission	保険委員会
	IIPCC	Inter-Agency Investment Promotion Coordination Committee	省庁間投資促進調整委員会
	ILO	International Labor Organization	国際労働機関
	IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
	IP	Intellectual Property Code	フィリピン知的財産法
	IPEF	Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity	インド太平洋経済枠組み
	IPO	Intellectual Property Office of the Philippines	知的財産庁
	IPP	Investments Priorities Plan	投資優先計画
	IRR	Implementing Rules and Regulations	施行細則
	IT-BPM	Information Technology and Business Process Management	ビジネスプロセスアウトソーシング
	ITH	Income Tax Holiday	所得税免除
J	JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
	JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
	JPEPA	Japan-Philippines Economic Partnership Agreement	日本・フィリピン経済連携協定
L	LNG	Liquefied Natural Gas	液化天然ガス
	LLDA	Laguna Lake Development Authority	ラグナ湖開発庁
	LPG	Liquefied Petroleum Gas	液化石油ガス
	LTS	Large Taxpayers Service	大口納税者サービス局

略語一覧（つづき）

M	MCIAA	Mactan-Cebu International Airport Authority	マクタン・セブ国際空港当局
	MCIT	Minimum Corporate Income Tax	最低法人所得税
	MEZ	Mactan Economic Zone	マクタン経済特区
	MIAA	Manila International Airport Authority	マニラ国際空港庁
	MICT	Manila International Container Terminal	マニラ国際コンテナターミナル
	MILF	Moro Islamic Liberation Front	モロ・イスラム解放戦線
	MRTC	Metro Rail Transit Corporation	首都圏鉄道輸送会社
	MSE	Manila Stock Exchange	マニラ証券取引所
N	NCMB	National Conciliation and Mediation Board	中央調停斡旋委員会
	NCR	National Capital Region	首都圏
	NEDA	The National Economic and Development Authority	フィリピン国家経済開発庁
	NLEX	North Luzon Expressway	北ルソン高速道路
	NPC	National Power Corporation	国家電力会社
	NTC	National Telecommunications Commission	国家電気通信委員会
	NWPC	National Wages and Productivity Commission	フィリピン国家賃金生産性委員会
O	ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
	OFWs	Overseas Filipino Workers	フィリピン人労働者
P	PADC	Philippine Aerospace Development Corporation	フィリピン宇宙開発会社
	PCCC	Philippines Climate Change Commission	フィリピン気候変動委員会
	PDP	Philippine Development Plan	フィリピン開発計画
	PEISS	Philippine Environmental Impact Statement System	環境影響評価制度
	PEZA	Philippine Economic Zone Authority	フィリピン経済区庁
	PFDA	Philippines Fisheries Development Authority	フィリピン漁業開発公社
	PFP	Partido Federal ng Pilipinas	フィリピン連邦党
	PIA	Phividec Industrial Authority	フィビデック工業開発公社
	PLDT	Philippine Long Distance Telephone company	フィリピン長距離電話会社
	PNP	Philippines National Police	フィリピン国家警察
	PNR	Philippine National Railways	フィリピン国有鉄道
	PPA	Philippine Ports Authority	フィリピン港湾庁
	PPP	Public Private Partnership	官民連携
	PRA	Philippine Retirement Authority	フィリピン退職庁
	PSA	Philippines Statistical Authority	フィリピン統計局
	PSE	Philippines Stock Exchange	フィリピン証券取引所
	PSALM	Power Sector Assets and Liabilities Management Corporation	電力部門資産・負債管理公社
R	RBOI-ARMM	Regional Board of Investments-ARMM	地域投資委員会（ムスリム・ミンダナオ自治区）
	RHQ	Regional Headquarters	地域統括本部
	ROHQ	Regional Operating Headquarters	地域経営統括本部
	ROO	Rehabilitate Own and Operate	改修・所有・運営
	ROT	Rehabilitate Own and Transfer	改修・所有・移管
	RPT	Real Property Tax	固定資産税
	RTWPBs	Regional Tripartite Wages and Productivity Board	地域三者賃金生産性委員会
	RW	Regional Warehouse	地域統括倉庫

略語一覧（つづき）

S	SBF	Subic Bay Freeport	スービック湾自由貿易港
	SBMA	Subic Bay Metropolitan Authority	スービック湾首都圏庁
	SCIT	Special Corporate Income Tax	特別法人所得税率
	SEC	Securities and Exchange Commission	証券取引委員会
	SEIPI	Semiconductor and Electronics Industries in the Philippines	フィリピン半導体・エレクトロニクス産業連盟
	SIPP	Strategic Investments Priorities Plan	戦略的投資優先計画
	SLEX	South Luzon Expressway	南ルソン高速道路
	SSS	Social Security System	社会保障制度
	SWP	Special Work Permit	特別就労許可
T	TCC	Tax Credit Certificate	税額控除証明書
	TEU	Twenty-foot Equivalent Units	20 フィートコンテナ換算
	TIEZA	Tourism Infrastructure and Enterprise Zone Authority	観光インフラ及び企業誘致区庁
	TTRA	Tax Treaty Relief Application	租税条約救済手続
	TPB	Tourism Promotions Board	フィリピン観光振興局
U	UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
V	VAT	Value Added Tax	付加価値税
W	WIPO	World Intellectual Property Organization	世界貿易機関
	WTO	World Trade Organization	世界知的所有権機関
Z	ZCSEZA	Zamboanga City Special Economic Zone Authority	ザンボアンガ特別経済区庁

※本投資環境レポートは、原則として2023年9月30日時点で有効なもしくは入手可能な法令・通達、データ等を基に作成しており、網羅性を担保するものではありません。

## 第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

### 1. 正式国名

フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)。フィリピンの国旗は青と赤のストライプ、白の三角形、太陽と3つの星から成り立つ。青は愛国心と正義、赤は自由と独立、白は平和を意味する。3つの星はフィリピンの主要な3地方（ルソン地方、ビサヤ地方、ミンダナオ地方）を表し、太陽が独立を、太陽から出る8つの光線はスペインからの独立運動で中心的役割を果たした8つの州を表している。



フィリピンの国旗

### 2. 人口

1億1,289万人<sup>1</sup>。地方毎の人口分布は、ルソン地方約57%、ビサヤ地方約18.9%、ミンダナオ地方24.1%である。マニラ首都圏に全人口の約11.9%が集中している。また、工業団地が集中するマニラ首都圏南方のカラバルソン地域には、マニラ首都圏の人口を若干上回る14.3%が居住する。

### 3. 国土

フィリピン共和国は、7,100余の島々からなる東南アジアの島嶼国家である。国土の西側は南シナ海、南側はセレベス海、東側はフィリピン海に面している。フィリピンの国土面積は日本の約80%にあたる約30万平米で、大きくはマニラ首都圏を含むルソン地方、ビサヤ地方（中心都市セブ）、ミンダナオ地方（中心都市ダバオ）という3つの地域に分けられる。

### 4. 首都

フィリピンの首都はマニラ首都圏（メトロマニラ）で、国語であるタガログ語では「マイニーラ」と発音される。「ニラッド」という植物のある町を意味する「マイニーラッド」が地名の由来である。

### 5. 気候

熱帯海洋性気候。雨期は6～11月、乾期は12～2月、最も暑くなる暑期が3～5月で12月～2月の朝夕は比較的涼しく過ごし易い。年間平均気温は27℃前後で、真夏には36～37℃に達する日も少なくない。

<sup>1</sup>（出所）国際連合公表資料（2023年）



図表 1-1 フィリピン（マニラ）の月平均最高/最低気温と月降水量（1991-2020 年平均）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	19.4	21.9	21.8	23.4	159.1	253.3	432.3	476.1	396.4	220.6	119.9	98.5
最低気温 (°C)	23.9	24.3	25.3	26.7	27.0	26.5	25.9	25.9	25.7	25.7	25.3	24.6
最高気温 (°C)	29.9	30.7	32.1	33.8	33.6	32.8	31.5	31.0	31.2	31.4	31.3	30.3

(出所) 気象庁 HP

フィリピンでは、毎年多くの台風が通過し、その一部が上陸する。大型の台風は、毎年フィリピン各地で甚大な被害をもたらしている（図表 1-2）。2021 年 12 月に発生した *Odette* では、セブ島における被害も大きく、現地調査では、電柱が倒れインターネット回線が遮断されたことで、特に通信環境の確保が困難であったとのことだった。今後の対策として、いくつかの日系企業では、衛星携帯を配備しているようである。

図表 1-2 フィリピンにおける近年の主な台風とその被害状況

年月	台風名 (フィリピン名)	台風名 (国際名)	被害状況
2009 年 9 月	Ondoy	Ketsana	死者: 464 名 被害総額: 約 2.4 億ドル
2009 年 10 月	Pepeng	Parma	死者: 約 500 名 被害総額: 約 6 億ドル
2011 年 9 月	Pedring	Nesat	死者: 464 名 被害総額: 約 3.3 億ドル
2011 年 12 月	Sendong	Washi	死者: 1,268 名 被害総額: 約 4,700 万ドル
2012 年 12 月	Pablo	Bopha	死者: 1,146 名 被害総額: 約 10.4 億ドル
2013 年 11 月	Yolanda	Haiyan	死者: 6,201 名 被害総額: 約 9.4 億ドル
2014 年 7 月	Rammasun	Glenda	死者: 222 名 被害総額: 約 8.0 億ドル
2015 年 10 月	Koppu	Lando	死者: 62 名 被害総額: 約 3.1 億ドル
2018 年 9 月	Mangkhut	Ompong	死者: 134 名 被害総額: 約 3.8 億ドル
2021 年 12 月	Odette	Rai	死者: 375 名 被害総額: 約 7.9 億ドル

(出所) 国家災害調整委員会、国土交通省資料等から作成

## 6. 民族

フィリピンの民族は主にマレー系であり、そのほかに中国系、スペイン系、これらの混血と少数民族が存在する。

## 7. 言語

国語はフィリピン語（タガログ語を基礎とする）。公用語として広く英語が使われている。その他、セブ島のセブアノ語をはじめ、80前後の方言が使われている。

## 8. 宗教

カトリック教約80%、その他のキリスト教約10%、イスラム教約5%である。



カトリック教会の中

## 9. 教育

### (1) フィリピンの教育制度

フィリピンの義務教育は13年<sup>2</sup>である。初等教育への就学率は約92%<sup>3</sup>、15歳以上の識字率は約96%と高いレベルにある<sup>4</sup>。フィリピンの義務教育制度は、2013年5月に教育制度改革として、これまでの義務教育期間は10年間であったのが、13年間に伸長する法が施行されている。

従前は、初等教育（義務教育の小学校）6年、中等教育（中・高校）4年、高等教育（大学）4年であった。大学入学前の基礎教育が10年間は、日本の6-3-3制やそれと類似の制度を持つ国々に比べると10年間と短いため、教育の質が低くなることによる基礎学力の低さが問題点として指摘されていた。

これを他国並みにするために、前述の2013年度の教育制度改革で更に幼稚園1年を義務教育期間に編入し、中学校4年制の導入、高等学校4年を2年へ短縮された。すなわち、1(幼) - 6(小) - 4(中) - 2(高)制が導入され、義務教育期間が13年間となり、充実した教育を図っている。

<sup>2</sup> (出所) 外務省「諸外国・地域の学校情報」 フィリピン  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC11400.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11400.html))

<sup>3</sup> (出所) 2022年 UNESCO 統計データ

<sup>4</sup> (出所) 2019年 UNESCO 統計データ

## (2) フィリピンの高等教育

フィリピンの高等教育（大学）進学率は約 35%<sup>5</sup>である。フィリピンの主要な大学としては、国立のフィリピン大学（University of the Philippines）が有名であり、マニラ首都圏ケソン市ディリマンキャンパスのほか、ラグナ州ロスバニョス、ルソン島北部のバギオ市、パナイ島イロイロ州のイロイロ市などのキャンパスがある。私立大学としては、アテネオ・デ・マニラ大学、デ・ラサール大学、サントトマス大学などが有名である。

次の図表に示すとおり、フィリピンの高等教育機関卒業生数は年間約 79 万人おり、そのうちの約 29%が経営/ビジネス関連学部、次いで約 21%が教育学部、工学部が約 11%となっている。以前は、看護師として海外で就労することによる高収入を目指して、医療関係を専攻する学生が多かったが、2019 年の卒業生では 6%程度となっている。

図表 1-3 フィリピンの高等教育機関卒業生数

学部/学科	AY2018-2019 年卒業	
	人数	構成比 (%)
経営/ビジネス関連	233,194	29%
教育	169,832	21%
工学系	87,083	11%
IT 関連	81,477	10%
医学及び医療関連	45,301	6%
社会/行動科学	26,240	3%
農林水産業	26,259	3%
サービス	17,690	2%
海事	16,871	2%
人文	9,397	1%
マスコミュニケーション	8,638	1%
自然科学	8,249	1%
建築、都市計画	5,697	1%
芸術	3,572	0%
法学	3,246	0%
数学	3,192	0%
その他	50,638	6%
合計	796,576	100%

（出所）高等教育委員会（CHED）データより作成。2023 年 12 月現在、2022 年度版は未発表

## 10. 通貨

フィリピンの通貨はペソ（PHP）で、2023 年 12 月末時点、1 ペソ=約 2.7 円である。なお、20 ペソ硬貨が新たに 2020 年より流通している。

<sup>5</sup> （出所）2021 年 UNESCO 統計データ

## 11. 歴史<sup>6</sup>

### (1) 先史時代

フィリピン人の先祖はマレー系の人々である。まず、2万5000年から3万年ほど前、ネグリト族がアジア南部からマレー半島を経てフィリピンに移住し始めたと言われる。その後、紀元前1万年～紀元前8000年頃から、新石器文化を伴った原始マレー人達が渡来し、紀元前1500年から紀元前800年頃には、農耕文化を持ったマレー人がフィリピンに定住し始めた。また、マレー系の人々の移住が始まった後の、比較的早い時期に中国人も渡来してきたと考えられる。

### (2) 10世紀 - ラグナ銅板碑文から分かること

フィリピンの歴史は、16世紀のマゼランの到着とその後のスペイン支配の時代から語られることが多いが、1990年に発見された「ラグナ銅文碑版」に記された内容は、スペイン人到来の6世紀前、10世紀頃のフィリピンにおいて、黄金による金銭取引や、法律による統治が行われていたことを窺わせるものである。フィリピンの考古学者アントン・ポストマの解説によると、ラグナ銅文碑版に記されていたのは、西暦900年頃、「ドゥンドゥアン（現在のマニラ市トンド地区と考えられる）の首長が、ある政府高官の黄金による負債を不問にすることの証明書のような内容で、証人の名前や管轄地区なども記されていたという。しかし、出自が不明確なことから、この「ラグナ銅文碑版」の真贋は未確定である。

### (3) 14世紀 - イスラム教の伝来

14世紀後半頃には、中東からインド、東南アジアを経て中国までを繋ぐ航路で海上交易を行っていたイスラム商人の影響を受け、フィリピン諸島にもイスラム教が広まり始めた。1450年頃には、フィリピンで最初のイスラム王国であるスールー王国が誕生し、マレー半島のマラッカ王国生まれのアラブ人、シャリフル・ハセム・シェド・アブ・バクルがスルタン（王）に就任した。フィリピンにおけるイスラム教は、スペイン人がやって来る頃までにその勢力をマニラ湾まで伸ばしていた。

### (4) 16世紀～19世紀 - スペイン占領時代

1521年、スペイン王の信任を得たポルトガル人航海者のフェルディナンド・マゼランが現フィリピン領ビサヤ諸島のサマル島に到着した。その後、同じくビサヤ地方のセブ島で、セブ王をキリスト教に改宗させ、その他のセブ島周辺の首長たちにもキリスト教への改宗とセブ王への服従を要求するが、セブのマクタン島のイスラム教の首長ラプラプが改宗や服従を拒否し、1521年4月、マゼラン軍はラプラプ軍との戦闘となった。この戦闘でマゼランが殺害され、マゼラン軍は破れた。

<sup>6</sup>（参考文献）鈴木 静夫著「物語 フィリピンの歴史」等

マゼランの次にフィリピンにやって来たルイ・ロペス・デ・ビリヤロボスは1543年、スペイン王フェリペ2世（当時は皇太子）の名に因み、現在のフィリピン諸島を「ラス・イスラス・フェリピナス（Las Islas Felipinas）」と名付けた。これがフィリピンという国名の由来である。

1565年、メキシコからセブに到着したミゲル・ロペス・デ・レガスピは、その後1571年にマニラをフィリピン諸島の首都と宣言し、マニラに現在も残る城壁都市イントラムロスの建設を指示した。レガスピは、スペイン植民地政府の初代マニラ総督に就任し、現地住民のローマンカトリックへの改宗とスペイン支配確立を進めた。

スペイン占領時代、フィリピンは、季節風を利用してマニラとメキシコのアカプルコとの間を船（ガレオン船）で往復して行われた交易、いわゆるガレオン貿易の拠点として栄えた。マニラ発のガレオン船は、現インドネシアとなる香料諸島の香辛料、中国・東南アジアの磁器、象牙、漆器、絹製品をアカプルコに運んだ。これらの品々は、アカプルコから更に陸送、海運を経て、最終的にはスペインまで届けられた。ガレオン貿易は、アジアからの品物を、当時オランダの制海権下にあった喜望峰を通らずにスペインに運ぶルートであった。アカプルコからの帰路は、マニラに銀が運ばれた。ガレオン貿易の進展に伴い、中国人、日本人のフィリピンへの移住や、南米から連行されてきた黒人などもマニラに住むようになった。特に、ガレオン貿易で活躍した主に福建省出身の中国人とフィリピン人との間での混血が進み、中国人はフィリピン社会に同化していった。

スペインは、現在のフィリピンの全域を支配下に治めることはできず、ミンダナオ島のイスラム教徒や、更に南のホロ島のスールー王国などは、スペイン統治時代300年以上にわたって抵抗を続けた。スペイン統治下のフィリピンは、フランス、イギリス、オランダ等からの攻撃を受けており、イギリスは1762年スペインに宣戦布告し、東インド会社の軍がマニラを攻撃、その後マニラは2年間だけイギリスの占領地となった歴史がある。

1565年に始まり、250年わたってスペイン人が独占的に行っていたガレオン貿易は1815年に廃止され、1834年にはマニラ港は正式に自由港として開港された。1809年、マニラに初めてイギリスの商館が設立された後、イギリスを中心に米国、フランス、スイス、ドイツなども次々とマニラに商館を設立した。自由港となったマニラからは、マニラ麻、砂糖、タバコなどの農産物の欧米への輸出が増大し、これらの商品作物を栽培するため、農場経営の大規模化や土地所有の集中が進んだ。少数の富豪による大土地所有制度はハシエンダと呼ばれ、農民が土地を持たない小作農化が進み、こうした社会構造は現代フィリピンの農地解放の遅れや貧困問題にまで影を落としている。

### (5) 19世紀末 - スペインからの独立と米国による支配

マニラが自由港となり、貿易自由化によって欧米との貿易が拡大すると、フィリピンでも高等教育が拡充し、海外から自由主義思想が入ってきた。やがてナショナリズムが高まり、学生や知識層を中心に、スペイン本国政府への改革要求を強め、民族運動の動きが高まっていった。特に、後にフィリピン独立の父として「国民的英雄」となるホセ・リサールが1887年にスペインで発表した『ノリ・メ・タンヘレ』（我に触るな）という小説は、スペインによる植民地支配の圧政で苦しむフィリピンの現状を描き、スペイン支配を厳しく告発し、その後の民族運動に大きな影響を与えた。リサールは1896年12月30日、スペイン政府により暴動の扇動容疑で銃殺刑となった。

スペインからの独立を求める革命勢力の中心人物エミリオ・アギナルドは1898年、米国とスペインの戦争（米西戦争）においてフィリピンの独立を口頭で保証した米国側を支援し、亡命先の香港から米国艦隊とともにフィリピンに帰国した。アギナルドは6月12日にスペインからの独立を宣言したが、同年12月にスペインと米国はパリ講和条約を締結、スペインはフィリピンを約2,000万ドルで米国に売却し、米国がフィリピンの統治権を手に入れた。フィリピンの独立を口頭で保証しながら文書化せず、主権を奪い取った米国の統治に反対するアギナルドは、米比戦争に突入、1899年1月23日にフィリピン共和国を樹立して初代大統領に就任したが、1901年米軍に捕らえられ米国の主権を認めざるを得なくなった。

米国支配時代には、スペイン統治時代に台頭した大土地所有者が一層強大さを増す一方、小作農や労働者達の貧困は解消されなかった。このため各地で農民や労働者による運動が激しさを増し、フィリピンにおける共産主義の拡大につながっていく。

米国からの独立を求める動きは続いたものの、1935年になってようやくマヌエル・ケソンが大統領に選ばれ、10年かけてフィリピンの米国からの独立を準備するコモンウェルス政府（米自治領政府）が発足した。しかし、その10年を経ずして太平洋戦争が勃発した。

#### (6) 1940年代前半 - 日本占領時代

日本軍は、1941年12月8日の真珠湾攻撃による日米開戦と同時にマニラにも侵攻、同月ダグラス・マッカーサーがマニラ湾のコレヒドール島に逃れ、1942年1月2日に日本軍がマニラを占領し、軍政を開始した。その後、4月にバタアン半島、5月にコレヒドール島の米比軍が日本軍に降伏、更に同月、米国極東陸軍（ユサフェ）の全軍が降伏を宣言した。

降伏後、米政府はフィリピン人による抗日ゲリラ部隊を組織して日本軍への抵抗を続け、当時のマヌエル・ケソン大統領は、米国のワシントンで亡命政府を建てた。バタアン半島での米比軍降伏後、日本軍が米比軍及び民間人の捕虜を収容所に移送する際、食料や水も不十分な中、疲弊した捕虜を、炎天下、長距離徒歩で移動させた結果多数の死亡者が出たことは、「バタアン死の行進」として広く知られている。バタアン陥落の4月9日は、「勇者の日」（Araw ng Kagitingan）として現在でもフィリピンの国民の休日となっている。

一方日本軍は、1943年10月14日に軍政を終了させ、親日派のホセ・ラウレルを大統領とするフィリピンの独立を認めたものの、実質的には軍政下と変わりなかった。1944年に入ると戦局は米軍優勢となり、10月にはマッカーサー率いる米軍がレイテ島に上陸。マッカーサーとともに帰国したセルジオ・オスマニャ大統領がレイテ島タクロバンにコモンウェルス政府を再開させた。1945年3月、マニラ市街戦を制した米軍がマニラを制圧、8月15日に終戦を迎える。フィリピンでは、52万人近くの日本人が戦没<sup>7</sup>している。

<sup>7</sup>（出所）厚生労働省

## (7) 独立後のフィリピン、マルコス政権、戒厳令からエドサ革命まで

終戦の翌年、1946年7月4日、フィリピンはマヌエル・ロハス大統領が就任し、米国からの独立を宣言してフィリピン共和国が誕生したが、その後も米国の影響を強く受け続けた。1965年に就任したマルコス大統領は、経済政策などの実績が認められ1969年に再選された。マルコス政権は、1972年に戒厳令を布告、強権的な独裁政治で20年間にわたってフィリピン大統領としての権力を握ったが、1986年、マルコスの政敵ベニグノ・アキノ元上院議員の暗殺や、大統領選挙での不正を機に起こった独裁支配に反対する民衆蜂起による「エドサ革命」で失脚し、ハワイに亡命した。

## (8) マルコス後、第2のエドサ革命とそれ以降のフィリピン

マルコスの失脚後、フィリピンは暗殺されたベニグノ・アキノ元上院議員の夫人、コラソン・アキノ大統領が国家元首となるが、アキノ大統領在任中は国軍によるクーデター未遂事件が7回も起こり、バギオの大地震やピナツボ火山の爆発による大きな被害に見舞われ、それらがきっかけで駐比米軍の撤退が決定したほか、農地改革も進まず厳しい時代であった。

1992年に就任した軍人出身のフィデル・ラモス大統領は、規制緩和を推進し、電力供給の安定化や比較的高い経済成長率の達成等、一定の成果を上げた。多くの日本企業がフィリピンに製造拠点を作り始めたのもラモス政権期である。

ラモス大統領の任期満了後、1998年の大統領選挙では大学中退、人気俳優出身のジョセフ・エストラーダ大統領が誕生したが、不正蓄財疑惑によって2000年11月に弾劾動議が成立し、失脚した。当時副大統領だったグロリア・マカパガル・アロヨが大統領に昇格し、フィリピンで2人目の女性大統領となった。アロヨ大統領は2004年の選挙で再選され、2010年まで10年間大統領の座にあった。アロヨ政権期間中の2006年には日比二国間での経済連携協定（JPEPA）が締結されている。また、アロヨ大統領の任期中、フィリピンはIT/BPOのオフショア拠点として世界中から認知が高まり、40万人を超える雇用と売上70億ドルの産業に急成長した。

2010年5月の大統領選挙では、故コラソン・アキノ大統領の息子であるベニグノ・アキノ3世（通称ノイノイ）が勝利し、第15代大統領に就任した。アキノ大統領は、治安の改善や汚職の撲滅のほか、インフラの整備や競争法の制定といった経済政策を積極的に推進し、外資企業より投資先として見直されるようになり、対内直接投資額を大幅に増加させることとなった。同大統領の任期であった2010年～2015年の6年間で年平均6%程度の堅調な経済成長を遂げた。

2016年5月の大統領選では、ダバオ市長であったロドリゴ・ドゥテルテ氏が治安の改善、特に麻薬の撲滅を最も重要な政策と掲げて勝利し、第16代大統領に就任した。ドゥテルテ氏は、任期を終えるまで高支持率を得ていた一方で、米国に対する強硬的な言動や、「麻薬撲滅戦争」により国際的な非難を浴びていた。特に、ドゥテルテ氏による「麻薬撲滅戦争」において、過激な取り締まりの過程で6,000人を超える麻薬犯罪容疑者が殺害されたと報道されている。警察によるこの超法規的な取り締まりは、人権問題としてフィリピン国内外で批判された一方で、治安改善には繋がったと評価されている。現地調査ではいくつかの日系企業が、ドゥテルテ氏就任後、空港などの軽犯罪などが減り治安が改善されたことを実感していた。

### (9) マルコス新政権の発足

2022年5月の大統領選挙では、前出のマルコス元大統領の長男であるフェルディナンド・マルコス・ジュニア氏が、史上最多得票率（55.8%）で圧勝し、第17代大統領に就任した。大統領選挙では、前政権の与党であるPDP ラバンによる支援を受けたことも追い風となったとされている。なお、同時に実施された副大統領選では、ドゥテルテ前大統領の娘であるサラ・ドゥテルテ氏が出馬し、2位の候補者と大差をつけて当選した。マルコス政権では、「フィリピン開発計画 2023 - 2028 (PDP)」の策定により、経済発展と貧困削減に取り組んでいる。この開発のシナリオは、ドゥテルテ前政権の取り組みを引き継ぐかたちとなっており、教育や保健、司法など多岐にわたっているが、主にマクロ経済の安定やインフラ整備などによって投資環境を改善し、投資と雇用の拡大を図る計画とされている。年率 6.5~8%の成長を通じ、2024年までの上位中所得国入りを目指している。2023年7月の就任後二回目となる施政方針演説では、前政権から引き継いだインフラ計画を推進するべく、鉄道開発などの大型インフラの計画を延期せず官民連携で事業を活性化させる方針を示した。さらに、エネルギー分野では、再生可能・低炭素エネルギー比率を2040年までに50%にするなど、気候変動施策にも言及した一方で、電力の安定供給のため原子力発電所の建設を再検討する必要があると述べた。

外交面では、ドゥテルテ政権時の中国やロシアに偏った対外政策からシフトし、マルコス政権はアメリカへの外交を行うなど全方位外交を目指している。「独立した対外政策」を追求するために、適度な距離感を推進する方針である。また、南部ミンダナオ島では、マルコス政権のもと、2025年6月のバンサモロ自治政府樹立に向けた移行プロセスが進展している。

図表 1-4 フィリピンの歴史

年月	主な出来事
約3万年～ 2万5000年前	ネグリト民族がフィリピン諸島に移住。
紀元前1万～ 紀元前8000年頃	フィリピン諸島に新石器文化を持った原始マレー人が定住し始める。
紀元前1500年～ 紀元前800年	農耕文化を持った古マレー人が定住し始める。
10世紀	現在のブラカン地区に、法律による支配が行き届いた成熟した社会が形成されていたらしい <sup>8</sup> 。
982年	フィリピン諸島が「モ・イ」という地名で中国の史書「文献通考」に登場する。
14～15世紀	スールー諸島にイスラム教が伝わり、フィリピンで初のイスラム王国であるスールー王国が誕生。
1521年	マゼラン一行がビサヤ地方サマル島に到着。 同年、マゼランは現セブ州マクタン島の首長ラブラブ軍との戦闘で殺される。
1543年	スペイン皇太子フェリペ2世の名にちなみ、現フィリピンが「イスラス・フィリピナス」（フィリピナス諸島）と命名された。
1565年	スペインとのガレオン貿易が始まる（1815年まで続く）。
1571年	マニラを首都とし、スペインによる植民地支配が始まる。
1614年	キリスト教を信仰し、日本を追放されたキリシタン大名高山右近がマニラに到着。 翌年2月にマニラで死去。

<sup>8</sup> 1990年に発見された「ラグナ銅板碑文」に記されていた内容（西暦900年の裁判記録のようなもの）から推察される。



年月	主な出来事
1762年	マニラがイギリスに占領される（1763年にパリ条約が結ばれ、1764年に再度スペイン統治に戻る）。
1834年	マニラが自由港として開港される。
1896年	フィリピンのスペインからの独立運動の指導者とされ、今日でも「国民的英雄」と称えられるホセ・リサルが、暴動を扇動したという容疑で銃殺刑となる。
1898年	米西戦争。6月12日、アギナルド将軍がカビテ州カウイトで独立を宣言。12月10日、米西パリ講和条約調印。スペインは米国にフィリピンを2,000万ドルで売却。米国によるフィリピン統治が始まる。
1935年	独立準備政府（コモンウェルス）発足。
1942年	1月、日本軍がマニラを占領。軍政開始。 4月、パタアン半島陥落。
1946年	7月4日、米国から独立し、フィリピン共和国となる。 ロハス大統領就任。
1956年	日比賠償協定調印。日比の国交回復。
1965年	マルコス大統領就任。
1966年	アジア開発銀行（ADB）本部がマニラに設置される。
1972年	マルコス大統領が戒厳令布告。 ベニグノ・アキノ上院議員ほかの活動家らを一斉に逮捕。
1981年	戒厳令を解除。マルコス大統領三選。
1983年	8月、ベニグノ・アキノ元上院議員暗殺事件。
1985年	12月、上記暗殺事件の容疑者26名全員に無罪判決。
1986年	2月革命（ピープル・パワー、エドサ革命ともいう）によりマルコス大統領失脚。 コラソン・アキノ大統領就任。マルコス大統領はハワイに亡命。
1987年	新憲法（現行）制定。
1991年	ピナツボ火山爆発。
1992年	フィリピン国内の米軍基地が全て撤退。 ラモス大統領就任。
1998年	エストラダ大統領就任。
2000年	エストラダ大統領、不正蓄財疑惑に端を発した弾劾裁判と、第2のエドサ革命（ピープルパワー2）により任期途中で失脚。アロヨ副大統領が大統領に就任。
2006年	日本との間で2国間の経済連携協定（JPEPA）締結。
2009年	コラソン・アキノ元大統領死去。
2010年	ベニグノ・アキノ3世大統領就任。
2012年	アキノ政権、ミンダナオのモロ・イスラム解放戦線（MILF）と2016年の自治政府設立に向けた枠組みで合意。
2015年	1月ミンダナオ島のマギダナオ州ママサパノ町において、フィリピン国家警察特殊部隊とモロ・イスラム解放戦線（MILF）との大規模な衝突が発生し、双方に多数の死傷者が出た。
2016年	ロドリゴ・ドゥテルテ大統領就任。
2019年	バンサモロ暫定自治政府が発足。
2022年	フェルディナンド・マルコス・ジュニア大統領就任。

（出所）鈴木静夫著「物語 フィリピンの歴史」（中公新書）、及びフィリピン観光省によるフィリピン基本情報等より作成

**ひとくちメモ 1： フィリピーノ（フィリピン人）の特徴的な気質**

国により文化、価値観、ステレオタイプは異なり、フィリピンもそれは例外ではない。様々な国の植民地であった歴史により、様々な価値観が融合した独特な文化が醸成されている。

## 1) 家族の絆を重んじる

フィリピン人は家族を非常に大事にする。多くの西洋諸国や現代の日本とは対照的に、フィリピン人の多くが祖父母、両親、孫と何世代にもわたる大家族で生活し、皆で食卓を囲むことの優先順位は高い。フィリピンでは働くシングルマザーが多いが、祖父母など家族の支えが強固であることから、子供を預けて仕事ができると言われている。

## 2) 信仰（宗教）の存在感

大衆的な文化が広がり世俗化している現状にも拘わらず、人口の8割以上がキリスト教を信仰しており、その信仰心の篤さはメディア、ときには政治に影響を与えている。

## 3) フィリピン人の貯蓄事情

楽観的な性格のためか、お金が入った分だけ使ってしまうため、貯蓄ができないフィリピン人が多い。一か月の間に金欠になってしまうため、フィリピンの給料日は月に2回とされている。それでも一度の給料日で全て下ろしてしまうことから、給料日のATMは長蛇の列になるそう。

## 4) よく見られる習慣やエチケット

- ・ 公の場で人の間違いを訂正することは一般的に良いこととされない。
- ・ 多くの人は、全てがスムーズに進むよう取り計らうことを重要視する。
- ・ フィリピン人は性別に関係なく肉親や友人と腕を組むことや、手をつないで歩くことをする。
- ・ 唇の方向でものを指し示すなど、ジェスチャーを多用する。友人を歓迎する意図を示すために眉毛を吊り上げることや、長い時間眉毛を吊り上げると質問を意味する。
- ・ 歌と踊りが好きで上手な人が多く、想像しない場所で突然歌声が響きはじめることがある。
- ・ 友人宅での食事に誘われた際は一度固辞する。それでも誘われた場合は、好意に甘えて良い。

## 5) お祭り（Fiesta）

人生を楽しむことを良しとする国民性のため、1年を通して全国各地で様々な祭りが開かれる。例えば、職場のクリスマスパーティーやアウトティング（遠足）にも気合が入るようである。

## 6) スナックタイム（Merienda）

フィリピンにはスペイン統治時代からの伝統で、「メリエンダ」と呼ばれるおやつタイムが午前と午後にある。主にスナック菓子が好まれるようで、家だけでなく学校や職場でもおやつタイムが導入されていることがある。

### ひとくちメモ 2： フィリピンにおける食事

フィリピン料理は濃い味付けが多く、油を使い調理されることが多いため、カロリーコントロールが難しい。肉類は豚、鶏、牛の順番で好まれており、シシグと呼ばれる豚肉の細切れ料理はビールのおつまみとして定番料理となっている。砂糖、しょうゆ、塩、オイスターソースなどを使った甘くこってりとした味付けが多いが、酸味のある味付けも好まれている。シニガンと呼ばれるフィリピンの伝統的なスープはさっぱりとした味付けで、多くの野菜を摂取することができる。スーパーの野菜は鮮度や状態があまり良くない場合があり、野菜を摂取しづらいと言われている。

フィリピンの主食は白米であり、インディカ米が一般的である。濃い味付けの料理が多いためか、少ないおかずでも、たくさんのお米を食べ、一人あたりの米の消費量は日本の約2~3倍と言われている。フィリピン国内の外資のファーストフードチェーンでは、日本では見られないライスセットのメニューも導入されている。フィリピンでは、人口が増えたことで米の生産が不足しており、また様々な理由で水稲栽培が進んでいないために、他国からの輸入に頼っているという現状である。

マニラ首都圏（メトロマニラ）のビジネス街であるマカティやBGC（ボニファシオグローバルシティ）のレストランでランチすると、物価高や円安の影響もあり、日本円で1,000円を超すことがある。そのため、中心街の金銭感覚は東京と同様と考えておくのが良いだろう。



フィリピン料理（左がシシグ）

## 第2章 政治、外交、軍事

### 1. 政体

フィリピンの政体は、行政府の長としての大統領を元首とする立憲共和制である。三権分立制度が確立されているほか、公務員の不正や汚職を調査、訴追するオンブズマン制度が1987年に設置され、行政監察院（オンブズマン事務局）が独立機関としてその任にあっている。

### 2. 元首

フィリピンの大統領は、国民による直接選挙によって選ばれ、任期は6年で再選は禁止されている。大統領には、閣僚や大使等の任命権、裁判官任命権、軍の統帥権、戒厳令発令権、恩赦、予算案提出権、法案の拒否権がある。

2023年11月末時点でのフィリピン国家元首は、2022年5月の選挙では支持率トップで当選し、同年6月30日に就任したフェルディナンド・マルコス・ジュニア大統領である（任期は2028年6月末まで）。マルコス大統領は、1986年に民衆蜂起による「エドサ革命」で失脚したフェルディナンド・マルコス元大統領の息子である。マルコス現大統領は、雇用拡大や物価の引き上げ、農業とインフラへの投資拡大を主な公約に掲げた。選挙当初から、マルコス大統領の支持率がトップであった理由として、FacebookやYouTubeなどのSNSを通じた発信力があつたことや、元マルコス政権の独裁体制を経験していない若い世代の増加から、独裁時の記憶の風化などが挙げられている。ほかにも、前政権時代で多数の死者を出した麻薬撲滅戦争や報道の自由への抑圧などフィリピンに対するイメージダウンからの脱却を期待する声もあつたが、マルコス大統領の選挙後の方針演説では、人権問題や報道の自由についての言及はなかつた。マルコス政権での社会経済政策アジェンダは短期・中期の二種類に分かれており、以下の内容が公表されている。

- ① 家計の購買力維持と社会経済的なダメージの緩和（交通、物流、エネルギーコストを低減させ、食料安全保障を確保）
- ② 新型コロナ禍によって発生した社会的な脆弱性の軽減（ワクチン接種の促進、公衆衛生措置の順守徹底、新型コロナによる学生の学習機会損失への対処）
- ③ 健全なマクロ経済環境の確保（行政の効率性を向上させ、健全な財政運営）
- ④ 雇用機会の拡大（貿易の促進やインフラ整備などを通じた雇用機会増強）
- ⑤ 高付加価値な雇用の創出（デジタル経済の強化）
- ⑥ 環境分野の雇用の創出（グリーンエコノミー・ブルーエコノミーの推進）
- ⑦ 公共秩序の維持、平和・安全の確保
- ⑧ 公平な市場環境の提供（市場参入や起業の参入を軽減させ、市場での企業間競争を促進）

2023年1月にマルコス大統領は、国家経済開発庁（NEDA）が主導で開発した「フィリピン開発計画（PDP）2023-2028」を承認した。マルコス政権のPDPは、2040年までに上位中所得国入りを目指すという長期ビジョンを記した「AmBisyon Natin 2040」の中期計画として策定されている。フィリピンの政権は原則1期6年であるため、政策の継続性や長期計画の欠如が指摘されてきた中、ドゥテルテ前政権時に、長期計画である「AmBisyon Natin 2040」が承認された。

そのため、当該計画を達成すべく、マルコス政権の PDP は前政権による計画の第二弾と位置付けられている。なお、PDP は、各政権発足時に開発計画を策定するのが習わしとなっており、各政権の開発政策の基盤となっている。

マルコス大統領の PDP は、「イントロダクション」、「個人と家族の能力の開発・保護」、「質の高い雇用と競争力のある製品を生み出すための生産部門の変革」、「有効な環境整備」「計画の実行、モニタリング、評価」の 5 部から構成されている。教育、保健、司法、雇用対策やインフラ整備など、多岐にわたる計画内容が示されており、経済的・社会的な変革や所得の向上などの人的資本開発、インフラ整備の加速、生産と市場の拡大に重きを置いている。

### 3. 国会

フィリピンの国会は上・下二院制となっている。2023 年 7 月時点で上院は 24 議席<sup>9</sup>、任期は 6 年で、連続三選は禁止されており、下院は最大で 315 議席<sup>10</sup>、任期 3 年で、連続四選は禁止されている。国会には、大統領弾劾権、戒厳令取消し権、閣僚や政府高官の人事承認権などがある。条約の批准を行うのは上院である。

図表 2-1 フィリピンの国会概略

	定員	任期	選挙規定等	被選挙権	主な権限
上院	24	6 年	連続三選禁止 全議席全国区	フィリピン国籍、 読み書き可、35 歳以上、 2 年以上居住	条約批准権、弾劾権、 戒厳令取消し権、閣僚や 政府高官の人事承認権等
下院	315	3 年	連続四選禁止 小選挙区、政党リスト制 で最大 302 議席。議席数 は会期ごとに異なる	フィリピン国籍、 読み書き可、25 歳以上、 1 年以上居住	予算・関税・公債起債に係 る法案起草、弾劾発議 等

### 4. 内閣

フィリピンの内閣は、大統領、副大統領、官房長官、大臣等から構成される。

図表 2-2 フィリピン主要閣僚名簿（2023 年 9 月末時点）

役職	氏名
副大統領	サラ・ドゥテルテ (Sara Z. DUTERTE)
財務大臣	ベンジャミン・ディオクノ (Benjamin E. DIOKNO)
外務大臣	エンリケ・マナロ (Enrique A. MANALO)
貿易産業大臣	アルフレド・パスクアル (Alfredo E. PASCUAL)
司法大臣	ヘスス・クリスピン・レムリヤ (Jesus Crispin C. REMULLA)
農業大臣	フェルディナンド・マルコス (Ferdinand R. MARCOS, Jr.) ※大統領が一時的に兼務
公共事業道路大臣	マヌエル・ボノアン (Manuel M. BONOAN)
教育大臣	サラ・ドゥテルテ (Sara Z. DUTERTE) ※副大統領が兼任

<sup>9</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>

<sup>10</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>

役職	氏名
労働雇用大臣	ビエンベニード・ラグエスマ (Bienvenido E. LAGUESMA)
国防大臣	ホセ・ファウスティーノ (Jose C. FAUSTINO, Jr.) ※未指名のため次官が代行
保健大臣	マリア・ロサリオ・ベルヘーレ (Maria Rosario C. S. VERGEIRE) ※未指名のため次官が代行
社会福祉開発大臣	アーウィン・ツルフォ (Erwin T. TULFO)
予算行政管理大臣	アミーナ・パンガンダーマン (Amenah F. PANGANDAMAN)
観光大臣	クリスティーナ・フラスコ (Christina G. FRASCO)
運輸大臣	ハイメ・バウティスタ (Jaime J. BAUTISTA)
科学技術大臣	レナート・ソリダム (Renato U. SOLIDUM, Jr.)
環境天然資源大臣	マリア・アントニア・ユーロ・ロイザガ (Maria Antonia YULO-LOYZAGA)
内務自治大臣	ベンハミン・アバロス (Benjamin ABALOS, Jr.)
エネルギー大臣	ラファエル・ロティリヤ (Raphael P. M. LOTILLA)
定住地都市開発大臣	ホセ・アクザル (Jose L. Acuzar)

(出所) 外務省資料より作成

## 5. 政党

フィリピンは多党制である。単独で政権を担える政党はなく、選挙の度に様々な連立グループが形成されてきた。2022年5月の大統領選において選出されたマルコス大統領が所属する政党は、PPF フィリピン連邦党である。選挙時は、ドゥテルテ元大統領が率いていた PDP・ラバン党がマルコス氏を支持した。

図表 2-3 フィリピンの主要な政党 (2023年11月時点)

陣営	政党名	主要メンバー	下院 議員数	上院 議員数
与党連合	Partido Federal ng Pilipinas (PFP) (フィリピン連邦党)	・ Bongbong Marcos (President) ・ Gen. Thompson Lantion (Secretary General)	2	0
	Nacionalista Party (NP) (ナショナリスタ党)	・ Manuel Villar (Senator) ・ Cynthia Villar (Senator)	38	3
	Nationalist People's Coalition (NPC) (民族主義国民連合)	・ Eduardo Cojuangco Jr. (Chairman) ・ John H. Osmeña (Senator)	36	5
	Laban ng Demokratikong Pilipino (LDP) (民主の力)	・ Sonny Angara (Senator)	1	0
	Partido Demokratiko Pilipino Lakas ng Bayan(PDP・Laban) (PDP・ラバン党)	・ RobinRobin Padilla (Senator) ・ Bong Go (Senator)	65	5
	Lakas-Christian Muslim Democrats (Lakas-CMD) (ラカス党)	・ Gloria Macapagal Arroyo (Chairperson) ・ Jose De Venecia (Co-Chairperson)	27	1
	National Unity Party (NUP) (国民統一党)	・ Ronaldo V. Puno (Chairman) ・ Jesus Crispin C. Remulla (Vice Chairman)	39	0

陣営	政党名	主要メンバー	下院議員数	上院議員数
	United Nationalist Alliance	・ Nancy Binay (Senator)	1	1
	Aksyon Demokratiko	・ Ernest Ramel (Chairperson)	3	0
野党連合	Liberal Party (LP) (自由党)	・ Leni Robredo (Former Vice-President) ・ Francis Pangilinan (Senator)	10	0
	PartyParty for Democratic Reforms (PDR) (民主革命党)	・ Cong. Pantaleon Alvarez (Chairman) ・ Ramon Tulfo (Official Spokesperson)	2	0
	Akbayan	・ Risa Hontiveros (Senator)	0	1

(出所) 各政党ホームページ等より作成

## 6. 行政単位

フィリピンの行政単位は、Region と呼ばれる 15 の行政区、National Capital Region (NCR) 又は Metro Manila と呼ばれるマニラ首都圏、一つの自治区 (ムスリム・ミンダナオ自治区)、一つの行政地域 (コルディリエラ行政地域) という、計 17 の行政管区に分けられている。地方自治機構としては、日本の県にあたる州 (Province) が 82 州あり、その下に州を構成する市 (City) 又は町 (Municipality) がある。市や町の下には、更にバランガイと呼ばれる最小自治単位があり、バランガイの長 (バランガイ・キャプテン) や評議員も住民による選挙で選出される。

図表 2-4 各行政単位の数

区分	数
Region (地域)	17
Province (州)	82
City (市)	148
Municipality (町)	1,486
Barangay (バランガイ)	42,027

(注) 2023 年 3 月末時点

(出所) PSA より作成

## 7. 司法<sup>11</sup>

現行のフィリピン憲法は 1987 年に制定されたものである。この憲法は、1986 年にエドサ革命によってマルコス権威主義体制が崩壊した翌年の 1987 年 2 月、国民投票による承認を経て制定された。

<sup>11</sup> 司法に関しては、全般的に知花いづみ「フィリピンにおける司法制度の枠組み」(ジェトロ アジア経済研究所、2012 年) [https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2011/pdf/114\\_ch5.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2011/pdf/114_ch5.pdf) を参照、一部引用した。

長期にわたる権威主義的な独裁政権であったマルコス体制への反省から、1987年憲法には大統領の権限集中を排除し、司法府の独立性を制度的に補完する条項が加えられた。1980年代以降の特筆すべき制度改正としては、民法改訂（2006年）、税控訴裁判所の組織体制の拡大（2007年）、刑法改正（2017年）、人権擁護発展のための法の支配の強化（2020年）が挙げられる。

フィリピンの司法システムは、最高裁判所の下に控訴裁判所、地方裁判所、都市圏裁判所や町（Municipality）レベルの裁判所という3階層の下級裁判所を持つ4つの階層で構成されている。また、そのほかに特別裁判所として、汚職など公務員による犯罪を扱う公務員特別裁判所（サンディガンバヤン）や、憲法の規定によって設けられた公務員委員会、選挙委員会、会計検査委員会なども準司法機関として位置付けられている。

## 8. 外交

### (1) 外交政策の枠組み

フィリピン外務省（Department of Foreign Affairs: DFA）は、現行の1987年憲法における外交政策の枠組みを規定する重要な条項として以下の2項を挙げている。

- ① 第2条第1項： フィリピンは、国家政策遂行手段としての戦争を放棄し、一般に受容された国際法の原則を国内法の一部として採用し、全ての諸国の平和、平等、正義、自由、協力、そして友好を政策として堅持する。
- ② 第2条第7項： 国家は、独立した外交政策を追求する。他の国家との関係においては、主権、領土保全、国益、自決権を最重要に考慮する。

また、共和国法7157号（1991年フィリピン外交サービス法）では、フィリピン外務省の責任として以下の外交三本柱を定義している。

- (1) 国家安全保障の強化
- (2) 経済外交の推進
- (3) 海外のフィリピン人労働者の権利、福祉、利益の保護

### (2) 基本的な外交姿勢

マルコス大統領は、対外政策について、全方位に適度な距離感を保つバランス外交を目指している。就任後初の方針演説では、南シナ海において、「1インチも譲らない」と、自国の領有権を重視する姿勢を打ち出し、従来のドゥテルテ前政権の対中融和姿勢の路線からシフトしている。

自国の国益を優先した独立した外交政策を推進するという方針は、ロシアによるウクライナ侵攻や南シナ海での中国の進出などへのけん制につながることから、米国との関係を再構築しようとする傾向が窺える。



### (3) アメリカとの関係

マルコス政権は、南シナ海の領有権問題を巡った比米軍事協力を推進することで、米国との関係を再構築しようとしている。2022年8月には、ブリンケン米国務長官がマニラを訪問し、中国の台湾への強硬姿勢やロシアのウクライナ侵攻を受け、「比米の関係強化を継続する」と語った。

2023年4月には、過去最大となる1万7,000人が参加しての合同軍事演習がフィリピンで行われた。これには、中国の南シナ海進出をけん制する狙いがあるとの報道もある。フィリピン政府は、米軍が使用できるフィリピン国内の基地や拠点を5か所から9か所に増やすことに合意し、米軍が使えるフィリピン国内の基地への軍事投資を促進させており、米国は基地におけるインフラ整備を増強することで地域の経済振興や災害救助などの人道支援に貢献するとしている。

また、2022年9月、マルコス大統領は国連総会の出席のため米国を訪問した。ドゥテルテ前大統領は、米国に対し強硬的な姿勢を表し、任期中に一度も訪米をすることがなかったため、これが6年ぶりのフィリピン大統領による米国訪問となった。

米国はフィリピンの輸出シェアの15.8%（2022年）を占めている。米国によるフィリピンのビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）産業への投資や雇用は現在も影響力が大きい。英語が流暢であり、人当たりの良い国民性のためか、コールセンター関連で進出するBPO企業が多く、フィリピンにおける米国のBPO企業だけでも7割を占めているとされている。マルコス政権によって対米関係を修復することは、今後のフィリピンの経済面及び政治面において追い風となると考えられる。

### (4) 中国との関係

マルコス大統領は、南シナ海の領有権をめぐり、前政権の対中・露のみへの友好路線から少しずつシフトしているが、経済面では中国との連携強化を示しており、台湾情勢の緊迫化について深い懸念を表明する一方で2022年8月に開催されたASEAN外相会合では、「一つの中国」の原則を順守すると強調した。

2023年1月にマルコス大統領は就任後初めて中国を訪問した。最大の貿易相手国である中国からの投資拡大を呼びかけ、インフラ開発や農業、情報通信技術、観光業、エネルギー事業など経済分野を中心に14項目について政府間合意が締結された。中国側からは日本円で約3兆円の投資が約束されたと発表されており、その内訳として、再生可能エネルギー事業が6割を占め、電気自動車や蓄電池に使用されるニッケル等の鉱物加工分野では3割を占めているとしている。会合後、フィリピン政府は、中国の投資家は228憶ドル規模の投資を約束したと声明で発表した。南シナ海についても「判断違いや誤解が生じることを避けるため」、両国間に連絡ルートを設けることで合意し、外交的に有効な協議をしていくこととしている。

一方で、その後も南シナ海領域でフィリピンの排他的経済水域に中国船が集まり自国の船を妨害したとして、中国政府を非難する声明を出している。2023年2月には、フィリピンの船舶に対し「軍事級のレーザー」を使用し、妨害の頻度と強度が増しているという理由で大統領が中国大使を呼び出し、深刻な懸念を表明した。それ以降も、8月、10月、11月、12月と続き中国船の放水銃によるフィリピン船の妨害や、船の衝突被害があり、このような妨害行為を中国政府に抗議している。

### (5) 日本との関係

マルコス大統領は、2023年2月に就任後初めて日本を訪問し、岸田総理大臣と会談した。中国の海洋進出や、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた協力強化について意見交換したとされている。経済面の協力については、2024年3月までにインフラ整備などに6,000億円の支援をすると報道された。安全保障分野では、自衛隊とフィリピン軍の共同訓練の実施のほか、防衛装備品や技術移転を受入れる可能性を示した。同年4月にミゲル・ズベリ上院議長が訪日し、南シナ海の領有権を巡る対応策として、日本、フィリピン、アメリカの三か国による新たな枠組みの設置を検討することを明らかにした。さらに、同年11月には、岸田総理大臣がフィリピンを訪問し、マルコス大統領との首脳会談が開催された。会談では、中国を念頭に置いた安全保障協力強化のため、同志国へ防衛遠征装備品の無償供与などを行う「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を適用し、フィリピンに6億円相当の沿岸監視レーダーシステム5基を供与することを合意した。

## 9. 軍事/国防

フィリピン国軍（Armed Forces of the Philippines: AFP）は、陸、空、海軍からなる。大統領が軍の統帥権を持ち、兵役は志願制、国軍士官学校（Philippine Military Academy）はルソン島北部のバギオにある。兵力は、正規軍が約15.7万人<sup>12</sup>、予備役が約13万人<sup>13</sup>である。

<sup>12</sup> <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>

<sup>13</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>

## 第3章 経済概況

### 1. 経済概観

#### (1) フィリピン経済の歩み

フィリピン経済の歩みはアジアの優等生、アジアの病人（80年代から90年代後半にかけて）、アジア通貨危機後に近隣諸国と比して伸び悩む時代、サブプライムローン・リーマンショックによる金融危機からの回復期と時期により異なる様相を呈する。低迷期の原因としては政情不安や投資を呼び込む政府の主導力が不足していたことなどが挙げられる。

1960年代後半から1986年までのマルコスの独裁政権では腐敗や汚職が外国投資家に嫌気され投資が伸び悩んだことや、80年代初頭の輸出の低迷の影響などを受けフィリピン経済は低迷した。83年に起きたペニグノ・アキノ・ジュニア上院議員暗殺事件による政情不安も相まって、80年代中盤にフィリピン経済は行き詰った。マルコス政権に終止符を打ったエドサ革命後の90年代も、順調に増加した人口と裏腹に経済成長は低迷を続けた。

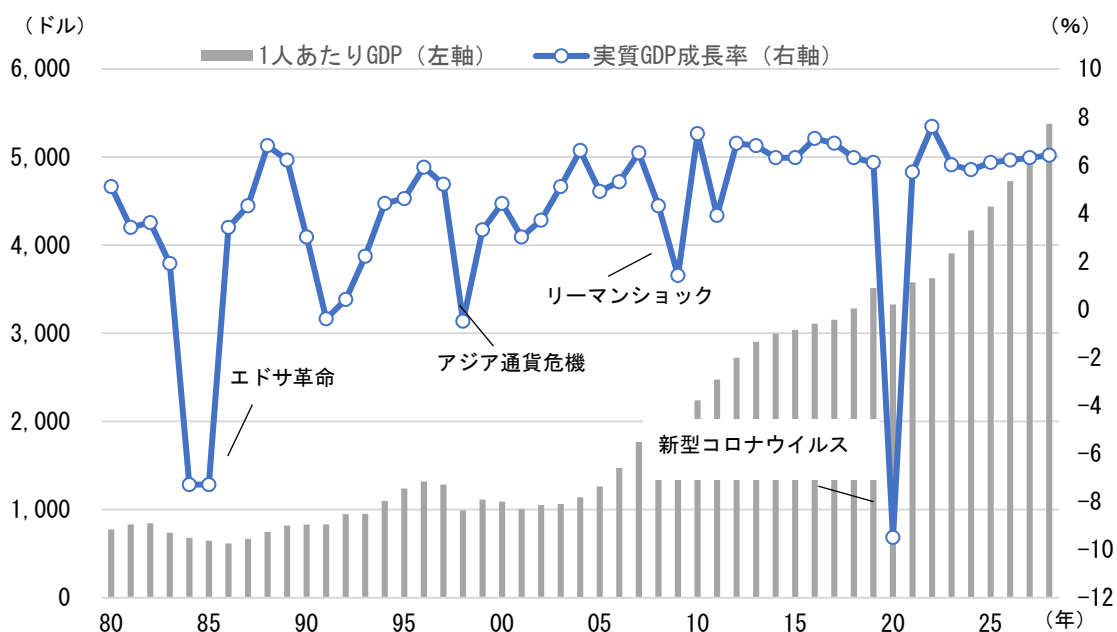
政権の腐敗やクーデターなどの政情不安以外にも、1986年の日系商社のマニラ支店長誘拐事件、2007年の現職上院議員が率いる武装集団によるマニラ市内のホテルの占拠など、過去のフィリピンは外国投資家の投資意欲を下げる要因の枚挙に暇がない。

これらの課題を払拭するために、2016年に就任したドゥテルテ前大統領は汚職のない政府や経済成長に資するインフラ投資計画「Build! Build! Build!（インフラ及び産業開発分野への投資を加速し、経済、雇用、所得等の向上を図る政策）」を掲げて、投資環境の整備を積極的に実行した。ドゥテルテ前大統領の就任以来、新型コロナウイルス感染症の影響でマイナス成長となった2020年と翌2021年を除き、毎年6%以上の経済成長を遂げている。マルコス現大統領は、前任の投資計画を踏襲し、「Build Better More」を掲げており、同国が上位中所得国入りすることを見据えている。「Build Better More」では、重要施策であったマニラ首都圏地下鉄、南北通勤鉄道、高速や空港、港を含めた旗艦案件を継続・拡大する方針であり、政府のインフラ支出は2023年から2028年の間に5~6%相当を配分するとされている。

フィリピンの国家経済開発庁（NEDA）は、すでに194のインフラ開発に関する旗艦案件を承認しており、公共交通機関、農業、デジタル、電力・エネルギー、ヘルスケア、洪水対策の水資源管理と多岐にわたっている。なお、そのうち123案件は現政権により着手されており、残りの71案件は前政権から引き継いだとされている。

次の図表は国際通貨基金（IMF）による1980年から2028年までのGDPの推移である。実際に1984、1985年や1990年代初頭、アジア通貨危機の1997年や新型コロナウイルスの2020年などの成長率の下落度合は顕著であるが、概ね順調に一定の成長率を堅持している。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(出所) IMF より作成

(注) 1人あたりGDP成長率は2024年以降、IMFによる予測値

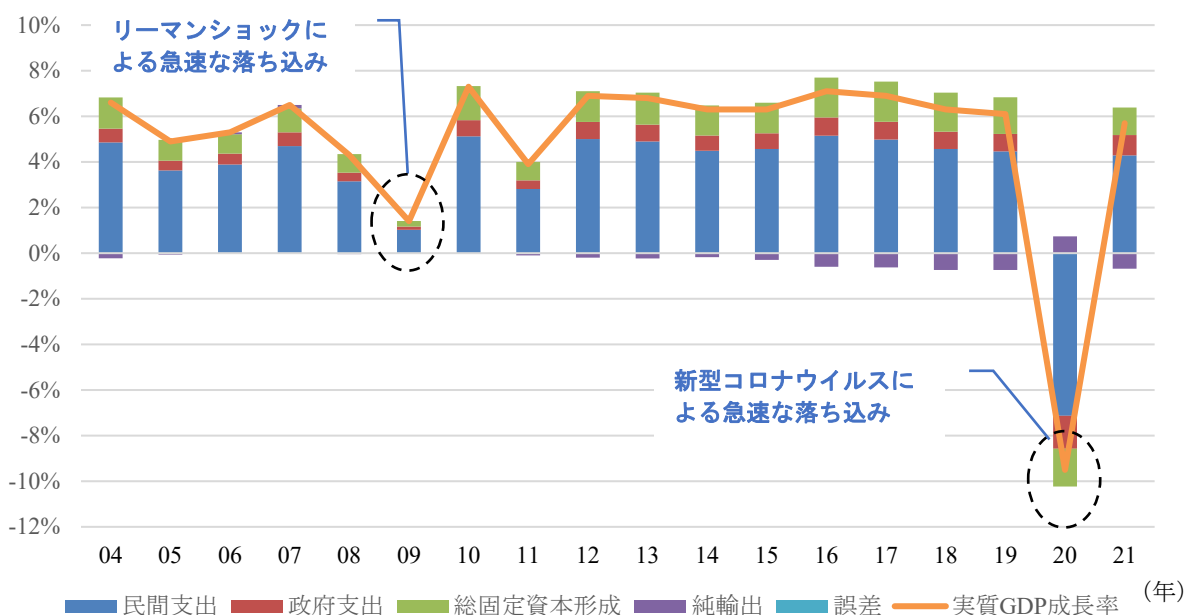
## (2) 最近の経済動向

フィリピンのGDPは次の図表から読み取れるように、民間支出が大きな割合を占めている。これは、海外出稼ぎ労働者からの送金で支えられており、ペソの為替レートの影響を大きく受ける。

ドゥテルテ前フィリピン政権時代から引き続き、インフラ関連予算は近年増加しているものの、フィリピン政府は従来から財政規律を維持する傾向にあり、結果として政府支出が低調となっている。これには外国投資家からの信頼向上等のメリットと、経済成長を加速させるために必要なインフラ整備の遅れ等のデメリットの両面を持つ。

なお、フィリピンは国としてインフラ整備に関して外国の援助やPPPによる民間資金の活用に積極的であり、関連する法制度も整備されつつある。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



(出所) UN data より作成

次の図表は 2013 年から 2022 年のフィリピンの主要な経済指標である。2019 年前後のコロナ禍による落ち込みを除き、同期間は人口の伸び以上に、GDP が拡大したことによる一人あたり GDP の好調な成長等が示唆する成長力の安定さが魅力と言える。

図表 3-3 主要経済指標

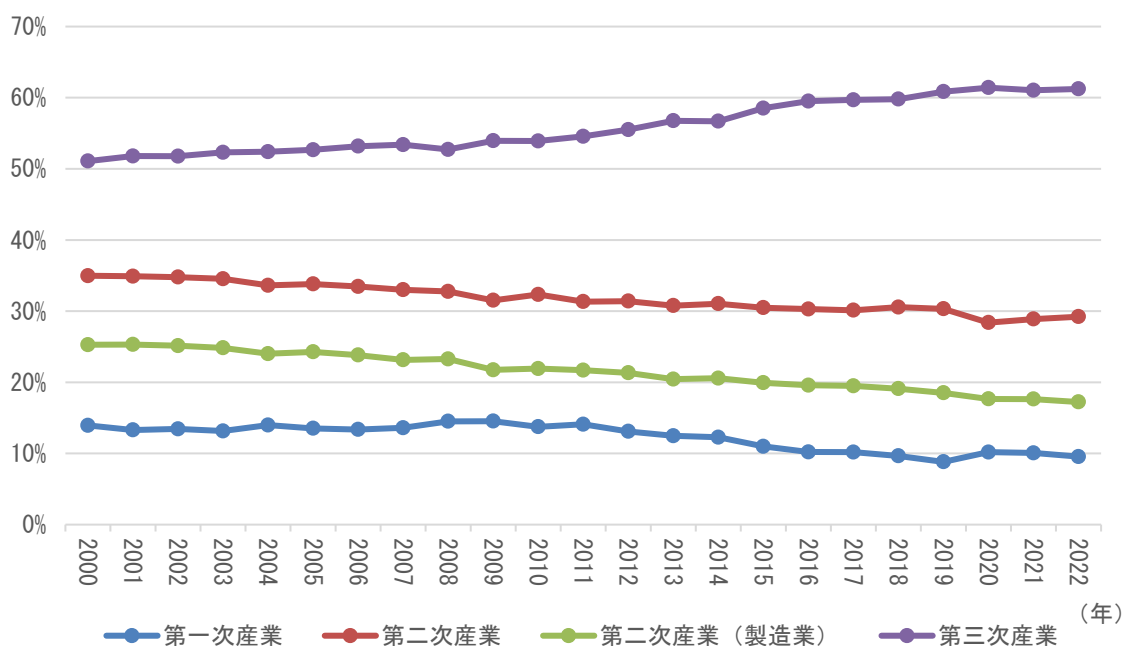
	単位	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
名目 GDP	億ドル	2,839	2,975	3,064	3,186	3,285	3,468	3,768	3,618	3,941	4,043
一人あたり GDP	ドル	2,903	2,996	3,039	3,108	3,153	3,280	3,512	3,326	3,576	3,623
実質 GDP 成長率	%	6.8	6.3	6.3	7.1	6.9	6.3	6.1	-9.5	5.7	7.6
人口	万人	9,779	9,931	10,083	10,253	10,417	10,576	10,729	10,877	11,020	11,157
消費者物価上昇率	%	2.6	3.6	0.7	1.2	2.9	5.3	2.4	2.4	3.9	5.8
輸出額	億ドル	539	619	586	561	631	674	709	634	746	808
輸入額	億ドル	680	710	733	914	928	1,089	1,208	898	1,244	1,429
貿易収支	億ドル	-91	-66	-159	-320	-332	-500	-464	-299	-488	-662
経常収支	億ドル	114	108	73	-12	-21	-89	-30	116	-60	-
直接投資流入額	億ドル	2,740	1,870	2,452	2,190	1,057	1,833	3,901	1,121	1,925	2,419
外貨準備高	億ドル	832	795	807	807	816	785	878	1,101	1,188	961
為替レート(年平均)	ペソ/ドル	47.5	50.4	52.7	51.8	50.4	52.7	51.8	49.6	49.3	54.5

(出所) IMF、World Bank、国連貿易開発会議統計 (UNCTAD Stat) より作成

## 2. 産業構造

フィリピンにおける産業構造は、長年にわたりサービス業に依存する状況が続いている。その比率は2000年から2022年までの期間で51%から61%へ増加し続けている。第1次産業は2000年には全産業の14%を占めていたが、2022年には10%まで下落した。第2次産業の全体に占める構成比は2000年の35%から2022年の29%と下落しており、特に製造業の推移が8%低下している。

図表 3-4 第1～3次産業の構成比の推移



(出所) PSA 公表資料より作成

産業別 GDP (名目) の構成比を見ると、第3次産業が特に増加傾向にあり、第1次産業や第2次産業は構成比としては低下しているが、経年推移で見ると全ての産業の名目 GDP は伸長している。第2次産業の名目 GDP では、インフラ整備に注力していることから建設業の伸び率が13.1%と顕著である一方で、製造業は6.1%と鈍化しており、構成比でも4%下落している。

製造業の日系企業は、近年の社会情勢による燃料費の高騰や為替変動の影響を受け、原材料の調達コスト、物流コストが上昇していることを課題としている。第3次産業の内訳で特筆すべきは「金融業」である。新型コロナウイルスの影響により、非対面型のコミュニケーションが推奨され、デジタル金融サービスの需要が拡大したことが背景にある。

図表 3-5 産業別 GDP（名目）の構成比

(金額：100万ペソ)	名目 GDP			構成比		
	2012	2022	(年率)	2012	2022	(差分)
<b>全体</b>	11,060,589	22,024,515	9.0%	100%	100%	-
1. 農業、狩猟、林業及び漁業	1,448,473	2,103,198	4.8%	13%	10%	-4%
2. 産業部門	3,472,969	6,436,937	8.0%	31%	29%	-2%
a. 鉱業	131,767	280,250	9.9%	1%	1%	0%
b. 製造業	2,359,066	3,796,904	6.1%	21%	17%	-4%
c. 公益業	379,747	746,142	8.8%	3%	3%	0%
d. 建設業	602,390	1,613,641	13.1%	5%	7%	2%
3. サービス部門	6,139,147	13,484,380	10.3%	56%	61%	6%
a. 自動車・オートバイ、個人及び家庭用品の卸売り、貿易、修理	1,878,583	3,987,519	9.9%	17%	18%	1%
b. 輸送・倉庫	385,159	806,522	9.7%	3%	4%	0%
c. 宿泊・飲食	182,830	395,073	10.1%	2%	2%	0%
d. 通信	400,014	695,675	7.2%	4%	3%	0%
e. 金融	769,804	2,224,346	14.2%	7%	10%	3%
f. 不動産	671,761	1,249,334	8.1%	6%	6%	0%
g. 専門・事業サービス	534,130	1,350,601	12.3%	5%	6%	1%
h. 行政・防衛	453,354	1,114,045	11.9%	4%	5%	1%
i. 教育	428,422	883,972	9.5%	4%	4%	0%
j. 保健衛生、社会事業	155,558	411,713	12.9%	1%	2%	0%
k. その他	279,531	365,579	3.4%	3%	2%	-1%

(出所) PSA より作成

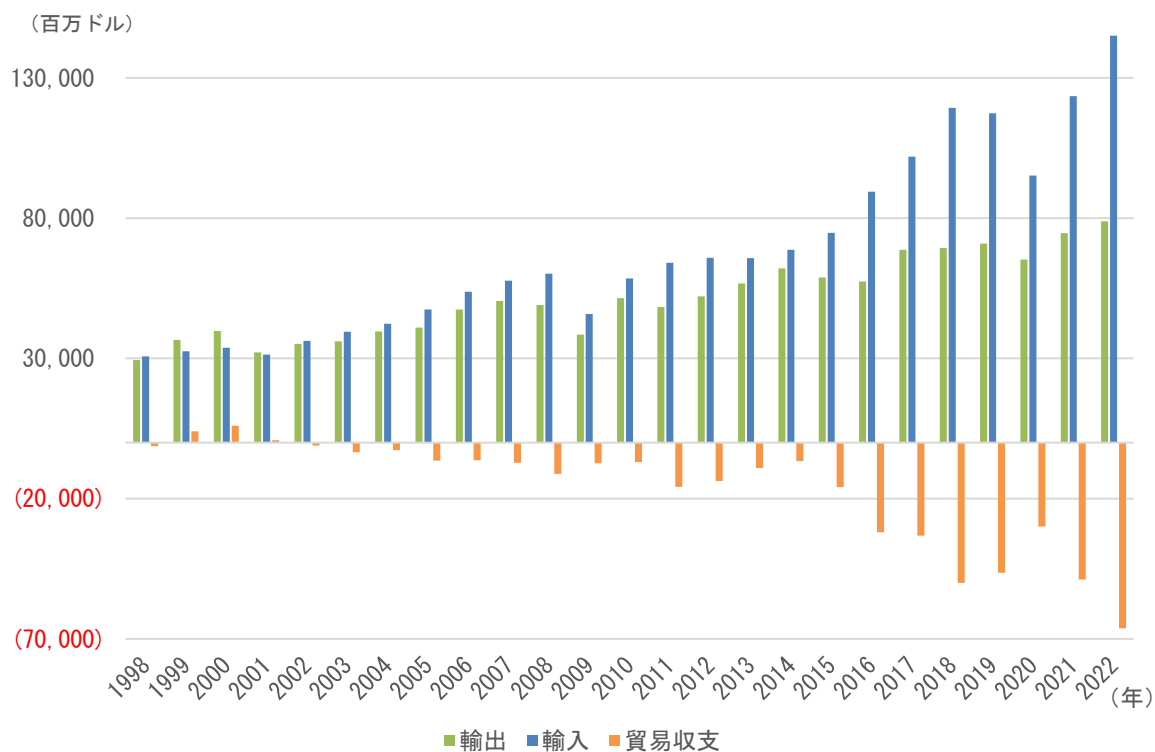
### 3. 貿易構造

#### (1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

フィリピンの貿易構造は他の東南アジア諸国とは異なる様相を呈しており、輸入の拡大傾向に起因する慢性的な貿易赤字が続いている。長期的な推移を見ると赤字額が拡大している。

東南アジアの近隣諸国が各年度によって貿易黒字と赤字を繰り返してきた状況に対して、フィリピンは 2003 年以降恒常的に貿易赤字となっている。この貿易・経常収支やペソ/外貨のレート構造はフィリピンの内需及び輸出の動向双方に大きく影響する。

図表 3-6 財の輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) IMF より作成

## (2) 品目別輸出・輸入の動向

フィリピンにおける最大の輸出品目は機械類・輸送用機器である。半製品として輸入したのち輸出するため、輸入・輸出ともに大きな割合を占める。1990年代に日米のメーカーが進出して以降、その構図は変わっていない。

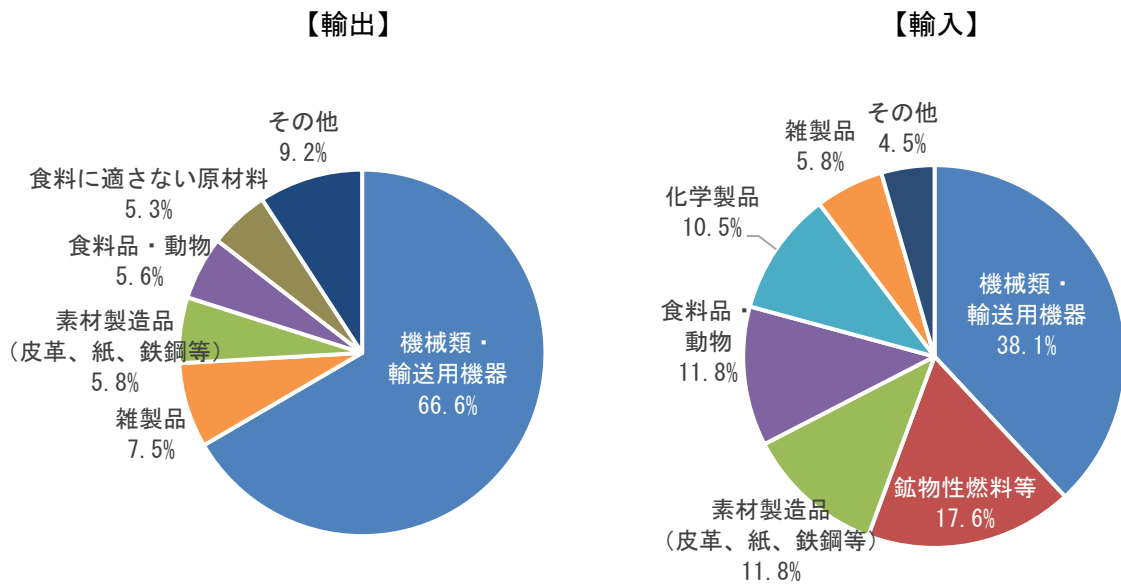
2010年、2011年においては一時的に輸出総額全体におけるシェアが著しく低下したが、これはエレクトロニクスが景気変動の影響を大きく受ける品目であり、輸出先の景気動向の影響を受けたためであると考えられる。実際、2012年にエレクトロニクスが輸出全体に占める割合は急激に回復し、2022年においては全体の約3分の2を占めるに至っている。

輸入品目としても、2022年に機械類・輸送用機器が全体の38.1%と最も多く、これは輸出志向型の現地日系企業による投資が加速していることも影響の一因となっている。

フィリピンに電気・電子産業が集積する理由としては、豊富な人材に加え、PEZA (Philippine Economic Zone Authority) 管轄の経済特区に進出した際に受けられるインセンティブ (法人所得税や関税の一部免除) などが挙げられる。



図表 3-7 2022 年輸出品目・輸入品目の構成割合



(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-8 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸出総額	51,995	56,698	61,810	58,648	56,313	68,713	67,488	70,927	65,214	74,620	78,929
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	3,176	4,196	4,278	2,927	3,162	4,292	4,108	4,937	4,564	4,541	4,397
	(6.1%)	(7.4%)	(6.9%)	(5.0%)	(5.6%)	(6.2%)	(6.1%)	(7.0%)	(7.0%)	(6.1%)	(5.6%)
飲料・たばこ	294	360	521	397	350	426	549	505	469	518	562
	(0.6%)	(0.6%)	(0.8%)	(0.7%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.8%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.7%)
食料に適さない原材料	1,808	3,089	4,013	2,677	2,130	2,422	2,487	2,868	3,207	3,906	4,217
	(3.5%)	(5.4%)	(6.5%)	(4.6%)	(3.8%)	(3.5%)	(3.7%)	(4.0%)	(4.9%)	(5.2%)	(5.3%)
鉱物性燃料等	1,263	2,136	1,837	775	750	1,037	1,144	1,047	711	882	1,238
	(2.4%)	(3.8%)	(3.0%)	(1.3%)	(1.3%)	(1.5%)	(1.7%)	(1.5%)	(1.1%)	(1.2%)	(1.6%)
動植物性油脂	1,167	1,352	1,507	1,208	1,194	1,680	1,185	985	1,043	1,591	2,292
	(2.2%)	(2.4%)	(2.4%)	(2.1%)	(2.1%)	(2.4%)	(1.8%)	(1.4%)	(1.6%)	(2.1%)	(2.9%)
化学製品	1,927	2,322	2,212	1,653	1,549	1,725	1,345	1,499	1,265	1,841	1,816
	(3.7%)	(4.1%)	(3.6%)	(2.8%)	(2.8%)	(2.5%)	(2.0%)	(2.1%)	(1.9%)	(2.5%)	(2.3%)
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	4,913	6,090	5,542	4,984	4,601	5,083	3,839	3,842	3,765	4,880	4,584
	(9.4%)	(10.7%)	(9.0%)	(8.5%)	(8.2%)	(7.4%)	(5.7%)	(5.4%)	(5.8%)	(6.5%)	(5.8%)
機械類・輸送用機器	31,013	31,574	35,579	37,871	36,321	45,161	45,801	48,287	44,305	49,640	52,604
	(59.6%)	(55.7%)	(57.6%)	(64.6%)	(64.5%)	(65.7%)	(67.9%)	(68.1%)	(67.9%)	(66.5%)	(66.6%)
事務用機器・コンピュータ	5,531	5,916	7,018	6,891	6,620	8,135	8,309	8,721	6,526	8,326	6,574
電気機器	19,024	20,476	21,864	24,407	23,529	30,086	30,543	32,199	31,882	34,723	39,919
雑製品	5,945	5,234	6,027	5,704	5,579	5,608	5,743	5,485	4,558	5,755	5,971
	(11.4%)	(9.2%)	(9.8%)	(9.7%)	(9.9%)	(8.2%)	(8.5%)	(7.7%)	(7.0%)	(7.7%)	(7.6%)
バッグ・旅行用品	60	176	263	426	505	489	582	746	421	647	706
衣類・同附属品	1,612	1,575	1,843	1,458	1,044	1,122	933	939	654	742	824
業務用機器・医療用機器	949	979	1,282	1,415	1,219	1,257	1,423	1,112	1,293	1,577	1,764
写真機器・光学機器・時計	1,222	1,189	1,092	946	1,300	1,192	905	745	510	615	726
その他の雑製品	1,867	972	1,086	1,011	1,119	1,058	1,399	1,395	1,150	1,568	1,410
その他	490	345	292	451	677	1,279	1,286	1,471	1,330	1,066	1,248
	(0.9%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.8%)	(1.2%)	(1.9%)	(1.9%)	(2.1%)	(2.0%)	(1.4%)	(1.6%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-9 主要輸入品目

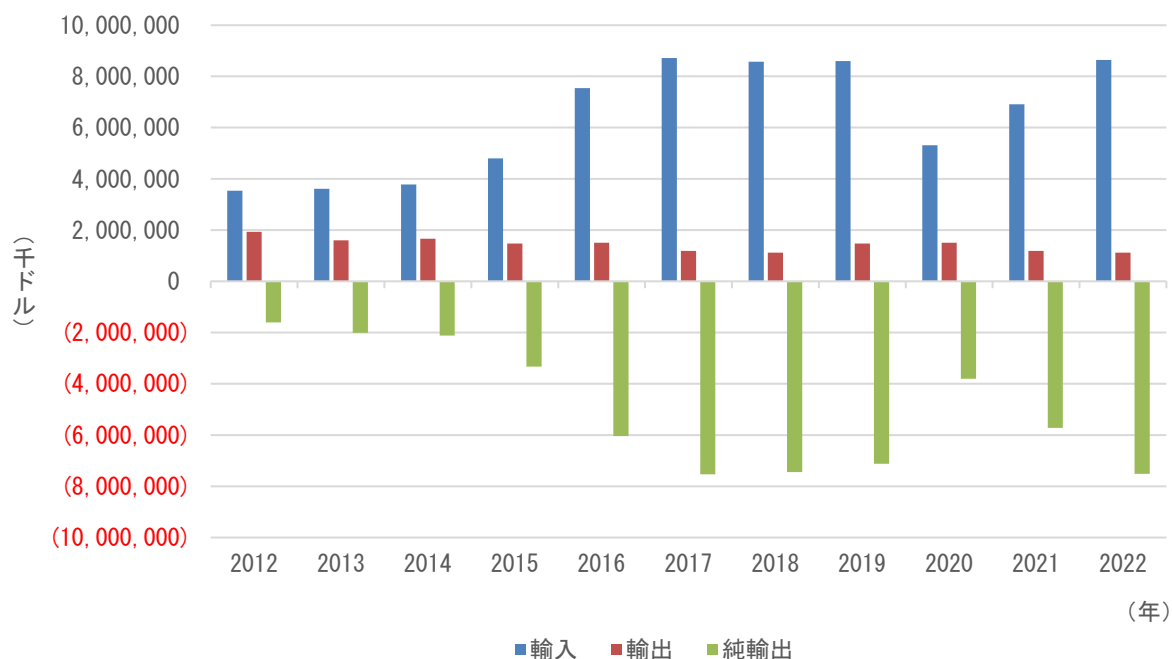
(100 万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入総額	65,350	65,705	67,719	70,153	85,909	101,889	115,038	117,247	95,067	124,390	145,880
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	6,077	6,089	7,214	7,159	8,429	9,340	10,940	12,350	11,392	13,922	17,210
	(9.3%)	(9.3%)	(10.7%)	(10.2%)	(9.8%)	(9.2%)	(9.5%)	(10.5%)	(12.0%)	(11.2%)	(11.8%)
肉・同調製品	492	567	836	834	911	1,078	1,241	1,238	1,076	1,874	2,274
穀物・同調整品	1,741	1,408	1,855	1,941	1,794	2,164	3,101	3,636	3,226	3,856	4,858
飼料	1,059	1,135	1,367	1,079	1,322	1,430	1,659	1,797	1,574	2,061	2,796
その他の食料品及び調製品	725	784	827	877	1,117	1,155	1,107	1,243	1,338	1,481	1,684
飲料・たばこ	237	292	297	309	463	540	657	675	534	610	767
	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.5%)
食料に適さない原材料	1,910	1,949	926	1,015	1,368	3,116	2,192	1,686	1,564	2,468	3,562
	(2.9%)	(3.0%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.6%)	(3.1%)	(1.9%)	(1.4%)	(1.6%)	(2.0%)	(2.4%)
鉱物性燃料等	14,093	13,537	13,590	8,292	8,345	11,402	13,835	14,073	8,256	15,428	25,676
	(21.6%)	(20.6%)	(20.1%)	(11.8%)	(9.7%)	(11.2%)	(12.0%)	(12.0%)	(8.7%)	(12.4%)	(17.6%)
石炭・コークス・練炭	785	825	767	678	1,030	1,604	1,856	2,055	1,581	2,898	6,082
石油・同製品	12,633	11,923	12,228	7,315	6,897	9,166	11,324	11,205	5,937	11,271	18,277
動植物性油脂	405	285	624	641	925	1,176	1,084	930	1,045	1,666	2,100
	(0.6%)	(0.4%)	(0.9%)	(0.9%)	(1.1%)	(1.2%)	(0.9%)	(0.8%)	(1.1%)	(1.3%)	(1.4%)
化学製品	6,712	6,507	7,453	7,113	8,690	10,032	10,743	11,612	10,572	15,006	15,264
	(10.3%)	(9.9%)	(11.0%)	(10.1%)	(10.1%)	(9.8%)	(9.3%)	(9.9%)	(11.1%)	(12.1%)	(10.5%)
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	5,663	6,069	6,761	7,520	10,562	13,074	15,725	15,101	12,398	16,398	17,213
	(8.7%)	(9.2%)	(10.0%)	(10.7%)	(12.3%)	(12.8%)	(13.7%)	(12.9%)	(13.0%)	(13.2%)	(11.8%)
紙・同製品	815	828	898	927	1,131	1,328	1,514	1,599	1,401	1,574	1,755
織物用糸・繊維製品	796	908	876	870	1,218	1,280	1,522	1,616	1,208	1,491	1,470
非金属鉱物製品	589	716	798	965	1,267	1,519	1,898	2,130	1,721	2,194	2,345
鉄鋼	1,472	1,558	1,891	2,012	3,401	4,428	6,036	4,601	4,006	5,619	6,115
金属製品	742	809	907	1,196	1,457	1,990	2,130	2,602	2,063	2,582	2,666
機械類・輸送用機器	27,553	28,214	27,598	34,356	42,064	47,271	53,052	53,029	43,229	51,336	55,590
	(42.2%)	(42.9%)	(40.8%)	(49.0%)	(49.0%)	(46.4%)	(46.1%)	(45.2%)	(45.5%)	(41.3%)	(38.1%)
電気機器	13,410	13,343	12,836	17,484	17,105	18,980	23,896	23,434	22,234	26,131	28,385
自動車・バイク等	3,534	3,611	3,778	4,800	7,540	8,716	8,569	8,595	5,309	6,908	8,636
雑製品	2,430	2,545	2,910	3,523	4,926	5,843	6,679	7,714	5,989	7,463	8,401
	(3.7%)	(3.9%)	(4.3%)	(5.0%)	(5.7%)	(5.7%)	(5.8%)	(6.6%)	(6.3%)	(6.0%)	(5.8%)
その他	270	219	347	226	136	96	131	77	89	94	97
	(0.4%)	(0.3%)	(0.5%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

また、裾野産業が広く雇用創出力の高い自動車の輸出入に目を向けると、自動車のフィリピン国内生産が過去10年間伸び悩んできた状況が窺える。

2012年から2022年にかけて、自動車及びバイクの輸出入は、2022年に2倍以上増加している輸入に対して輸出は概ね4割減である。その結果、輸入の増加分がそのまま貿易赤字の増加要因となっている。経済成長に伴って増加する自動車の需要を国外からの輸入で賄っており、後述するフィリピン国内での自動車生産台数と販売台数のギャップや、自動車の輸出が伸び悩んでいる事実は、フィリピン国内での自動車生産能力の脆弱さを表していると考えられる。2021年1月に、フィリピン貿易産業省が輸入完成車に対する緊急輸入制限（セーフガード）を発動すると発表した。海外からの輸入車が著しく増加し国内産業に重大な損害を与えうることを発動理由としていたが、関税委員会の調査により明確な根拠とはならないと判断され、発動は見送られた。

図表 3-10 自動車・バイクの輸出入の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

### (3) 輸出入の国別動向

次の図表はフィリピンにおける主要な国への2017年から2022年にかけての輸出増加額である。同期間において、全体の輸出総額は、12億ドル減少しているが、中国や米国が輸出先として伸長している。一方、日本の増加幅はわずかである。また、中国、香港、米国への電気機器の増加が著しく、他方で日本への素材製品（主に木製品・コルク製品）の減少が顕著である。

図表 3-11 品目別輸出増加額（対主要輸出国・地域：2017→2022年）

（分野、億ドル）	米国	香港	日本	中国	シンガポール	小計	全体
全体	28	15	2	29	9	84	-12
食品・動物	0	-1	1	3	0	4	-2
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	1	0	-11	7	0	-3	-12
木製品・コルク製品	0	0	-10	3	0	-6	1
機械類・輸送用機器	24	19	8	10	8	69	6
事務用機器・コンピュータ	4	-2	-4	-13	-1	-16	2
通信・音響機器	4	-1	2	0	0	6	1
電気機器	18	23	9	23	8	81	5
その他輸送用機器	-1	0	1	0	0	1	-2

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、個別の項目の合計と全体は一致しない。

（出所） UNCTAD Stat より作成

次の図表はフィリピンにおける主要輸入国・地域からの2017年から2022年における品目別輸入増加額である。国全体で輸入の増加が顕著だったのは中国で、113億ドル増加しており、次いでシンガポールが26億ドル増加している。中国からの輸入は機械類・輸送用機器が52億ドル増加しており、そのうち特に電気機器が31億ドルの増加となっている。他方で、シンガポールからの輸入は、石油・同製品が15億ドル増加している。日本からの輸入では、電気機器が13億ドルの増加となっている。

図表 3-12 品目別輸入増加額（対主要輸入国・地域：2017→2022年）

（分野、億ドル）	米国	香港	日本	中国	シンガポール	小計	全体
全体	14	4	13	113	26	169	440
鉱物性燃料等	0	0	9	4	14	27	143
石油・同製品	1	0	9	4	15	28	91
化学製品	4	0	5	16	1	25	52
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	-1	-1	6	23	0	26	41
鉄鋼	0	0	2	6	0	8	17
金属製品	0	0	0	6	0	5	7
機械類・輸送用機器	-8	5	-6	52	7	50	83
通信・音響機器	0	-4	0	-2	1	-5	-8
電気機器	-2	7	13	31	6	54	94
雑製品	1	0	-1	12	3	14	26

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、個別の項目の合計と全体は一致しない。

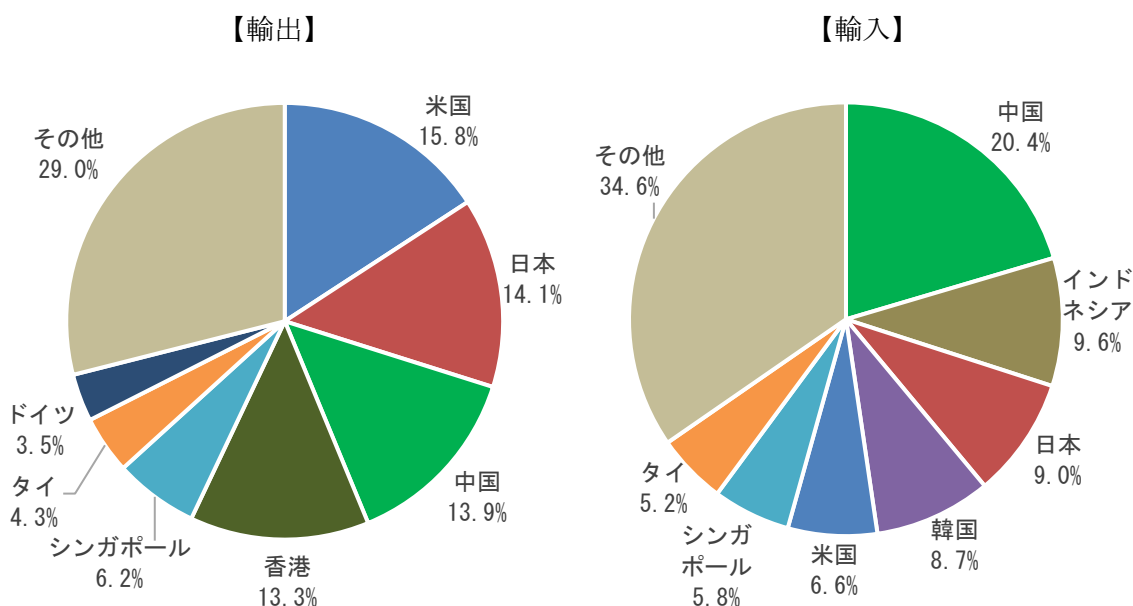
（出所） UNCTAD Stat より作成

輸出相手国・地域を全体から俯瞰すると、2022年は米国が15.8%を占めている。一方、中国に対する輸出総額は13.9%にとどまる。ドゥテルテ前政権時は、米国と距離を置き中国に歩み寄る姿勢を見せていたが、経済的には依然として米国への依存度が高い状況が見て取れた。現政権であるマルコス大統領は一転して親米路線としており、今後の傾向も変わらないと考えられる。

輸入相手国・地域を見ると、中国が単独で20.4%を占め、2位のインドネシア(9.6%)と3位の日本(9.0%)の合計輸入額を超えている。中国からの輸入額は2012年の71億ドルから2022年の298億ドルと右肩上がり増加を続けている。

貿易収支は、恒常的に赤字である。取引金額が大きくなる自動車の輸出が育っていないほか、最大の輸出品目であるエレクトロニクス産業についても半製品を輸入して加工の上輸出する形態が多いことや、エネルギー源の輸入が輸出を超過していることなどが原因として挙げられる。

図表 3-13 主要輸出・輸入相手国・地域（2022年）



(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 主要輸出相手国・地域

(単位:100 万ドル /暦年)		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
輸出		51,995 100.0%	56,698 100.0%	61,810 100.0%	58,648 100.0%	56,313 100.0%	68,713 100.0%	67,488 100.0%	70,927 100.0%	65,214 100.0%	74,620 100.0%	78,929 100.0%	
先進国	日本	9,881 19.0%	12,048 21.3%	13,919 22.5%	12,381 21.1%	11,674 20.7%	10,853 15.8%	9,474 14.0%	10,675 15.1%	10,034 15.4%	10,722 14.4%	11,094 14.1%	
	韓国	2,862 5.5%	3,400 6.0%	2,532 4.1%	2,512 4.3%	2,095 3.7%	4,333 6.3%	2,542 3.8%	3,241 4.6%	2,855 4.4%	2,574 3.4%	3,127 4.0%	
	台湾	1,915 3.7%	1,983 3.5%	2,446 4.0%	2,177 3.7%	2,056 3.7%	2,451 3.6%	2,473 3.7%	2,253 3.2%	2,121 3.3%	2,525 3.4%	2,965 3.8%	
	香港	4,776 9.2%	4,541 8.0%	5,594 9.0%	6,199 10.6%	6,583 11.7%	9,025 13.1%	9,554 14.2%	9,625 14.2%	9,226 13.6%	9,932 14.1%	9,932 13.3%	10,479 13.3%
	フランス	361 0.7%	309 0.5%	331 0.5%	416 0.7%	727 1.3%	808 1.2%	1,119 1.7%	802 1.1%	479 0.7%	514 0.7%	737 0.9%	
	シンガポール	4,864 9.4%	4,142 7.3%	4,454 7.2%	3,650 6.2%	3,701 6.6%	3,974 5.8%	4,234 6.3%	3,832 5.4%	3,774 5.8%	4,195 5.6%	4,909 6.2%	
	米国	7,406 14.2%	8,337 14.7%	8,733 14.1%	8,811 15.0%	8,671 15.4%	9,667 14.1%	10,550 15.6%	11,574 16.3%	10,026 15.4%	11,859 15.9%	12,477 15.8%	
	ドイツ	1,957 3.8%	2,339 4.1%	2,660 4.3%	2,646 4.5%	2,293 4.1%	2,676 3.9%	2,809 4.2%	2,723 3.8%	2,377 3.6%	2,938 3.9%	2,779 3.5%	
	オランダ	1,551 3.0%	1,749 3.1%	1,892 3.1%	1,772 3.0%	1,716 3.0%	2,518 3.7%	2,481 3.7%	2,266 3.2%	1,920 2.9%	2,254 3.0%	2,941 3.7%	
	途上国	中国	6,159 11.8%	7,025 12.4%	8,034 13.0%	6,393 10.9%	6,192 11.0%	8,017 11.7%	8,699 12.9%	9,814 13.8%	9,830 15.1%	11,531 15.5%	10,966 13.9%
タイ		2,446 4.7%	1,909 3.4%	2,352 3.8%	2,263 3.9%	2,130 3.8%	2,741 4.0%	2,717 4.0%	2,972 4.2%	2,877 4.4%	3,451 4.6%	3,374 4.3%	
マレーシア		1,018 2.0%	1,375 2.4%	1,161 1.9%	1,199 2.0%	1,189 2.1%	1,714 2.5%	1,930 2.9%	1,825 2.6%	1,771 2.7%	1,892 2.5%	2,444 3.1%	
その他	6,799 13.1%	7,539 13.3%	7,702 12.5%	8,228 14.0%	7,286 12.9%	9,937 14.5%	8,906 13.2%	9,324 13.1%	7,923 12.1%	10,233 13.7%	10,637 13.5%		

【参考】

ASEAN	9,804 18.9%	8,844 15.6%	9,211 14.9%	8,537 14.6%	8,401 14.9%	10,129 14.7%	10,771 16.0%	10,816 15.2%	10,244 15.7%	12,153 16.3%	13,457 17.0%
EU	5,272 10.1%	5,977 10.5%	6,264 10.1%	6,695 11.4%	6,316 11.2%	9,085 13.2%	8,304 12.3%	7,780 11.0%	6,537 10.0%	8,060 10.8%	8,701 11.0%

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-15 主要輸入相手国・地域

(単位:100 万ドル/暦年)		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入		65,350 100.0%	65,705 100.0%	67,719 100.0%	70,153 100.0%	85,909 100.0%	101,889 100.0%	115,038 100.0%	117,247 100.0%	95,067 100.0%	124,390 100.0%	145,880 100.0%
先進国	日本	6,961 10.7%	5,595 8.5%	5,539 8.2%	6,761 9.6%	10,196 11.9%	11,798 11.6%	11,397 9.9%	11,218 9.6%	9,219 9.7%	11,832 9.5%	13,086 9.0%
	韓国	4,731 7.2%	5,050 7.7%	5,234 7.7%	4,550 6.5%	5,623 6.5%	8,820 8.7%	11,503 10.0%	8,760 7.5%	7,243 7.6%	9,630 7.7%	12,730 8.7%
	台湾	5,077 7.8%	5,125 7.8%	4,591 6.8%	5,481 7.8%	5,374 6.3%	5,412 5.3%	5,748 5.0%	4,968 4.2%	4,929 5.2%	6,030 4.8%	7,094 4.9%
	香港	1,553 2.4%	1,373 2.1%	1,657 2.4%	1,901 2.7%	2,540 3.0%	2,865 2.8%	3,198 2.8%	3,771 3.2%	2,921 3.1%	3,422 2.8%	3,243 2.2%
	米国	7,590 11.6%	7,418 11.3%	5,997 8.9%	7,629 10.9%	7,681 8.9%	8,310 8.2%	8,297 7.2%	8,556 7.3%	7,404 7.8%	8,278 6.7%	9,691 6.6%
	シンガポール	4,654 7.1%	4,418 6.7%	4,705 6.9%	4,880 7.0%	5,597 6.5%	5,882 5.8%	6,311 5.5%	6,935 5.9%	5,888 6.2%	7,247 5.8%	8,461 5.8%
	ドイツ	1,503 2.3%	2,418 3.7%	2,749 4.1%	2,593 3.7%	2,010 2.3%	2,098 2.1%	2,493 2.2%	2,988 2.5%	2,067 2.2%	2,158 1.7%	2,040 1.4%
途上国	中国	7,136 10.9%	8,597 13.1%	10,284 15.2%	11,478 16.4%	15,916 18.5%	18,478 18.1%	22,579 19.6%	26,756 22.8%	22,010 23.2%	28,210 22.7%	29,796 20.4%
	マレーシア	2,620 4.0%	2,402 3.7%	3,209 4.7%	3,305 4.7%	3,417 4.0%	3,973 3.9%	4,286 3.7%	4,913 4.2%	4,239 4.5%	5,573 4.5%	6,681 4.6%
	タイ	3,643 5.6%	3,569 5.4%	3,598 5.3%	4,434 6.3%	6,726 7.8%	7,065 6.9%	7,948 6.9%	7,249 6.2%	5,173 5.4%	7,238 5.8%	7,656 5.2%
	インドネシア	2,925 4.5%	2,983 4.5%	3,185 4.7%	3,109 4.4%	4,708 5.5%	6,754 6.6%	6,789 5.9%	7,299 6.2%	6,120 6.4%	9,030 7.3%	13,936 9.6%
	ベトナム	1,021 1.6%	871 1.3%	1,348 2.0%	1,273 1.8%	1,982 2.3%	2,803 2.8%	3,225 2.8%	3,860 3.3%	3,338 3.5%	4,469 3.6%	4,773 3.3%
その他	15,937 24.4%	15,886 24.2%	15,624 23.1%	12,760 18.2%	14,140 16.5%	17,633 17.3%	21,263 18.5%	12,760 18.2%	14,140 16.5%	17,633 17.3%	21,263 18.5%	

【参考】

ASEAN	14,954 25.3%	14,282 25.4%	16,159 28.1%	17,042 23.6%	22,495 22.9%	26,608 21.7%	28,664 23.9%	30,619 26.1%	25,090 26.4%	34,247 27.5%	42,300 29.0%
EU	4,602 7.0%	6,206 9.4%	7,451 11.0%	6,195 8.8%	6,285 7.3%	6,534 6.4%	8,165 7.1%	9,023 7.7%	6,407 6.7%	8,164 6.6%	8,296 5.7%

(出所) UNCTAD Stat より作成



図表 3-16 国別の貿易収支の推移

(単位:100 万ドル /暦年)		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
貿易収支		-13,355	-9,008	-5,909	-11,505	-29,596	-33,177	-47,550	-46,321	-29,852	-49,771	-66,951
先進国	日本	2,920	6,454	8,380	5,620	1,478	-945	-1,923	-543	815	-1,110	-1,992
	韓国	-1,869	-1,651	-2,702	-2,039	-3,528	-4,486	-8,961	-5,519	-4,388	-7,056	-9,603
	台湾	-3,161	-3,141	-2,145	-3,304	-3,318	-2,961	-3,275	-2,715	-2,808	-3,505	-4,129
	香港	3,223	3,169	3,937	4,299	4,043	6,160	6,356	5,854	6,305	6,510	7,236
	シンガポール	210	-276	-251	-1,230	-1,896	-1,908	-2,076	-3,103	-2,114	-3,052	-3,552
	米国	-184	919	2,736	1,182	990	1,357	2,253	3,018	2,622	3,581	2,786
	フランス	-575	-1,362	-2,007	-676	-279	-171	-477	-797	-190	-539	-414
	ドイツ	454	-79	-89	54	283	577	316	-265	310	780	739
	オランダ	1,226	1,434	1,504	1,357	1,179	1,853	1,819	1,580	1,326	1,643	2,109
途上国	中国	-977	-1,572	-2,250	-5,085	-9,724	-10,461	-13,881	-16,942	-12,180	-16,679	-18,831
	タイ	-1,197	-1,660	-1,246	-2,170	-4,596	-4,324	-5,232	-4,277	-2,296	-3,788	-4,282
	マレーシア	-1,602	-1,027	-2,048	-2,106	-2,228	-2,259	-2,356	-3,088	-2,469	-3,681	-4,237
	インドネシア	-2,085	-2,148	-2,426	-2,481	-4,115	-6,029	-5,923	-6,671	-5,528	-8,306	-13,070
	ベトナム	-428	-330	-973	-546	-1,236	-1,895	-2,281	-2,590	-2,057	-2,831	-3,051
その他		-9,311	-7,737	-6,328	-4,380	-6,650	-7,684	-11,909	-10,264	-7,201	-11,737	-16,662

【参考】

ASEAN	-5,150	-5,438	-6,948	-8,505	-14,094	-16,479	-17,893	-19,803	-14,846	-22,094	-28,843
EU	670	-229	-1,187	500	31	2,551	140	-1,243	130	-104	405

(出所) UNCTAD Stat より作成

## 4. ASEAN 中のフィリピン

### (1) ASEAN 中では成長余地が多く残されているフィリピン

1967年に5か国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で発足したASEANは、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在10か国で構成されている。フィリピンはASEAN10か国の中で面積は6番目の大きさであるにも拘わらず、人口は1億人を超えておりインドネシアの次に人口が多い国である。労働年齢の人口が豊富であることも投資先としての魅力である。また、人口の増加傾向が続きその国民が高い英語運用能力を持つフィリピンは、ASEANにおいて相対的な優位性を持つ。なお、フィリピンの名目GDPはASEAN10か国の中で6位と位置付けられており、名目GDP4,000億ドル台で見ると、ベトナム、マレーシア、次いでフィリピンと並んでいる。

図表 3-17 ASEAN 諸国の比較表（2023年）

	人口 万人	面積 1,000 km <sup>2</sup>	名目 GDP 億ドル	1人あたり GDP ドル
インドネシア	27,743 (1)	1,911 (1)	13,918 (1)	5,017 (5)
フィリピン	12,289 (2)	300 (6)	4,409 (6)	3,905 (7)
ベトナム	10,035 (3)	331 (4)	4,491 (4)	4,476 (6)
タイ	7,018 (4)	513 (3)	5,742 (2)	8,182 (4)
ミャンマー	5,421 (5)	677 (2)	640 (7)	1,180 (10)
マレーシア	3,340 (6)	331 (5)	4,470 (5)	13,382 (3)
カンボジア	1,615 (7)	181 (8)	306 (8)	1,896 (8)
ラオス	758 (8)	237 (7)	141 (10)	1,858 (9)
シンガポール	566 (9)	0.7 (10)	5,155 (3)	91,100 (1)
ブルネイ	44 (10)	6 (9)	155 (9)	35,104 (2)
【参考】				
中国	141,196	9,600	193,736	13,721
インド	143,651	3,287	37,369	2,601
日本	12,462	378	44,097	35,385
米国	33,554	9,834	268,546	80,035

(注) 括弧内はASEAN諸国内の順位を示す。

(出所) IMF, “World Economic Outlook (2023/4)”, 国際連合資料より作成

### (2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN 域内での関税率撤廃の動きや各国の経済成長に伴い、ASEAN 諸国内での貿易額は年々増加している。2022年のASEAN 諸国の域内向け輸出総額は4,243億ドルと、2012年（3,193億ドル）の約33%増加となった（図表3-18）。

フィリピンからの輸出を2012年と2022年で比べると、インドネシアを除く全てのASEAN加盟国に対して増加しているが、その増加額は約36億ドル（約37%増加）に上っている。これは、主にマレーシアとベトナム向けの輸出が10億ドル以上増加したことが影響している。2012年と2022年のフィリピンの輸入はASEAN全ての国で増加している。特にASEAN域内の輸入額の中でもとと大きかったシンガポールのほか、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムからの輸入量が1.5～3倍と大きく増加している。なお、貿易額は少額ではあるもののミャンマーやカンボジア、ブルネイ、ラオスからの輸入も増加している。

図表 3-18 ASEAN 諸国間の貿易額の変化（2012年→2022年）

(単位：100万ドル)

		輸出元国										
輸出先国	年	インドネシア	タイ	マレーシア	シンガポール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ブルネイ	ラオス	ASEAN10
インドネシア	12		11,209	8,937	42,729	840	2,358	24	9	460	2	66,568
	22		10,161	12,688	29,522	726	4,625	94	40	675	93	58,622
	Diff		-1,049	3,751	-13,207	-114	2,267	70	31	215	91	-7,945
タイ	12	6,635		12,182	14,400	2,446	2,832	2,395	177	473	881	42,421
	22	8,692		14,961	16,325	3,374	7,079	3,848	547	466	2,451	57,742
	Diff	2,057		2,778	1,925	928	4,247	1,453	370	-7	1,570	15,321
マレーシア	12	11,280	12,428		46,851	1,018	4,500	428	104	89	0	76,698
	22	15,554	12,482		43,784	2,444	5,584	299	100	1,441	30	81,717
	Diff	4,274	54		-3,068	1,425	1,084	-129	-3	1,351	30	5,019
シンガポール	12	17,135	10,836	30,931		4,864	2,368	357	526	233	4	67,254
	22	15,077	10,089	52,706		4,909	4,306	200	318	1,928	82	89,615
	Diff	-2,058	-747	21,775		45	1,938	-156	-209	1,695	78	22,361
フィリピン	12	3,708	4,862	3,390	6,743		1,871	23	3	61	0	20,660
	22	11,556	7,263	6,404	11,161		5,236	198	31	427	7	42,283
	Diff	7,849	2,401	3,014	4,418		3,365	176	28	366	7	21,624
ベトナム	12	2,274	6,688	3,822	10,295	593		73	332	592	315	24,984
	22	8,528	13,028	12,208	13,336	1,722		241	1,871	580	752	52,267
	Diff	6,255	6,340	8,386	3,041	1,129		168	1,539	-12	437	27,283
ミャンマー	12	402	3,127	705	2,078	19	118		0	0	0	6,449
	22	1,064	4,622	1,342	3,950	67	522		4	54	0	11,626
	Diff	663	1,494	637	1,872	48	404		4	54	0	5,177
カンボジア	12	292	3,782	249	1,127	16	2,930	0		0	3	8,400
	22	892	8,520	526	5,775	54	5,786	8		18	120	21,698
	Diff	600	4,738	277	4,648	37	2,856	8		18	117	13,299
ブルネイ	12	82	191	691	864	7	17	0	0		0	1,852
	22	291	73	1,674	1,119	160	23	0	2		0	3,342
	Diff	209	-118	983	255	153	6	0	2		0	1,490
ラオス	12	24	3,610	13	26	1	433	0	2	0		24
	22	56	4,474	214	81	2	611	0	2	0		56
	Diff	32	864	201	55	1	178	0	1	0		32
ASEAN10	12	41,831	56,732	60,920	125,112	9,804	17,427	3,299	1,152	1,908	1,206	319,391
	22	61,711	70,711	102,722	125,051	13,457	33,771	4,888	2,916	5,589	3,535	424,351
	Diff	19,880	13,979	41,803	-62	3,653	16,345	1,590	1,764	3,681	2,330	104,960
輸出増-輸入増 (注)		27,825	-1,343	36,784	-22,423	-17,971	-10,938	-3,587	-11,535	2,191	998	104,960

(注) 統計誤差等のため、輸出からみた上記図表 3-18 は、輸入からみた数値とは必ずしも一致しない  
ラオスは IMF 予測値

(出所) IMF 資料より作成

## (3) 賃金コストで比較したフィリピンの位置付け

次の図表は、ジェトロの投資コスト比較調査（2022年度版）を基に、製造業、非製造業別に月間基本給と残業代や賞与等の年間支給分から求められた実質月額給与を表している。

賃金単価は総じて1人あたりGDPで表される所得水準と比例するが、一人あたりGDPが同水準にあるインドネシア（フィリピンの約1.29倍）との比較において、製造業はワーカー（ジャカルタはマニラの1.38倍）、エンジニア（同1.24倍）、中間管理職（同1.29倍）といずれもフィリピンが安価である。一方で非製造業においては、マネージャーの場合は状況が逆転し（同0.79倍）、フィリピンがインドネシアより割高となる。また、メトロマニラ（マニラ首都圏）内においても高層ビルが林立するマカティ市やボニファシオグローバルシティ（BGC）があるタギグ市と、それ以外のエリアでは街並みが様相を異にする。

図表 3-19 ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較

国名	都市名	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
1人あたりGDP						
シンガポール 91,100	シンガポール	1,905 (2,536)	2,681 (3,592)	4,195 (5,622)	2,692 (3,607)	4,722 (6,423)
マレーシア 13,382	クアラルンプール	430 (616)	818 (1,101)	1,649 (2,419)	941 (1,249)	2,076 (3,310)
タイ 8,182	バンコク	385 (633)	663 (1,071)	1,884 (2,269)	744 (1,151)	1,642 (2,321)
インドネシア 5,017	ジャカルタ	407 (590)	614 (887)	1,353 (1,918)	590 (811)	1,470 (2,086)
フィリピン 3,905	マニラ	294 (413)	495 (675)	1,051 (1,415)	516 (882)	1,863 (2,034)
ベトナム 4,475	ハノイ	250 (372)	519 (728)	1,057 (1,054)	759 (999)	1,544 (2,008)
	ホーチミン	311 (437)	591 (816)	1,253 (1,666)	721 (885)	1,546 (1,946)
ラオス 1,858	ビエンチャン	97 (131)	179 (215)	611 (578)	422 (528)	1,151 (1,436)
ミャンマー 1,858	ヤンゴン	92 (109)	198 (281)	475 (579)	431 (635)	922 (1,281)
カンボジア 1,896	プノンペン	246 (295)	497 (582)	885 (1,015)	547 (700)	1,303 (1,534)
中国 13,721	北京	1,369 (2,034)	1,856 -	3,161 (4,828)	1,576 (2,306)	3,199 (4,575)
	上海	1,124 (1,879)	1,304 (2,518)	2,509 (3,275)	1,441 (2,163)	2,978 (4,550)
	広州	669 (1,208)	1,239 (1,881)	1,865 (2,749)	1,155 (1,709)	2,530 (3,853)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含む年間総支給額」を12か月で割った実質月額コスト（ドル）

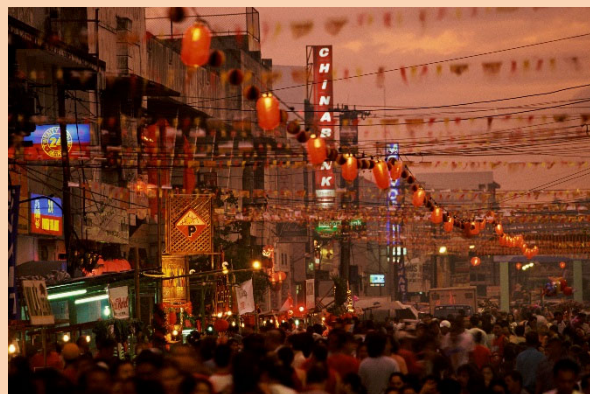
(出所) IMF、ジェトロより作成

賃金単価の数字にフォーカスすると ASEAN 諸国にはフィリピンより労働コストが安い国が存在する。しかし、労働コストの本質的価値を判断する上で、フィリピン国民の英語運用能力の高さ、若年人口の増加が続くことによる労働力供給の安定度合いなどを加味すると、投資先としてのフィリピンの魅力が見えてくる。

### ひとくちメモ 3： 中国と中華系フィリピン人の存在感

中国とフィリピンは少なくとも 13 世紀頃から交易がある。この長い関係により、中国文化はフィリピンに広く浸透し、影響を与えてきた。16 世紀のスペインによる植民地支配が始まると、交易は続いていたものの、中華系人口の増加を恐れた統治側による国外追放やカトリックへの改宗などの抑圧政策が始まった。残留のために改宗した中華系移民の町として、スペインは Binondo（チャイナタウン）を作ったが、結果この地域でフィリピン中国間の国際結婚が進み、人口は急速に増加していった。フィリピン人の特徴の一つである家族関係を重視する性質は、中国人から継承されたと言われている。

フィリピンの財閥のオーナーは、華僑が多いとされており、主要財閥である「SM グループ」、「JG サミットグループ」、「ジョリビーグループ」は、金融、不動産、食品、物流と多岐にわたる業界でフィリピン経済における影響力が大きいとされている。このような大手の財閥とビジネスにおいてジョイント・ベンチャーを組むことは敷居が高いと思われるが、フィリピンに進出しているいくつかの日系企業はリテールや食品、不動産業界などで提携している。



中華街

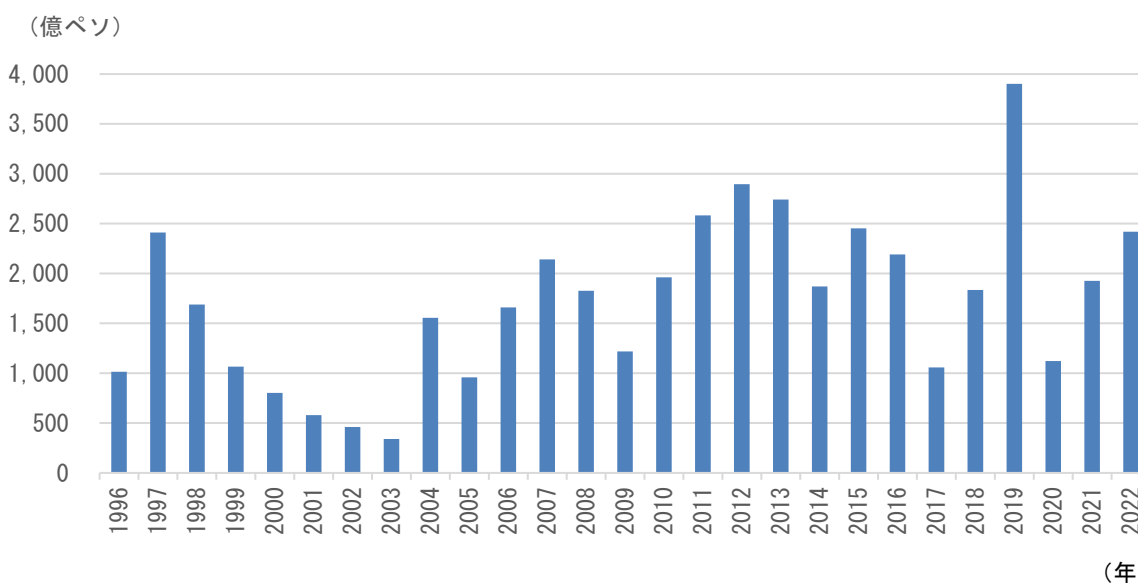
## 第4章 直接投資受入動向

### 1. 外国直接投資（FDI）受入動向

次の図表はフィリピンにおける外国直接投資受入状況（認可ベース）を示している。アジア通貨危機後に右肩下がりで投資額が減少し続け、底を打ったのは2003年だった。サブプライムローン・リーマンショック後には力強い回復を見せ、2011年に1997年の水準を上回った。

2019年には外国直接投資額が過去最高を記録した。これはフィリピン情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology: DICT）が、シンガポールの通信インフラ大手ヒアルルートのフィリピン現地法人との間で、1,340億ペソを投資して全国に6万kmの光ファイバー網を敷設するプロジェクトに関する合意覚書（MOA）を締結した<sup>14</sup>ことが要因である。2020年は通信業も新型コロナウイルスによる影響を受けたものの、2021年以降は米国企業を中心としたコールセンターの新規進出や増設により回復傾向にある。

図表 4-1 フィリピンの外国直接投資受入状況



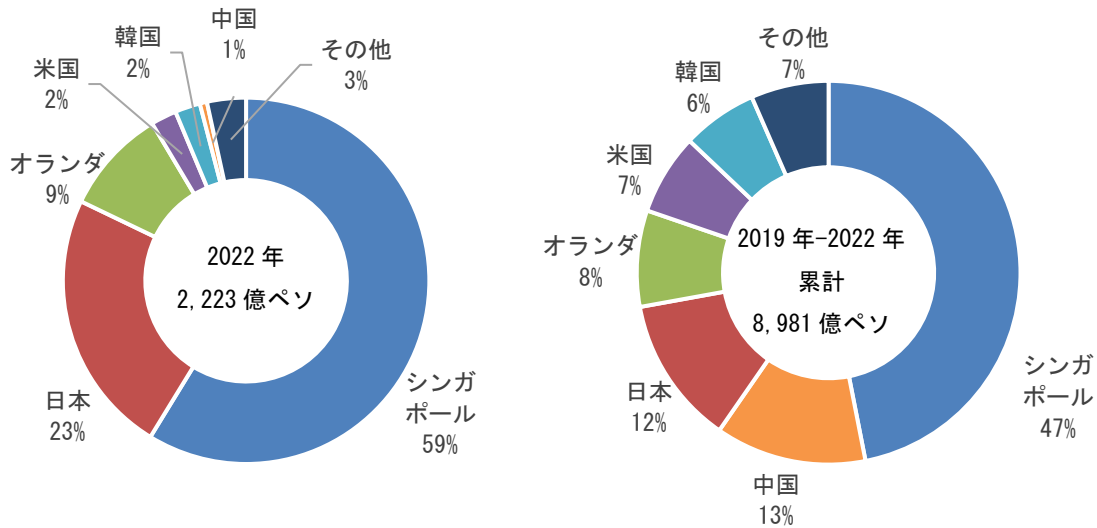
(出所) PSA より作成

### 2. 国別受入動向

直近4年間のフィリピンにおける外国直接投資の国別受入動向は、次の図表のとおりである。投資額は各年度の大規模案件等に左右され大きく変動するが、シンガポールからの投資が2022年単年で59%と過半数を超え、2019年～2022年の4年間累計の割合も伸び続けている。一方で、中国からの投資は累計13%であるのに対し、2022年単年では1%と、わずかな割合にとどまった。

<sup>14</sup> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/b068d9ca8b62173f.html>

図表 4-2 フィリピンの国別外国直接投資受入状況

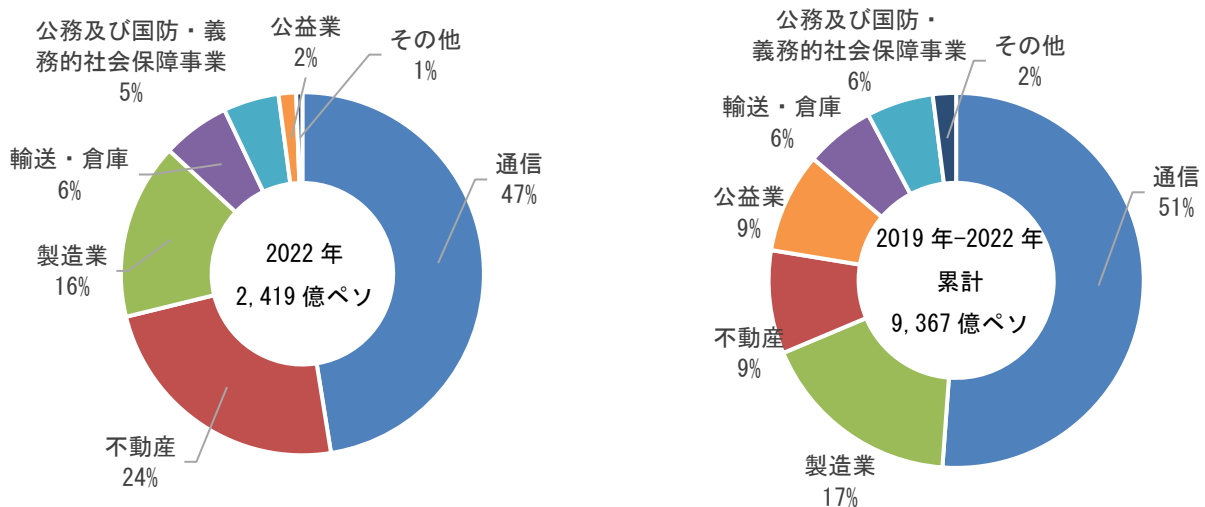


(出所) PSA より作成

### 3. 業種別受入動向

フィリピンにおける外国直接投資の業種別受入状況は次の図表のとおりである。2022年単年及び2019年～2022年の4年間累計では通信業の投資が最も大きい。4年間累計では、次いで製造業、不動産、公益業となっている。2021年にフィリピン経済区庁 (PEZA) による認可が進んだことで、マニラ首都圏でのソフトウェア開発やBPO産業が振興した。2019年ほどの伸び率はないものの2021年、2022年ともに通信業は受入額としてトップ業種であることは変わらない。

図表 4-3 フィリピンの業種別外国直接投資受入状況

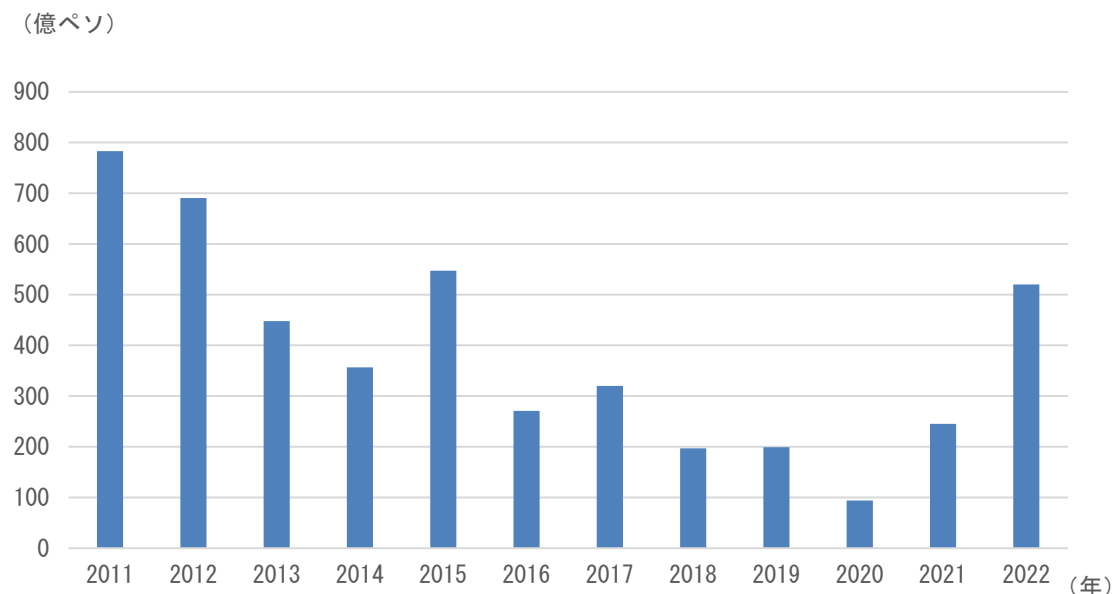


(出所) PSA より作成

#### 4. 日本からフィリピンへの直接投資

次の図表は日本からフィリピンへの直接投資（認可ベース）を示している。日本からの直接投資額は2011年をピークに以降減少傾向にあり、新型コロナウイルスの影響で2019年から2020年の投資額は落ち込んでいるものの、その後は回復傾向にある。

図表 4-4 日本からフィリピンへの直接投資額の推移



(出所) PSA より作成

次の図表は日系企業の進出事例である。製造・非製造、駐在員事務所・現地法人・出資等様々な業種及び形態での進出が見られる。

図表 4-5 日系企業の進出事例

業種	企業名	時期	資本金/投資額	概要
製造	日本光電工業	2022年12月	126百万ペソ (資本金)	販売子会社である日本光電シンガポール株式会社の支店をマニラに開設。生体情報のモニターや人口呼吸器などの医療電子機器を販売。
	NITTOKU	2023年7月	80万ドル (資本金)	ラグナ州ビニャン市に全額出資子会社を設立。工場自動化設備の販売やサービス・メンテナンス業務を実施。
非製造	スペクティ	2023年8月	不明	災害時に被害状況を可視化・予測するサービスをフィリピン向けにローカライズし、AIリアルタイム危機管理情報システムの普及を目指す。

(出所) ジェトロ資料より作成



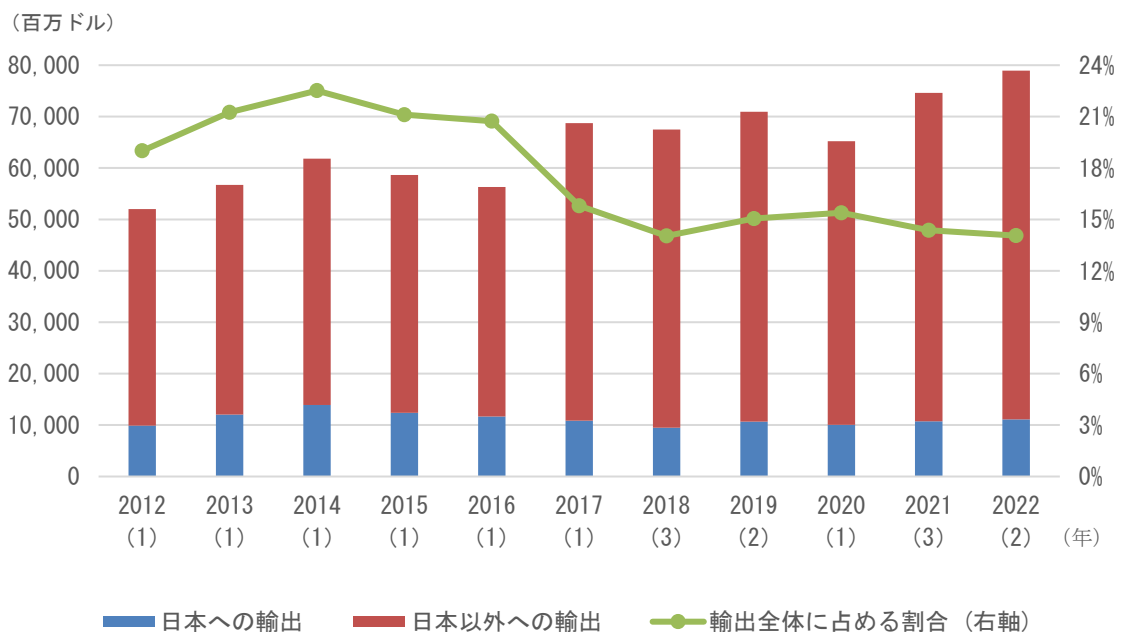
## 第5章 日比経済関係

### 1. 日比貿易

フィリピンの対日貿易は、輸出入ともに過去10年間を通して貿易全体の中で大きな割合を占めてきた。図表5-1と図表5-2は、2012年から2022年におけるフィリピンの対日輸出入の推移である。

輸出において、対日輸出がフィリピンの輸出全体に占める割合は、2014年の23%をピークに減少傾向にある。日本への輸出額は2012年から2017年にかけてトップであったが、2017年から低下し、以降2022年にかけて輸出全体に占める対日輸出の割合はほぼ横ばい傾向にある。なお、2022年におけるフィリピンの最大輸出相手国は米国であり、次いで日本となっている。

図表 5-1 フィリピンの輸出と対日輸出の対比



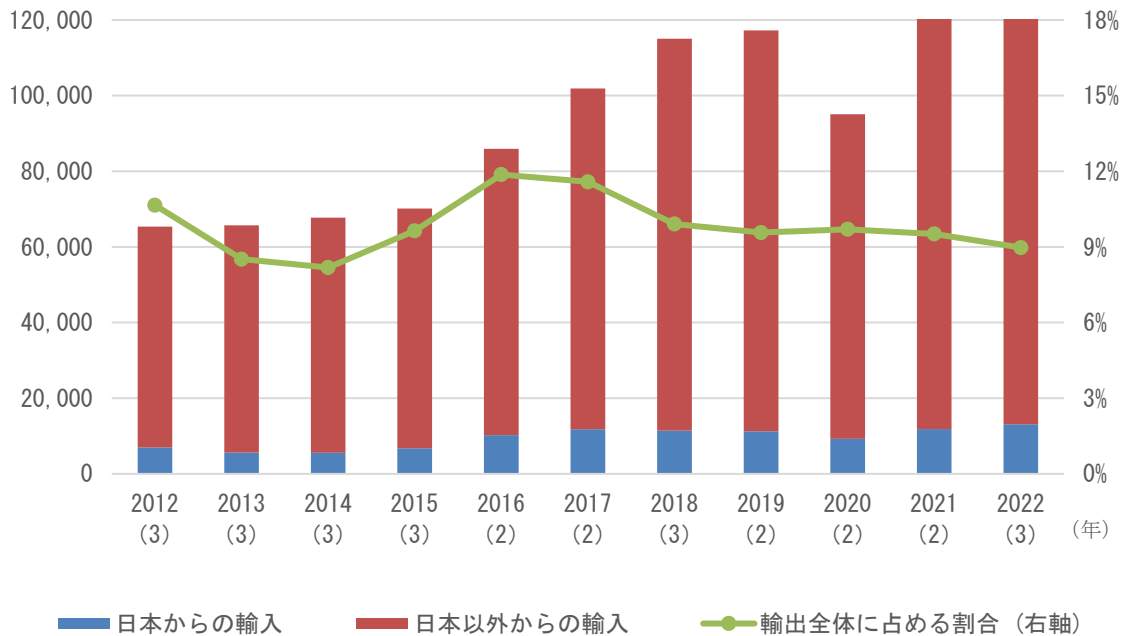
(注) 括弧内は輸出総額における日本のシェア順位

(出所) UNCTAD STAT より作成

輸入においても、日本が全体に占める割合が大きいことはその割合や順位から見て取れるが、2010年代に入って以降はその割合は低下傾向にあり2015年、2016年と一時的に上昇したものの、2017年以降は再び日本の存在感が低下し、2022年まで横ばい傾向にある。なお、2022年におけるフィリピンの最大輸入相手国は中国であり、次いでインドネシア、日本と続いている(図表3-13)。

図表 5-2 フィリピンの輸入と対日輸入の対比

(百万ドル)



(注) 括弧内は輸入総額における日本のシェア順位

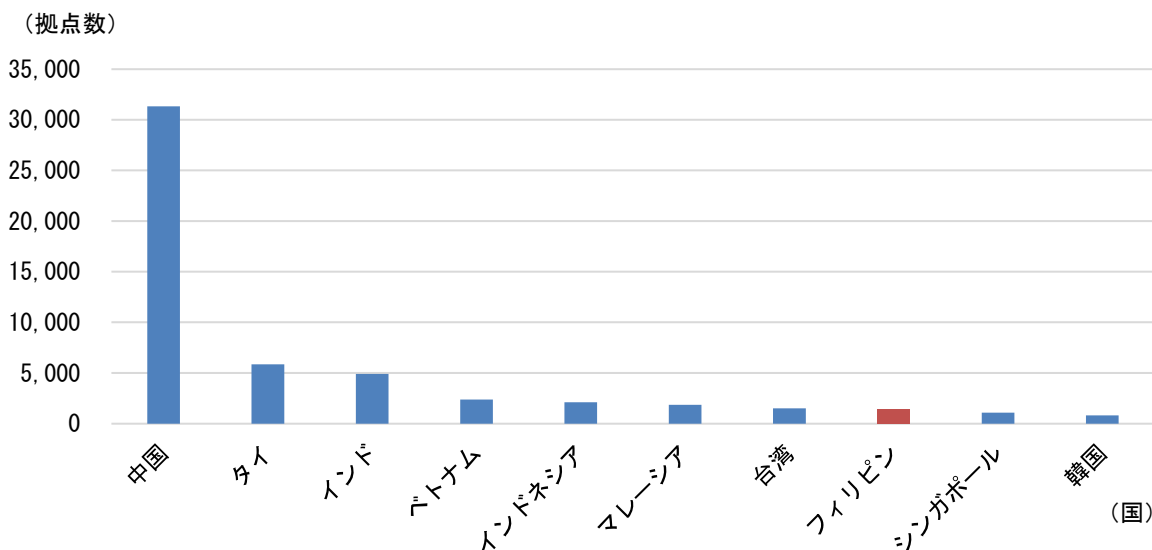
(出所) UNCTAD STAT より作成

## 2. フィリピンにおける日系企業

次の図表は在外公館別のフィリピンにおける日系企業の拠点数の推移である。2022年のアジアにおいて国単位でフィリピンより日系企業の登録拠点数が多かったのは中国、タイ、インド、ベトナム、インドネシア、マレーシア、台湾である。

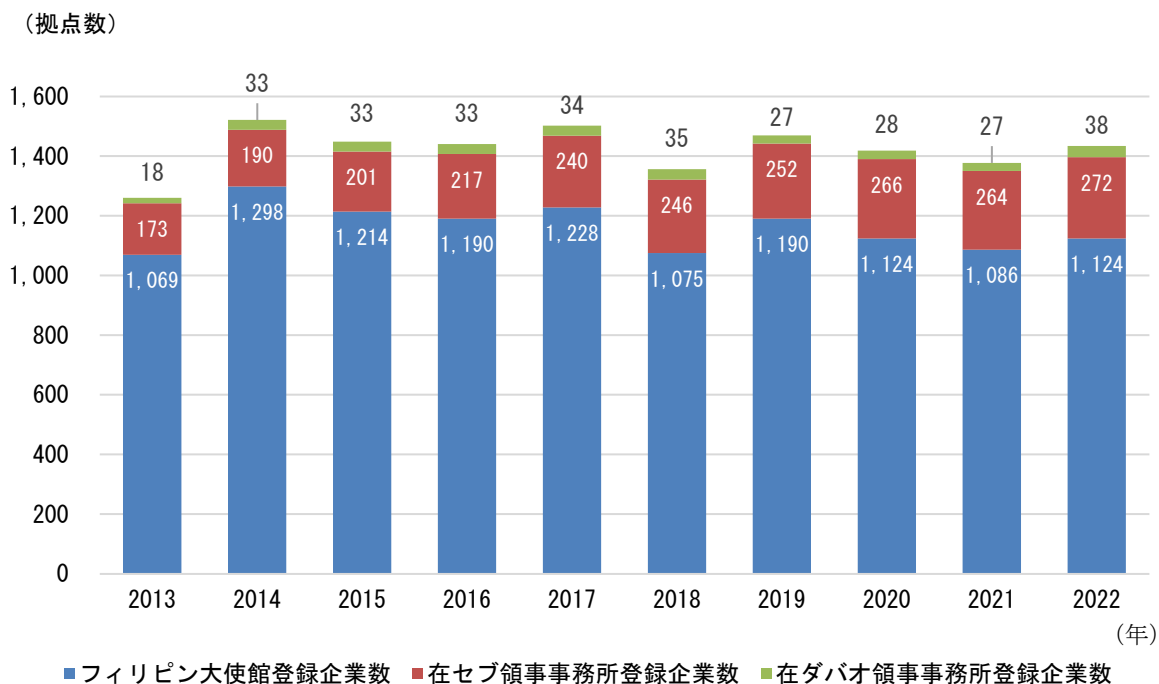
フィリピン国内の拠点数の分布はフィリピン（マニラ）大使館登録企業が圧倒的に多く、在ダバオ総領事事務所登録企業は拠点数・増減ともに少ない。一部の地域において治安に対する懸念は残るものの、ドゥテルテ前政権による外資規制緩和法が発行されたことや、CREATE法による法人所得税率の引き下げ等の税制上の優遇措置を提供したことで、今後の進出企業数の増加も期待される。

図表 5-3 アジアにおける日系企業拠点数の上位 10 か国（2022 年）



(出所) 海外在留邦人数調査統計より作成

図表 5-4 在外公館別日系企業数の推移



(出所) 海外在留邦人数調査統計より作成

### 3. 日・フィリピン経済連携協定締結

フィリピンにとっては初の二国間 EPA である日・フィリピン経済連携協定（Japan-Philippines Economic Partnership Agreement : JPEPA）は、2004年2月に交渉が開始され、2008年12月に発効した。この協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備に加え、人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携の推進を目的としている。

その概要は以下のとおりである（以下は外務省発行の「日・フィリピン経済連携協定の概要」による）。また、本合意内容に基づく対象品目ごとの最新の税率については、財務省貿易統計（<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>）により確認することが可能である。

#### (1) 往復貿易額の約94%で関税撤廃

- ①日本からの対フィリピン鉱工業品輸出→ほぼ全ての鉱工業品につき2008年12月の発効時から10年以内に関税撤廃
- ②農林水産品
  - (a) 日本市場へのアクセスの改善
  - (b) フィリピン市場へのアクセスの改善

#### (2) 包括的な連携推進

- ・サービス：コンピュータ、流通、金融、海運等でWTO（世界貿易機関）を超える自由化の約束（外資制限緩和等）。
- ・投資：原則として内国民待遇及び最恵国待遇の相互付与、パフォーマンス要求の禁止（ローカル・コンテンツ要件等）。
- ・知的財産：知的財産制度の透明性向上、権利行使の強化、協議メカニズムの設置、知的財産分野での協力。
- ・競争：反競争的行為に対する取り組みによる競争の促進及びその分野での協力。
- ・ビジネス環境の整備：相手国企業等からの苦情・照会を可能とする委員会を設置。
- ・協力：人材育成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー・環境、科学技術、貿易・投資促進、中小企業、観光、運輸、道路整備の10分野。
- ・人の移動：短期の商用訪問者、企業内転勤者、看護師・介護福祉士等。

日本の財務省は経済協定を利用したフィリピンからの輸入額を公表している（経済連携協定別時系列表）。次の図表はフィリピンからの輸入額のうちEPAを利用した輸入が占める割合、地域経済連携協定を利用した輸入の割合である。

図表 5-5 フィリピンから日本への輸入に占める EPA の利用額（億円）と割合

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入総額	9,011	10,763	10,738	9,829	10,961	11,524	11,561	10,007	11,967	14,251
JPEPA (割合)	2,180 24.2%	2,376 22.1%	2,516 23.4%	2,554 23.4%	2,653 26.0%	2,761 24.0%	2,818 24.4%	2,399 24.0%	2,832 23.7%	3,294 23.1%
地域 協定 (割合)	13 0.1%	42 0.4%	58 0.5%	80 0.5%	83 0.8%	74 0.6%	70 0.6%	70 0.7%	100 0.8%	158 1.1%

(出所) 日本国財務省貿易統計より作成

2013 年以降のフィリピンから日本への輸入総額は、2016 年と 2020 年の一時的な下落を除き増加しており、長期的に見れば、EPA を利用した輸入額は継続して増加傾向を示している。なお、地域協定を活用した輸入の全体に占める割合は 2022 年を除き 1%に満たない水準で推移している。

## 第6章 外資導入政策と管轄官庁

### 1. 外資導入政策

フィリピン政府は外国企業によるフィリピンへの直接投資誘致に積極的に取り組んでおり、規制緩和も進み、外国企業へ様々な優遇措置が与えられている。また、フィリピン政府は、1986年のコラソン・アキノ政権発足以来、国内外からの民間投資を積極的に促進することにより国の経済発展を遂げようという一貫した政策を採り続け、この基本方針は現フェルディナンド・マルコス政権においても同様である。特に前ドゥテルテ政権下において、外国投資法、公共サービス法、小売自由化法の関連3法が改正されるなど、外資規制が大きく緩和されている。

フィリピンの外資政策は、大きく以下の2つのアプローチを採っている。

- (1) 奨励分野に指定する特定業種や経済特区入居企業への優遇措置付与による外資誘致
- (2) 国内市場をターゲットとする外資への規制緩和による国内市場開放

### 2. 主な法律

フィリピンにおける外資導入政策を規定する主な法律として、(1)1987年オムニバス投資法(The Omnibus Investment Code)、(2)1991年外国投資法(Foreign Investment Act: FIA)、(3)1992年基地転換開発法(The Bases Conversion Development Act)、(4)1995年経済特区法(The Special Economic Zone Act)、(5)改正フィリピン会社法などがある。これらの各法律に則り、投資規制や優遇措置等が定められており、各法の概要は以下のとおりである。

なお、フィリピンにおいて外資の出資比率が制限される業種は、外国投資ネガティブリスト(Foreign Investment Negative List: FINL、第10章にて詳述)に記載される一定の業種に限られる。この外国投資ネガティブリストに記載のない業種については、100%外国資本による会社設立が可能である。ただし、100%外国資本による会社設立が可能であることと、優遇措置の対象になることは別である。100%外国資本が認められても、そのまま優遇措置の対象とはならない。投資奨励業種並びに優遇措置については、第9章にて詳述する。

#### (1) オムニバス投資法(行政命令226号)

オムニバス投資法は、フィリピンでの投資に関する全ての法律を合わせるかたちで1987年に制定された。オムニバス投資法は、税務上の優遇措置やその他の優遇措置を拡大してフィリピンへの投資を推進することを目的としている。オムニバス投資法は投資の種類及び奨励(優遇)措置の内容を次の図表のように分類している。別途1991年に外国投資法が制定されたことにより、インセンティブを伴わない投資に関する規定であった第Ⅱ部が無効化された。これによりオムニバス投資法は、インセンティブを伴う投資に関する法律として位置付けられている。

図表 6-1 オムニバス投資法による投資の種類と優遇措置の分類

大統領令 226 号	投資の種類及び奨励（優遇）措置の内容
第 I 部	奨励される投資（優遇措置付きの投資）
第 II 部（現在無効）	奨励措置が適用されない投資、 改正版：共和国法 7042 号（1991 年）
第 III 部	フィリピンに地域統括本部を設ける多国籍企業に対する奨励措置
第 IV 部	アジア・太平洋地域及びその他の外国市場向けに部品及び原材料供給のための地域統括倉庫を設立する多国籍企業に対する奨励措置
第 V 部	投資家特別居住ビザ（Special Investors Resident Visa: SIRV）
第 VI 部	エコノミックゾーンの企業に対する奨励措置

（出所）日本アセアンセンター

## （2）1991 年外国投資法（共和国法 7042 号）/改正外国投資法（共和国法 11647 号）

前述のとおり、外国投資法は従来オムニバス投資法に含まれていた「インセンティブを伴わない投資」に関する規定に替わる法律として 1991 年に共和国法 7042 号として制定されている。外国投資法は、ネガティブリストに登録されていない事業につき、輸出企業（生産物の 60%以上を海外へ輸出）の外国人出資制限を除去した。また、国内向企業の外国人所有制限も、ネガティブリストに登録されていない限り撤廃すると規定した。ネガティブリストに登録された場合、外国資本の出資率はそこでの規定値が上限となる（ネガティブリストは第 10 章参照）。

この外国投資法に対しては 2022 年 3 月 19 日に改正法（共和国法 11647 号）が発効され、最低払込資本金要件を引き下げるための要件が緩和されるなど、さらに外資規制の緩和が進んでいる。具体的には、外国資本比率が 40%超となる国内向企業は最低払込資本金を 20 万 US ドル相当以上とする必要がある中、改正前の外国投資法ではフィリピン国民を 50 名以上雇用する場合等の要件を設けて、最低払込資本金を 10 万 US ドル相当に引き下げることを可能にしていた。改正後はさらに要件が緩和され、(1) フィリピン科学技術省（Department of Science and Technology: DOST）が先進的技術を駆使していると認可した場合、(2) 革新的新興企業法に基づきスタートアップ又はスタートアップ支援機関とみなされる場合、又は (3) 直接雇用するフィリピン人従業員数が 15 人以上であって、直接雇用する従業員の過半数がフィリピン人である場合、最低払込資本金の引き下げ要件を満たすこととされた。また、今回の改正に伴って、外資誘致を目的とする省庁横断的委員会として「省庁間投資促進調整委員会（Inter-Agency Investment Promotion Coordination Committee : IIPCC）」が新設された。IIPCC は、貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）大臣を議長、財務省（Department of Finance: DOF）大臣を副議長とし、投資誘致機関や地方自治体と協力して「外国投資促進・マーケティングにかかる中長期計画（Foreign Investment Promotion and Marketing Plan : FIPMP）」を策定する予定である。

## （3）基地転換開発法（共和国法 7227 号）

基地転換開発法は 1992 年に制定され、軍事基地（クラーク空軍基地、スービック海軍基地、関連基地）を生産活動拠点へと転換すること、その管理機関として 1,000 億ペソを資本金とする基地転換開発公社、及び、その下部組織としてスービック湾地区行政庁、クラーク開発庁を設置した。

輸出企業につきスービック経済特区を物及び資本の移動に関する非課税地区とし、当該地区において5%総所得課税の適用を許可した。クラーク経済特区は同法成立後、大統領宣言により設定された。また、2007年に成立した成立同改正法（共和国法9400号）により、要件を具備してスービック湾地区行政庁、クラーク開発庁に登録された輸出企業は、共和国法7916号の法人所得税免除を付与されることとなった。

#### (4) 経済特区法（共和国法7916号）

経済特区法は特定の地域に対する投資を促進するため、1995年に制定された。同法は製品又はサービスにつき70%以上を輸出している経済特区に存在する登録輸出企業に関して、登録以降4年間（非パイオニア企業）、又は6年間（パイオニア企業）の法人所得税免税期間を設定し、同期間終了後においては5%総所得課税を課す優遇措置を規定している。なお、パイオニア企業とは、以下に従事する登録済み企業を言い、パイオニア企業の資格を与えられない企業が、非パイオニア企業である<sup>15</sup>。

- a. フィリピンで現在まで商業生産されたことのない財または原材料の生産
- b. 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法または工程の利用
- c. 農業、林業、鉱業及び/またはそれらに関連するサービス業
- d. 非在来燃料の生産または非在来エネルギー源を利用する設備の製造
- e. 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料、もしくはエネルギー源の利用、またはそれらの燃料への転換

#### (5) 改正フィリピン会社法（共和国法11232号）

フィリピン会社法上、株式会社に課せられていた会社設立時の資本要件について、授權資本（authorized capital）の最低25%相当の株式を引受け（subscribed capital）、引受株式の最低25%を払い込む（paid-up capital）という要件は撤廃され（共和国法11232号、改正フィリピン会社法、2019年2月23日施行）、会社設立に際しての資本要件はなくなった。他方、外国資本が40%を越える国内市場向け現地法人及び外国企業の支店には、外資規制として最低払込資本20万ドルという要件が設定されている（第8章3.参照）。また、増資の場面においては従来の25%の資本要件は依然として課せられている。

### 3. 外資政策管轄省庁

フィリピンにおいて、外資を含めた投資を促進し、優遇措置付与の権限を持つ政府機関は17ある。これらの投資促進機関は、それぞれ個別の根拠法に基づいて設立されており、優遇制度の内容も少しずつ異なっていることから、投資家にとって複雑で分かりにくかったり、比較に手間がかかったりするという難点が指摘されている。

<sup>15</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/ph/invest\\_03/pdfs/ph8B010\\_yuuguusochi.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/ph8B010_yuuguusochi.pdf)



主要な促進機関は、投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁 (PEZA)、クラーク開発公社 (CDC)、スービック湾首都圏庁 (SBMA) で、日本企業が最も多く活用しているのが PEZA、続いて BOI である。その他、マニラ首都圏北方のパンパンガ州クラーク地区やサンバレス州スービック地区等、旧米軍基地を民間転用して開発された経済特区に入居する企業は、それぞれ CDC や SBMA などの優遇措置を活用している。

図表 6-2 フィリピンの投資促進機関

	投資促進機関名	概要、住所、ウェブサイトアドレス
1	投資委員会 (The Board of Investment: BOI)	貿易産業省 (DTI) の附属機関として、様々な産業や投資の機械の促進を主導し、フィリピン人及び外国人投資家を支援する。 Industry and Investments Building, 385 Senator Gil Puyat Avenue, Makati City, 1200 Metro Manila <a href="https://boi.gov.ph/">https://boi.gov.ph/</a>
2	フィリピン経済区庁 (Philippine Economic Zone Authority: PEZA)	フィリピン各地に位置する公営、及び民営の輸出加工区 (ECOZONE) に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。 10th Floor, DoubleDragon Center West Building, DD Meridian Park, Macapagal Avenue, Pasay City 1302 <a href="http://www.peza.gov.ph/">http://www.peza.gov.ph/</a>
3	クラーク開発公社 (Clark Development Corporation: CDC)	ルソン島マニラ北部に位置する米軍基地跡のクラーク特別経済区に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。 Bldg. 2125, Elpidio Quirino St., Clark Freeport one, Pampanga (Business Dev't & Business Enhancement Group) <a href="http://www.clark.com.ph/">http://www.clark.com.ph/</a>
4	スービック湾首都圏庁 (Subic Bay Metropolitan Authority: SBMA)	ルソン島マニラ北部に位置する米軍基地跡のスービック湾自由港に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。 Subic Bay Freeport Zone Bldg. 229, Waterfront Road Olongapo City 2222 <a href="http://www.mysubicbay.com.ph/">http://www.mysubicbay.com.ph/</a>
5	ザンボアンガ特別経済区庁 (Zamboanga City Special Economic Zone Authority: ZCSEZA)	ミンダナオ島南西部に位置するザンボアンガ特別経済区、及び自由港に投資する企業に対し、各種優遇措置を付与している。 Zamboanga City Special Economic Zone Authority & Freeport San Ramon, Zamboanga City, 7000 Philippines <a href="http://zfa.gov.ph/">http://zfa.gov.ph/</a>
6	カガヤン経済区庁 (Cagayan Economic Zone Authority: CEZA)	ルソン島北部に位置するカガヤン特別経済区、及び自由港に投資する企業に対し、各種優遇措置を付与している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>10th Floor, Greenfield Tower, Mayflower and Williams Sts. Greenfield District, Mandaluyong, Metro Manila</li> <li>Administration Complex, Centro, Sta. Ana, Cagayan</li> </ul> <a href="https://ceza.gov.ph/">https://ceza.gov.ph/</a>
7	オーロラ特別経済特区庁 (Aurora Special Economic Zone Authority)	ルソン島中部に位置するオーロラ特別経済区に投資する企業に対し、PEZA 企業への優遇措置と類似した各種優遇措置を付与している。太平洋に面した戦略的立地と、その港湾を生かした船による輸出入が可能。 1 Corporate Campus, Sitio Motiong, Brgy. Esteves Casiguran, Province of Aurora, Philippines 3204 <a href="https://auroraecozone.com/">https://auroraecozone.com/</a>

	投資促進機関名	概要、住所、ウェブサイトアドレス
8	バターン自由港経済特区庁 (Authority of the Freeport Area of Bataan)	旧バターン経済特区がPEZA から独立してバターン自由港経済特区となり、バターン自由港経済特区庁が設立された。バターン自由港経済特区は既存のバターン経済特区と、バタンのマリベレス(Mariveles, Bataan)地区からなる。付与される各種優遇措置はバターン経済特区のときと変わらず、PEZAと同じである。 AFAB Administration Bldg. The Freeport Area of Bataan 2106 <a href="http://afab.gov.ph/">http://afab.gov.ph/</a>
9	フィリピン共和国基地転換開発公社 (Bases Conversion and Development Authority: BCDA)	旧米軍基地を投資誘致地区として開発することを主な目的とした公社。ジョンヘイ・ポロ・ポイント経済特区(Poro Point Freeport Zone: PPFZ)を管轄する子会社 Poro Point Management Corporation を持つ。 BCDA Corporate Center, 2nd Floor, Bonifacio Technology Center 31st St., Crescent Park West, Bonifacio Global City, Taguig 1634 <a href="http://www.bcda.gov.ph/">http://www.bcda.gov.ph/</a>
10	フィビデック工業開発公社 (Phividec Industrial Authority: PIA)	フィリピン国内の工業地域の開発を担う。工業地域に必要なインフラを整え、国内外からの投資を呼び込む。 MCT Complex, Tagoloan, Misamis Oriental 9001 <a href="https://piamo.gov.ph/">https://piamo.gov.ph/</a>
11	フィリピン退職庁 (Philippine Retirement Authority: PRA)	外国人に退職後のフィリピン居住を促進する機関。 29/F BDO Towers Valero, Paseo de Roxas, Makati City 1226 Metro Manila, Philippines <a href="https://pra.gov.ph/">https://pra.gov.ph/</a>
12	地域投資委員会(ムスリム・ミンダナオ自治区) (Regional Board of Investments-ARMM:RBOI-ARMM)	ムスリム・ミンダナオ自治区における投資委員会。 ARMM Complex, Cotabato City, 9600 -
13	観光インフラ及び企業誘致区庁 (Tourism Infrastructure and Enterprise Zone Authority: TIEZA)	観光産業の促進を担う機関。国内外からの観光産業への投資呼び込みも行っている。 6th-7th Floor, Tower 1 Double Dragon Plaza, DD Meridian Park cor. Macapagal Ave. and EDSA Extension, Bay Area, Pasay City <a href="http://tieza.gov.ph/">http://tieza.gov.ph/</a>
14	PPP センター (Public-Private Partnership (PPP) Center of the Philippines)	行政令(EO)第8号(2010年9月9日公布・施行)により、BOT センターを PPP センターと改称。管轄省庁が貿易産業省(DTI)から国家経済開発庁(The National Economic and Development Authority: NEDA)に変更となった。 PPP センターは BOT 法でカバーされていた案件を含む、全ての PPP プロジェクトを受け持ち、円滑なプロジェクト実施のために各実施機関への補助・助言やモニタリング、データベース構築等を行う。また、大統領に提出される PPP プロジェクトに関する報告書を毎年作成する。 PPP センターには、選定された PPP プロジェクトの調査費等のため、運転資金として 3 億ペソが確保された。要件を満たした特定案件は、既存の法律・ガイドライン・規制等に従い、6 カ月以内に申請処理される。 8th Floor, One Cyberpod Centris, Eton Centris, Piñahan, Quezon City <a href="https://ppp.gov.ph/">https://ppp.gov.ph/</a>
15	財政インセンティブ審査委員会 (Fiscal Incentives Review Board: FIRB)	CREATE 法(2021年4月11日発効)に基づいて、FIRB は、大規模投資案件への優遇措置付与の可否を審査する権限を有する。なお、投資資本金が 10 億ペソ以下の登録プロジェクトや活動に対する優遇措置の付与については、既存の投資促進機関に委任することとしている。 8th Floor, EDPC Building, BSP Complex, Roxas Boulevard, Manila 1004 <a href="https://firb.gov.ph/">https://firb.gov.ph/</a>

	投資促進機関名	概要、住所、ウェブサイトアドレス
16	ミンダナオ島開発公社 (The Mindanao Development Authority: MinDA)	ミンダナオ島の社会経済的発展の調整と統合を行うことを目的とする機関。 14th Floor, Pryce Tower, Pryce Business Park, JP Laurel Avenue, Davao City 8000 <a href="https://minda.gov.ph/">https://minda.gov.ph/</a>
17	フィリピン観光振興局 (Tourism Promotions Board: TPB)	フィリピンを観光目的地として国内外にマーケティング及びプロモーションを行う機関。 4th Floor, Legaspi Towers, 300 Roxas Boulevard, Manila 1004 <a href="https://www.tpb.gov.ph/">https://www.tpb.gov.ph/</a>

(出所) ジェトロ情報、各機関の公開情報より

## 第7章 主要関連法規

外国直接投資においては、一般に以下の点に係る規制に注意する必要がある。

- ① 外資に許可される事業
- ② 会社事業の対象（天然資源・製造製品・サービス等）と会社の権利関係
- ③ 工場等に係る不動産の所有・占有
- ④ 出資者・株主
- ⑤ 会社機関
- ⑥ 優遇措置
- ⑦ 雇用関係
- ⑧ 税務関係
- ⑨ 環境関係
- ⑩ 知的財産権
- ⑪ 貿易関係

以下の表は、それらに対応する規範を示したものである。なお、個別の事業に関しては対応する業法があるが、その具体的記載は省略した。

図表 7-1 項目別関係主要規範

#	項目	関係主要規範
1	外資に許可される事業	憲法、オムニバス投資法(行政命令 226 号)、外国投資法(共和国法 7042 号)
2	会社事業の対象(天然資源・製造製品・サービス等)と会社の権利関係(物権債権関係)	憲法、民法(共和国法 386 号)
3	工場等に係る不動産の所有・占有	憲法、外国人投資家による私有地長期リースに関する法律(共和国法 7652 号)、コンドミニアム法(共和国法 4726 号)
4	出資者・株主	憲法、アンチ・ダミー法(コモンウェルス法 108 号)、オムニバス投資法(行政命令 226 号)、外国投資法(共和国法 7042 号)、会社法(国会法 68 号)
5	会社機関	会社法(国会法 68 号)
6	優遇措置	オムニバス投資法(行政命令 226 号)、経済特区法(共和国法 7916 号)、基地転換開発法(共和国法 7227 号)、基地転換開発法改正法(共和国法 9400 号)、法人のための復興と税制優遇の見直し(CREATE)法(共和国法 11534 号)
7	雇用関係	労働法(大統領令 442 号)
8	税務関係	オムニバス投資法(行政命令 226 号)、外国投資法(共和国法 7042 号)、内国税法(共和国法 8424 号)、法人のための復興と税制優遇の見直し(CREATE)法(共和国法 11534 号)、日比租税条約
9	環境関係	環境保護指針(大統領令 1151 号)、環境影響調査システム(大統領令 1586 号)
10	知的財産権	知的財産法(共和国法 8293 号)

#	項目	関係主要規範
11	貿易関係	ASEAN 域内の貿易協定: ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)、ASEAN サービス貿易協定 (ATISA)、地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定 日本フィリピン間: 日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA)

## 1. フィリピン共和国憲法

外資規制について 1987 年フィリピン共和国憲法第 12 章、第 16 章で定められており、主要な規定は以下のとおりである。

- (1) 全ての公有地、水面、天然資源等は国が所有する
- (2) 農地を除く全ての天然資源等は譲渡できない
- (3) 天然資源等の開発等は国の管理で行われる
- (4) 国が上記資源等の開発において提携できる法人、社団はフィリピン人所有 60% に限定される
- (5) 上記の提携は 25 年契約を限度とする（追加限度 1 回 25 年の更新可）
- (6) 大統領は法律に従い外国企業と天然資源開発につき契約を結ぶことができる
- (7) 民有地は、世襲相続の場合を除き公有地取得又は保有資格を有する個人、法人、社団以外に譲渡されてはならない
- (8) 国会は経済開発庁の推奨に基づき特定の事業活動をフィリピン国民（法人等の場合は 60% 以上フィリピン人所有）に留保する
- (9) 公益事業はフィリピン国民（法人等の場合は 60% 以上フィリピン人所有）に留保され、経営陣はフィリピン人により構成される
- (10) 国はフィリピン国民の才能を開発しプールするものであり、フィリピン国内における専門職はフィリピン人に限定される
- (11) マスメディアの経営と所有はフィリピン人に限定される

なお、フィリピンでは、共和国憲法で外資比率の上限や土地所有等への外国人の参入を制限する条項が定められていることから、2023 年当初にはフィリピン下院の憲法改正委員会において、外資規制を規定する経済条項に関する改正を行うべきとの議論もなされているが、現マルコス大統領は、改憲は優先課題ではないとして消極的な姿勢はであるとの報道がある。

## 2. アンチ・ダミー法

外資規制を回避するためフィリピン人に資金などを提供し形式上の株主とし、実質的には外国人が企業を支配することが考えられる。これを規制する法律がアンチ・ダミー法（コモンウェルス法 108 号）（1936 年）である。

なお、同法において、外資規制のある業種における外国人取締役の割合は、外資規制比率の割合に準ずることなどとされており、留意が必要である。

### 3. フィリピン共和国民法

フィリピン共和国民法（共和国法 386 号）（1949 年）は、スペイン法と米国法の影響を強く受けている。相続に関してはスペイン法の影響が強く（相続欠格・排除等）、売買などの契約法に関しては米国法の影響が強い。また、第 8 条では、法律・憲法に対する解釈に基づく裁判所の判決は、フィリピンの法律制度の一部を構成するとされ、判例の規範的効力が強調されている。外資制限との関係で特記されるべき事項として、同法は土地の所有権と構築物の所有権は別とし、構築物自体を外国人が所有することは可能としている。

### 4. 外国人投資家による私有地長期リースに関する法律

外国人投資に基づく産業全般に関わる利用に供される土地は、最長 75 年間のリースが認められる（共和国法 7652 号）（1993 年）。産業活用を伴わないリースの期間は、大統領令 471 号（1974 年施行）により最長 50 年である。

### 5. コンドミニアム法

区分所有建物（占有部分・共有部分・敷地利用権が一体の物）に関しては、対象建物の 40%までの外国人による所有が認められる（共和国法 4726 号）（1966 年）。

### 6. フィリピン会社法

フィリピン会社法（国会法 68 号）（1980 年）は、会社、個人事業、組合、非営利団体等の組織形態、責任、統治、経営等を規定している。

2019 年 2 月、フィリピン改正会社法（共和国法第 11232 号）に大統領が署名した。1980 年施行以来初の改正となる。本改正において、取締役の人数を 15 名以下とすること（5 名以上という規定は撤廃）、社外取締役の設置、払込資本金の最低要件撤廃、株主が 1 人の「一人会社」の認可、違反に対する罰則強化、会社の存続期間の廃止などを盛り込んだ。

### 7. フィリピン内国歳入法

1997 年フィリピン内国歳入同法及び関連法令は、個人所得税は非居住の外国人を除いて累進課税で最大 35%、法人所得税は最大 25%、最低法人所得税 2%、付加価値税 12%、酒税（2013 年より大幅増）、たばこ税（2013 年より大幅増）等を定めている。なお、CREATE 法による新型コロナウイルス感染症に関する税制対応として、最低法人所得税は 2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの一定期間、一時的に 1%へ引き下げられていた。

### 8. 日比租税条約

同条約は 1980 年両国間における二重課税を防止するために締結され、2009 年 1 月より改正税率が適用されている。概要は以下のとおりである。

- ・ 恒久的施設を通じた事業所得についてのみ、現地関係国は課税することができる。
- ・ コンサルタントなどの役務提供、又は建築、建設若しくは据付工事に係る契約に関連する監督の役務提供は、6 か月を超える場合、恒久施設を有するとされる。ただし異なる政府間合意がある場合は除く。
- ・ 不動産所得に対する課税は、不動産所在国の法令による。
- ・ 船舶航空機による国際輸送の場合、関係現地国は現地源泉利得に対する通常税額の 60% を課することができる。
- ・ 資本の支配関係のある会社間において独立当事者間での取引条件と異なる条件が設定されている場合、当該事実に起因する利得は関係現地国で課税される。
- ・ 配当に関する現地課税額は、支配率が 10% (25% から変更) 以上の場合、課税率は 10% を上限とし、支配率が 10% (25% から変更) に満たない場合 15% を上限とする。
- ・ 利子税率は 10% を上限とする (公債・債権・社債などに関する区別が撤廃) (政府保証債権等に係る例外規定有)。
- ・ 使用料に関する税率は、一般鑑賞用フィルム・テープの場合は 15% を上限とし、そのほかは使用料の 10% (25% から変更) を上限とする。
- ・ 自由職業そのほかの独立の性格の活動に起因する所得は、関係現地国に恒久施設を有さず、関係現地国に 120 日間を超え滞在しない場合、関係現地国に課税権は発生しない。
- ・ 給与所得は、1) 関係現地国での滞在が 183 日以下であり、2) 当該給与が関係現地国の居住者でないものにより支払われ、かつ 3) 当該給与が雇用者により有される関係現地国内の恒久施設などにより負担されるものではないことを条件として、関係現地国には課税権は発生しない。
- ・ 報酬が関係現地国の法人の役員報酬である場合、関係現地国に課税権が発生する。
- ・ 俳優芸能人が行う関係現地国での活動に起因する所得は、関係現地国に課税権が発生する。
- ・ 政府職務の遂行のための当該政府の存する国の国籍を有する個人への報酬は、関係現地国で提供された役務に対するものであっても、関係現地国に課税権は発生しない。
- ・ 大学、学校、公認された教育機関で専ら教育研究を行う者であって当該期間直前において他国の居住者であった者 (当該期間中もそうである者) に関係現地国における課税権は 2 年間発生しない。
- ・ 学問研究を行うために関係現地国に滞在する者に対する奨学金等は、課税を免除される。
- ・ 関係現地国における上記に規定のない所得は、関係現地国に課税権が発生する。
- ・ フィリピンでの法人所得税額は、日本居住者たる日本法人が 25% 以上を所有するフィリピン現地法人の場合、日本税制における外国税額控除手順に従う。
- ・ 日本での法人所得税額は、フィリピン居住者たるフィリピン法人が 50% 以上を所有する日本現地法人の場合、フィリピン税制における外国税額控除手順に従う。
- ・ フィリピンは租税上の特典を交付される者を、投資奨励法、輸出奨励法、観光事業投資奨励法、農業投資奨励法等で限定することができる。

## 9. ASEAN 自由貿易地域協定 (AFTA)

同協定により 1993 年から 15 年以内に ASEAN 域内自由貿易及び投資圏を設立することを加盟国は合意した。締結当時の ASEAN 加盟国はブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイであった。その後ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟した。

参加国は、ASEAN 諸国を世界市場に結合した生産基地とすることを目標とし、その実現のため、共通効果特惠関税 (Common Effective Preferential Tariff: CEPT) を設定し、域内関税障壁及び非関税障壁の撤廃を目指した。共通効果特惠関税は、特定された多数の品目 (ASEAN 域内現地品使用率 40%以上が要件) で現行の関税率が 20%を超える品目は 2003 年までに 0%~5%に引下げること、それらの量的制限も撤廃することを計画したものである。ASEAN は 2023 年 12 月現在において、中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、インド及び香港と自由貿易協定を締結している。

## 10. 共通効果特惠関税協定

1993 年に発効された。AFTA 実現のステップとして共通効果特惠関税を、まずセメント、肥料、パルプ等から設定した。現在は、農産加工品、自動車、電気電子製品、衣料品、水産物、木工製品等、広範囲の品目が対象リストに含まれている。除外対象品目は、国防、生命・健康保護、歴史・考古学的保護に係るものとされている。



## 第8章 投資形態

フィリピンで事業を始める場合、投資家は、企業形態を選択する必要がある。大きくは、フィリピン法に基づいて設立された企業と、外国法に基づいて設立された組織とに分けられるが、日本企業からの投資形態として主要なものは現地法人（子会社を設立する場合）、支店、駐在員事務所である。

### 1. 現地法人

現地法人は、フィリピン改正会社法に基づいて組織された法人で、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission : SEC）による規制の管轄下となり、出資者（株主）個人の人格とは別の法人格が認められる。出資者の責任は、出資額を上限とした有限責任である。フィリピン子会社に何があっても、親会社の責任は株式の引受額として出資した投資額に限定される。

改正前のフィリピン会社法においては、フィリピンの株式会社はもともと多数の株主を想定しており、取締役はその多数の株主から選出された代表という位置付けのため、取締役の数が多く最低 5 人から 15 人までを選出する必要があったが、フィリピン改正会社法においては一人会社が容認されたことに伴い、最低人数は撤廃されている。

現地法人設置時は証券取引委員会（SEC）への登録が必要である。なお、フィリピン改正会社法では設立時の引受資本金及び払込資本金に関する最低額が撤廃された（ただし、外国資本が 40% 以上の国内市場向け事業や、銀行業、小売業などには最低資本金額について別途規制がある）。

現地法人のうち、株式会社（Stock Corporation）は、資本金を株式として一定の額面金額に分割して発行するとともに、事業利益を株主に対して各々の保有株式に比例した配当金を支払うことが認められる。非株式会社（Non-Stock Corporation）は、原則的に、慈善、教育、文化などの公共の目的のために組織された会社で、出資者に対して株式の発行はない。

### 2. 支店、駐在員事務所等

#### (1) 支店 (Branch Office)

支店の設立も可能である。例えば日本法人のフィリピン支店を設立するような場合がこれに相当し、フィリピン国内の株式会社同様の事業を行うことができる。証券取引委員会（SEC）への登録が必須である。

支店は、外国の法律に基づく外国企業であり、フィリピン国内で親会社の事業活動を遂行し、それを源泉とする所得を得ることができる。外資規制の対象となっている業種は最低 20 万ドルの払込資本金が必要だが、(a) フィリピン科学技術省（DOST）によって先進的技術を駆使した事業活動であると認可されるか、(b) 革新的新興企業法に基づいてスタートアップ又はスタートアップ支援機関とみなされるか、あるいは (c) 直接雇用のフィリピン人従業員を 15 人以上雇用する場合には 10 万ドルへの引下が可能である。更に、SEC には一定額の保証金を政府債の形で差し入れる必要もある。

また、支店は日本の本店と法的には同一人格であるため、フィリピン支店の債務は本店が負わなければならない。フィリピンでの事業リスクを本店が全て負担する形になるため、株式会社として現地法人を設立する場合に比べるとリスクが高くなる。

## (2) 駐在員事務所 (Representative Office)

駐在員事務所 (Representative Office) は、外国の法律に基づいて組織され存在する外国企業で、フィリピン国内の事業活動を源泉とする所得を得ることは認められず、全て本社からの経費補助によって事務所を運営しなければならない。例えば、フィリピンに現地スタッフを置いて、購買やアフターケア、市場調査を行い、何かあれば日本の本社において売上を計上するだけ、という場合は、駐在員事務所を検討することになる。親会社の顧客との情報伝達やコミュニケーション窓口、商品の宣伝・プロモーション、輸出のための品質管理などの機能を果たす。

運転資金を賄うため、設立準備金として親会社から 3 万ドル以上の送金を受ける必要がある。証券取引委員会 (SEC) への登録が必須であり、支店同様、役員は居住代理人 1 名で良い。

なお、駐在員事務所は支店に格上げすることはできるが、フィリピンの株式会社に転換することはできない。フィリピン市場にチャンスありとして営業活動を行う場合、これを株式会社で行う場合は、別途駐在員事務所の閉鎖手続を行う必要があるため注意が必要である。

## (3) 地域統括本部 (Regional Headquarters: RHQ) と地域経営統括本部 (Regional Operating Headquarters: ROHQ)

共和国法 8756 号では、フィリピン国以外の法律のもとで存在する企業で、アジア太平洋地域又はそのほかの海外市場に支店、関連会社、子会社等が存在/活動をしている多国籍企業は、フィリピンに地域統括本部 (RHQ) 又は地域経営統括本部 (ROHQ) を設立することが認められている。

地域統括本部 (RHQ) が行うことのできる活動は、アジア太平洋地域内の統括・連絡・調整センターとしての役割に限定される。RHQ は、国際貿易を行う国際企業の管理業務を行う支店として機能し、フィリピン国内の活動を源泉とする所得を得ることはできない。フィリピン国内に子会社や支店があったとしてもその経営に参画することはできない。RHQ を設置する多国籍企業は、フィリピン国内での運営を賄うために必要となる金額 (最低金額 5 万ドル又はそれに相当する外貨額) をフィリピンに送金しなければならない。

地域経営統括本部 (ROHQ) は、フィリピン国内の関連会社、子会社、支店などに対して、以下のサービスを提供し、フィリピン国内での活動を源泉とする所得を得ることが可能である。必要な送金額は、最低 20 万ドル (1 回) である。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ① 管理業務/計画      | ⑥ 訓練/人事管理     |
| ② 事業計画/調整      | ⑦ 物流サービス      |
| ③ 原材料の調達       | ⑧ 研究開発/製品開発   |
| ④ 財務アドバイザーサービス | ⑨ 技術支援/メンテナンス |
| ⑤ 販売管理/促進      | ⑩ データ処理       |
|                | ⑪ 事業開発        |

#### (4) 地域統括倉庫 (Regional Warehouse: RW)

国際貿易に従事し、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料をアジア太平洋地域及び他の外国地域の流通業者又は市場に供給し、オムニバス投資法に基づいてフィリピン国内に RHQ/ROHQ を設立済みである多国籍企業は、地域統括倉庫も開設することができる。また、RHQ/ROHQ と地域統括倉庫の同時新規設立も可能である。

地域統括倉庫 (RW) の活動は、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料の保管、本社又は親会社による取引及び販売の商品配送のための倉庫として (包装、梱包、マーキング、ラベリング、カッティング、仕様変更のほか、キット又は商品化のための組立て又は梱包を含む)、又は、輸出用に本社がフィリピン国内で調達した商品の倉庫としての役割に限定される。RW は、取引の実行、商品又はサービスの販売の促進、フィリピン国内における商品の販売又は処分のための契約締結に、直接携わることはできない。

### 3. 資本金に関する規制<sup>16</sup>

フィリピン改正会社法上、日本と同様に資本制度が規定され、会社の設立に際しては、資本の引受や払込が行われる。また、支店や駐在員事務所についても現地法人 (株式会社) の場合と同様に資本に相当する金額の引受けや払込みが求められる。以下、株式会社の資本金制度について詳説する。

フィリピンでは従来、株式会社に課せられる資本要件が存在していたが、これについては 2019 年のフィリピン改正会社法で撤廃された。設立時の払込資本については、他の法律での定めがない限りは自由に設定できる。他方、外国資本が 40% を越える国内市場向け現地法人及び外国企業の支店には、外資規制として最低払込資本 20 万ドルという要件が設定されている。ただし、この会社が、科学技術省 (DOST) の決定する先端技術を利用しているか、革新的新興企業法に基づきスタートアップ又はスタートアップ支援機関と承認されているか、あるいはフィリピン人従業員を 15 人以上直接雇用する場合は最低払込資本要件が 10 万ドルに引下げられる。更に、銀行など特定事業に従事する株式会社には、当該事業を規制する特別法や実施細則に従い、高額な最低払込資本要件が適用される。なお、非株式会社は、慈善、教育、文化などの公共の目的のために組織された会社であるため、資本要件は課せられてない。

図表 8-1 フィリピンの資本制度概要

資本の種類	
授權資本 (Authorized Capital)	取締役会の決定で株式を発行できる授權資本枠。授權資本は、引受資本の 4 倍を限度として株主総会の決議で設定を行うことができる。
引受資本 (Subscribed Capital)	授權資本のうち引受が行われている部分。設立時引受け及び払込みにかかる資本規制は 2019 年会社法改正により撤廃された。ただし、外国人株主は、前述の最低資本金以上を払込む必要がある。
払込資本 (Paid-in Capital)	引受資本のうち実際に会社に対して払込みが行われている部分。(会計上、資本の部に計上される部分)

<sup>16</sup> (出所) ジェトロ ([http://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/invest\\_02/](http://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/invest_02/))

また、以下のとおり、銀行、小売業など一部の業種では、個別の資本規制があり、支店、駐在員事務所等の出資形態についても資本金相当額についての規制がある。

### (1) 銀行

フィリピン中央銀行による銀行規制マニュアル（2020年12月）によって以下のとおり定められている。

- ① ユニバーサルバンク：30～200億ペソ
- ② 商業銀行：20～150億ペソ
- ③ 貯蓄銀行
  - イ. 本店がマニラ首都圏内：5～20億ペソ
  - ロ. 本店がマニラ首都圏外：2～8億ペソ
- ④ 地方銀行（本店の所在地による）：1,000万～2億ペソ
- ⑤ デジタル銀行：10億ペソ

### (2) 小売業

2021年12月に承認された改正小売業自由化法（共和国法11595号）により、外資の場合の最低払込資本金は2,500万ペソと定められている。また、複数の実店舗で小売業を営む外資の場合は、一店舗あたりの投資は1,000万ペソ以上と規定されている。この場合、「店舗」とはフィリピン国内に設置された小売ベースで商品を販売する物理的な店舗であると、小売業自由化法施行規則により定義されている。

## 4. 組織運営

フィリピン会社法に基づいて設立された株式会社は、日本の株式会社と同様、株主によって構成される株主総会により会社の基本的事項について意思決定が行われる。また、株主総会で選任された取締役から構成される取締役会において、経営の重要事項について意思決定が行われる。また、取締役会によって社長（President）、財務役（Treasurer）、秘書役（Corporate Secretary）といった役員（Executive Officers）が選任される。以下、日系企業で最も進出事例が多い株式会社について、フィリピン会社法を順守した組織運営の特徴点について説明する。

### (1) 株主総会

株主総会は、株主全員によって構成される機関で、会社の基本的事項について意思決定を行う。定時株主総会の招集通知は、2019年の会社法改正によって、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも21日前までに名簿上の全ての株主に送付する必要があるとされている。また、臨時株主総会の場合は、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも1週間前に招集通知を送付する必要がある。なお、2019年会社法改正にともなって、付属定款又は取締役会の決議に基づき、株主総会を電話会議やテレビ電話会議で行うことも認められている。

① 通常決議

株主総会では議決権行使可能な株主の議決権の過半数の賛成をもって承認が行われる。

決議事項

- 1) 監査済みの財務諸表の承認
- 2) 取締役の報酬決定 など

② 重要事項の決議

法令で定める重要事項については、議決権行使可能な株主の議決権の過半数の賛成をもって承認が行われる。

決議事項

- 1) 取締役の選任
- 2) 取締役解任の株主総会召集
- 3) 附属定款の採用・変更 など

③ 特別決議

発行済み株式総数の3分の2以上の賛成をもって承認が行われる。そのほとんどの決議は、事前に取締役会の過半数の決議を得る必要がある。

主な決議事項

- 1) 定款の変更 (15 条)
- 2) 取締役の解任 (27 条)
- 3) 合併 (76 条)
- 4) 株式配当 (42 条)
- 5) 取締役等に対する財産の売却又は処分 (31 条)
- 6) 先取買取請求権の拒否 (38 条)
- 7) 増資・減資 (37 条)
- 8) 社債の発行 (37 条)
- 9) 解散 (114 条)

④ 開催場所

株主総会又は社員総会は、通常又は特別のいずれにしる、法人の本店が所在する市町村において開催するものとされている。

⑤ 定足数

会社法又は附属定款に別段の定めがない限り、株主総会は、発行済み株式総数の過半数にあたる株式を保有する株主をもって定足数となる。

## (2) 取締役会

取締役会は、取締役により構成され、経営の重要事項について意思決定を行う。取締役は最低でも1株の引受を行う必要がある（すなわち、取締役は株主である必要がある）。以前は、取締役の過半数は、フィリピン居住者である必要があったが、2019年の会社法改正に伴い当該居住者要件は撤廃された。取締役の任期は1年であり、定款の定めに従って最大15名の人数を選任できる。取締役に対する報酬総額は、前事業年度の税引前純利益の10%を上限として認められる。

付属定款に別段の定めがない限り、取締役会の定足数は、登記されている取締役の過半数であり、取締役会は出席した取締役の人数の過半数の賛成をもって決議を行う。ただし、役員を選任は、全ての取締役の過半数の賛成をもって決議される。なお、株主総会と同様、取締役会も2019年の会社法改正に伴って電話会議やテレビ電話会議で行うことが可能である。

また、株式の名義代理人制度である Nominee（ノミニー）制度を利用することで、日本の親会社を実質的な株主としつつ、1株以上の株式の権利行使権限を取締役に付与することが可能となる。これにより、General Information Sheet 等において株主として記載でき、取締役の株主要件を満たす一方、取締役交代時の株式売買手続が不要になる。Nominee 制度を利用する際には、一般に Declaration of Trust というタイトルの書類を作成し、諸種事項を定めることとなる。

### (3) 役員 (Officers)

役員は取締役会により選任される。フィリピン会社法上、役員として社長 (President)、財務役 (Treasurer)、秘書役 (Corporate Secretary) の選任が義務付けられている。

#### ① 社長 (President)

社長は、会社を代表して業務の執行にあたるものであり、日本での代表取締役に相当する。社長は、取締役である必要がある（したがって、株主である必要もある）。後述する財務役、秘書役との兼任は不可となっている。

#### ② 財務役 (Treasurer)

財務役は、主に財務報告書類の正確性を確認し、署名を行う。財務役は、取締役である必要はないが、フィリピン居住者である必要がある。財務役は、会社預金の引き出しや小切手等への署名、会社帳簿の証憑の保管、財務諸表を作成し、政府機関へ提出する義務などを有する。

#### ③ 秘書役 (Corporate Secretary)

秘書役は、主に株主総会の召集通知の発送、株主総会や取締役会の議事録作成や監督、株券発行の管理・副署、株主名簿の管理、社章の保管・押印・証明、委任状の有効性の確認などを行う。秘書役は取締役である必要はないが、フィリピン国籍を有するフィリピン居住者でなければならない。秘書役は、会社のコンプライアンスの根幹となる重要な役割を担っている。社内で秘書役となるに適格な人材を見つけることが難しい場合、フィリピン在住のフィリピン人顧問弁護士等に依頼するケースも見られる。

## 第9章 主要投資インセンティブ

フィリピンでは、外国投資を促進する目的で多岐にわたる優遇措置プログラムが用意され、進出企業は、法人所得税の免税や付加価値税の免税など、手厚いインセンティブを受けることが可能である。一方で、従前より優遇措置適用対象企業と優遇措置適用対象外企業との不均衡を問題視する声があった。これを踏まえ、前ドゥテルテ政権において税制改正及び優遇措置の見直しに係る議論が行われ、2021年4月に「法人のための復興と税制優遇の見直し（The Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises: CREATE）法」が発効された。

CREATE 法の発効に伴い、従来は投資委員会（BOI）やフィリピン経済特区局（PEZA）への登録によって享受できていた投資優遇措置の認定は、財政インセンティブ審査委員会（The Fiscal Incentives Review Board: FIRB）が一元的に権限を持つようになった。以降、優遇措置の認定は、FIRB 又は 10 億ペソ以下の投資プロジェクトについては FIRB から権限を譲渡された BOI や PEZA 等の投資促進機関（IPA）が、政府が定める戦略的投資優先計画（Strategic Investment Priority Plan: SIPP）に該当する事業を認定する形で行われるようになっている。なお、各 IPA が有する権限は、CREATE 法で改定されたものを除き、維持されている。

### 1. CREATE 法施行後の投資優遇措置

CREATE 法の発行により、以前までは無期限で認められていた場合もあった税制面での優遇措置が有期となっている。また、CREATE 法発効前から PEZA 等の IPA への登録事業として優遇措置を享受していた事業の場合は、従前の優遇措置に関して猶予期間が定められている。

#### (1) CREATE 法に基づく優遇措置の内容

CREATE 法発効により、2023 年 9 月時点の投資優遇措置は、下表のとおり法人所得税、付加価値税、及び VAT に関する措置に区分されており、うち法人所得税に関する優遇措置は、所得税免除（Income Tax Holiday: ITH）、特別法人所得税率（Special Corporate Income Tax: SCIT）、及び追加控除（Enhanced Deductions: ED）の 3 点に整理されている。なお、法人所得税について、輸出企業は ITH の期間が経過した後、SCIT か ED いずれかの適用を選択することとなっており、SCIT と ED の双方の適用を受けることはできない。

図表 9-1 CREATE 法における優遇税制

種類	内容	
法人 所得税	所得税免税 (ITH)	対象事業について一定期間の免税期間を付与
	特別法人所得税率 (SCIT)	対象事業について全ての国税及び地方税に代わるものとして、一定期間の優遇税率(売上粗利相当額の 5%) 期間を付与
	追加控除 (ED)	以下の追加控除を付与 1 商品の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却費(建物は 10%、機械・設備は 20%) 2 直接労働費用は 50% 3 登録されたプロジェクトに関する研究開発費は 100%

種類	内容
	4 登録されたプロジェクトに関して発生した研修費用は 100% 5 登録されたプロジェクトに関する国内投入費用は 50% 6 登録されたプロジェクトに関して発生した電力費は 50% 7 製造業を営む登録企業が戦略的投資優先計画(SIPP)に記載されているプロジェクトに余剰金を再投資する場合、再投資額の最大 50%について、再投資の時点から 5 年間課税所得からの控除が認められる 8 事業開始から 3 年以内の登録されたプロジェクトから生じた欠損金は、発生の翌事業年度以降 5 年間繰り越し可能
VAT	経済特区等内で登録されたプロジェクトに直接的かつ限定的に使用される財又はサービスの輸入にかかる VAT の免税、および国内調達に係る 0%VAT
関税	資本設備、原材料、スペアパーツ、又は付属品の輸入関税の免除

(出所) ジェトロ資料を基に作成。

## (2) CREATE 法施行後の優遇措置適用期間

上述した法人所得税に係る優遇措置は、①優遇を享受する企業の種類、②従事地域、及び③SIPP に定められる事業の区分の 3 つの要素に応じて、下表に示す期間に適用される。なお、企業の種類については、「IPA に登録されている製造、組立やサービス (IT、BPO 等) を実施する企業で、その総生産の 70%以上を輸出している企業」が輸出企業とされており、それ以外の IPA に登録を認められた企業が国内市場向け企業である。

図表 9-2 優遇措置適用期間

企業種類	従事地域	ティア 1	ティア 2	ティア 3
輸出企業	マニラ首都圏	4 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	5 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	大都市圏及び マニラ首都圏近郊	5 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	その他の地域	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
国内市場向け企業	マニラ首都圏	4 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	5 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	大都市圏及び マニラ首都圏近郊	5 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	その他の地域	6 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)

(出所) ジェトロ資料を基に作成。

## (3) 戦略的投資優先計画 (SIPP) に定められた投資奨励分野

2022 年 6 月 10 日に発効された戦略的投資優先計画 (SIPP) では、CREATE 法による税制上の優遇措置の対象分野として、以下のティア 1 からティア 3 までの投資奨励分野を定めている。なお、ティア 1 は 2020 年版投資優先計画 (IPP) に記載された全ての活動のうち、ティア 2 又はティア 3 に記載されたものを除く、と定められており、2020 年版 IPP を引き継いだ内容となっている。SIPP は 3 年ごとに見直しと改正が行われることとなっている。



図表 9-3 2022 年版戦略的投資優先計画に基づく優遇措置対象分野

区分	分野
ティア 1 (2020 年版 IPP での規定 内容)	<p>1. 新型コロナウイルスのパンデミック対策に関連するすべての適格な事業</p> <p>a. 必須物品: 医薬品、医療機器・装置、個人用保護具(PPE)、手術機器・用品、実験機器・試薬、医療用品、工具および消耗品(除菌剤・洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウム、ポビドンヨードなどを含むがこれらに限られない)、これらの物品の生産・製造に使用する原材料、半製品・中間製品、機械・設備の生産・製造が対象となる。また、これらの物品を製造するための製造活動の再利用も含む。</p> <p>b. 必須サービス: 火葬場、医療廃棄物の処理・処分、研究室、実験施設、病院、検疫施設などのサービスの提供が対象となるがこれらに限られない。また、投資委員会の決定に従い、新型コロナウイルス対策やその影響の緩和に関連するその他の物品やサービスも対象となる。これには、政府やその機関・部門、地方自治体のプログラムに含まれるものなどがあがるが、これらに限定されない。</p> <p>2. 投資委員会(BOI)の決定に従い、提案されているバリク・プロビンスヤ(Balik Probinsya)プログラムや政府が実施する可能性のある同様のプログラムなど、密集した都市部以外での雇用機会を創出するプログラムを支援する活動への投資</p> <p>3. 基準を満たすすべての製造業(農産物加工を含む。ただし、マニラ首都圏では、近代化プロジェクトのみが対象)</p> <p>a. 工業品の製造または農産物および水産物の加工(ハラルフードおよびコーシヤフードを含む)による、[1]半製品/中間品、または[2]完成品もしくは消費財の生産</p> <p>b. プレハブ住宅用部品、機械および部品を含む装置の製造航空宇宙部品</p> <p>4. 農業、漁業および林業(ただし、マニラ首都圏では、農業インフラと支援サービス、都市農業プロジェクトのみが、新規、拡張、近代化として対象)</p> <p>農産物、水産物および林産物の商業生産が対象となる。また、保育園、孵化場、収穫後施設、その他の支援サービスやインフラも対象となる。</p> <p>5. 戦略的サービス業</p> <p>a. 集積回路(IC)設計: 集積回路の設計に必要なすべての論理・回路設計技術が対象となる。</p> <p>b. クリエイティブ業界/ナレッジベースサービス: 国内向けの IT-BPM サービス(コンタクトセンター、データアナリティクスなど)や、アニメーション、ソフトウェア開発、ゲーム開発、医療情報管理システム、エンジニアリング・デザインなどのオリジナルコンテンツを伴うサービスが対象となる。また、デジタルまたはテクノロジー関連の立ち上げや活動も対象となる。</p> <p>c. 航空機の保守、修理および整備: すべての種類の航空機の保守・修理・オーバーホールが対象となる。</p> <p>d. 代替エネルギー自動車用チャージ/燃料補給ステーション: LPG 車を除く代替エネルギー車用のチャージ・燃料補給ステーションの設置が対象となる。</p> <p>e. 産業廃棄物対応: 産業活動から発生する有害・危険廃棄物(THW)の処理施設の設置が対象となる。</p> <p>f. 電気通信事業(ただし、新規参入者のみが対象): 固定・移動式ブロードバンドサービスのための接続施設の設立が対象となる。</p> <p>g. 最先端工学、調達および建設: 産業ブランドやインフラの設計・調達・建設が対象となる。</p> <p>6. ヘルスケアおよび災害リスク軽減管理サービス</p> <p>総合病院、専門病院、その他の医療・健康施設(薬物更生施設、検疫所、避難所を含む)の設置・運営が対象となる。</p> <p>7. 集合住宅(ただし、マニラ首都圏では、賃貸用の低コスト都市住宅のみが対象)</p> <p>200 万ペソを上限とする大規模住宅の開発が対象となる。</p> <p>8. インフラストラクチャーおよび物流(LGU-PPP を含む)</p> <p>空港、海港、(空路、陸路および水路)輸送、LNG 貯蔵・再ガス化施設、石油・ガスのパイプラインプロジェクト、大量の水処理・供給、トレーニング施設、試験所、国内工業地帯などの(ただし、これらに限定されるものではない)、国の経済発展・繁栄に不可欠な物理的インフラの構築・運営が対象となる。また、地方自治体(LGU)が主導・実施する PPP プロジェクトも対象となる。</p>

	<p>9. <b>イノベーション・ドライバー</b>                  研究開発(R&amp;D)活動、臨床試験(治験を含む)の実施、センター・オブ・エクセレンス、イノベーション・センター、ビジネス・インキュベーション・ハブ、スマート・シティ、ファブ리케이션・ラボ(ファブラボ)／コワーキング・スペースの設置、モビリティ・ソリューションやデジタル取引の開発が対象となる。                  また、以下のような、新技術や新興技術の商業化、製品やサービスに関する商業化されていない特許、および国内で行われた研究開発の成果物も対象となる(ただし、これらに限定されない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 農業バイオテクノロジーツール</li> <li>b. 災害軽減・防止のためのハードウェア・ソフトウェア</li> <li>c. 農業生産性向上のためのハードウェアおよびソフトウェア</li> <li>d. 天然資源保護のための機械化された手段</li> <li>e. 携帯技術 - 既存のかさばる装置や重い装置を携帯できるようにするための技術革新、または事実上どこにでも持ち運べる新しい装置やサービス</li> <li>f. 病気の流行を予防するためのハードウェアまたはソフトウェア</li> <li>g. 遠隔監視装置・システム</li> <li>h. 遠隔感知の専門サービス</li> <li>i. 地域産業の活性化のためのハードウェア・ソフトウェア</li> <li>j. フォトニクス、ナノテクノロジー</li> <li>k. 自然健康製品</li> </ul> <p>10. <b>インクルーシブ・ビジネス(IB)モデル</b>                  バリューチェーンの一部として、農業ビジネスや観光分野における中堅・大企業(MLE)が、零細企業(MSE)に対してビジネス機会を提供する活動が対象となる。</p> <p>11. <b>環境または気候変動関連プロジェクト</b>                  エネルギー、天然資源、原材料の効率的な利用、汚染の最小化・防止、温室効果ガスの削減につながる、商品の製造・組立、エネルギー効率関連施設の設置が対象となる(ただし、共和国法第 11285 号またはエネルギー効率・保全法に基づくものを除く)。また、国際基準に基づいたグリーンシッピングサイクルや、民間の材料回収施設の設立も対象となる。</p> <p>12. <b>エネルギー</b>                  従来の燃料(すなわち石炭、ディーゼル、バンカーおよび天然ガス)、廃熱、その他の廃棄物を利用した発電プロジェクトや、バッテリーによるエネルギー貯蔵システムの構築が対象となる。</p> <p>13. <b>特殊な法律により対象となる分野</b>                  植林(大統領令 705 号)、鉱物の採掘・加工(共和国法 7942 号)、書籍・教科書の発行(共和国法 8047 号)、石油製品の精製・備蓄・搬送(共和国法 8479 号)、身体障害者自立支援(共和国法 7277 号)、再生エネルギー(共和国法 9513 号)、観光産業(共和国法 9593 号)</p> <p>14. <b>輸出関連事業</b>                  輸出製品の生産・製造、サービスの輸出、輸出企業を支援する活動</p> <p>15. <b>ミンダナオ島ムスリム・ミンダナオ自治区での各種事業</b>                  輸出事業、農業及び漁業、基礎産業、インフラ、物流、観光業、エネルギー産業等</p>
<p>ティア 2</p>	<p>1. <b>グリーン・エコシステム</b>                  電気自動車(EV)組立(純EV、プラグインハイブリッドEV、ハイブリッドEV、燃料電池EVなど)、EV 部品・コンポーネントおよびシステムの製造、EV インフラの構築・運営、エネルギー効率に優れた船舶・機器の製造、スマートグリッド・再生可能エネルギー用電子機器・回路(ウェアラブルソーラー機器を含む)、バイオプラスチック・バイオポリマー、再生可能エネルギー、エネルギー効率・保全プロジェクト、エネルギー貯蔵技術、統合廃棄物管理・廃棄・リサイクルなどを対象とする。</p> <p>2. <b>ヘルスケア関連活動</b>                  ワクチン自立支援プログラム、その他保健省(DOH)、科学技術省(DOST)、その他の類似機関が承認したその他の健康関連プログラムを支援する製造、医薬品、医薬品有効成分、専門病院など、健康関連活動を対象とする。</p> <p>3. <b>防衛関連活動</b>                  国防省(DND)、フィリピン国軍(AFP)、国家安全保障会議(NSC)が承認する国防関連活動を対象とする。</p> <p>4. <b>産業バリューチェーン・ギャップ</b>                  鉄鋼、繊維、化学、グリーンメタル加工(銅、コバルト、ニッケルなど)、原油精製、ラボスケールウェア製造など、バリューチェーンのギャップに対処する活動を対象とする。</p>

	<p>5. 食料安全保障関連活動 農業省 (DA) またはフィリピン農業・水生・天然資源研究開発評議会 (PCAARRD) が承認する、競争力をもって食料安全保障を確保するために重要な製品およびサービス、またはグリーン／有機農業を支援するものを対象とし、統合食品生産・加工活動 (例えば、酪農など)、国家種子産業評議会 (NSIC) 作物品種登録に含まれるハイブリッド種子の生産・採用、動物ワクチン・農業・肥料、農業・漁業機械・設備、その部品・コンポーネントなどを対象に含むが、これらに限らない。</p>
ティア 3	<p>1. ロボット工学、人工知能 (AI)、積層造形技術、データ解析、デジタル変換技術 (クラウドコンピューティングサービス、ハイパースケーラー、データセンター、デジタルインフラなど)、ナノテクノロジー (ナノエレクトロニクスを含む)、バイオテクノロジー、新しいハイブリッド種の生産・採用、その他のインダストリー 4.0 技術などを含むが、これらに限らない、研究開発および第 4 次産業革命の先進デジタル生産技術の採用に関する業務。</p> <p>2. 装置、部品の製造、サービスの製造、知的財産 (IP) および研究開発製品・サービスの商業化、航空宇宙、医療機器 (个人防护装置を除く)、IoT 機器・システム (無線センサーおよび機器を含む)、フルスケールウェア製造、先端材料などを含むが、これらに限らない、高度な技術を要する革新的製品・サービスの製造および生産を行うこと。</p> <p>3. 研究開発ハブ、センター・オブ・エクセレンス、科学技術パーク、イノベーション・インキュベーション・センター、技術系スタートアップ、スタートアップ支援施設 (インキュベーター、アクセラレーター)、宇宙関連インフラなどを含むが、これらに限らない、イノベーション支援施設の設立。</p>

(出所) ジェトロ資料を基に作成。

#### (4) CREATE 法発効前の優遇措置に関する猶予期間

CREATE 法発効前から PEZA 等の IPA への登録事業として優遇措置を享受していた事業の場合は、それぞれの優遇措置について以下のとおり猶予期間が定められている。

- 所得税免税 (Income Tax Holiday : ITH) の適用があった場合：当初予定されていた期間にわたって引き続き享受可能。
- 国税及び地方税免除に代わる形で事業活動を源泉とする総所得 (Gross Income Earned: GIE) に対する 5% の特別税の適用があった場合：引き続き 10 年間の優遇措置を享受可能。
- ITH の適用を受けており、その後 GIE に対する 5% の特別税の適用を受ける資格があった場合：両者合わせて 10 年間の優遇措置を享受可能。
- 以下の VAT に関する優遇措置を受けていた場合：輸入許可書 (Certificate of Authority to Import: CAI) 若しくは Admission Entry の期限、又は下表の法人所得税の優遇措置終了時まで享受可能。
  - 登録されたプロジェクトのために直接的、かつ、限定的に使用される物品及びサービスの輸入にかかる VAT 免税及び国内調達の場合の VAT ゼロレートの適用。
  - 2021 年 6 月に内国歳入庁 (BIR) から公表された歳入規則 (Revenue Regulation No.9-2021) に従い、以下は VAT (12%) 課税の対象となる。
    - (1) フィリピン中央銀行の規則に従った、原材料・梱包材の非居住者購入者への販売であり、フィリピン国内輸出事業者による製造・加工・梱包に使用するために当該事業者向けに出荷されるもの
    - (2) 年間総生産の 70% 超が輸出売上である輸出事業者への原材料又は梱包材の販売
    - (3) オムニバス投資法及びその他特別法における輸出売上とみなされるもの

- (4) フィリピン国外で事業を行う他の者のための商品の加工・製造・再梱包であり、当該サービスに対して外貨建てで支払いがなされ、フィリピン中央銀行の定めるルールに従って会計処理がなされるもの
  - (5) 年間総生産の70%超が輸出売上である輸出事業者のための、商品の加工・転換・製造を行う下請業者及び/又は請負業者によるサービスの提供
- ▶ VAT登録された事業体による0%VAT売上に起因するインプットタックス超過分は、事業体の選択により、還付又は税額控除の適用が可能。

## 2. CREATE 法施行以前の優遇措置

CREATE 法施行以前のフィリピンにおいては、投資優遇措置は大きく以下の3つの枠組みで付与されていた。BOI や PEZA などの各 IPA が有する権限は、CREATE 法施行後も同法で改定されたものを除き維持されているとともに、CREATE 法施行前の時点で各 IPA から登録事業として認められ優遇措置を受けていた事業については、前述のとおり猶予期間が設けられている。そのため、本節では CREATE 法施行前に以下の3つの枠組みで付与されていた優遇措置についても記載する。

- (1) 奨励対象となる分野（業種）を基準とする主な優遇措置
  - ① BOI の優遇措置
  - ② BOT 法に基づく優遇措置
- (2) 特定地域での事業活動に対して付与される優遇措置
  - ① PEZA 登録企業への優遇措置
  - ② スービック湾自由港登録企業への優遇措置
  - ③ クラーク特別経済区登録企業への優遇措置
  - ④ その他の特別地区登録企業への優遇措置
- (3) 企業形態を基準として付与される優遇措置
  - ① 地域統括本部（RHQ）への優遇措置
  - ② 地域経営統括本部（ROHQ）への優遇措置
  - ③ 地域統括倉庫（RW）等への優遇措置

### (1) BOI 登録企業に対する優遇措置

#### ①BOI 優遇措置の概要

- 1) 法人所得税の免除（Income Tax Holiday: ITH）
  - イ. 新規登録企業かつパイオニア企業（※）の場合：事業開始から6年間。
  - ロ. 新規登録企業かつ非パイオニア企業の場合：事業開始から4年間（特定の条件下で最大8年まで延長可能）。
  - ハ. 事業を拡大する場合：BOI が設ける条件を前提に3年間、その拡大規模に比例した免除を受けることができる。
- 2) 労務費に関する追加控除
 

登録企業は、資本設備額に対する労働者数比率が、BOI の定める所定の比率を上回る場合、

登録から最初の5年間、直接労働の増加に対応する労務費の50%を、課税所得から追加控除することができる。

- 3) 委託生産設備の無制限使用
- 4) 登録から5年間（延長可）の監督者、技術者又は顧問としての外国人の雇用
- 5) 登録日から10年間を限度とした繁殖用家畜及び遺伝学的材料の免税輸入
- 6) 登録日から10年間を限度とした国産の繁殖用家畜及び遺伝学的材料の税額控除（それらの繁殖用家畜及び遺伝学的材料が輸入されていたなら課されたであろう関税などの金額の100%相当分）
- 7) 輸出製品及びその構成部品の製造、加工又は生産に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税相当額を免除
- 8) 保税工場・倉庫の利用
- 9) 埠頭税、輸出税、課徴金などの免除
- 10) 通関手続の簡略化

※パイオニア企業とは、以下に従事する登録済み企業を指す。

- a フィリピンで、まだ商業生産されたことのない財又は原材料の生産
- b 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法又は工程の利用
- c 農業、林業、鉱業及び / 又は それらに関連するサービス業
- d 非在来燃料の生産又は非在来エネルギー源を利用する設備の製造
- e 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料、若しくはエネルギー源の利用、又はそれらの燃料への転換

## ②BOI 登録企業となるための要件

- 1) 所有形態に関する要件  
株式会社の場合は、フィリピン法に基づいて設立され、議決権を有する株式の最低60%をフィリピン人が所有していること。ただし、憲法又は他のフィリピン法がフィリピン人又はフィリピン人が所有・支配する法人のために留保している活動領域以外のパイオニア・プロジェクトに従事することを投資家が提案する場合、又は、生産品の最低70%を輸出する場合はこれらの限りではない。
- 2) 事業形態に関する要件  
以下のうちいずれか一つを満たさねばならない。
  - イ. 申請プロジェクトが現行 IPP リストに記載されていること。記載されていないプロジェクトの場合は、生産品の原則50%以上が輸出向けであること（外資40%超の場合は70%以上輸出）。
  - ロ. 輸出商品を生産者から購入し、輸出業務に従事することもしくはそれを計画していること。
  - ハ. 技術サービス、専門サービスその他のサービスの提供に従事していることもしくはそれを計画していること、又は、国産のテレビ番組、映画、音楽ソフトの直接もしくは登録業者を通じての間接輸出に従事していることもしくはそれを計画していること。
- 3) 資質に関する要件  
申請者が、健全かつ効率的に活動する能力及び国の発展に貢献する能力を有すること。

## (2) BOT 法に基づく優遇措置

### ①BOT 法に基づく契約形態

共和国法 6957 号（改正法共和国法 7718 号）は、「民間部門によるインフラストラクチャ・プロジェクトの資金調達、建設、運営及び維持などに係る権限法」（別名 BOT 法）と呼ばれる法律である。係るプロジェクトに関心を示す投資家を対象に様々な制度及び優遇措置が設けられている。BOT 法に基づくインフラストラクチャ・プロジェクトの契約形態には下記がある。

- 1) Build-Operate-and-Transfer (BOT: 建設・運営・移管)
- 2) Build-Transfer (BT: 建設・移管)
- 3) Build-Own-and-Operate (BOO: 建設・所有・運営)
- 4) Build-Lease-and-Transfer (BLT: 建設・リース・移管)
- 5) Build-Transfer-and-Operate (BTO: 建設・移管・運営)
- 6) Contract-Add-and-Operate (CAO: 契約・追加・運営)
- 7) Develop-Operate-and-Transfer (DOT: 開発・運営・移管)
- 8) Rehabilitate-Own-and-Transfer (ROT: 修復・所有・移管)
- 9) Rehabilitate-Own-and-Operate (ROO: 修復・所有・運営)

なお、プロジェクト総額の最大 50%までは、フィリピン政府予算又は外国政府の ODA から資金調達することが認められる。

### ②BOT 法に基づくプロジェクトの分野

BOT 法の実施細則では、民間部門の参画が可能なインフラストラクチャ・プロジェクトの具体的な分野として下記を示している。

- 1) 幹線道路（高速道路、その他道路、橋、インターチェンジ、トンネル及び関連施設）
- 2) 鉄道、その他の商業開発機械とパッケージ化された鉄道ベースのプロジェクト
- 3) 非鉄道大量輸送設備、内陸航行水路及び関連施設
- 4) 港湾インフラ（栈橋、埠頭、岸壁、倉庫、フェリーサービスその他関連施設）
- 5) 空港、管制、その他関連施設
- 6) 発電、送電、その他関連施設
- 7) 通信、バックボーンネットワーク、地上及び衛星（通信）関連のサービスや施設
- 8) 情報技術及びデータベース・インフラ
- 9) 灌漑及び関連施設
- 10) 上下水道、排水、関連施設
- 11) 教育及び医療に係るインフラ
- 12) 埋立て、浚渫しゅんせつ、その他の開発施設
- 13) 工業団地及び観光地、並びに関連施設や公益設備
- 14) 政府庁舎建物、住宅プロジェクト
- 15) 市場、家畜処理施設及び関連施設
- 16) 倉庫、収穫後施設
- 17) 公共の漁港、養殖池、倉庫及び加工施設を含む

18) 環境関連施設、固形廃棄物管理施設

③BOT 法に基づくプロジェクトへの投資家 (Project Proponent) の条件

- 1) 法的資格を満たすこと
- 2) 経験と実績があること
- 3) 財務的な能力があること

④BOT 法に基づく優遇措置

BOT 法の実施細則に基づき、下記の優遇措置が与えられる。

- 1) プロジェクト総額が 10 億ペソを超える場合  
BOI に登録することで、大統領令 226 号 (別名「オムニバス投資法」) に基づき、BOI 登録企業への優遇措置の対象となる。
- 2) プロジェクト総額が 10 億ペソ以下の場合  
当該プロジェクトが BOI の投資優先計画 (IPP) に含まれていれば、BOI に登録することで、「オムニバス投資法」に基づき、BOI 登録企業への優遇措置の対象となる。
- 3) その他該当すれば、大統領令 537 号 (1974 年) 別名「1974 年観光産業優遇措置プログラム」や共和国法 7156 号 (小規模水力発電優遇措置法) 等の法律に基づく優遇措置も受けることができる。
- 4) 地方自治体は、その他の追加的な税制優遇措置や免除措置を適用することができる。
- 5) プロジェクト資金は、フィリピン国内及び国外から調達することができる。
- 6) フィリピン政府から、以下を含む直接又は間接的な支援を得ることができる。
  - イ. コスト分担 (Cost Sharing)
  - ロ. 信用強化 (Credit Enhancement)
  - ハ. 直接政府補助金 (Direct Government Subsidy)
  - ニ. 政府出資 (Direct Government Equity)
  - ホ. 責任分担 (Performance Undertaking)
  - ヘ. 法律支援 (Legal Assistance)
  - ト. セキュリティ支援 (Security Assistance)

民間提案型 (unsolicited) プロジェクトについては、原則的に投資優遇措置や直接的、間接的な政府支援を認めるが、政府保証、直接政府補助金、政府出資は認められない。

(3) PEZA 登録企業に対する優遇措置

①PEZA 優遇措置を受けることのできる事業者のタイプ

PEZA (フィリピン経済区庁) によってエコゾーン (経済特区) と認定された地区において、企業は以下のいずれかのタイプの事業者として登録し、タイプ別に定義された優遇措置を受けることができる。PEZA の優遇措置を受けることができる事業者は以下の 10 のタイプに分類される。

図表 9-4 PEZA 登録可能な事業者のタイプと主な事業内容

	事業者のタイプ	事業内容
1	輸出志向の製造業企業 (Export Manufacturing)	生産の70%以上を輸出する製造、組立て、加工事業者
2	IT サービス輸出企業 (IT Service Export)	売上の70%以上を海外の顧客から得るITサービス事業者。BPO、コールセンター、データ入力、文字おこし、ソフトウェアソフトウェアソフトウェア開発、メディア、イーコマース、教育サービス、エンターテインメント、マルチメディアやインターネットのコンテンツ開発等を行う事業者
3	観光関連企業 (Tourism)	主に海外からの顧客を対象に、PEZAの観光特別経済区内にてスポーツ、レクリエーション、宿泊、会議、文化施設等を運営する事業者
4	医療観光関連企業 (Medical Tourism)	主に海外からの顧客を対象に、保健省に認められた医療サービスを提供する事業者
5	輸出志向の農産物加工 製造企業 (Agro-Industrial Export Manufacturing)	輸出向け農産物の加工製造を行う事業者
6	バイオ燃料製造企業 (Agro-Industrial Bio- Fuel Manufacturing)	バイオ燃料等のクリーン燃料の原料となる農作物の生産や、燃料としての加工を行う事業者
7	運輸・倉庫サービス 企業 (Logistics and Warehousing Services)	PEZA 製造企業向けの倉庫サービス企業、PEZA 企業による輸出産品製造に使われる原材料や半加工品等の輸入又は国内調達サービス等を行う事業者
8	エコゾーン開発・運営事業 者 (Economic Zone Development and Operation)	下記のようなエコゾーン（経済特区）の開発、運営、メンテナンスを行う事業者 ・ PEZA 工業団地 ・ IT パーク ・ 観光エコゾーン ・ 医療観光エコゾーン ・ 農産物加工エコゾーン ・ 退職者向けエコゾーン
9	施設・設備事業者 (Facilities Providers)	下記の施設・設備の所有者/運営事業者 ・ 製造業企業向け施設・設備 ・ IT 企業向け施設・設備 ・ 退職者向け施設・設備
10	公益企業 (Utilities)	エコゾーン（経済特区）内で光熱、水道等の公益サービスを提供する事業者

(出所) ジェトロより作成

## ②事業者タイプ別の PEZA による財務的優遇措置の主な内容

## 1) 輸出志向の製造業企業に対する財務的優遇措置

## イ. 法人所得税免除 (Income Tax Holiday: ITH)

(イ) 新規事業で非パイオニア企業の場合：4年間

(ロ) 新規事業でパイオニア企業に認定された場合：6年間 - 条件を満たせば最大8年まで延長可能

(ハ) 新規ではなく、事業拡大の場合：3年間



- ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率  
 総所得（Gross Income Earned: GIE、エコゾーン内における事業活動からの総売上から販売割引、返品、値引き、営業費用、直接費用を差引き、管理費及びその他コストを控除する前の利益で、粗利の概念に近い）に対する 5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
  - ハ. 関税等の免除  
 原材料、設備、機械、スペアパーツの輸入の関税免除
  - ニ. 埠頭税、輸出税、賦課金等の免除
  - ホ. VAT 税率ゼロ  
 内国歳入庁（BIR）及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ
  - ヘ. 地方政府の賦課金、料金、免許及び課税免除  
 ただし、税免除期間中は、以下の場合を除いて不動産税を支払わなければならない。  
 (イ) エコゾーン内で設置・運転される機械は、運転開始から最初の 3 年間不動産税免税  
 (ロ) 不動産には固定されていない生産設備は不動産税免税
  - ト. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除
- 2) IT サービス輸出企業に対する財務的優遇措置
- イ. 法人所得税免除（ITH）
    - (イ) 新規事業で非パイオニア企業の場合：4 年間
    - (ロ) 新規事業でパイオニア企業に認定された場合：6 年間 — 条件を満たせば最大 8 年まで延長可能
    - (ハ) 新規ではなく、事業拡大の場合：3 年間
  - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率  
 総所得に対する 5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
  - ハ. 関税等の免除  
 設備、パーツの輸入の関税免除
  - ニ. 設備輸入における埠頭税の免除
  - ホ. VAT 税率ゼロ  
 内国歳入庁（BIR）及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ（地上通信、電力、水道、建物リース等を含む）
  - ヘ. 地方政府の賦課金、料金、免許及び課税免除  
 ただし、税免除期間中は、以下の場合を除いては不動産税を支払わなければならない。  
 (イ) エコゾーン登録企業によって所有された地区内で実際に設置・運転される機械に関して、運転開始から最初の 3 年間  
 (ロ) 不動産には固定されておらず、エコゾーン登録企業の登録製品の生産、組立て又は製造に使用される生産設備又は機械
  - ト. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除

- 3) 観光関連企業に対する財務的優遇措置
  - イ. 4年間の法人所得税免除 (ITH) (IPPによって認められる)
  - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率  
総所得に対する5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
  - ハ. 設備の輸入における関税等の免除
  - ニ. VAT 税率ゼロ  
内国歳入庁 (BIR) 及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税 (VAT) 率ゼロ (地上通信、電力、水道を含む)
  - ホ. 拡大源泉徴収税 (Expanded Withholding Tax) の免除
  
- 4) 医療観光関連企業に対する財務的優遇措置
  - イ. 4年間の法人所得税免除 (ITH) (IPPによって認められる)
  - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率  
総所得に対する5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
  - ハ. 関税等の免除  
医療機器、スペアパーツ、消耗品等の輸入における関税等の免除
  - ニ. VAT 税率ゼロ  
内国歳入庁 (BIR) 及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税 (VAT) 率ゼロ (地上通信、電力、水道を含む)
  - ホ. 拡大源泉徴収税 (Expanded Withholding Tax) の免除
  
- 5) 輸出志向の農産物加工製造企業及びバイオ燃料製造企業に対する財務的優遇措置
  - イ. 4年間の法人所得税免除 (ITH) (IPPによって認められる)
  - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率  
総所得に対する5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
  - ハ. 関税等の免除  
生産設備、機械、これらのスペアパーツや消耗品、繁殖用家畜等の輸入における関税等の免除
  - ニ. 輸出税、埠頭税、賦課金等の免除
  - ホ. VAT 税率ゼロ  
内国歳入庁 (BIR) 及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税 (VAT) 率ゼロ (地上通信、電力、水道を含む)
  - ヘ. 地方自治体に支払う営業許可、免許等の費用の免除
  
- 6) 運輸・倉庫サービス企業 (Logistics and Warehousing Services) に対する財務的優遇措置
  - イ. 原材料、半完成品 (PEZA 登録の輸出製造企業向け) に関する関税等の免税
  - ロ. VAT 税率ゼロ

国内調達原材料（配送物の確認作業、梱包、目視検査、保管、出荷業務等に用いられる原材料）の VAT 税率ゼロ

- 7) エコゾーン開発・運営事業者、施設・設備事業者、公益事業者に対する優遇措置
  - イ. 特別優遇税率適用  
一切の国税及び地方税（ただし、エコゾーン開発業者が所有する土地の不動産税を除く）を免除され、それに代えて総所得の 5% の特別優遇税率が適用される。
  - ロ. 国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ
  - ハ. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除

### ③PEZA による非財務的優遇措置の主な内容<sup>17</sup>

上記のほか、全ての PEZA 登録企業には、以下の非財務的優遇措置が付与される。

- 1) 輸出入手続の簡略化
- 2) 外国人の雇用
- 3) フィリピンに居住しない PEZA 企業の外国人（投資家、役員、管理職、技術アドバイザー職などと、その配偶者や 21 歳未満の未婚の子弟）に対する数次入国可能な特別非移民査証（Special Non-Immigrant Visa）発行

なお、本章第 1 節に記述のとおり、PEZA による税制面での優遇措置も CREATE 法により統一されたものとなっているが、CREATE 法施行以降は非財務的優遇措置として上記の 2) 及び 3) のほか、最長 75 年間の長期土地リースが付与されている。

### ④その他<sup>18</sup>

- 1) 申請の評価基準  
PEZA 登録企業として認定されるためには、所定の登録手続に従ってプロジェクトの企業化調査を含む特定の書類の提出が求められる。申請評価基準は次のとおりである。
  - イ. プロジェクト管理、マーケティング、技術、財務等を総合的に判断したプロジェクトの実行可能性
  - ロ. 輸出能力、ドル獲得能力、雇用機会、税金、国内原材料の利用をベースにした経済効果
- 2) 覚書回覧 32 号（2005 年 9 月 15 日発行）  
PEZA 進出企業が得た為替利益、不良品や二次製品、スクラップ、原材料、包装材料、その他製品原料の販売収益の税取扱につき、以下のとおり規定した。
  - イ. 外貨為替利益が法人所得税インセンティブを伴う活動によって生じた場合、その利益は当該インセンティブの適用を受ける。しかし、外貨為替利益がインセンティブの適用を受けない活動によって生じた場合、その利益は当該インセンティブの適用を受けず、通常の法人所得税の対象となる。

<sup>17</sup> (出所) PEZA ホームページ  
(<https://www.peza.gov.ph/eligible-activities-and-incentives-category/non-fiscal-incentives>)

<sup>18</sup> (出所) ジェトロ ([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/ph/invest\\_03/pdfs/ph8B010\\_yuugusochi.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/ph8B010_yuugusochi.pdf))

- ロ. 不良品や二次製品、使用済み包装材料を含む原材料の加工から生じたものや回収した廃棄物・スクラップの販売は、企業の登録活動の範囲内とみなされる。したがって、当該企業がインセンティブを付与されているのであれば、販売収入に法人所得税インセンティブの適用を受ける。しかし、未加工か未使用若しくは「仕様外」の原料の販売は、企業の登録活動の範囲外であり、当該活動から生じた収入は通常の法人所得税の対象となる。

#### (4) スービック湾自由港登録企業に対する優遇措置

スービック湾自由港区 (Subic Bay Freeport) は、マニラの北、約 80 km のサンバレス州オロンガポ市の旧米軍 (海軍) 基地跡地を含む地区に開発された経済特区である。総面積は約 60,000ha である。

この地区に立地する企業への優遇措置付与は、スービック湾首都圏庁 (Subic Bay Metropolitan Authority: SBMA) の管轄となっている。スービック湾自由港区への登録企業には、主に以下の優遇措置が与えられる<sup>19</sup>。

##### 1) 税制優遇措置

###### イ. 特別優遇税率適用

- ロ. 一切の国税及び地方税を免除され、それに代えて総所得の 5% の特別優遇税率が適用される。総所得は、売上げから原材料費、管理者や直接員の人件費、固定資産に関わるファイナンスチャージ、生産活動やサービス提供に使われた消耗品や燃料などのコスト、賃貸料や公共費用、減価償却やリース費用その他建物や設備に関わる費用を差引いて計算される。

###### ハ. 原材料、設備、装置の輸入における免税

###### ニ. 100%外資が可能

###### ホ. 利益は全額本国送金可能

##### 2) その他の優遇措置

###### イ. 14 日間までビザなし入国可能 (更新可能)

- ロ. 外国人駐在員にはスービック・クラーク特別ビザ発行

#### (5) クラーク特別経済区登録企業に対する優遇措置

クラーク特別経済区 (CSEZ) は、マニラから北に約 60 km のパンパンガ州アンヘレス市にある旧米軍 (空軍) 基地の跡地に作られた経済特区である。この地区に投資する企業への優遇措置付与は、クラーク開発公社 (Clark Development Corporation: CDC) の管轄となっている。

CSEZ 登録企業は、スービック特別経済・自由港区内の全ての優遇措置のほか、大統領令 226 号に基づいて BOI 登録企業に与えられる優遇措置、PEZA 登録企業に適用される一切の優遇措置を受けることができる。

<sup>19</sup> (出所) SBMA

[http://www.sbma.com/index.php?module=pagemaster&PAGE\\_user\\_op=view\\_page&PAGE\\_id=57&MMN\\_position=29:4](http://www.sbma.com/index.php?module=pagemaster&PAGE_user_op=view_page&PAGE_id=57&MMN_position=29:4)

ただし、これまでのところ、PEZA 登録企業は一般に 3 年から 6 年の所得税免税措置 (ITH) が適用されているが、CDC は CSEZ 登録企業に対して優遇措置の一環としての税免除を認めていない<sup>20</sup>。

#### (6) 地域統括本部 (RHQ) に対する優遇措置

RHQ に対する主な優遇措置は以下がある (RHQ については第 8 章を参照)。

- 1) 複数年、数次入国ビザの発行  
RHQ の外国人社員、本人に同行又は本人の到着後に非移住者として入国する配偶者と未婚の子女 (21 歳未満) に対して、有効期限 3 年間の数次入国ビザを発行する。
- 2) 社員の所得税の優遇税率  
イ. RHQ の外国人社員の総所得からの源泉徴収税率は 15% の優遇税率  
ロ. 管理職又は技術職 (Managerial or Technical Position) に就いていて、年間総所得が少なくとも 975,000 ペソである正社員のフィリピン人社員についても源泉徴収税率は総所得の 15%
- 3) RHQ の外国人役員は、所持品や家財品を免税輸入できる
- 4) RHQ 社員と扶養家族は旅行税 (トラベルタックス) が免税となる
- 5) 法人所得税適用外  
RHQ はフィリピン国内の事業活動を源泉とする収入を得られないため、法人所得税の対象外である。
- 6) RHQ は付加価値税 (VAT) 対象外
- 7) 土地改善物及び設備に対する不動産税を除き、地方自治体に支払う地方税、手数料等の賦課金免除
- 8) RHQ として機能するために必要で、その目的のためのみに使用され、フィリピン国内では入手不可能な訓練/教育用の教材や機材の免税輸入が許される (事前に BOI の承認が必要)

#### (7) 地域経営統括本部 (ROHQ) に対する優遇措置

ROHQ に対する主な優遇措置は以下がある (ROHQ については第 8 章を参照)。

- 1) 複数年、数次入国ビザの発行  
ROHQ の外国人社員、本人に同行又は本人の到着後に非移住者として入国する配偶者と未婚の子女 (21 歳未満) に対して、有効期限 3 年間の数次入国ビザを発行する。
- 2) ROHQ の外国人役員は、所持品や家財品を免税輸入できる
- 3) ROHQ 社員と扶養家族は旅行税 (トラベルタックス) が免税となる
- 4) 法人所得税優遇  
ROHQ の法人所得税率は、課税所得に対して 10% の優遇税率が適用される。ただし、フィリピン国内での事業活動を源泉とし、親会社に送金される所得は、支店利益送金に対する税率 15% が適用される。
- 5) 土地改善物及び設備に対する不動産税を除き、地方自治体に支払う地方税、手数料等の賦課金免除
- 6) ROHQ として機能するために必要で、その目的のためのみに使用され、フィリピン国内では入手不可能な訓練/教育用の教材や機材の免税輸入が許される (事前に BOI の承認が必要)

<sup>20</sup> (出所) ジェトロ [http://www.jetro.go.jp/jfile/country/ph/invest\\_03/pdfs/010012500303\\_017\\_BUP\\_0.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/010012500303_017_BUP_0.pdf)

#### (8) 地域統括倉庫 (RW) に対する優遇措置

RW に対する主な優遇措置は以下である (RW については第8章を参照)。

1) 免税輸入

BOI、PEZA 又は関係のエコゾーン当局が許可するものとして、外国から RW に持込まれ、RW 内で保管又は利用され、アジア太平洋市場又は他の外国市場 (フィリピン国内の保税倉庫を含む) へ税関吏の監督のもとで直接 RW から再輸出されるスペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料及び他の品目 (梱包材、ブランドマーク、ラベル、保管設備を含む) を免税輸入できる。

2) 最大3年までの RW 内での保管

RW に持込まれた物品は、その持込みから2年間 RW 内にとどめることができ、BOI は未輸出品に対する保管料の支払を条件としてこの期間を1年間延長することができる。

## 第10章 外資規制業種

### 1. 外資規制の枠組み

フィリピンの現在の投資関連法規は、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）と1991年外国投資法（共和国法第7042号、1996年改正）で投資を規制している。

1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）は、当時のアキノ政権下において外国投資法と外国投資に対する優遇措置を包括的に規定したものである。ただし、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）第2部に規定された「優遇措置が適用されない投資」、つまり一般の外国投資については、1991年外国投資法で大幅に改定されている。

1991年外国投資法（共和国法第7042号、1996年改正）では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限するという規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の掲載業種を除いて外資100%の出資が認められるようになった。

外国投資ネガティブリストは、定期的にアップデートされるため、フィリピン進出企業は最新のリストに基づき規制業種の確認を行う必要がある。また、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）では、外資比率が40%を超える場合、投資委員会（BOI）の事前承認が必要とされていたが、現在は直接SECに登録できるようになった。

一方、1987年オムニバス投資法（共和国法第226号）では、外国投資に対する各種の奨励措置を設けている。大目次をみても、第1部「優遇される投資」、第3部「フィリピンに地域統括本部を設ける多国籍企業に対する奨励措置」、第4部「アジア太平洋地域及びその他の外国市場用に補給部品或いは部品及び原料を供給する為の地域統括倉庫を設立する多国籍企業に対する奨励措置」、第5部「投資家用特別居住ビザ」、第6部「輸出加工区の企業に対する奨励措置」となっている。

### 2. 第12次外国投資ネガティブリスト

2023年11月末時点では、2022年7月に発行された第12次外国投資ネガティブリストが最新となっている。第12次外国投資ネガティブリストに掲載されている分野は以下のとおりである。

第11次外国投資ネガティブリストからは、主に公共サービス法及び小売自由化法の改正によるリストAでの公共事業や小売事業への外資規制緩和、並びに外国投資法の改正によるリストBでの国内市場向け中小企業の外資規制緩和がなされている。

図表 10-1 第12次外国投資ネガティブリストA

外国人による投資・所有が憲法及び特別法により禁止・規制されている分野

外国人の参入や外国人の就業が認められない分野
1. レコーディング及びインターネット事業（メッセージ/情報の創造ではなく、単にメッセージを伝送するインターネットアクセス提供者をいう）を除くマスメディア

2. 専門職 ただし、法律に規定された条件に従って特別に認められた場合を除く。別紙において、相互関係がある場合にフィリピンにおいて外国人に認められている専門職及び企業の参入が認められている専門職が定められている <sup>21</sup> 。
3. 払込資本金額が 2500 万ペソ未満の小売業
4. 協同組合
5. 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
6. 小規模鉱業
7. 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
8. 闘鶏場の所有、運営、経営
9. 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
10. 生物・化学・放射線兵器および対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通(投資も禁止されている)
11. 爆竹その他花火製品の製造
外国資本が 25%以下に制限されている分野
12. 雇用斡旋(国内・国外のいずれで雇用されるかを問わない)
13. 防衛関連施設の建設契約
外国資本が 30%以下に制限されている分野
14. 広告業
外国資本が 40%以下に制限されている分野
15. 共和国法第 9184 号の施行規則に従った、インフラプロジェクトの調査
16. 天然資源の探査、開発、利用(大統領承認の資金・技術援助契約の場合、外国資本 100%参入可)
17. 私有地の所有。ただし、フィリピン国籍を喪失した自然人で、フィリピン法に基づく契約を締結する法的能力を有する者を除く。
18. 公益事業の管理、運営。
19. 教育機関の所有、設立、運営。ただし、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。
20. 米、とうもろこし産業(操業開始から 30 年以内に、資本の 60%以上をフィリピン国民に放棄あるいは譲渡する場合、外国資本 100%参入可)
21. 国有・公営・市営企業への材料、商品供給契約
22. 深海漁船の運営
23. コンドミニウムユニットの所有
24. ラジオ通信網

(出所) ジェトロ資料より作成

<sup>21</sup> 関連する法律により相互主義の対象となる場合には、外国人に就業が認められる分野：1. 会計士、2. 航空科学、3. 農業生物工学、4. 農業、5. 建築、6. 化学工業、7. 化学、8. 土木工学、9. 犯罪学、10. 通関業者、11. 歯科、12. 電気工学、13. 電子工学、14. 電気技師、15. 環境計画、16. 漁業専門職、17. 食品技術、18. 林業、19. 測地工学、20. 地質学、21. 指導及びカウンセリング、22. インテリア・デザイン、23. 景観設計、24. 図書館司書、25. 海洋甲板および工学、26. 配管熟練工、27. 機械工学、28. 医療技術、29. 医薬、30. 金属工学、31. 助産師、32. 鉱山学、33. 造船工学、34. 看護、35. 栄養士、36. 検眼、37. 薬局、38. 理学・作業療法士、39. 専門教育、40. 心理学、41. 放射線およびエックス線技師、42. 不動産業(不動産コンサルタント、不動産鑑定士、不動産査定人、不動産仲介人及び不動産販売員)、43. 呼吸療法、44. 衛生工学、45. 社会事業、46. 言語病理学、47. 獣医学、48. 法律又はフィリピンが当事者である条約において規定される他の専門職。関連する専門職法規の条件に従うことを条件として、法人形態での参入が認められる分野：1. 航空工学。



図表 10-2 第 12 次外国投資ネガティブリスト B

安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から外国人による投資・所有が規制されている分野

外国投資が 40%以下に制限されている分野
1. フィリピン国家警察 (Philippine National Police: PNP) の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 火器 (拳銃、散弾銃など)、火器の部品及び弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具もしくは道具</li> <li>b. 火薬</li> <li>c. ダイナマイト</li> <li>d. 起爆剤</li> <li>e. 爆薬製造時に使用する材料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム ii. 硝酸アルミニウム、硝酸カリウム、硝酸バリウム、硝酸銅、硝酸塩、硝酸カルシウム、赤銅鉱 iii. 硝酸 iv. ニトロセルロース v. 塩素酸アンモニウム、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム vi. 硝酸エステル vii. グリセリン viii. 無定形リン ix. 過酸化水素 x. 硝酸ストロンチウム xi. トルエン</li> </ul> </li> <li>f. 望遠鏡、赤外線照準器など (ただし、相当量が輸出向けの場合、また PNP が定める外資参入比率に準じる場合、PNP の承認の下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる)</li> </ul>
2. 危険薬物の製造、流通
3. サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニックなど、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。ただし、ウェルネス施設を除く。
4. レース場の運営など、全ての賭博行為。ただし、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれており、かつフィリピン経済特区庁の認定を受けている事業は除く。
5. 払込資本金額 20 万ドル未満の零細・小規模国内市場向け企業
6. 零細・小規模国内市場向け企業で、(i) 科学技術省 (DOST) が定める先端技術に関連するもの、(ii) 共和国法第 11337 号 (革新的新興企業法) に基づき、主管庁である貿易産業省、情報通信技術省、化学技術省から新興企業または新興企業を支援するものとして承認されたもの、または、(iii) 直接雇用者の過半数がフィリピン人であり、フィリピン人従業員数が 15 名未満のいずれでもなく、かつ払込資本金が 10 万ドル相当額未満であるもの。

(出所) ジェトロ資料より作成

### 3. 外資規制緩和に向けた最近の動向

2017 年に発行された大統領通達第 16 号により、当時のドゥテルテ大統領から国家経済開発庁へ、特定の領域について外資規制の緩和に向けて最大限努力するよう指示が出された。大統領通達第 16 号によって、外資規制の緩和の要求が示されたのは以下の 8 つの項目である。これを踏まえ、2021 年 12 月には小売自由化法改正法案の、2022 年 3 月には公共サービス法改正法案及び外国投資法改正法案の署名がなされ、それぞれ発効されている (外国投資法については第 6 章参照)。

1. 海外就労を含む民間の人材紹介
2. 外国人の参加が公共の利益となる特定分野の専門職
3. 国内での資金調達による公共事業についての建設・改修の契約
4. 送配電、上下水道システムなど公益事業を除く公的サービス
5. 小売を除くコメとトウモロコシの栽培、生産、加工、取引
6. 高等教育機関の教師
7. 小売業
8. 国内市場向け事業

### (1) 小売自由化法の改正

小売業については、従前から非常に厳しい外資規制があり、大規模小売を除いて、事実上の外資参入が難しい状況が続いていた。改正前の法律では、外資企業による小売業参入には、払込資本金が 250 万ドル以上と規定され、さらに実店舗を運営する小売業の場合には各店舗に 83 万ドル以上の投資を行うよう条件が課せられていた。2022 年の改正により、最低払込資本金は 2,500 万ペソ以上に引き下げられたほか、各店舗への最低投資額も 1,000 万ペソ以上と条件が大幅に緩和されている。なお、外資企業の場合は、フィリピンから事業撤退する場合を除いて、払込資本金を 2,500 万ペソ以上の金額で維持し続けるよう規定されており、同要件が満たされなかった場合には罰則が科せられることとなっている。また、改正前はハイエンドやぜいたく品に特化した企業の場合は親会社の純資産が 5,000 万 US ドル以上、それ以外の企業の場合は 2 億 US ドル以上であること、小売業で 5 年以上の実績を有すること、直営小売店舗又はフランチャイズを世界に 5 件以上展開していること等といった外国企業の要件が設定されていたが、これらの条件も 2022 年の改正によって撤廃されている。

### (2) 公共サービス法の改正

フィリピン共和国憲法において、公益事業 (public utility) はフィリピン国民 (法人等の場合は 60%以上フィリピン人所有) に留保され、経営陣はフィリピン人により構成されると規定されている。共和国憲法及び改正前の公共サービス法では「公共事業 (public utility)」に関して明確な定義がされておらず、他方で「公共サービス (public service)」に一般運送、鉄道、路面鉄道、地下鉄電動車両、港湾運送、汽船、フェリー、水上オートバイ運送、造船、引上船台、船舶修理、埠頭、船渠、運河、公設市場、灌漑システム、ガス、電灯、熱電供給、上水・水力供給、石油、下水道システム、電気通信システム、有線・無線通信システム、有線・無線放送局、その他類似の公共的サービスが含まれていたため、これらの「公共サービス」には「公共事業」として外資出資上限 40%の規制がかけられていた。2022 年の改正により、「公共事業」の定義が明確となり、憲法上の外資出資上限の規制対象となる「公共事業」は、以下の 6 分野において公共の用に供するために運営、管理、又は統制する事業であると定められた。これら 6 分野以外の「公共サービス」については、改正によって外資出資の上限規制が撤廃されたため 100%外資による出資での事業が認められることとなった。

1. 配電
2. 送電
3. 石油及び石油製品のパイプライン輸送システム
4. 水のパイプライン配水システム及び廃水パイプラインシステム (下水道パイプラインシステムを含む)
5. 海港
6. 公共事業用車両 (内燃機関自動車で一般向けに対価を受け取り、乗客や国内貨物を運ぶサービスを提供する車両であり、具体的にはハイヤートラック、UV エクスプレス、公共バス、公共ジープニー、トライシクル、Filcab、及びタクシー)<sup>22</sup>

<sup>22</sup> 同改正法では、交通ネットワーク企業 (Transport Network Corporations) と認定されている企業によって運行されている交通車両は公共事業用車両から除外している。具体的には、Grab タクシーのような配車アプリ等を利用したライドヘイリングサービスを提供する企業が交通ネットワーク企業に該当する。

改正法では「重要インフラストラクチャー」について「物理的かバーチャルであるかを問わず、フィリピンにとって重要なシステム又は資産を保有、使用、又は運営する公共サービス（当該システム又は資産の不能又は破壊により国家安全に悪影響を与える可能性があるもの）」との定義がなされた。その上で、通信業が重要インフラストラクチャーと明記され、大統領がその他重要サービスを重要インフラストラクチャーと宣言できることが認められている。これら重要インフラストラクチャーについて、当該外国でフィリピン人に同様の権利が認められていない場合は、外国人が重要インフラストラクチャーの運営管理に従事する企業の資本50%を超えて保有することができない、という相互主義に関する条項が設けられている。

なお、外国政府が支配する企業、外国政府のために活動する企業、又は外国の国有企業は、公営事業又は重要インフラストラクチャーの資本を保有することを禁じられている（改正法発効後の出資のみに適用）。

## 第11章 許認可・撤退手続

2022年10月時点の「海外進出日系企業拠点数調査」（外務省）によると、日系企業数は1,434社ある。一方、フィリピン経済特区庁（PEZA）によれば、2023年3月20日時点で日系企業887社がPEZAの経済特区で操業し、投資額7,456.4億フィリピンペソ、輸出額172.5億USドル、及び約35万人の雇用を創出している。また、PEZAの管理下ではないが、基地転換開発庁が統括し、クラーク開発公社（CDC）が運営するクラーク輸出自由地区、スービック湾首都圏庁（SBMA）が運営するスービック輸出自由地区にも多数の日系企業が進出している。

PEZAは、2023年4月末現在で419箇所の経済特区（エコゾーン）を管理している。その内訳は、製造業特区78箇所、IT特区297箇所、農産物加工特区24箇所、観光事業特区17箇所、医療観光特区3箇所である。これらの地区に入居した場合、一定期間法人所得税が免除される場合があるため、前述のように日系企業の多くがこうしたエコゾーンに入居している。また、エコゾーンに入居しない場合でも、投資委員会（BOI）に登録されれば、一定期間の法人所得税免除等の優遇措置を享受できる。

以下、こうした投資優遇策を享受するための申請手続を概観した上で、法人登記手続を見ていく。なお、投資優遇策享受のための申請と法人登記手続は同時に行うことができる。

### 1. 戦略的投資のための「グリーンレーン」の設置

2023年2月23日にマルコス大統領が行政府に戦略的投資分野のための「グリーンレーン」を設置する大統領令2023-18号を発令した。この大統領令は、重要な投資プロジェクトに対する政府の承認・登録プロセスの迅速化、合理化、自動化を図ることを目的としたもので、BOIに設置されたワンストップ・アクションセンター（One-Stop-Action-Center for Strategic Investments: OSAC-SI）が単一窓口となり、戦略的投資分野への投資に伴う許認可手続が優先的に処理される。この「グリーンレーン」は、2023年7月13日に正式に開設され、投資額12億ドルのサンアジア・エネルギーとブルーリーフ・エネルギーの合弁会社による浮体式太陽光事業がグリーンレーンによる第1号の案件となった。

グリーンレーンでの許認可手続の対象となるのは、「フィリピン開発計画2023-2028」に沿った戦略的投資分野に対する投資であり、大統領令では①高額雇用の創出、経済活動多様化のための新産業の構築、外国や国内の大規模な資本又は投資の誘致等を基準とする高度に望ましいプロジェクト、②外国直接投資（FDI）、③SIPPに基づくプロジェクト・活動、の3つの分類が含まれるものと整理された。手続には単純な投資案件であれば申請書受理から3営業日で完結し、高度に専門的な案件であっても20営業日以内となっている。

## 2. フィリピン経済区庁（PEZA）登録

PEZA に登録されたエコゾーン内で行われる製造活動や IT サービス等で、生産する財又は提供するサービスの 70%が輸出される事業は、輸出型事業として PEZA 登録が可能である。このほか、物流・倉庫事業、施設提供事業等、エコゾーン内で行われる 10 の区分で事業登録が可能となっている（第 9 章参照）。

PEZA 登録は、会社に対してなされるのではなく特定の事業に対してなされる。したがって、会社を先ず設立登記し、本社を商業都市であるマカティ市などに置き、特定の PEZA の用地使用につき予約契約を締結し、PEZA 申請を行い、PEZA 理事会承認後、用地使用に関する本契約を締結、工場建設、生産開始という手順が一般的である。

PEZA への申請書類は、事業の内容によって異なり多岐にわたるが、例として以下のような書類が必要となる。

1. PEZA 申請フォーム（RA3019）
2. 反汚職証明
3. PEZA 申請及び代表者氏名に関する取締役会議事録
4. SEC 登録証明書
5. 定款、付属定款
6. 事業の詳細（開発計画とタイムテーブル）プロジェクトブリーフ
7. 申請者の公証済み宣誓書
8. 取締役の履歴書及びパスポートのコピー
9. 親会社の概要

これらの必要書類を提出した後、PEZA のボードミーティングで承認がなされれば、PEZA 登録のための事前条件が提示されることとなる。この事前条件に記載されている事項や書類の準備を行い、これを提出することによって登録許可が下りる流れとなる。事前条件としては、環境天然資源省から発行された環境適合証明書の提出が求められることがある。登録許可が下りると、Agreement に対する署名を PEZA 長官と行い、その後 PEZA 登録証明書（PEZA Certificate of Registration）が発行されて、優遇措置を受けることができるようになる。

なお、PEZA ボードミーティングは月 2 回開催されている。申請はボードミーティング開催日の 3 日前までに行う必要があり、申請のタイミングには留意が必要である。

## 3. CDC/SBMA 経済特区登録

CDC 登録も PEZA 同様、特定の事業に対してなされるが、その事業を営む法人の本店住所が CDC 内になければならない。会社を先ず設立登記し、本社を商業都市であるマカティ市などに置いた場合、CDC 登録申請においては本店住所の変更が必要となる。

また、CDC が管理する工業団地の土地は売却不能な国有地であり、入居者は CDC が委託した造成開発業者から必要な物件を転借しなければならない。SBMA への登録には、申請の各ステージにおいてそれぞれ以下のような書類提出が求められる。

図表 11-1 SBMA 登録時に提出する書類

第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スービック湾自由貿易港 (Subic Bay Freeport: SBF) 投資申請フォーム</li> <li>• 趣意書 (SBMA 内に拠点を置くことを考えている旨等を記載)</li> <li>• 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業の範囲</li> <li>➢ (開発プロジェクトの場合) 敷地造成計画</li> </ul> </li> <li>• 代表者名が記載された承認書類</li> <li>• 事業者登録証 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (既存の親会社の場合) SEC 認証済み証明書の写し及び定款と付属定款</li> <li>➢ (新会社の場合) SEC での名義予約</li> <li>➢ (個人事業主の場合) DTI 登録</li> </ul> </li> <li>• (外国人の場合) 法人設立者の個人情報シート (PIS)、パスポート写し、履歴書、本国大使館からの許可書</li> <li>• 銀行預金残高証明書又はローン/クレジットライン承認証明書</li> <li>• (サブリース契約の場合) SBMA 標準サブリース契約書のドラフト (SBMA ウェブサイトから入手可能)、技術計画書、立地計画書、サブリース業者からの推薦状</li> <li>• 必要に応じて法律で義務付けられている許可証及び免許証</li> </ul> <p>申請手数料 (50 ドル) の支払証明書</p>
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (該当する場合) 署名済み適合証明書</li> <li>• 以下の手数料支払証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 登録証明書: 2,000 ペソ</li> <li>➢ 事業者プレート: 20 ドル</li> <li>➢ 事業者プレートのステッカー: 200 ペソ</li> </ul> </li> <li>• (新会社の場合) SEC 証明書の認証済み写し及び定款と付属定款</li> <li>• SBMA エコロジーセンターからの通知書</li> <li>• 事前賃借料及び保証金の支払いを証明する署名済みリース契約書又は署名済みサブリース契約書</li> </ul>
第三段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (開発プロジェクトの場合) 履行保証金</li> <li>• (既存構造物を有する賃借人の場合) SBMA を共同受益者として記載した政府サービス保険システム (GSIS) の保険契約書</li> </ul>

#### 4. BOI 登録

BOI への申請には、以下の書類が必要となる。

1. BOI 申請フォーム (記入、署名し公証を受けたもの)
2. (既存プロジェクトがある場合) 当該既存プロジェクトが予定地に近接することを示した Google マップ (スケッチの提出は認められない)
3. 登録事業の概略図/モデルを含む事業計画 (提案者がどのように収益・利益を得るか明確に示す)
4. (製造プロジェクトの場合) 各工程で使用する設備を示した製造工程
5. 売上原価及び製造経費の内訳を示した財務予測 (最低 5 年分の予測を Excel フォーマットで提出する) (零細プロジェクトの場合は提出不要)
6. 監査済み財務諸表 (既存プロジェクトの拡張・近代化を申請する場合は過去 3 年分、別の場所に同様の既存プロジェクトがある場合は新規に提出が必要)
7. SEC 証明書、定款、付属定款 (定款の修正がある場合、修正も含む)、(該当する場合は) DTI 登録証明書

8. (該当する場合)最新の SEC 一般情報シート、及び株主が法人の場合は最新の SEC GIS の写し
9. (1) 申請企業を代表して取引、執行、署名する役員に権限を与える旨、及び (2) 最高裁判所、控訴裁判所、その他法廷又は政府機関においてプロジェクトに対する訴訟や訴訟手続が行われておらず、投資が継続中である旨、の 2 点を示した取締役会の決議書
10. 特定の活動部門が必要とするその他の要件や承認

また、BOI 登録の流れはプロジェクトの規模により、それぞれ次の図表に示すとおりである（登録要件は第 9 章を参照）。

図表 11-2 BOI 登録の流れ

< 零細中小企業（プロジェクトコストが 1,500 万ペソ以下）の場合 >

	申請者	BOI	所要時間
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要書類(チェックリスト含む)を提出する</li> <li>• 申請料を支払う</li> <li>• 受領書のコピーを添付した申請書を記録課に提出し、申請番号の割り当てを受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提出書類・情報に不備がある場合、申請書受領後 3 営業日以内に申請書とチェックリストを申請者へ返送する</li> <li>• プロジェクト評価・登録課 (PERD) は、不備通知書を申請者に送付し、7 営業日以内に、不足のない提出書類・情報を提出するよう指示する。指示に従わない場合、申請は取り下げられたものとみなされる</li> <li>• PERD は、社会・経済便益の分析及び CBA に必要な情報作成のため、関連するセクター課に照会票を送付する</li> <li>• 既登録済み企業については、PERD は LCS へ照会票を送付し、企業が利用規約を順守しているか確認するとともに、企業が利用できるインセンティブを決定する</li> <li>• (該当する場合) PERD はセクタースタッフとともに現地視察/バーチャル視察を実施し、企業の運営状況や企業から提出された情報を確認する</li> <li>• 書類・情報が揃い、確認された場合、申請を受領する</li> <li>• 申請書を正式に受領する                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PERD が請求書を発行し、経理部門が申請料支払いのための支払命令書を発行する</li> <li>➢ 出納係が公式な受領書を発行する</li> <li>➢ 記録課が申請書を受領し、当該申請書を PERD に転送する</li> </ul> </li> <li>• プロジェクトの評価を行う                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PERD は公示申請提出通知を BOI ウェブサイトに掲載するための手続を行う</li> <li>➢ PERD が最終評価報告書 (Final Evaluation Report: FER) をドラフト・最終化する</li> <li>➢ PERD は産業開発サービス (Industry Development Services: IDS) 事務局長に FER を提示する</li> <li>➢ PERD は承認されたプロジェクトの概要資料を作</li> </ul> </li> </ul>	<p>申請書の正式受理から理事会決定通知書の発行まで 3 日以内</p>

	申請者	BOI	所要時間
		成し、理事会に提出する ➢ PERD が理事会決定通知書を作成する(決定が承認、延期、拒否のいずれであっても通知書を作成する)	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会決定通知書を受領する</li> <li>承認された場合、事前要件登録を提出し、登録料を出納係に支払う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認された場合、BOI は PERD を通じて、理事会決定通知書受領後 60 日以内に事前要件登録が提出されるのを待つ</li> <li>BOI は評価に係る請求書を発行し、会計部門は支払命令書を発行し、出納係は登録料の公式領収書を発行する</li> <li>BOI は登録証明書を作成する</li> </ul>	登録証明書の準備に 1 週間
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の原本を受領する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の詳細や申請者への送付を記録し、登録フォルダを作成する</li> </ul>	1 日

<標準プロジェクト（プロジェクトコストが 1,500 万ペソを超える）の場合>

	申請者	BOI	所要時間
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要書類(チェックリスト含む)を提出する</li> <li>PERD から正式な受理書を受け取る</li> <li>申請料を支払う</li> <li>受領書のコピーを添付した申請書を記録課に提出し、申請番号の割り当てを受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類・情報に不備がある場合、申請書受領後 3 営業日以内に申請書とチェックリストを申請者へ返送する</li> <li>プロジェクト評価・登録課(PERD)は、不備通知書を申請者に送付し、7 営業日以内に、不足のない提出書類・情報を提出するよう指示する。指示に従わない場合、申請は取り下げられたものとみなされる</li> <li>(該当する場合)PERD はセクタースタッフとともに現地視察/バーチャル視察を実施し、企業の運営状況や企業から提出された情報を確認する</li> <li>PERD が正式な受領書を作成する <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請提出通知を新聞に掲載する(受理通知受領後 5 日以内に掲載証明を提出する)</li> <li>➢ 申請料支払いのための支払命令書を発行する</li> </ul> </li> <li>記録課が申請書を PERD に転送する</li> <li>プロジェクトの評価を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PERD が最終評価報告書(Final Evaluation Report: FER)をドラフト・最終化する</li> <li>➢ PERD は必要に応じてセクタースタッフとともに現地視察を行う</li> <li>➢ PERD は経営委員会及び取締役会に FER を提示する</li> <li>➢ BOI は、FIRB 技術委員会及び FIRB 理事会に提出する申請書類、FER 及び追加情報・書類を承認する(CREATE 法に基づき、投資資本が 10 億ペソ以上の場合)</li> </ul> </li> </ul>	<p>プロジェクト評価・登録のサイクルは 5 週間で 行われる (第 1 週目)</p> <p>(第 2～5 週目)</p> <p>決定は 20 営業日以内 に行われる (FIRB 承認プロジェクトを除く)</p>



	申請者	BOI	所要時間
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会決定通知書を受領する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会決定通知書を作成する(決定が承認、延期、拒否のいずれであっても通知書を作成する)</li> <li>(投資資本が10億ペソ以上の場合)BOIは、FIRB理事会の決議を待つ</li> <li>承認された場合、BOIはPERDを通じて、理事会決定通知書受領後60日以内に事前要件登録が提出されるのを待つ</li> </ul>	-
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前要件登録を提出し、登録料を出納係に支払う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BOIは評価に係る請求書を発行し、会計部門は支払命令書を発行し、出納係は登録料の公式領収書を発行する</li> <li>BOIは登録証明書を作成する</li> </ul>	登録証明書の準備に1週間
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の原本を受領する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証明書の詳細や申請者への送付を記録し、登録フォルダを作成する</li> </ul>	1日

## 5. 撤退

フィリピンでは法人清算手続の終了に至るまで長い時間を要するのが一般的であり、2～3年を要する場合もある。清算終了まで駐在員や従業員を置いておくことは現実的ではないため、ある程度から先は弁護士事務所に任せることになるものの、撤退した先に法人がいつまでも残ってしまい、管理上手間がかかってしまうこととなる。

実務的には、まず日本の経営陣とフィリピンの経営陣のごく一部が、フィリピンの弁護士を交えて撤退手続の検討をなるべく早く開始し、事前に準備を進めておくことが重要である。特に、どの部門が最後まで残る必要があるのか、また、そこで必要な人材は誰かを特定しておき、その上で、人事や経理等のコアスタッフ、及び生産管理等、会社の方針を知りうる幹部スタッフを適時巻き込みつつ、秘密裏に撤退準備を進めていくことが有効である。

### (1) 撤退手続

撤退は、一般的に以下のステップを踏んで進んでいく。

- ① フィリピン撤退の意思・既存事業の処理方針決定
- ② 外部専門家とフィリピン撤退の手続・時期の確認
- ③ 解雇手当や手続費用など、撤退に必要な予算の策定
- ④ フィリピン現地法人内部で残すべき人材の確定・体制確保
- ⑤ 現地法人幹部職員とともにフィリピン撤退詳細計画の策定
- ⑥ 整理解雇実施、退職者ケア
- ⑦ 設備等移設・売却
- ⑧ 債権債務整理
- ⑨ 清算手続開始
- ⑩ 工場建物等売却
- ⑪ 清算終了、残余財産分配
- ⑫ 地方自治体及び税務署への届出

## (2) 清算手続

フィリピンの清算には、SEC による強制清算と、会社の任意清算があるが、清算手続を開始するためには、会社定款上定めた会社の存続期間を変更して清算手続の開始日までとするのが一般的である。この際、社長、秘書役、財務役らの法定役員に代わり、清算法人の代表となる精算人と管財人を選出する。また、フィリピン政府からは清算法人に何らかの債務が残った際に、その債務の弁済を確実にするための債務保証人を立てることも求められる。こうした議決事項は臨時取締役会にかけ、在任取締役の過半数の同意を得ておく必要がある。

その後、臨時株主総会を開催する。まず、株主総会の日程、場所、目的を、事前に新聞へ 3 週間連続で掲載するとともに、全株主への通知を会議の 20 日前までに発送する。なお、株主総会では、発行株式総数の 3 分の 2 以上の株主の賛成投票が必要となる。更に、債権者については、清算日での債務想定額をまとめた上で、清算に対する同意書を得ておく。

清算日が到来すれば、会社の清算財務諸表を作成し、会計監査人の監査を受ける。また、これをもとに法人所得税の申告納付を行う。その上で、所轄の税務署から納税が完了した証拠となるタックス・クリアランスが発行される。税務調査は原則として申告から 3 年間となっている。

商業登記を管轄する SEC は、このタックス・クリアランスが整わないと清算手続を開始しない。このため、清算を決議してから最終的に清算が認められるまで数年かかることも頻繁にあるが、この間、フィリピン法人はまだ存続している。事務的には地方自治体には事業所閉鎖の届出を出しておき、看板は下ろす。税務署へはゼロ申告を続けることになる。SEC からの承認が下りて初めて、株主への残余財産分配を行い、フィリピンからの撤退が完了する。

## 第12章 税制

フィリピンの税を徴税組織で大別すると、国税、関税、地方税に分かれる。国税は内国税法に基づいて内国歳入庁（BIR）が管轄している。関税は関税法に基づき関税庁が管轄する。地方税は地方自治体法の規定の中で各地方自治体が定めた税務条例に基づき、所轄の地方自治体（主として市又は州）が管轄している。

関連法令は全て英語で発行され、その細則や解釈とともに一般紙や官報、及びインターネットで公告される。また、それぞれ不服審判所が設けられ、判例等も踏まえた裁定がなされており、納税者に有利な裁定がされることも多い。更に不服があれば、裁判所に訴え出ることできる。

BIR が管轄する税には、所得税（法人及び個人）、付加価値税（VAT）、印紙税、物品税等がある。以下、フィリピンでの経営において誰もが直接関係する税を中心に、2023年9月時点で施行されている内容でその全体像を解説する。

図表 12-1 フィリピン税制の概要

国税	地方税
所得税（法人所得税、個人所得税） 付加価値税 関税 相続・贈与税 パーセンテージ税 物品税 印紙税 キャピタルゲイン税 など	固定資産税 不動産取引税 事業税 など

### 1. 法人所得税

フィリピンの法人所得税の基本は、日本の法人税同様、課税所得に対する税である。課税所得とは「総所得の内、本法に定める特定の項目から、本法その他の特別法により当該所得に対して認められた損金、基礎控除額及び追加控除額を控除したもの」（内国税法第31条）と定められている。実務的には、会計上の税引前利益に、税務上の加減算をしたものになる。

まず、最低法人所得税（Minimum Corporate Income Tax: MCIT）は、課税所得が恒常的に少額又はマイナスの法人につき、その総所得を基に課される法人所得税で、赤字法人でも税金を払うケースも発生する。創立当初からでは余りに厳しいため、設立4年目からとなっている。

また、経済が好調なフィリピンでは、遊休不動産を売却すると大きな利益が上がることもある。こうした資本的資産の売買・交換から生じた損益について、通常資産の売買損益とは別に税を課す、キャピタルゲイン税という形態もある。

更に、法人の利益を配当すると源泉税がかかる。従前では、不当留保金課税があったが、2021年の CREATE 法施行によって廃止されている。なお、CREATE 法発効前の 2020 年度までを対象とする税務調査では、不当留保金に関する指摘がなされ課税されるリスクがある点には留意が必要である。

### (1) 納税義務者と課税対象

納税義務者は、内国法人と外国法人に分類される。その上で、外国法人は居住外国法人と非居住外国法人に分類され、それぞれの分類ごとに課税の範囲が定められている。

内国法人は、フィリピンの法律により設立・登録された法人で、一般的に、フィリピンに設立した子会社は内国法人に該当する。

一方、外国法人とは、フィリピンの法律に基づいて設立された法人以外の法人である。外国法人のうちフィリピン国内で事業を営む法人は居住外国法人とされ、一般的にはフィリピンで営業を行う支店などが該当する。外国法人のうちフィリピン国内に支店等の恒久的施設を有さない法人は非居住外国法人とされる。

図表 12-2 納税義務者の分類

納税義務者の分類	定義
内国法人	フィリピンの法律により設立された法人
居住外国法人	内国法人以外の法人でフィリピン国内において事業を営む法人
非居住外国法人	内国法人以外の法人でフィリピン国内において事業を営まない(恒久的施設を有さない) 法人

内国法人、居住外国法人、非居住外国法人の分類ごとに以下のように課税対象が定められている。ただし、内国法人の株式売却益については、売却地を問わずフィリピンの国内源泉所得とされる。

図表 12-3 課税対象

納税義務者の分類	課税対象
内国法人	全課税所得
居住外国法人	フィリピン国内源泉所得
非居住外国法人	フィリピン国内源泉所得(貸付金の利子、配当、ロイヤルティ、株式売却益等)

### (2) 課税所得の分類

法人所得税における課税所得は、通常の所得、源泉分離課税所得、申告分離課税所得に大別される。このうち通常の所得は、総所得から事業経費を控除した正味の課税所得のことを指す。源泉分離課税所得や申告分離課税所得は、通常の課税計算から除外される。なお、内国法人が他の内国法人から受領する配当は非課税とされるため、所得計算から除外される。

源泉分離課税所得は、銀行利息、ロイヤルティが該当し、内国法人はそれぞれ 20%の源泉分離課税となる。源泉分離課税所得は、源泉徴収により課税関係が完了するため通常の課税所得の計算からは除外される。申告分離課税所得には、上場株式の売却益、非上場株式の売却益、非事業用不動産の売却益が含まれる。このうち上場株式の売却益(又は時価)は、0.6%の課税により課税関係が終了する。

非上場株式の売却益については、非居住外国法人の場合は 15%の課税となっており、同様に、内国法人は 2018 年 1 月 1 日以降、15%の課税となっている。非事業用不動産の売却益については、売却価額又は公正価値のいずれか大きい額の 6%で課税され課税関係が終了する。

図表 12-4 課税所得の分類

課税所得の分類	内容
通常の所得	総所得－事業経費
源泉分離課税所得	銀行利息、ロイヤルティ等
申告分離課税所得	株売却益、非事業用不動産の売却益等

### (3) 税額の算定(通常の所得)

通常の課税所得は総所得から事業経費を差し引いた正味課税所得として計算され、正味課税所得(通常の課税所得)に対して、国内企業の中小企業(課税所得 5 百万ペソ以下かつ総資産 1 億ペソ以下の企業)は 20%、国内企業の大企業及び外国法人は 25%の税率で課税される。なお、税務上の欠損金は 3 年間の繰越しが認められている。すなわち、欠損金発生後 3 年間の課税所得と相殺し、当該事業年度の法人所得税額を減額することができる。なお、新型コロナウイルスに関する税制対応として、2020 年度及び 2021 年度に発生した欠損金は 5 年間の繰越しが認められている。

一方、欠損金の繰戻しは認められていない。すなわち、発生した欠損金を過去の課税所得と相殺し、税金の還付を受けることはできない。投資優遇を受けている PEZA 企業や、BOI 企業で法人所得税免除期間中の企業は、本制度の対象外となる。

### (4) 最低法人所得税

フィリピンでは税収を安定的に確保する手段として、正味課税所得の有無に関わらず最低法人所得税(MCIT)の納付制度が導入されている。具体的には、正味課税所得×25%又は 20%で計算される通常の法人所得税額が売上総利益×2%で計算される MCIT を下回る場合、最低法人所得税額を納付する必要がある。なお、2021 年 4 月の CREATE 法発効に伴い、新型コロナウイルスに関する税制対応として、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの間は一時的に MCIT 率が 2%から 1%に引き下げられた。

通常の所得税額を上回る MCIT については、3 年間の繰越しができる。MCIT は四半期ごとに納付が必要だが、MCIT が発生した四半期を含む事業年度の終了後、3 年間繰越しすることが可能となっている。繰越された MCIT は翌期以降に発生する法人所得税との相殺は可能だが、MCIT そのものとの相殺は認められていない点に留意が必要である。なお、PEZA 企業は、本制度の対象外となる。

### (5) 申告及び納付手続

フィリピンの法人所得税は、日本と同様、自己申告納税方式が採用されている。

▶ 通常の所得

第 1 四半期から第 3 四半期までは、各四半期末の 60 日以内に四半期申告書を提出する。四半期申告書により申告・予定納付を行い、年度末に確定申告を行い、年間の税額が確定する。四半期申告書では、課税年度の開始日から各四半期までの累積税額を計算し、当該税額から前四半期までに支払った税額を控除した税額を納付する。確定申告は、4 月 15 日又は会計年度終了後 4 か月目の 15 日以前のいずれか適当な日に申告・納付する。予定納付額と確定税額の差額の精算を行う際に、既予定納付額が確定税額を上回る場合、還付請求又は税額控除証明書（Tax Credit Certificate: TCC）発行の申請を行うか、次年度以降の予定納付額と相殺するかを選択することができる。次年度以降の予定納付額との相殺を選択した場合には、還付請求又は TCC の申請は再度選択できない。なお、その場合には、使用期限はなく企業が存続する限り繰越し可能となっている。

▶ 源泉分離課税所得

源泉徴収により課税関係が終了するため、別途申告を行う必要はない。

## (6) キャピタルゲイン税

フィリピンの所得税法上、キャピタルアセットに該当する試算の処分損益は、通常の所得とは分離して取り扱われる。キャピタルアセットの売却益には別途課税が行われ、キャピタルロスとは通常の所得と相殺することができない。キャピタルアセットとは、販売目的の棚卸資産、減価償却が行われる固定資産、及び事業用不動産を除く、全ての資産とされている。したがって、通常、投資用不動産や株式などがキャピタルアセットに該当し、これらの処分損益が通常の所得から分離されることとなる。以下キャピタルゲインに関する課税関係を示す。キャピタルゲイン税の申告・納付期限は取引日より 30 日以内で、確定申告書を提出して納税する。

▶ キャピタルアセットに該当する不動産

売却価額又は公正価値のいずれか大きい金額に対して 6%の税率で課税される。

▶ 非上場株式

確定申告書によりキャピタルゲインからキャピタルロスを差し引いた純額に対して 15%の課税がなされる。なお、キャピタルゲインの額を上限としてキャピタルロスを相殺することが可能だが、超過するキャピタルロスを翌期以降に繰延べることは認められない。

▶ 上場株式

売却価額×0.6%で課税（源泉徴収）される。

## (7) 不当留保金課税

従来は、配当等を行わず所得を払込資本の 100%を超えて留保している企業に対して、当該留保を株主に関する所得税回避のための不適切な留保金とみなし、不当留保額に対して 10%の課税が行われていた。この不当留保金課税は、2021 年の CREATE 法によって廃止となっているが、同様の規定は会社法にも存在するため、会社法上の規定に違反した場合には、資本金額を超える未処分利益×0.1%のペナルティが課されることとなる。ただし、実務上は会社法違反による罰則金 10,000 ペソの支払に留まることも多い。また、CREATE 法発効以前の年度を対象とする税務調査では不当留保金についての指摘がなされる可能性がある点も留意が必要である。

## 2. 付加価値税

付加価値税（Value Added Tax: VAT）は、フィリピン国内で生み出された付加価値を課税対象とする税金で、最終的な負担を物品やサービスの国内での最終消費者へ求める間接税である。課税は取引の過程で随時行われ、納税義務者は物品の販売やサービスの提供を行う事業者となる。

各事業者は、自社の商品やサービスを提供するに際して、その売価に対して VAT を付加して顧客に請求する。回収された VAT（売上 VAT）は、同社がその商品の調達や調達・製造に要した材料、その他の諸経費の支払いに際して支払った VAT（仕入 VAT）が控除された上で、差額が納付される仕組みとなっている。このような計算を行うことで、売上からそのために発生した原価や経費を控除した後の利益、すなわち付加価値に対して VAT の税率を乗じたのと同じ税額が製品や商品の製造・流通の過程で納付されていくことになる。

### (1) 納付義務者

年間売上高が 3,000,000 ペソを超える業者及び物品の輸入を行う業者は VAT を納税する義務を有する。

### (2) 課税対象取引

フィリピン国内における物品の販売や不動産のリース等のサービス提供、物品の輸入に対して課税される。ただし、未加工状態で輸入される農産物・海産物、後述のパーセンテージ税の適用対象となるもの等については、非課税取引となる。

### (3) 税率

VAT の税率は一律 12% である。ただし、国外で消費される輸出取引に係る売上 VAT は 0% 税率とされている。一般的に、物品が輸出された国では輸入通関時点でのその国の付加価値税が課されることになるため、物品の原産地国でも VAT を課税すると二重課税となる。そのため、輸出品には課税を行わず（0% 税率）、対応する仕入 VAT についても他の売上 VAT と控除することにより負担しないかたちになっている。この点、非課税売上については、フィリピン側が最終消費者という位置付けになるため、これに対応する仕入 VAT を他の売上 VAT から控除できない。

なお、VAT については、前政権時から実施されてきた一連の包括的税制改革（2018 年 1 月施行の税制改革（Tax Reform for Acceleration and Inclusion Law: TRAIN）法及び CREATE 法）による改正や、内国歳入庁（BIR）による VAT 関連の歳入規則の公表が重なり、特に PEZA 等の投資促進機関に登録している企業に対するインセンティブの取扱が不透明となっている。

例えば、2021 年 6 月に公表された歳入規則 RR No.9-2021 では、従来は VAT ゼロレートの対象となっていた輸出型企業への物品やサービスの販売に対して 12% の VAT を課せる旨の規定がなされたが、多くの企業や関係者による撤回・利用停止の要求があり、同年 7 月の改正歳入規則 RR No.15-2021 により RR No.9-2021 の規定は当面の適用延期が発表された。また、2022 年 3 月には BIR から VAT に関する Q&A（RMC No.24-2022）が公表された。

この Q&A では、CREATE 法施行前にエコゾーンやフリーポートゾーンに適用されていた「クロスボーダー原則 (Cross Border Doctrine)」による VAT ゼロレートの適用が無効となり、登録輸出型企業による登録事業に対して「直接的かつ限定的」に使用される物品やサービスの国内調達のみが VAT ゼロレートの対象であることなどが示されている。

この VAT インセンティブの取扱の変更は、既にフィリピンで事業を展開している日系企業にも影響を及ぼしている。これまではゼロレートが適用されていた全ての購入品に対して 12% の課税がなされればコスト増大となりビジネス存続に大きな影響があるとして、PEZA や貿易産業省 (DTI)、大使館などと協議している現地日系企業もいる。なお、前述の Q&A (RMC No.24-2022) において、登録プロジェクトでの「直接的かつ限定的」な使用についてより明確化する規定が公表されているため、実際の影響は間接的と判断された取引に限定されつつある。他方、VAT 還付が実質的には機能していない状況が改善されなければ、事業存続への大きな影響が引き続き残るものと見られる。

#### (4) 申告と納税手続

VAT の申告と納税は、2023 年 1 月 1 日以降、四半期ごとに申告及び納付が行われ、四半期末の翌月 25 日以内に BIR フォーム 2550Q の提出と VAT の支払を行うこととなっている。他方、2023 年 5 月に発出された Revenue Memorandum Circular No.52-2023 により、従来通り BIR フォーム 2550M を用いた月次での VAT の申告と納税も引き続き可能となっている。

#### (5) 還付手続

輸出売上等のゼロレート取引から生じる仕入 VAT 及び会社清算時に生じる超過仕入 VAT を対象として、現金還付の請求を行うことができる。請求期限は、ゼロレート取引が生じた四半期の四半期末から起算して 2 年間である。また、2014 年 6 月に出された Revenue Memorandum Circular No.54-2014 及び 2018 年 1 月の税法改正により、内国歳入庁による還付判断の期間がすべての書類が内国歳入庁に提出されたときから 90 日以内と明記されるようになった。これを踏まえた VAT の還付プロセスは以下のとおりである。このルールを逸脱した還付請求では還付の権利を失うこととなる点に留意が必要である。

- ① 納税者が還付請求に必要な書類を内国歳入庁に提出
- ② 内国歳入庁は書類が提出されてから 90 日以内に還付の可否を決定 (90 日以内に還付可否の通知を行わない場合には同庁担当官は処罰されることとなっている)
- ③ 内国歳入庁から還付を行わない旨の通知を受領し内容に不服がある場合には、30 日以内に租税裁判所へ申し立てが可能

なお、2023 年 6 月に VAT の還付手続を簡素化する 2 つの規定 (RMC No.71-2023 及び RMO No.23-2023) が BIR より発表され、同規定は 2023 年 7 月から適用となっている。大きな変更点として、従前は 30 点あった必要書類は最大 22 点まで数が減らされ、年次所得税申告書や納税申請者の売上・仕入書類のファイルを USB メモリー又は CD にコピーしての提出などは不要となった。



また、間接輸出業者やその他直接輸出以外の VAT ゼロレートに該当する活動に従事する事業者は、その事業者が大口納税者の場合には大口納税者サービス局（Large Taxpayers Service: LTS）の大口納税者 VAT 監査ユニットに申請を行い、そうでない場合には登録地の税務局の VAT 監査課に申請することなども規定されている。

### 3. 個人所得税

フィリピンの居住者か非居住者かに関わらず、フィリピン国内での雇用や事業によってフィリピン国内源泉所得を得ている個人は、租税条約の規定によって免除されている場合を除き、個人所得税の課税対象となる。

#### (1) 外国籍の者の居住性の判定

外国籍の者の居住性の判定は、基本的にフィリピンに住所を有するか否かで判断される。フィリピンに住所を有する場合、滞在期間の長短に関わらず居住者と判断される。また、一般的には、2年以上フィリピンに滞在する予定の者は、居住者と判断される。

#### (2) 納税義務者と課税対象所得

フィリピンでは、国籍や居住性によって課税対象所得及び税率が定まる。外国籍の非居住者については、滞在期間が 180 日を超えるか否かで取扱が異なる点に留意が必要である。

図表 12-5 納税義務者区分と課税所得

納税義務者	個人所得税
フィリピン国籍の居住者	全世界所得 × 累進税率
フィリピン国籍の非居住者	フィリピン国内源泉所得 × 累進税率
外国籍の居住者	フィリピン国内源泉所得 × 累進税率
外国籍の非居住者(滞在期間 181 日以上)	フィリピン国内源泉所得 × 累進税率 (注)
外国籍の非居住者(滞在期間 180 日以下)	フィリピン国内源泉所得(総所得) × 25%(フラットレート) (注)

(注) 日比租税条約においては、短期滞在者免税規定が存在し、以下の 3 条件を全て満たした場合に、フィリピンでの課税が免除される。1. 暦年の累計滞在日数が合計 183 日を超えないこと 2. 日本法人（日本の居住者である雇用者等）が支払うこと 3. フィリピン法人（支払者の有するフィリピン国内に有する恒久的施設等）が負担しないこと

#### (3) 個人所得税率

フィリピン国籍の居住者、フィリピン国籍の非居住者、外国籍の居住者、外国籍の非居住者のうち滞在期間が 181 日以上の方に対しては、以下に示す累進税率が適用される。2018 年 1 月 1 日から施行された新税法により、高所得者に対しては、以前の最高税率の 32% より高い 35% の最高税率が適用されている。一方で、250,000 ペソ以下の所得者は個人所得税が免税されることとなり、中低所得者を中心に大幅な減税となっている。所得別の税率は次のとおり。

図表 12-6 改正個人所得税率（居住者等）2023 年 1 月 1 日以降

課税所得の範囲（単位：ペソ）	税率
0～250,000 以下	無税
250,000 超～400,000 以下	250,000 ペソを超える部分について 15%
400,000 超～800,000 以下	400,000 ペソを超える部分について 20%+ 22,500 ペソ
800,000 超～2,000,000 以下	800,000 ペソを超える部分について 25%+ 102,500 ペソ
2,000,000 超～8,000,000 以下	2,000,000 ペソを超える部分について 30%+ 402,500 ペソ
8,000,000 超～	8,000,000 ペソを超える部分について 35%+ 2,202,500 ペソ

この点、外国籍の非居住者で滞在期間が 180 日以下の者に対しては、総所得に対して 25%の税率が適用される。また、その他、ROHQ など特定の法人の外国人従業員に対しては 15%の税率が適用されていたが、税制改正によってこれが廃止され、前述の通常の累進税率による課税が行われるため注意が必要である。

#### (4) 申告と納税手続

フィリピンでは自己申告納税制度が採用されている。

##### ▶ 通常の所得

給与所得に関しては、毎月末日から原則 10 日以内に源泉徴収額を計算し、源泉徴収申告書（BIR Form 1601C）を作成後、納税額とともに提出する。ただし、12 月分は 1 月 15 日という期限が定められている。一方、電子申告・納税システム（Electronic Filling and Payment System: eFPS）の場合は、歳入規則 No.26-2002 に従い、業種によってグループ分けされた期日（翌月 11 日から 15 日）までに支払う必要がある。

また、給与所得など源泉分離課税所得等以外の所得については、課税年度の翌年の 4 月 15 日までに確定申告書（BIR Form 1700）を作成し、提出とともに納税を行う。その際に、給与支給時の源泉徴収額との差額を精算する。フィリピン法人支給額以外に、格差補填等の観点で出向元から支給を受けている場合には、当該支給分を合算して所得税を算定し、源泉額との差額を追加納付することとなる。

雇用者は、翌年の 2 月 28 日までに被雇用者に対して源泉税徴収証明書（BIR Form No. 2316）を発行しなければならない。また、雇用者は、1 月 31 日までに国内歳入局に対して被雇用者一覧、源泉税徴収証明書とともに年次申告書（BIR Form 1604CF）を提出しなければならないとされていたが、RR No. 11-2013 により当該規定が改定され、源泉税徴収証明書の提出に関しては 2 月 28 日まで可能となっている。また、Large tax payer の場合は、BIR Form 2307 及び BIR Form 2016 の原紙提出に替えて、PDF でのスキャンコピー及び DVD-R での保存提出が義務化されている。

##### ▶ 源泉分離課税所得

源泉分離課税所得には預金利息などが含まれる。給与所得等の通常の源泉徴収対象所得と異なり、源泉分離課税所得は源泉徴収の時点で、課税額が確定し課税関係が完了する。そのため、事業者が別途確定申告を行う必要はない。

なお、預金利息に対する源泉徴収税率は 15%となっている。

▶ キャピタルゲイン税

基本的な仕組みは法人所得税と同様である。前述のとおり、キャピタルゲインは通常の所得と分離され課税される。ただし、個人に対しては以下のような特例がある。

- キャピタルロスの繰越し

正味キャピタルロスのうち、正味課税所得を上限として翌年度への繰延べが認められ、翌年度に発生した保有期間が 12 か月未満のキャピタルアセットの売却から生じたキャピタルロスとして取扱われる。

## 4. その他の税制

### (1) 印紙税 (Documentary Stamp Tax: DST)

株式の発行及び譲渡、手形、小切手、リース契約書、借入契約書、不動産売買契約書、保険証券、権利義務の移転や履行を証する書類等に対して、印紙税の支払が義務づけられている。主なものとして以下がある。

図表 12-7 主な印紙税

対象文書	税率
株式発行	株式の額面価格 200 ペソに対して 2.00 ペソ。額面価格がない場合には、発行時の対価の額に基づく。
株式譲渡契約書	株式の額面価格 200 ペソに対して 1.50 ペソ。額面価格がない場合は、当該株式の発行時の印紙税の 50%。
配当証明書	額面 200 ペソに対して 1.00 ペソ。
債務証券	発行額 200 ペソに対して 1.50 ペソ。債権証券の期間が 1 年以内の場合には日割りとする。

(出所) ジェトロ HP より作成

なお、印紙税は、メモのような書面形式や実施した取引に対して実際に契約書を交わしていない場合であっても課税される場合があるため注意が必要である。また、関係会社の前払金、前渡金といった advance 勘定にも課税される可能性があるため注意が必要である。印紙税は、翌月の 5 日までに申告・納税する。

### (2) 地方事業税

地方税は事務所を置く地方自治体で徴収される税である。Province (州)、City (市) 又は Municipality (町)、並びに Barangay (バラングイ) の各地方自治体で地方税が課される。地方税のうち、フィリピンでの事業活動上において一般的に最も重視すべきなのが地方事業税である。製造業、卸売販売業、流通業、ディーラー、建設業等は、その事業を行った地域によって、前年度総収入に対して最大 2% の課税がなされる。生活必需品の税率は半分以下となる。例えば小売業の場合、売上が 40 万ペソ以下の場合には 2%、40 万ペソを超える額には 1% の課税がなされる。銀行やその他金融機関に対しても、事業を行う地域により、総収入の 0.5% を超えない範囲で地方事業税が課される。地方事業税の申告及び納付期限は、対象事業年度の翌年 1 月 20 日となっている。

なお、5%総所得課税（GIE）や特別税率（SCIT）を享受している登録企業の場合は、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の 5%を納税すれば足りるとされているため、別途地方事業税を納付する必要はない。

### (3) 固定資産税（Real Property Tax: RPT）

土地、建物、機械・設備といった固定資産の所有者は、その所在地の州や市の地方政府に対し、固定資産税を納めなければならない。土地や建物だけでなく、機械・設備も対象となる。税額は地方政府により不動産評価額に税率を乗じて計算される。税率は地方政府ごとに異なるが、上限税率は地方税法に定められており、州政府は 1%、各市やマニラ首都圏内のパテロス町は 2%の課税ができる。さらに、それぞれに特別教育基金として 1%加算して徴収することが可能とされている。納税義務は、1月1日時点で固定資産を有するか否かにより決定する。一括支払いが原則だが、年 4 回に分けての分割払いも可能である。なお、所得税免税期間中のエコゾーン登録の輸出型企業については固定資産税の免除が定められているが、別途免税申請が必要とされている。

### (4) 物品税

物品税は、特定品の取引に対して課税される税金である。主な税率は以下のとおりである。ただし、ハイブリッドカーには自動車に対する物品税の 50%のみが課され、電気自動車については物品税が免除される。

図表 12-8 物品税（石油製品）

品目	税率 (ペソ/リットル)
軽油	6.00
ガソリン	10.00

図表 12-9 物品税（車）

製造業者又は輸入業者の販売価格(ペソ)	税率
～600,000	4%
600,000～ 1,000,000	10%
1,000,000 ～4,000,000	20%
4,000,000～	50%

## 5. 二重課税の回避

日本の親会社など、税務上「非居住外国法人」と分類される会社も、フィリピン国内で所得を計上する限り課税対象となる。例えば、フィリピン子会社への貸付金から金利を得た場合、金利収入に対しては一般的に 20%の源泉徴収税が課される。

一方、日本では金利収入は法人税の課税対象となるため、何もしないでおくと、フィリピンと日本の双方で課税されてしまう。こうした二重課税を避けるため、フィリピン政府は各国と租税条約を交わしており、日本とも 1980 年より条約を締結している。

なお、2021 年 3 月より、従来、租税条約の適用申請について、サービス対価の支払については、租税条約救済手続（Tax Treaty Relief Application: TTRA）又は RFC（Request for Confirmation）又は TTRA のいずれかの方式で申請することとなっている。TTRA は通常税率で源泉徴収したうえで BIR に還付申請を行う方法で、TTRA 申請によって軽減税率の適用が認められれば課題納付分について還付申請を行うことができる。TTRA については特に申請期限の記載はない。なお、実務的には TTRA による還付申請では申請額全額がすぐには還付されない可能性がある点に留意が必要である。また、RFC による適用申請をする場合は租税条約に基づく軽減税率で源泉することとなるが、仮に RFC が否認された場合にはペナルティを含めた納税不足分を納付することとなる。また、RFC 申請には各課税年度終了後 4 カ月目の最終日という提出期限がある。TTRA と RFC いずれの申請であっても、リクエストレターや居住証明書、所得支払いを証明する銀行書類等、多数の書類を準備して申請する必要がある。また、日本で作成した資料にはアポステューユ認証を取得する必要があるなど準備には相当の時間を要するため、早めに TTRA 又は RFC のどちらの方法で申請するかを決定し、準備する必要がある。

#### ひとくちメモ 4：VAT の還付をめぐる日系企業の動き

2023 年 9 月に実施した現地日系企業へのインタビューでは、VAT の還付手続に問題があるとの声が多く、ルールが不透明であり、実際には請求を行っても明文化されていないルールを基に否認され、還付されないことがあるとの情報があった。これについては、日本大使館や日本商工会も問題への対処を試みている。

税務訴訟を行う場合は、判決まで 2~3 年の月日がかかる。ある日系企業では、VAT と法人税の還付が否認されたために税務訴訟を行ったところ、最高裁まで争うこととなり、勝訴までに 18 年を要したという。このように訴訟対応に多くの時間を要するため、従前は訴訟を躊躇する日系企業が多かったものの、最近では当局の不透明な対応等を理由に、訴訟で戦う方針に切り替える企業も増えている。

## 第13章 用地取得

製造業としてフィリピンに進出するなら、工場の立地は十分な事前調査が必要となる。首都圏郊外の広大な土地は農業用地が多いため、空いている土地があればどこにでも工場が造れるわけではなく、工業用地としての指定を受けている場所でなければ工場設置は許可されない。また、インフラの未整備地域が多く残るフィリピンの場合、十分な調査をせずに工場を設立すると、予想よりも物流費用が増え苦勞する等の問題も発生することになる。

1990年代前半以前にフィリピンに進出した多くの日系企業は、住居や商業地域との混合地域に工場を置いていた。ただし、フィリピンの1km<sup>2</sup>あたりの人口密度は2010年には308人であったところ2020年には363人へと増加しており、旺盛な宅地開発需要により工業地域の周辺にも宅地が迫ってきている。また、環境面の規制は厳しくなり、不動産価格や賃料も上昇している。

そうした中、高速道路が延伸され、沿線のサトウキビ畑等の広大な農地が工業団地に転用されてきた。こうした工業団地の多くでは物流、排水や電気等のインフラ面も整備されている。

### 1. 工業団地の一般事情

工業団地には、大きく分けてPEZA (Philippine Economic Zone Authority) 経済特区、スービック港湾自由港、クラーク特別経済区等の経済特区としての工業団地(輸出加工区)と一般加工区の二つに大別される。前者は、輸出加工型企業としてPEZA等の優遇措置を享受する要件として入居を求められる工業団地であり、後者はそれ以外の工業団地である(優遇措置の詳細については「第9章 主要投資インセンティブ」を参照)。輸出加工区は、PEZA等の行政の管理下にあるため、一般加工区に比べ管理が行き届いている。そのため、PEZA等の認可を受けない企業も含め、日本企業の多くは、輸出加工区に入居している。

フィリピンは1967年に最初の輸出加工区を設けており、アジアの中でも台湾に次いで古くから外国投資を受入れてきた。輸出加工区には、スービック、クラーク、カビテ、セブと言った政府機関直営の工業団地と、フィリピン経済特別区庁の認可を受けた民間工業団地がある。政府直営の工業団地は賃借のみだが、民間工業団地は原則的に売買となる。一部、不動産会社や倉庫会社が民間工業団地を購入し、標準工場を建てて賃貸しているケースもある。

一般加工区も輸出加工区も、通常、周りは柵等で囲まれており、出入口にはセキュリティ・ガードが24時間対応し、巡回を行っている。登録ステッカーのない車は、工業団地に入る際に免許証の提出が求められ、行き先を告げて入館証を貰わないと立ち入ることができない。

一般の公共交通機関は工業団地の中まで入ることができないため、従業員は各社で手配した通勤バスで最寄りのバス停まで送迎を行うことが一般的である。各工場はそれぞれにセキュリティ・ガードを雇っていることが多い。工業団地内には管理オフィスや銀行もあり、整然と工場が並んでいる。主要道路は20m幅で、街路樹も多い。フィリピンは環境規制も厳しく、特に輸出加工区では環境アセスメントの結果や各種規制への対応を審査されて合格してからでないとい入居できないこととなっている。公園や食堂、ホテルなどを配置した工業団地もある。

日本企業は、政府直営の工業団地か、日系商社が加わって開発した工業団地に入居することが多い。地元資本系、韓国系、台湾系等の工業団地もあり、主要設備やコスト面では大きな違いはないようである。ただ、やはり日系ベンダーとの関係や日本食料理店等の生活環境、契約交渉の容易さから、日系資本の工業団地の方が安心感を持てるようである。

## 2. 工業団地進出に関わる注意点

フィリピンは台風の発生頻度が高く、工業団地でもまれに台風の影響を受けることがある。しかしながら、フィリピンの工業団地はもともと台風が来ることを想定し、高台の立地により水害を回避するなどの工夫がなされていることもあり、日系企業が入居する工業団地の多くは問題ないと言える。電力供給についても、ある程度安定しているが、多ければ週に一回程度の停電が起こる工業団地もある。工業団地によって大きく差が出る点としては、給水と物流、及び近隣の生活環境が挙げられる。

水の安定供給には地域差がある。例えば、物流や生活環境に優れるセブの工業団地の欠点は水不足である。もともとビサヤ地域がフィリピンの中では比較的少雨の上、工業団地が集中するマクタン島は元々がサンゴ礁の島で、地下水資源に乏しい。海水を淡水化して供給する設備もあるが、渇水期には給水車に頼らざるを得ない場合もある。一方、日本企業が多数立地するラグナ州やバタンガス州の工業団地は、団地内に飲料水のボトリング工場が立地しているほどで、各工業団地とも団地内の深井戸から十分な水が供給できる体制にある。水質は軟水で、工業用水にも適している。安定的に水を必要とする産業の場合、こうした工業団地ごとの水供給の状況は確認を要する。

また、交通インフラへの投資不足が課題となっているフィリピンでは、工業団地を一步出たからのアクセスが問題となることも多い。主要幹線道路がすぐ近くまで来ていても、インターチェンジから工業団地へのアクセス道路が未発達で、通勤時間や荒天時に大きな渋滞となる場所もある。場所によっては、舗装が荒く、大雨の際に冠水してしまい立ち往生してしまうこともある。インターチェンジから工業団地までの動線もしっかりと確認しておきたいポイントである。

一方、現地調達や外注が生じる製造工程の場合は、その工業団地の近郊に容易に利用できるベンダーが複数あるかどうか、重要なポイントである。日系企業の場合、ラグナ州、カビテ州、バタンガス州の、いわゆる「カラバルゾン」エリアに工場が集中しており、その近郊が便利だ。しかし、日系企業が集中するエリアでは、管理職を中心に人材確保に苦勞するようになってきている。他の地方で採用活動を行う企業も出てきており、別途遠距離通勤の手当を支給したり、社宅をあてがったりするケースも見られる。

駐在員の生活も含めた近隣生活環境の面では、かつてはセブの工業団地の評価が高かった。治安が良く、渋滞も少ないため、自分で車を運転して会社に通う駐在員も多かった。また、食事もバラエティ豊富で食費も安い。しかし、近年は交通渋滞がひどく、工業団地からセブ市の中心部までの移動に多くの時間がかかるようになり、不便に感じることも多くなってきた。一方、マニラ首都圏もバラエティ豊かなレストランやスーパーが増え、日本人としての生活はずいぶん楽になってきた。

こうした首都圏近郊の工業団地に比べると、スービックやクラークといった首都圏からの通勤圏外の工業団地では、まだ周辺都市に日本人駐在員が気安く住める場所がなく、工業団地内の生活になりがちである。

近年の日系企業の工業団地選びを見ると、一部の人気の工業団地に集中する傾向が見られる。人気の工業団地の環境は当然良いが、土地代は高くなる傾向にある。例えば、人気のエリアでは土地の空きが少なく、他の入居企業の空き土地や古工場を探さないといけない場所もある。他の企業の工場跡地は、一般に開発業者から購入するより高くなり、土壌調査や既存施設の撤去などの追加コストがかかることも多い。一方で、初めて工場が設置される区画では、造成期間や費用がかかる。

### 3. フィリピンの不動産制度

フィリピンには不動産の登記制度があり、土地及び建物のそれぞれが登記対象である。フィリピンの不動産登記ではトレンスシステム (Torrens System) と呼ばれる登記上の権利者が真正な権利者であることを国として保障する制度が採用されている。このトレンスシステムにより、不動産に対する賃借権や抵当権を登記簿に記載することで権利の保全ができる。ただ、場所によっては登記簿が整備されていない土地もある。こうした土地の場合、固定資産税の申告書が土地の所有権の証明となる。

建物の所有についてはコンドミニアム法により外国人が所有できる面積の割合に制限があるものの、所有や賃借の厳しい外資規制はない。他方、土地については、1991年外国投資法に基づきフィリピンで取得が認められているのはフィリピン国籍の保有者、又は外資比率が40%以下のフィリピン内国法人のみであり、外国人、外国法人、外資比率が40%を超える内国法人はそもそもフィリピンの憲法上の規定で土地を保有することができない。これを回避するためにフィリピン人を名義人に立てて土地を購入しても、アンチ・ダミー法 (コモンウェルス法 108号) と呼ばれるフィリピン国籍者が外国籍の者に名称や国籍の使用を許可することを不法行為とする法律に抵触して無効となってしまう。

また、外国人投資家による私有地長期リースに関する法律 (共和国法 7652号) があり、外国人投資家は、投資目的のみに利用される土地をリースすることができる。リース期間は最長50年、更新は1回限りの25年である。なお、外国人投資家が投資のみを利用目的としない土地をリースする場合、リース契約の期間は最長25年、更新は1回限りの25年である。

こうした土地保有に対する外資規制がフィリピンへの投資を阻んでいるとの批判は以前からあり、規制を緩和するための各種法案が国会に何度も提出されたが、いずれも憲法違反との判断で廃案となった経緯がある。このため、土地付の一軒家を買おうとするのは、フィリピン人の身内がいけない限りお勧めできない。唯一、日本で言う分譲マンションの建物に付随する土地の区分所有権の場合のみ、全体の40%まで外国人の保有が認められる。



#### 4. 工場建設の必要手続

立地が決まると工場建設であるが、建設にあたってはまず所轄の地方自治体から建設許可を得なければならない。建設許可を得る前提として、建設予定地が工場建設の許されている場所かどうかの確認が必要である。これを「ロケーション・クリアランス」と呼ぶ。このクリアランスを地方自治体から取るためには、所属する「バランガイ」(最小自治単位)からも確認書を得なければならない。

政府指定の輸出加工区に入居する場合は、その工業団地を所轄する経済特別区庁等が地方自治体に代わって建築許可を発行する。いずれにしても、フィリピンの建築士の署名が入った建設設計図面の提出が求められる。

また、工場建設の場合、環境規制をクリアして環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: EIA) 又は環境適合証明書 (Environmental Compliance Certificate: ECC) を環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources: DENR) から得る必要もある。更に、日本企業の多い首都圏南部の工業地帯では、流域となるラグナ湖の水質保全のため、ラグナ湖開発公社 (Laguna Lake Development Authority: LLDA) からの許可書も必要である。

フィリピンの場合、工業団地内の土地でもまだ起伏や斜面が残っており、造成工事が必要となることもある。建設の準備作業についても、こうした環境規制をクリアしておくことが求められる点に注意を要する。

建設が終了すると、建設許可どおりの建築となっているかが確認され、問題がなければ占有許可が発行され入居可能となる。この時点で固定資産税を監督する地方自治体の査定局にも通知がなされ、固定資産税の申告・査定も行われる。この固定資産税の納付ができれば、建物自体の登記が可能となる。

上記のほか、消防、電気設備、機械設置についても関係各庁への確認が求められる。こうした建築許可に関する一連の手続については、通常、工場建設を担当するゼネコンに一括して外注する。手続には時間がかかることも多いため、現地での建築プロジェクト管理の経験豊富な会社に、早くからアドバイザーとして参加しておいてもらえると心強い。

また、工場建屋の完成に合わせて、設備類の輸入許可等の手配も必要である。電気、上下水道、電話等への接続も、工場建屋の建設にタイミングを合わせ、無駄や遅れのないように手配しなければならない。フィリピンは日本と異なって各種手続が想定時間のとおりに進まない上、6月は台風、12月はクリスマス休暇の影響で大幅な遅れも発生する。工場建屋建設の計画は十分以上の余裕を持ちつつも、日々の各種判断や必要書類の提出を現場で行えるようにしておきたい。

## 第14章 知的財産権

### 1. 知的財産権の保護

#### (1) 法体系

フィリピンにおける知的財産権は 1997 年に制定され、1998 年に施行された共和国法 8293 号「フィリピン知的財産法 (Intellectual Property Code: IP 法)」によって定められており、侵害の構成要件、罰則、損害賠償について規定を設けている。IP 法は、それまで個別だった商標、特許、著作権に係る各法を一つに法化したものである。同法の政府管轄機関は貿易産業省傘下にある知的財産庁 (Intellectual Property Office of the Philippines: IPO) である。IP 法における「知的財産権」は、(a) 著作権と隣接権、(b) 商標・サービスマーク、(c) 地理的表示、(d) 意匠、(e) 特許、(f) 集積回路のレイアウトデザイン、(g) 非開示情報の保護で構成されている。(f) 集積回路のレイアウトデザインについては、それを保護するための共和国法 9150 号が別途 2001 年に制定され、IP 法における関連条項の改正により保護対象の定義や認定手続等が定められている。

また、フィリピンは WIPO (World Intellectual Property Organization) 設立条約、パリ条約 (工業所有権)、ベルヌ条約 (文学的及び美術的著作物)、特許協力条約、ローマ条約 (実演家、レコード製作者及び放送機関)、TRIPS (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)、マドリッド議定書に加盟している。

なお、フィリピン知的財産局 (IPOPHL) は、ASEAN ではシンガポール知的財産庁 (IPOS) に続いて特許協力条約 (PCT) における国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として選定され、2019 年 5 月 20 日より ISA 及び IPEA としての運用を開始している。

#### (2) 認定手続

進出日系企業に主に関わってくる知的財産権の認定手続は次の図表のとおりである。

図表 14-1 認定手続

知的財産権	保護対象	設定手続	保護期間
特許権	製品及びプロセスに係る新規発明品に関する独占権の付与	1. 出願 2. 方式審査 3. 先行技術調査 4. 出願公開 5. 実体審査 6. 特許審決	20 年間
工業意匠権	審美性・装飾性を有するもの	1. 出願 2. 方式審査 3. 公告、登録	5 年間 (2 回同期間の延長可)
集積回路配置	オリジナルの集積回路の配置	工業意匠権と同様	10 年間 (更新不可)
実用新案権	新規性を有し産業上利用可能なもの。進歩性は要求されない	工業意匠権と同様	7 年間 (更新不可)

知的財産権	保護対象	設定手続	保護期間
商標権	文字、図形、記号、立体、又はそれらを結合したもの、並びに色彩、動き、位置、ホログラム等の非伝統的な視覚的商標 <sup>23</sup>	1. 出願 2. 方式審査 3. 実体審査 4. 公告 5. 登録	10年間（1回あたり10年間、無制限の延長可）
著作権	全ての文学、芸術作品とその二次的著作物（書籍、冊子、論文、その他の文書等）	自然発生（出願、登録、公開不要。任意による著作権登録制度はあり）	著作者の生存の間及び死後50年（延長不可）

（出所）ジェトロ資料等より作成

### （3）出願・登録件数

フィリピンにおける知的財産権に関する出願及び登録件数の推移は以下のとおりである。なお、全出願件数のうち、外国からの出願件数をそれぞれ内書きしている。2020年の出願件数に落ち込みが見られるが、これは新型コロナウイルスの影響でビジネス活動が停滞したことが原因である。

図表 14-2 知的財産権の出願・登録件数

出願件数		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許	全数	3,419	3,395	4,300	4,380	3,993	4,393
	（内 外国出願）	3,092	3,072	3,771	3,879	3,517	3,903
実用新案	全数	1,191	1,462	2,347	2,461	1,398	1,744
	（内 外国出願）	50	70	75	99	92	55
意匠	全数	1,569	1,417	1,589	1,735	1,293	1,372
	（内 外国出願）	526	666	660	625	628	690
商標	全数	32,794	31,071	35,236	37,865	34,333	38,764
	（内 外国出願）	11,852	7,251	7,635	7,946	6,841	7,762
登録件数							
特許	全数	4,006	1,645	3,435	1,458	1,002	1,449
	（内 外国出願）	3,952	1,620	3,402	1,409	973	1,399
実用新案	全数	1,674	572	1,224	1,123	1,118	1,053
	（内 外国出願）	87	30	77	28	49	60
意匠	全数	1,721	1,662	1,985	1,488	674	829
	（内 外国出願）	868	643	983	692	278	476
商標	全数	26,575	23,057	25,630	29,434	24,479	34,457
	（内 外国出願）	8,267	5,886	6,661	7,095	5,902	7,852

（出所）日本特許庁 特許行政年次報告書「主要国・地域・機関に関する統計」より作成

<sup>23</sup> IPO MC 2023-1 (<https://drive.google.com/file/d/1kfczZkVpKiWuFiRSgG5OIlAKvYvRXsB9/view>)

## 第15章 環境規制

### 1. フィリピンの環境問題

#### (1) 大気汚染

フィリピンではマニラ首都圏を始めとする都市部において大気汚染が深刻な問題となっている。大気汚染の主な原因は、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物等の汚染物質（固定発生源）と自動車の排ガスに含まれる汚染物質（移動発生源）である。

前者の固定発生源について、新設工場では公害防止装置の設置が義務付けられている。また、共和国法 8749 号（Philippines Clean Air Act of 1999）に基づき、汚染物質を排出する施設や設備を建設、拡張又は改良する際には環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）の環境管理局（Environmental Management Bureau: EMB）が現場で排ガス検査及び公害防止設備の評価を行い、合格すれば操業許可が出される。この操業許可については 1 年ごとに更新が必要である。後者の移動発生源についても、公害防止装置の装着が義務付けられている。また、全ての車輛は登録更新時に排ガス検査（Emission Test）を受ける義務があり、検査に合格しなければ更新されない。

#### (2) 水質汚濁

フィリピンにおける河川や湖沼、海域の水質汚濁は非常に深刻な状況となっている。水質汚濁の原因は、工場排水及び生活排水、また農業排水による農薬、重金属、有害物質などである。工場やオフィスビル、商業モール、ホテル等の大型事業所からの汚染物質排出については、2004 年水質浄化法（共和国法 9275 号）で定められている排水基準まで汚染濃度を削減する排水浄化施設を設置することが義務付けられており、排水については環境管理局（Environmental Management Bureau: EMB）の許可を必要としている。また、マニラ首都圏南東にあるラグナ湖水域では、ラグナ湖開発庁（Laguna Lake Development Authority: LLDA）がラグナ湖に排出する全ての事業者及び集合住宅・家庭に対し、排出する汚染物質の量に応じた課徴金（環境利用料）を徴収している。なお、排水基準は比較的厳しく、工業団地に備わっている浄水設備で基準値をクリアするのが難しいことから、日本企業が自ら浄水設備をメンテナンスしているケースもある。また、工業団地の管理者が毎週モニタリングに来ることもあり、工場の規模が大きいほど設備への投資やメンテナンスの対応に苦勞する傾向がある。

#### (3) 廃棄物

フィリピンでは人口の過半数が都市部に居住しており、住民が排出する廃棄物も年々増加している。家庭用の固形廃棄物排出量は 2020 年には 16.1 百万トンであったところ、2030 年には 18.9 百万トン、2040 年には 22.4 百万トンへ増加が予想されている。また、産業用も含む国内の固形廃棄物の一日あたりの排出量については 2023 年に 0.06 百万トンとなっており、2016 年の排出量の 3.75 倍となっている。なお、全体の排出量のうち 30~40%をプラスチック廃棄物が占めている。

ごみ焼却に伴うダイオキシン発生問題から 1999 年大気浄化法（共和国法 8749 号）において、一般ごみ焼却炉の設置及び利用が禁止された（医療及び有害廃棄物は焼却可）。そのため、収集された廃棄物は埋立て処分されることになっている。固形廃棄物の管理責任は各地方自治体とされており、2000 年の生態的固形廃棄物管理法に伴い、オープン・ダンピング方式から管理埋立方式へ改善している自治体も見られるが、埋立方式には立地の確保の問題等があることから実態としては依然としてオープン・ダンピング方式が多い。生態的固形廃棄物管理法の制定から 20 年が経過しているにも拘わらず、2020 年時点では必要とされる埋立処分場が全国で計 1,700 カ所であるのに対し実際には 108 カ所しか整備されていない状況である。

その他、工場から排出される有害廃棄物については事業者による届出が義務付けられている（第 11 章の許認可手続を参照）。有害廃棄物処理は、EMB による操業許認可を取得した業者が行うことになっているが、その数が少なく（2015 年 8 月時点で全国に 119 事業者のみ）産業廃棄物処理も大きな問題となっている。

こうした廃棄物にかかる課題を踏まえ、フィリピンでは廃棄物処理発電施設の導入を進める動きもあり、2019 年 10 月には廃棄物処理発電施設の所有・運営にかかる外資規制を撤廃することをエネルギー省（Department of Energy: DOE）が発表した。この動きを受け、フィリピンのプライム・インフラストラクチャー・キャピタルは香港上海銀行フィリピン支店（HSBC フィリピン）から約 34 億 4,000 万円の融資を得て、買収済みの傘下企業である ARN セントラル・ウェスト・マネジメントを通じてセブ市の廃棄物処理事業の拡充に動いている。また、同社は米国企業ウェイトフューエルとの合弁会社ウェイトフューエル・フィリピンが手がける廃棄物燃料事業にも資源大手のイギリス企業 BP より約 14 億円の投資を得ている。そのほか、カナダの廃棄物処理会社エンエコ WTE パシフィックの現地子会社であるパシフィック・マクタン・リニューアブル・エンバイロメンタル・システムズ（PMRESI）の廃棄物処理施設の整備についてはフィリピン開発銀行による約 1 億 7,200 万円の融資が決まっている。また、日本政府としては、2023 年 3 月までにフィリピンの中央政府及び地方自治体に対して廃棄物処理発電施設に関するガイドラインの整備等に係る協力を実施してきた。日本企業においても、日本の経済産業省や環境省によるフィージビリティスタディ等の支援を通じて、複数社がフィリピンにて事業展開を検討しており、今後この分野はゴミ処理と同時に発電もできる焼却技術・ノウハウのある日本企業からの注目が集まりそうである。

#### (4) 気候変動

世界的な気候変動に対する問題意識の高まりの中で、フィリピンにおいても一定の対応を検討し始めている。1997 年には、国家全体で持続的な開発を可能にするためフィリピンアジェンダ 21 が発表され、環境天然資源省の環境管理局は省庁横断組織である IACCC（Inter-Agency Committee on Climate Change）を発足させた。Climate Change Act of 2009 はこれを受けて発行されたものであり、気候変動のコンセプトを全ての省庁が作成する開発計画に織り込むものである。

また、Philippines Climate Change Commission（PCCC）からは National Climate Change Action Plan 2011-2028 が発行され、気候変動の適応と緩和に係るフィリピンの課題を明らかにしている。

課題に対する戦略、アクションプランとして、食料安全保障、水資源の確保、生態学的及び環境の安定性、人間の安全保障、気候変動に配慮した産業とサービス、持続可能なエネルギー、知識と能力開発の 7 つのテーマに焦点を当てている。さらに、ジェンダー、技術移転、研究開発、行動変容のためのコミュニケーション (Information, Education and Communication) 等が横断的な分野として取り上げられている。

その他、2023 年 6 月に世界銀行より環境保護や気候変動対策に関する開発政策融資として 7 億 5,000 万米ドルを借り入れることが決まった。(Philippines First Sustainable Recovery Development Policy Loan)。当該資金は再生可能エネルギー関連の民間投資を呼び込む施策や、プラスチック廃棄物の再資源化、電気自動車の普及を含む運輸部門のグリーン化、気候変動を原因とする農業部門の経済的リスクの低減などに使われる予定である。

## 2. 環境保護の体制・法体系

フィリピンでは、1976 年の大統領令 984 号に基づき国家公害制御委員会及び国家環境保護委員会が設置され、翌年に環境基本法に相当する大統領令 1151 号 (フィリピン環境政策) 及び 1152 号 (フィリピン環境法) が公布された。その他、排ガスや排水、廃棄物に関する規制が個別に定められ、法令ごとに実施細則及びその実施のための手続規則や技術ガイドラインが作成されている。

環境保護方針 (大統領令 1151 号) (1977 年) では、国は人と自然が共存できる環境を準備し維持する責務があると認識し、政府機関及び営利企業等が、自然に重大な影響を与える事業を行う際には以下に関する詳細な報告を含む「環境影響報告書 (Environmental Impact Statement: EIS)」を作成することが求められる。

- (1) 自然環境への影響
- (2) 事業が行われる場合、避けられない反自然的影響
- (3) 対処方法に関する提案
- (4) 短期間での自然利用による長期的な自然の保全・成長への寄与
- (5) 事業が資源を消耗する場合その正当性

大統領令 1151 号に規定された「環境影響報告書 (EIS)」が環境に重要な影響を与える事業又は地域での事業に求められ、それにつき EIS システムが設立されるものとされている (大統領令 1586 号) (1978 年)。EIS が求められる事業又は地域は、大統領が特定するのであり、当該事業又は地域での事業は環境適合証書 (Environmental Compliance Certificate: ECC) の取得なくして行うことはできないとされている。

図表 15-1 環境規制及び基準

法規制名	制定年	法名称	概要
環境基本法	1977 年	フィリピン環境政策 (Philippine Environmental Policy) (大統領令 1151 号)	国家の環境政策、環境目標、健康な環境を享受する権利、環境影響評価の実施及び執行機関、ガイドライン等を定めている。
		フィリピン環境法 (Philippine Environmental Code) (大統領令 1152 号)	大気質、水質、土地利用、天然資源、廃棄物についての管理制度を定めている。
排ガス規制 (大気)	1993 年	大気環境基準 (Air Quality Standard) (行政命令第 14 号)	短期と長期に分けた基準の設定、特定排出源項目については濃度、平均暴露時間及び分析法が定められている。
	1999 年	大気浄化法 (Philippine Clear Air Act of 1999) (共和国法 8749 号)	有害ガスを排出する都市ごみ、医療系廃棄物、有害廃棄物の焼却を禁止としている。
排水規制 (水質)	1990 年	水の利用と分類/水質基準 (Water Usage and Classification/ Water Quality Criteria) (行政命令第 34 号) 及び排水基準 (Effluent Regulations) (同 35 号)	淡水の水質を 5 クラス、海水を 4 クラスに分類し、各クラスに対する水質基準及び分析方法、排水基準を規定している。
	2004 年	水質浄化法 (Clean Water Act of 2004) (共和国法 9275 号)	汚染源に関わりなく全ての水の水質管理に適用され、水質基準や規定、市民の義務や罰則などが定められている。
	2016 年	水質及び一般的な排水基準に関する省令 (Water Quality and General Effluent Standards of 2016) (環境天然資源省省令第 2016-08 号)	水質基準のガイドライン及び排水基準を新たに定めている。
廃棄物規制	1975 年	フィリピン公衆衛生規則 (Sanitation Code) (大統領令 856 号)	産業廃棄物に関する規定等、公衆衛生に関する原則を定めている。
	1990 年	有害物質及び有害核廃棄物規制法 (Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Waste Control Act) (共和国法 6969 号)	有害廃棄物の定義や事業者の義務等について定めている。
	2000 年	生態的固形廃棄物管理法 (Ecological Solid Waste Management Act) (共和国法 9003 号)	固定廃棄物を「家庭ごみ、商業ごみ、非有害な産業廃棄物」と定義し、リサイクルを含めた管理について定めている。
	2013 年	有害廃棄物処理のための改定手続及び標準 (Revised Procedures and Standards for the Management of Hazardous Wastes) (環境天然資源省省令第 2013-22 号)	共和国法 6969 号を含め、これまでの有害廃棄物法省令をまとめている。
	2016 年	TSD 技術要件に関する通達 (Technical Guidelines for Specific Categories of Treatment, Storage and Disposal (TSD) Facilities) (環境天然資源省通達第 2016-02 号)	有害廃棄物の処理施設の施設要件を整理しており、廃棄物の管理や処理 (Treatment, Storage, Disposal: TSD) に関わる技術要件が明記されている。
環境影響評価	1977 年	環境影響評価制度 (Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS)) (大統領令 1586 号)	環境影響評価の調査を行い、審査を受け、環境遵守証明 (ECC) を取得した後、事業に着手できるとした制度。

(出所) 環境天然資源省 (フィリピン)、ジェットロ、環境省 (日本) の資料より作成

フィリピンは環境に関する国際条約である「バーゼル条約」、「生物多様性条約」、「ワシントン条約」及び「ラムサール条約」全てに批准している。

環境行政は 1987 年に設立された DENR が担っており、その中で特に、EMB が環境管理、公害防止、環境アセスメント等を所管している。また、ラグナ湖地域の開発と環境は LLDA が政策を実施しており、当地域周辺の開発行為に関する許認可は LLDA を通じて行われる。

近年、フィリピンではプラスチックごみに対する意識が高まっている。2022 年 7 月には生産者責任拡張法 (Extended Producer Responsibility Act: EPR 法) が制定され、総資産が 1 億ペソを超える大企業に対し、製品に使用されるプラスチック包装に関する責任を課している。対象となるプラスチック包装は以下である。

- ・ 単層又は他の材料との多層を問わず、個包装、ラベル、ラミネート、及びその他の軟質プラスチック。(例) シャンプーや麺類に使用されるプラスチック包装
- ・ カバーや蓋等を含む硬質プラスチック包装 (他の材料と層になっているものも含む)。(例) 飲料や化粧品に使用されるボトル
- ・ カトラリー、プレート、ストロー、看板等の硬質プラスチックの販促品
- ・ 使い捨てプラスチック袋
- ・ 硬質ポリスチレン (例: 取り出し容器) 及び発泡ポリスチレン (例: カップ、包装フォーム)

EPR 法の対象企業は年間のプラスチック包装量を計算し、規定の転用目標に基づいてこれらのプラスチックを回収及び転用する計画を立てることが求められる。具体的には、2023 年末までに前年のプラスチック包装量の 20%、2024 年末までに 40%、2028 年以降は年間 10%増やし、最大 80%までプラスチックを回収・転用することが定められている。対象企業は、EPR プログラム計画の策定、国家固形廃棄物管理委員会 (National Solid Waste Management Commission) への登録、また毎年のコンプライアンスレポートの提出が求められている。具体的なプラスチック回収・転用計画としては、以下が挙げられる。

- ・ 償還、買い戻し、又はプラスチック廃棄物の高い回収率とリサイクル率をもたらすその他の回収スキーム
- ・ リサイクルやその他の持続可能な方法
- ・ プラスチック廃棄物の適切な処理・処分場への輸送
- ・ 沿岸部や公道などに流出したプラスチック廃棄物の清掃
- ・ 商業・工業規模のリサイクル・熱処理・廃棄物転用・処分施設の設置
- ・ 地方自治体、コミュニティ、インフォーマル廃棄物セクターとのパートナーシップによるプラスチック廃棄物の回収

EPR プログラムを登録していない企業、転用目標を達成できなかった企業には違反の回数に応じて罰金が科せられるため留意が必要である。なお、零細企業や中小企業においても同規則の遵守が強く奨励されているが、実態としては、対象となっている企業でも対策を実施しているのは 4,000 社中 600 社にとどまっている。



日系企業の中には、EPR を受けて紙袋での販売への切り替えを望んでいるものの、商品の店頭販売では包装の強度が求められるためプラスチック袋を採用せざるを得ず、また代理店等を通じた販売のためプラスチック袋の回収が容易ではない等の事情により、対応に苦慮しているケースも見られる。

なお、国家経済開発庁（National Economic and Development Authority: NEDA）の「持続可能な消費と生産のためのフィリピン行動計画（Philippine Action Plan for Sustainable Consumption and Production）」によると、2024 年から 2030 年の長期目標としてはプラスチック以外の廃棄物の EPR についても制度化することを計画している。

### 3. 環境アセスメント

環境アセスメント制度は前述の大統領令 1151 号第 4 条によって規定されている。公社を含めた全ての政府機関、民間団体、企業は環境に影響を与える一定の活動、プロジェクト、事業を実施するにあたり、事前にその影響を調査し、環境適合証（Environmental Compliance Certificate: ECC）を取得することが義務付けられている。第 11 章の許認可手続で述べたとおり、ECC を取得できない場合は、事業を実施することができない。事業は環境への影響度から次の 4 つに分類され、分類に応じた環境アセスメント調査及び審査が行われる。

- (1) 環境に重大な悪影響を与える恐れのあるもの
- (2) 環境上、脆弱な地域で活動が行われるもの
- (3) 環境を改善するための事業
- (4) 環境悪化の原因とならない事業

上記 (1) は環境影響懸念事業（Environmentally Critical Projects: ECPs）（重工業や資源採掘業、都市開発などが対象）として扱われ、環境影響評価書（Environment Impact Statement: EIS）や初期環境調査書（Initial Environment Examination: IEE）を EMB に提出する必要がある。

なお、環境影響評価は 7 種類あり、上記 (2) ～ (4) についても事業カテゴリーや単独または共有事業の違い等によって ECC 取得に必要な申請書類が異なる。

- EIS
- PEIS（Programmatic EIS）
- IEER（Initial Environment Examination Report）
- IEE Checklist
- PDR（Project Description Report）
- EPRMP（Environment Performance Report and Management Plan）
- PEPRMP（Programmatic Environment Performance Report and Management Plan）

#### 4. 近年の日系企業の動き

フィリピンに進出している日系企業の間でも温室効果ガス排出に対する問題意識は高まっている。村田製作所は太陽光パネルの設置や地場電力事業者からの地熱発電を中心とした再生可能エネルギーの購入により、2022 年からフィリピンの工場の使用電力を全て再生可能エネルギーに転換することを発表したほか、デンソーは地熱発電エネルギーの使用により 2019 年に脱炭素を達成しており、2022 年には太陽光パネルの設置も実施している。その他トヨタ、いすゞ、セイコーエプソンなども太陽光パネルの設置を進めている。

なお、政府としては、発電源に占める再生可能エネルギーの比率を 2040 年までに 50%に引き上げる目標を掲げている。2021 年時点の国内の発電源は石炭が約 6 割、天然ガスが 2 割弱、再生エネが 2 割強を占めている。

## 第16章 貿易管理・為替管理

### 1. 輸出入規制

#### (1) 輸入規制

関税法により、輸入規制は以下の3分類で規制されている。輸入に関連する法規制は、セーフガード法（共和国法第 8800 号）及び施行細則（共同行政命令第 03-00 号）、アンチダンピング法（共和国法第 8752 号）、相殺関税法（共和国法第 8751 号）、戦略取引管理法（共和国法第 10697 号）、右ハンドル車輸入禁止法（共和国法第 8506 号）などがある。

- ① 自由輸入品目  
輸入が規制又は禁止されておらず、政府機関の事前許可が不要な品目。
- ② 輸入規制品目  
輸入に際して、中央銀行を含む適切な政府機関からの許可が必要な品目。
- ③ 輸入禁止品目  
輸入が禁止されている品目。次の図表のとおり。

図表 16-1 輸入規制・禁止品目

輸入規制品目	輸入禁止品目
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無水酢酸</li> <li>2. コメ</li> <li>3. シアン化物、シアン化合物</li> <li>4. クロロフルオロカーボンその他のオゾン層破壊物質</li> <li>5. 石炭及びその派生物</li> <li>6. 精製石油製品</li> <li>7. 1 インチ当たり 2,400 ドット以上のカラー印刷機（プリンターを除く）</li> <li>8. 爆発物製造用化学薬品</li> <li>9. 農業用の殺虫剤</li> <li>10. 樹木又は植物の種子又は苗木</li> <li>11. 自動車</li> <li>12. 自動車部品</li> <li>13. 自動車のタイヤ、チューブ、シートベルト</li> <li>14. 社会主義国（中国を除く）からの輸入品全般</li> <li>15. 放射性物質</li> <li>16. 1 万ペソを超えるフィリピン法定通貨及び 1 万ドル相当を超える外貨</li> <li>17. リサイクル品、金属の廃品、金属を含む汚泥、プラスチックの廃品及び電子組立て品の廃品など</li> <li>18. 塩</li> <li>19. 牛乳</li> <li>20. 肉類、肉製品</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関税法第 101 条に規定されている品目 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. ダイナマイト、火薬、弾丸その他の爆発物、戦闘用火器および兵器ならびにその部品（法律で認められている場合は除く）</li> <li>b. フィリピン政府に対する反逆、反乱、暴動、転覆、法に対する実力的抵抗を主張もしくは扇動する内容を有し、または、フィリピンの人民に対して生命の危険もしくは身体的危害を与える脅威を含むあらゆる形態の文書または印刷物</li> <li>c. わいせつまたは非道徳的な内容を含む文書、ネガ、映画フィルム、写真、彫刻、リトグラフ、物体、絵画、線描画、その他の表示物</li> <li>d. 非合法的な中絶を行うために考案、意図または調整された器具、薬品および物質、または非合法的な中絶を行う場所、方法もしくは人の情報を直接的または間接的に提供する印刷物</li> <li>e. ルーレットの回転盤、ギャンブル用品一式、不正さいころ、印の付けられたトランプ、ギャンブルで使用される機械、器具、装置など</li> <li>f. フィリピン政府が認めたもの以外の宝くじおよびその広告や一覧</li> <li>g. 全部または一部を金、銀、その他貴金属で製造されたもので、それら貴金属の正確な純度が示されていないもの</li> <li>h. 食品医薬品法（Food and Drugs Act）に違反した混合物、または不適切な表示をした食品および薬品</li> <li>j. マリファナ、アヘン、ケシ、コカノキの葉、ヘロインなどの習慣性があると大統領が定める薬物</li> <li>k. その他法律などに基づき管轄官庁から輸入が禁止されているもの</li> </ol> </li> <li>2. 古着及びぼろ</li> <li>3. おもちゃの銃</li> <li>4. フィリピン知的財産法又はその他の関連法を侵害し、輸入される商品</li> <li>5. 中古車及び同部品 （例外品目：トラック、バス、特殊車両（救急車など）、地方自治体に寄付される中古車）</li> <li>6. 右ハンドル車</li> <li>7. 有害廃棄物</li> <li>8. ハード型界面活性剤を含む洗濯洗剤及び工業洗剤</li> </ol>

輸入規制品目	輸入禁止品目
	9. PCB (ポリ塩化ビフェニル : polychlorinated biphenyl) 10. 生きたピラニア、エビ

(出所) ジェトロ公開資料を参考に作成

## (2) 輸出規制

行政命令 (Executive Order) 第 1016 号により、輸出に関する検査は原則として廃止されているが、例外として輸出が規制又は禁止される品目が定められている。対象となる品目は、関税局回状 (Customs Memorandum Circular) 第 64-2014 号にて定められており、主な品目としては次のものがある。なお、輸出国規制は存在しない。

図表 16-2 輸出規制・禁止品目

輸出規制品目	輸出禁止品目
1. 衣類及び布地、絨毯、ポリエステル短繊維、フィラメント、織物、布・革張り家具、その他天然及び合成繊維など 2. 銅精鉱 3. 穀物 4. 植物、生鮮果実、野菜、昆虫標本、薬草、切り花など 5. 人工林の材木 6. 砂糖及び糖蜜 7. コーヒー 8. 生きた動物 (鳥及び虫を含む) 及びその生成物など 9. 魚介類 (生魚、鮮魚、干物、加工品、冷凍品) 10. 光学・磁気メディア 11. 1 万ペソを超える法定通貨 12. 骨董、文化遺産など 13. 武器及び爆発物	1. アバカ及びラミーの種子及び苗 2. マングローブ 3. ミルクフィッシュの幼魚及び産卵期にあるもの 4. 栽培用のサババナナ 5. 金 6. 天然林の丸太及び材木 7. 熟したココナッツ及びココナッツの苗 8. エビの卵及び稚魚 9. 一定の種類のカキ 10. 野生植物及び動物

(出所) ジェトロ公開資料を参考に作成

なお、未加工鉱石の輸出に関しては、2018 年 6 月 13 日付の customs memorandum circular no. 124-2018 によって、一定の確認プロセスを経て承認された場合に輸出が許可されるようになっている。

## 2. 関税制度

フィリピンは GATT に 1979 年から、WTO に 1995 年から加盟してきた。二国間協定としては、日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA) が 2008 年末から、中国との地域的な包括的経済連携 (RCEP) が 2023 年 6 月に発効している。

多国間協定としてフィリピンが原加盟国である ASEAN 自由貿易地域協定 (AFTA) が 2010 年より発効しているほか、ASEAN と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、香港との貿易協定が発効している。

また、フィリピンとアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスから構成される EFTA (The European Free Trade Association) の間での自由貿易協定も発効している (フィリピン、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスは 2018 年より発効、アイスランドは 2020 年より発効)。

日本からフィリピンへ輸出する際は、最恵国待遇税率、日・フィリピン経済連携協定 (JPEPA) 適用税率、日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) 適用税率のいずれかを利用する。第三国からの輸入に際しては、一般税率、最恵国待遇、自由貿易協定 (FTA)、経済連携協定 (EPA) のいずれかの適用税率を利用することとなる。なお、輸入品には関税のほか 12% の付加価値税 (VAT) が課される。更に、国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほか 12% の物品税を支払わなければならない。ただし、2021 年に発効された CREATE 法の施行細則 (Implementing Rules and Regulations: IRR) により、フィリピン経済区庁 (PEZA) や投資委員会 (BOI) 等の投資誘致機関から承認を受けて投資促進機関 (IPA) に登録されているプロジェクトに係る輸入に関しては、関税及び付加価値税の減免措置が講じられている。

### 3. 通関手続

#### (1) 輸入手続

輸入の通関手続において、下記の必要書類を関税局に提出する。

- ・ 輸入・内国歳入税申告様式 (関税局様式 236)
- ・ 船荷証券又は航空運送状 (Bill of Lading 若しくは Air Way Bill)
- ・ 商業インボイス
- ・ パッキングリスト
- ・ 原産地証明書 (必要な場合)
- ・ その他関税局が義務付ける追加書類

加えて、輸入品がフィリピン国家規格の対象品目である場合は、貿易産業省製品標準局から輸入商品許可証の発給を受けなければならない。これは、輸入品がフィリピン国家規格に該当する場合はその品質がフィリピン国家規格もしくは貿易産業省製品標準局が認める品質に達していることを証明するものであり、該当品目の輸入に際して必須である。申請に際し必要なものは品目ごとに定められているが、概ね下記が必要となる。

- ・ パッキングリスト
- ・ 輸入許可の認証謄本
- ・ 商業インボイス
- ・ 船荷証券又は航空運送状 (Bill of Lading 又は Air Way Bill)
- ・ 関税調査官の所見の認証謄本
- ・ 貿易産業省の事業登録証明書/証券取引委員会の登録証明書
- ・ 対象製品のバッチ番号、シリアル番号の概要
- ・ 委任状 (輸入商品許可書を発給する会社を管理・監督する人物により、申請書が提出される場合)
- ・ 取締役会の決議書 (輸入商品許可書を発給する会社を管理・監督する人物により、申請書が提出される場合)

- ・ 該当する場合、原産国の認定試験所から得た試験報告書の原本は、申請書を提出する貿易産業省地域・州事務所に直接送付される。

輸入物品が通信機器又は通信関連機器である場合、税関局は、輸入業者に対し、共和国法第 3826 号又は無線規制法及び関連法規に基づき、国家電気通信委員会が発行した（規制通信機器については）輸入許可又は（非規制通信機器については）免除証明書の提出を求める。

## (2) 輸出手続

輸出時に求められる書類は下記のとおり。

- ・ 輸出申告書
- ・ 商業インボイス
- ・ パッキングリスト
- ・ 船荷証券（Bill of Lading）
- ・ 原産地証明書
- ・ 保険証券（必要な場合）
- ・ 荷積後証明書（Post-Loading Certificate）（任意）

### 【参考】通関手続のフロー

- 航空貨物輸入
  - ① フライトが到着
  - ② 航空会社が目録を関税局へ送信
  - ③ 通関業者が目録を関税局へ送信
  - ④ TSAD（Transshipment Single Administration Document）を作成
  - ⑤ 承認、リリース
- 船舶貨物輸入
  - ① 目録を関税局へ送信（本船到着の 6 時間前）
  - ② 船舶が到着
  - ③ 通関業者が TSAD を作成
  - ④ 承認、リリース
- 航空貨物輸出、船舶貨物輸出
  - ① ED（Export Document）を入手
  - ② 関税局へ申告、許可
  - ③ エアライン/港湾倉庫に搬入
  - ④ 航空機、本船に搭載

また、現地日系企業によると、輸出入に関する通関手続について、システムによる管理が十分かつ適切に運用されていない場面に遭遇することもあり、輸出入に予想以上に時間を要するケースもあるようである。特にクリスマスシーズンは毎年混雑するようである。

#### 4. 為替相場

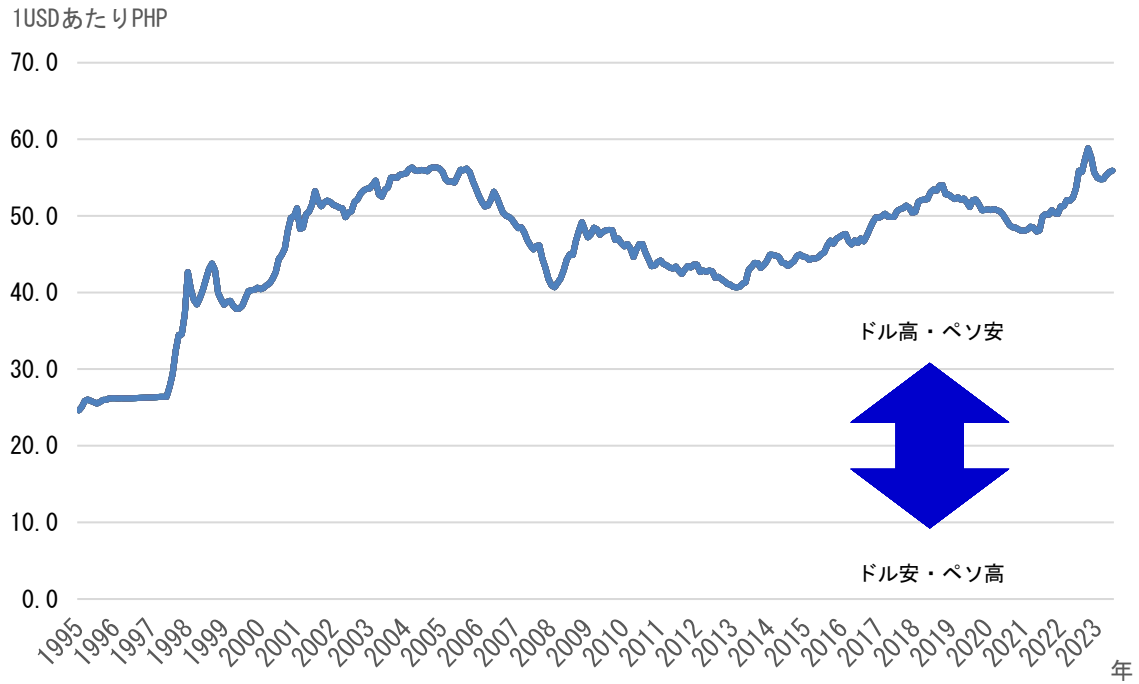
フィリピンペソ (PHP) の為替相場はアジア通貨危機の前後で変動が大きく異なる。通貨危機の直前は概ね1ドル24~26PHPであったが、アジア通貨危機後の1998年は1ドル39~42PHPとペソの相対的価値は大幅に下落した。フィリピンは通貨危機の影響を受けた国の中では、金融システムへの影響が比較的軽微であったと言われる。

しかし、その余波は広く、例えば通貨危機発生以前には電力セクターを独占していたフィリピン国営電力公社 (National Power Corporation) は収入をペソ建て、独立系発電事業者からの電力の買取価格を米ドルと連動させていたため、米ドルに対するペソの下落により同社は債務超過となった。

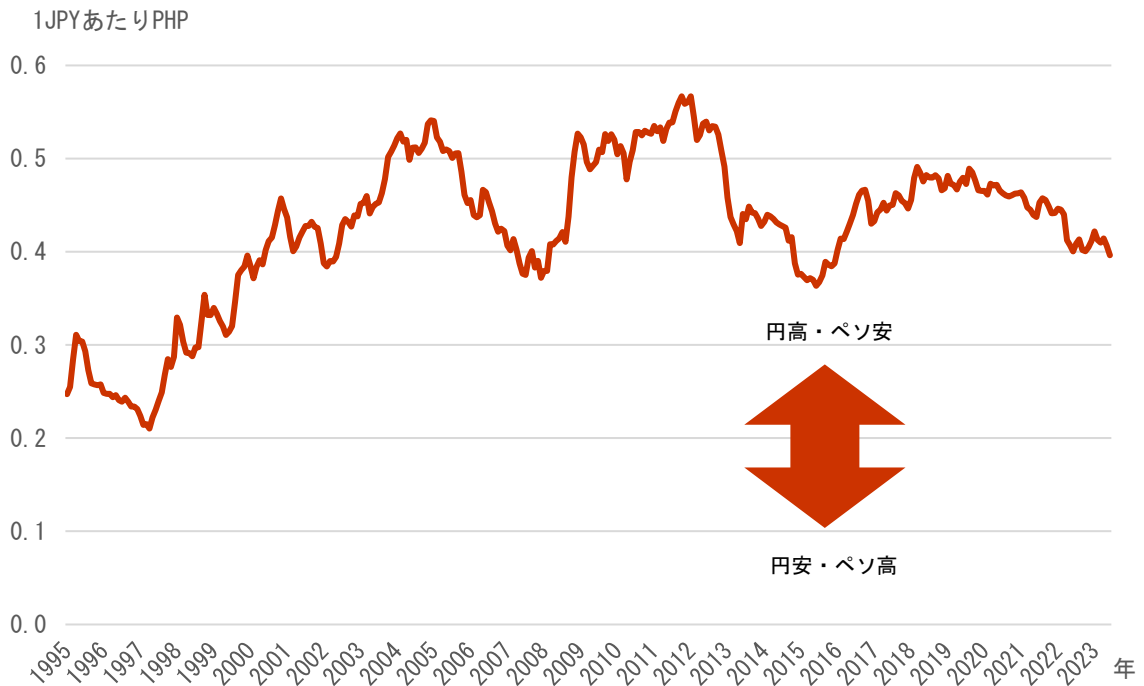
2000年代においても国内の政情・社会不安などからペソ安が進行した。2010年代においては2013年まで対米ドルでペソ高が進行し、その後ペソ安に転じた。2018年に1ドル54PHPを突破したものの、その後数年間は緩やかなペソ高の傾向が続いた。その後2021年半ばに再びペソ安に転じ、2022年10月には1ドル58.8PHPとおよそ18年ぶりに史上最安値を更新した。この背景には、フィリピンが輸入に頼る燃料価格が前年を上回る水準で推移したことで経常収支赤字の拡大懸念が広がったこと、また米国との金利差縮小が意識されたことが挙げられる。その後、更なるペソ安には陥っていないものの今後の為替の動向には引き続き注視が必要であろう。収益と費用の通貨が異なる場合 (例えばドルで資金調達・金利支払、フィリピン国内市場でペソ建ての収入を得る等)、ペソ安が進行することで収益がドルに換算すると目減りし、ドルで支払う元利負担が重荷となるシナリオも想定される。

次の図表は1ドル当たりのペソ、1円当たりのペソの交換比率の推移である。なお、フィリピンは為替の変動相場制を採用しており、為替管理制度の所管機関はフィリピン中央銀行 (BSP) である。

図表 16-3 外国為替レートの推移



(出所) フィリピン中央銀行 (BSP)



(出所) フィリピン中央銀行 (BSP)



### (1) 貿易取引

信用状 (L/C)、支払渡し (D/P)、引受渡し (D/A)、交互計算 (O/A)、直接送金、委託販売、輸入前払、輸出前貸し等を利用した通常の輸出入に係る外貨の売買は自由化されている。ただし、公認外為銀行 (Authorized Agent Banks: AABs) を通して売買しなければならない。実需に基づく取引であることを証明するため、外貨購入者には外貨購入申請書のほか、輸入取引等の証拠書類の提出が義務付けられている。ただし、1,000,000 ドル相当以内の外貨の購入については、証拠書類の呈示が免除され、外貨購入申請書の提出のみが義務付けられている。

上記以外の決裁手段による輸出入に係る外貨の場合、フィリピン中央銀行 (BSP) の事前許可が必要となり、公認外為銀行 (AABs) を通して売買しなければならない。

### (2) 貿易外取引

貿易外取引の場合、外貨を公認外為銀行 (AABs) 外でも自由に売買することができる。フィリピン居住者 (フィリピン出自のフィリピン人、居住する外国人含む) は 500,000 ドル、法人であれば 1,000,000 ドル相当額までの外貨購入を自由に行える。上記金額を超える外貨購入は外貨で支払う債務が存在する旨の証明などを添付する。

なお、フィリピン国内への外貨持込み額及び国外への外貨持出し額に関する規制はないが、10,000 ドル相当額を超える外貨を持込み又は持出す場合には、申告をしなければならない。また、50,000 フィリピンペソを超える、フィリピンペソの持込み及び持出しはフィリピン中央銀行 (BSP) への届出を要する。

### (3) 資本取引

外国投資家が資本の本国向け送金と、資本から発生した配当、利益、収益金の送金を行うために必要な外貨を銀行で購入する可能性がある場合には、投資の初期段階においてフィリピン中央銀行 (BSP) に事前登録する必要がある。登録については、現金投資と現物投資の両方が直接投資の対象となる。現物投資として登録が認められる資産には、機械及び設備、原材料、消耗品、交換用部品、投資受入企業の操業に必要な無形資産を含むその他項目を含む。

この登録は任意であるが、適正に登録された外国投資は、資本の本国送金及び配当、利益、収益金の送金を即時に行うことが認められている。つまり、登録済み外国投資の資本の本国送金又は配当、利益、収益金の送金は、BSP による事前承認なく商業銀行で行うことができる。

## 第17章 金融制度

### 1. 金融機関

#### (1) 金融監督体制

フィリピン中央銀行（BSP）が銀行セクター及び預金を取扱う金融機関（ファイナンス・カンパニーや信用組合など）を、証券取引委員会（SEC）が銀行及び保険会社を除く金融機関（ファイナンス・カンパニーや証券会社など）を、保険委員会（Insurance Commission: IC）が保険会社を監督している。

例えば、預金を取扱うリース会社の場合、ファイナンス・カンパニーとして SEC から、預金取扱機関として BSP から監督を受けることになる。



フィリピン中央銀行発行通貨

#### (2) 銀行セクター

##### ① 銀行の種類

銀行の種類としては民間国内銀行、外国銀行、政府系銀行、貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行、デジタル銀行の 7 種類がある。フィリピン資本の大手・中堅銀行である民間国内銀行、外国銀行、政府系銀行の 3 つで銀行セクターの資産規模の 9 割以上（2023 年 3 月時点、BSP 資料より）を占めている。実際に多くの日系企業が取引するのは、民間国内銀行若しくは外国銀行の現地法人や支店である。

図表 17-1 銀行の種類と概要

銀行の種類		概要	機関数	根拠法
民間国内銀行	Private Domestic Banks	大手・中堅の銀行	16	共和国法 8791 号（一般銀行法 2000 年）
外国銀行*1	Foreign Banks	国外を本拠とする銀行のうちフィリピンで銀行免許を与えられた現地法人若しくは支店	26	共和国法 7721 号（外国銀行自由化法 1994 年）
政府系銀行	Government Banks	政策目的のための政府所有銀行	3	個別の根拠法
貯蓄銀行	Thrift Banks	中小・零細な銀行で、小口融資に強い	43	共和国法 7906 号（貯蓄銀行法 1995 年）

銀行の種類		概要	機関数	根拠法
農村銀行*2	Rural Banks	農業開発を支援する中小・零細な銀行	379	共和国法 7353 号（農村銀行法 1992 年）
協同組合銀行	Cooperative Banks	職域や地域を基にした組合員が経営する銀行	24	共和国法 9520 号（協同組合法 2008 年）
デジタル銀行	Digital Banks	物理的な支店を持たずに、金融商品・サービスをデジタルな方法によって提供する銀行	6	BSP 通達第 1105 号（BSP Circular No.1105 "The Guidelines on the Establishment of Digital Banks"）

（注） 2022 年 12 月末時点

\*1 外国銀行は外国銀行の支店、子会社である。

\*2 マイクロファイナンス機関を前身とするものを含む Microfinance - oriented Rural Banks

（出所） BSP 「Status Report on the Philippines Financial System, 2st Semester 2022」より作成

## ②銀行免許の種類

民間国内銀行と外国銀行に対して与えられる銀行免許には、商業銀行とユニバーサルバンクの 2 種類がある。前者には預金・貸出・信用状（L/C）発行・外国為替業務のほか、信託業務も認められ、それに加えて後者には投資銀行業務（ただし株式の引受・売買・取次を除く）が認められる。ただし、日系企業からみて資金調達において資本市場を活用することは皆無に等しく、民間国内銀行や外国銀行との取引において免許の種類はそう有意ではない。なお、政府系銀行にはユニバーサルバンク免許が与えられており、また、貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行はそれぞれの根拠法及び関連規定に基づいて業務範囲が限定されている（投資銀行業務は認められていない）。

## ③資産規模上位行

フィリピンの上位第 1 行である、バンコ・デ・オロ（Banco De Oro、通称 BDO、法人名は BDO Unibank）、は民間国内銀行であるが、第 2 行のランドバンク（Land Bank of The Philippines）は未開発地の開発に向けた投融資等を行う国有銀行である。

図表 17-2 資産規模上位行（2023 年 3 月末時点）

	銀行名	資産規模（単位：10 億ペソ）
1	BDO UNIBANK INC	3,922
2	LAND BANK OF THE PHILIPPINES	3,115
3	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	2,662
4	METROPOLITAN BANK & TCO	2,616
5	CHINA BANKING CORP	1,363

（出所） BSP “Ranking as to Total Assets as of 31 March, 2023”

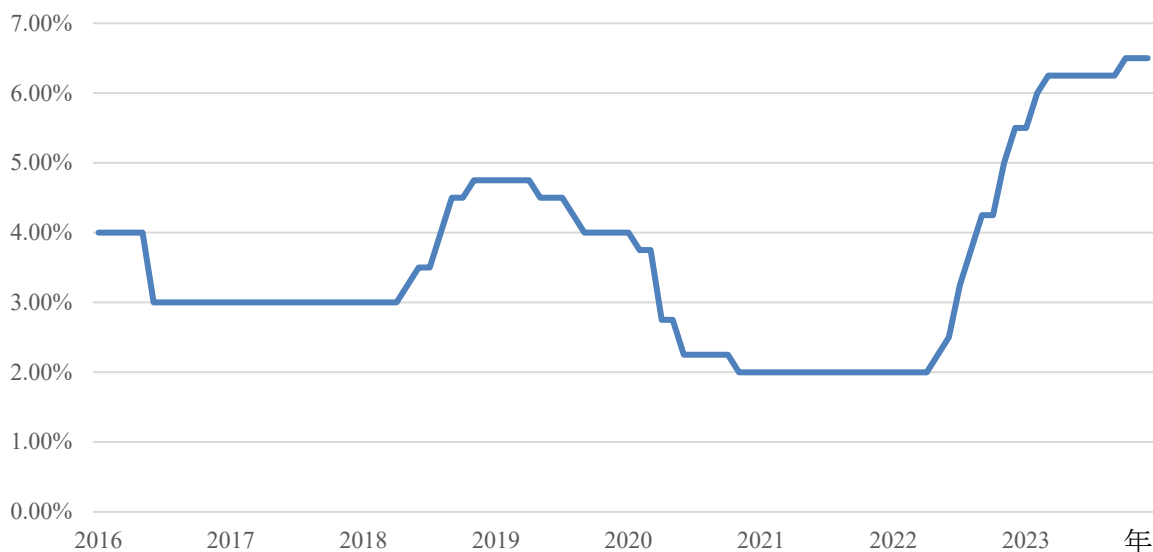
## 2. 金融市場

フィリピン中央銀行（BSP）による金融政策は、統計局（National Statistic Office）によって公表される消費者物価指数（CPI）及びインフレ率を目標として設定されている。目標自体は、開発予算委員会（Development Budget Coordination Committee）が BSP と相談の上で、決定している。2023 年～2024 年にかけてのインフレターゲットは 3.0%±1.0% に設定されている。

2023 年 6 月におけるインフレ率は 5.4% となっているが、フィリピン中央銀行メダリヤ総裁（当時）は「23 年 9 月 9 月までに目標の 2.0～4.0% に収まる」との見方を示している。中央銀行は、政策の波及を早めるために従来の特別預金口座を重視した金融政策から、2016 年 6 月に政策金利に上下限を定める金利コリドー方式を導入している。

BSP のテタンコ前総裁も声明で「同口座に集まる資金の流れを食い止め、市場金利と金融政策の関連性を強める」点を強調している。同月に政策金利の一つである翌日物リバース・レポ金利は同月に 4% から 3% に設定された。2018 年から 2019 年は景気刺激などを目的として政策金利の増減を行っていたが、コロナ禍の影響に鑑みて、2020 年 11 月から 2022 年 4 月までは 2.0% の低金利を維持した。米国のインフレ対策に伴う政策金利上昇に伴い 2022 年 5 月からは上げ基調となり、2023 年 12 月時点で、政策金利である翌日物貸出金利は 6.50% となっている。

図表 17-3 政策金利の推移



（出所）フィリピン中央銀行（BSP）より作成

## 3. 資本市場

### (1) 株式市場

フィリピンの株式市場は、1927 年にマニラ証券取引所（Manila Stock Exchange: MSE）が開設されている。その歴史は古く、アジアで最も歴史ある証券取引所の一つである。米国の植民地であった経緯もあり、米国の制度がモデルとされた。また、1963 年には、スペイン系財閥と地元証券会社数社が共同で、マカティ証券取引所（Makati Stock Exchange）を開設している。1993 年に両取引所は合併され、現在のフィリピン証券取引所（Philippines Stock Exchange: PSE）に引継がれている。

2010年頃までは、他の東南アジア諸国に比べ経済成長が遅れたこともあり、上場企業数及び株式時価総額ともに規模の小さな株式市場であったが、2010年のベニグノ・アキノ3世以降政治的にも安定し、英語や人的資源を背景としたIT産業、コールセンター等のBPO産業が急速に拡大し、堅調に推移しており、現在においても高水準を維持している。2010年から2020年の約10年間における株式市場取引高は3,014百万米ドルから32,738百万米ドルと約10倍に、株式時価総額は21,245百万米ドルから272,790百万米ドルと約12倍に成長している。なお、2020年3月17日には、COVID-19の感染拡大の影響を受け、証券取引所の取引停止に踏み切ったが、2日後の3月19日には再開している。

図表 17-4 時価総額上位10社（直近年度2022年12月）

	社名	株式時価総額 (10億ペソ)	業界分類
1	SM Investments Corp	1,149	食品スーパー
2	SM Prime Holdings Inc	962	総合ディベロッパー
3	BDO Unibank Inc	783	都市銀行
4	Ayala Corp	647	総合ディベロッパー
5	Bank of the Philippine Islands	569	都市銀行
6	Golden MV Holdings Inc	548	不動産開発・流通
7	Ayala Land Inc	410	総合ディベロッパー
8	Manila Electric Co	389	電力（火力）
9	JG Summit Holdings Inc	329	航空輸送
10	Emperador Inc	329	スピリッツ・リキュール
時価総額上位10社合計		6,114	

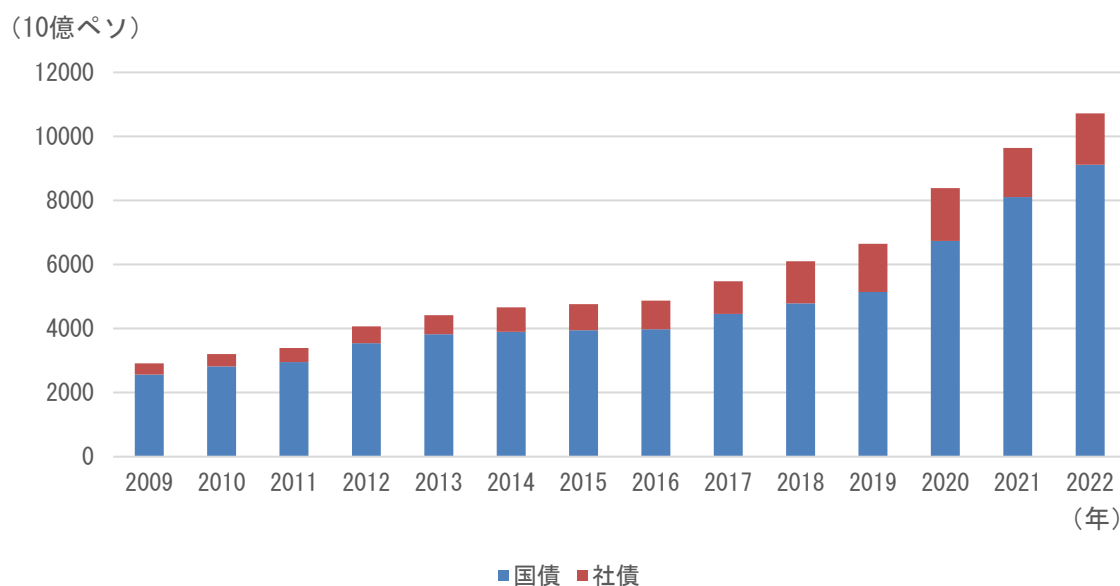
（出所）SPEEDA を基に作成

## (2) 債券市場

フィリピンの債券マーケットは、主に国債及び社債により構成される。国債は、満期が91日・182日・364日の3種類である短期の財務省短期証券（T-Bill）と、満期が2、3、4、5、7、10、15、25年の固定利付長期財務省証券（T-Bond）より構成される。債券の発行残高は2009年から2022年までの間に約3倍の規模まで拡大している。

社債市場は国債市場と比較する小規模であるが、全体と同様に規模は拡大傾向である。国債及び社債ともに通貨はペソ建てが取引の主体となっているものの、米国ドル建ての債券も発行されている。

図表 17-5 債券残高の推移



(出所) Asian Bonds Online

**ひとくちメモ 5: フィリピンの財閥**

フィリピンにおける財閥は多大な影響力を持ち、その存在は無視することができない。

フィリピンにおいて生活やビジネスをする上ではほぼ必ずと言って良いほど財閥と関わることになる。マニラでビールを飲むときは高い確率で、サンミゲルビールがビール欄の一番上に記載されているメニューを目にするだろう。フィリピンを走る主要な日系ブランドの自動車の多くはフィリピンの財閥を販売網として活用している。ローカルパートナーとして財閥と組む日系企業は自動車メーカーにとどまらず、金融、商社、製造業、インフラ業、不動産業など様々な企業がなんらかの形で財閥と提携している。

財閥による政府、立法や行政への影響力も莫大である。大統領選において、候補者が資産家でない場合は財閥をはじめとしたビジネス界から資金援助を受けて選挙活動を行うことが通例である。

フィリピン経済において影響力が大きい財閥は、SMグループ、アヤラグループ、サン・ミゲル・グループ、JG サミットグループ、ジョリビーグループなどがある。財閥のオーナーは華僑や外国人、バスク系フィリピン人（スペインによる植民地時代に大きく影響を及ぼした民族）が多いとされている。



SMグループが運営する  
ショッピングモール内



ジョリビーグループが運営する  
ファーストチェーン店

## 第18章 資金調達

### 1. 日本企業の資金調達の現状

日系進出企業の資金調達の実情としては、現地の銀行からの借入よりも日本の親会社からの借入が好まれている傾向がある。一定程度までの資金需要であればグループ外へ金利を支払うことなくグループ内融資により融通が可能である。また、大きな資金需要についてもより利率の有利な日本の金融機関から親会社が調達を行い、フィリピンの子会社等へグループ内融資を行うことが可能である。なお、フィリピンにおいては、過小資本税制・過大支払利子税制の制度は設けられていない。

### 2. 商業銀行からの借入

#### (1) 日系金融機関からの借入

フィリピンでは日系メガバンク3社（三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行）が操業しており、フィリピンに進出した日系企業へ融資を行っている。なお、フィリピンにおける銀行の融資金利平均は2020年7.041%、2021年6.066%、2022年5.994%と下がり基調であったが、2023年に入り1～5月の平均は7.180%に上昇している。日系銀行では顧客向けに為替などのセミナーなどを開催しているケースもある。

図表 18-1 日系銀行の現地拠点リスト

名称	所在地	連絡先
国際協力銀行（JBIC）マニラ駐在員事務所	11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City	Tel: 63-2-8856-7711 Fax: 63-2-8856-7715
三菱UFJ銀行 マニラ支店	15th Floor, 6788 Ayala Avenue, Makati City, Metro Manila	Tel: 63-2-8886-7371
みずほ銀行 マニラ支店	25th Floor, Zuellig Building, Makati Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City 1225, Metro Manila	Tel: 63-2-8860-3558
三井住友銀行 マニラ支店	21st Floor, Tower One & Exchange Plaza, Ayala Triangle, Ayala Avenue, Makati City, The Philippines 1226	Tel: 63-2-8880-7100 Fax: 63-2-8880-7239

#### (2) 地場銀行からの借入

地場の金融機関からの融資を受ける場合、特に外国企業であることから、融資目線が厳しく、取引実績や収益性を見ながら判断される。現地日系企業によると、フィリピン人従業員に対する給料の支払いをペソで行う必要性等によりペソの調達を行う場合において、地場銀行を利用する傾向も見られている。

図表 18-2 ジャパンデスクを設置している地場銀行のリスト

名称	所在地	連絡先
BDO Unibank <a href="https://www.bdo.com.ph/jp/home">https://www.bdo.com.ph/jp/home</a>	10F Japan Desk, BDO Towers Valero 8741 Paseo De Roxas, 1226 Makati City	Tel: 63-2-8663-4001 help-japanese@bdo.com.ph info-japanese@bdo.com.ph
PNB Philippines National Bank <a href="http://www.pnb.com.ph/japan/index.php/jp/index.html">http://www.pnb.com.ph/japan/index.php/jp/index.html</a>	Financial Center Pres. Diosdado Macapagal Boulevard, Pasay City Philippines 1300	Tel: 63-2-8573-8888 東京:0120-86-6382 名古屋:0120-143-633
RCBC (Rizal Commercial Banking Corporation) <a href="http://www.rcbc.com/">http://www.rcbc.com/</a>	11F, Yuchengco Tower1, RCBC Plaza, 6819 Ayala Avenue, Makati City 0727	Tel: 63-2-8877-7222
Metrobank <a href="http://www.metrobank.com.ph/">http://www.metrobank.com.ph/</a> <a href="https://www.metrobank.co.jp/main/ja/">https://www.metrobank.co.jp/main/ja/</a>	Sen. Gil J. Puyat Avenue, Makati City, 1200 Philippines	東京:03-5281-7281 大阪:06-7711-1315

### (3) 現地資金調達に関する規制

現地における資金調達に関する金融機関側の規制として、金融機関が過度な与信リスクに晒されることを回避するために、一企業に対して提供できる与信限度額を当該銀行の純資産額の一定割合までとする **Single Borrower's Limit** と呼ばれる規制が存在している（BSP 通達 NO. 425）。コロナ禍前は銀行の純資産額の 25% が原則であったが、コロナ禍を契機に現在は 30% まで引き上げられている。

### (4) 外国為替規制

一般的にフィリピンは自由な外国為替制度を採用しているため、外貨の持込み、持出し、売却は自由に行うことが可能であるが、主に以下のような規制がある点に留意が必要である。

#### ① 外貨借入

外貨借入を行うことはできるが、民間企業による借入が以下に該当する場合には中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP) の事前の許可が必要となる。

- ・ フィリピンの政府系企業・政府系金融機関が債務保証を行っている場合
- ・ フィリピン国内の企業・機関に対して貸付けるための原資として、満期 1 年以上のオフショア市場からの借入をノンバンクが行う場合
- ・ 市中銀行を通して元利金の支払いを外貨で行う場合

#### ② 配当等の送金

配当や利益の送金のために市中銀行を通して外貨を購入する場合は、中央銀行の事前の登録が必要となる。通常は設立手続の際に中央銀行への登録を行う。裏付け書類として BSRD (Bangko Sentral Registration Document) を発行してもらう必要がある。



③ フォワードやスワップ等のデリバティブ

BSP はデリバティブの活用によるリスクヘッジを推進する立場をとっており、以下の規制に準拠することで活用が可能である。

- ・ 現物受渡の可否に関わらず、デリバティブの原資産である取引が市中銀行にとって適格であること
- ・ 為替スワップはリスクヘッジや（実需の）資金需要を満たす目的とした取引であること
- ・ ダブルヘッジなどによる投機の域に達しないこと。具体的には契約期間内のどの時点においても想定元本が原資産の債務相当額を超えないこと
- ・ フォワードの満期は原資産の満期及び決済日より短期であること
- ・ 差金決済による契約はペソで決済すること

### 3. 株式・債券市場からの資金調達

フィリピン証券取引所に上場している日系企業は、Panasonic Manufacturing Philippines Corporation（パナソニック株式会社のフィリピン拠点）と、Mabuhay Vinyl Corporation（東ソー株式会社のフィリピン拠点）の2社である。日系企業の上場数は少なく、フィリピン証券取引所としても、上場の誘致を行っている状況にある。

社債市場においては、2018年にAEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES), INC.が総額10億フィリピンペソの私募債形式の債券を発行し、Credit Guarantee and Investment Facility (CGIF)がその元本及び利息の全額を保証したものがある。

## 第19章 労働事情

### 1. 労働法の体系

#### (1) 法体系

労働法は 1974 年制定の大統領令 442 号「フィリピン労働法 (Labor Code of the Philippines)」が基本法となっている。更に各実施細則及び関連通達において雇用条件や福利厚生、労使関係、解雇、定年退職等が規定されている。フィリピンにおける労働法は労働者保護の観点が強いの。

#### (2) 新規の法令情報

フィリピンでは 5 つの雇用形態が存在するが (詳細は 4.(1)参照)、その中でも定期雇用に関しては、6 か月間の試用期間内に雇用を終了させて改めて新規雇用するといった会社側による不当な短期的解雇・再雇用を繰り返す労働契約が蔓延し、いわゆる ENDO (end-of-contract) 問題として国会でも議論となっている。この状況の是正に向けた法案は、ドゥテルテ前大統領によりいったんは却下されたものの、現政権では大統領が同法案の修正、再提出、微修正に意欲的であることから、改めて検討が進んでおり、今後の動きを注視する必要がある。

また、2017 年に労働雇用省令 2017 年第 174 号が発行されており、この省令では労働請負業者及び下請業者が従業員と短期の雇用を繰り返し締結することを禁止している。それまで労働慣行として行われた請負契約を厳しく規制しており省令では労働力のみでの請負契約 (“labor-only contracting”) は違法としている点の特徴である。請負人又は再請負人に実質的な資産・設備・業務場所等がなく、労働者の業務がその就業先の本質的な業務に直接関連する場合労働力のみでの請負契約をしている会社であるとみなされ、当該委託会社は、その請負人又は再請負人の直接雇用者として扱われる。その場合、当該従業員は、委託会社の従業員が受ける全ての権利を享受することができる。

なお、全ての請負契約が禁止されているわけではなく、以下の場合には請負契約が認められている。

- ・業務請負会社が、委託する側の会社の事業とは別の独立した事業を行っていること。
- ・業務請負会社が、実質的資本 (すなわち、5 百万ペソ以上の自己資本又は払込済み資本)、又はツール、装置、機器及び監督という形による実質的投資を有していること。
- ・業務請負会社が、業務の遂行に関連する全ての事項 (業務の結果は除く) において、委託する側の会社の支配又は指示を一切受けないこと。
- ・業務請負会社と委託する側の会社との間の業務委託契約が、労働法に基づき従業員に与えられる権利及び福利の全てを遵守していること。

フィリピン労働雇用省 (Department of Labor and Employment: DOLE) は 2023 年 4 月に労働雇用省令 2023 年第 238 号「フィリピン労働法第 128 条 (番号変更後) および共和国法第 11058 号に基づく労働基準の管理および施行に関する規則」を発行した。

この省令は、様々な業界での一般労働基準、労働安全衛生基準、その他の社会法規に関するより高いレベルのコンプライアンスを確保及び維持するために、労働雇用長官の訪問権限と執行権限を強化することを目的としており、労働雇用省令 2017 年第 183 号に取って代わるものである。この省令では以下のとおり DOLE による訪問、検査、調査の対象となる優先施設が定められており、請負に従事する施設も優先対象に含まれている。

- ・危険な作業に従事する施設
- ・子供や女性を雇用する施設
- ・建設プロジェクト
- ・フィリピン船籍の船舶又は内航海運に従事する船舶
- ・漁船
- ・請負、下請け手配に従事する施設
- ・シングル・エントリー・アプローチ (SEnA) の照会、匿名の苦情、又は検査要求の対象となる施設
- ・労働雇用長官が決定するその他の施設

省令では雇用主に対し、全ての職場の雇用記録を少なくとも 3 年間保管し維持することを義務付けており、雇用主は記録システムを保管したうえで、労働監督官の要求に応じて文書へのアクセスや文書のハードコピーを提供しなければならない。検査又は調査の実施中に記録、作業場、又は従業員へのアクセスを拒否した場合、雇用主又は施設の責任ある役員に対する刑事訴訟の提起につながる。

## 2. 労働市場と雇用情勢

### (1) 労働市場

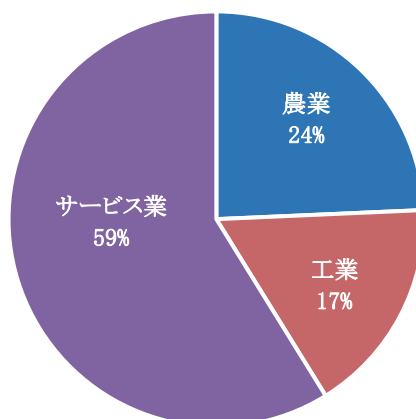
フィリピン統計局より発表されている労働力調査によると、2022 年 10 月時点の 15 歳以上の人口が約 7,801 万人、労働参加率が約 63.9%である。また、2023 年 10 月時点の雇用率は約 95.8%で失業率は約 4.2%である。なお、フィリピン統計局が 2023 年 7 月に発表した 2020 年度国勢調査に基づく統計によると、5 歳以上の国民の識字率は 97%となり、15 年に実施した前回調査の 95.8%を上回っている。しかしながら、労働人口ではないものの、ユニセフによるとフィリピンの 10 歳児の「非識字率」は 2022 年 3 月時点で 85%以上となっている。この高い非識字率の背景として、新型コロナウイルスの影響で長期間学校閉鎖又は対面授業の停止が続いたため、子供の学力、識字率の低下に影響した可能性が挙げられる。短期的には、このような子供の識字率の低下が労働市場に影響を及ぼす可能性は低いと思われるが、中長期的な影響として今後どのように識字率が回復していくのかについて注視する必要がある。

### (2) 就業構造

フィリピンにおける就業構造は、2023 年 5 月時点でサービス業が 59%と過半を占め、次いで農業が 24%、工業が 17%となっており、2019 年のデータ（サービス業 59%、農業が 22%、工業が 19%）と比較してもほとんど変化はない。

フィリピンの産業構造の特徴として、他の東南アジアと比較してサービス業の割合が非常に高いことが挙げられる。これは、フィリピン人の高い英語力を生かし、コールセンターを中心としたビジネス・プロセス・アウトソーシング、また外国人向けの英語学校などのビジネスが盛んであるためである。また、政府が「持続可能な包括的経済活動」と位置付けて力を入れている観光業も成長を続けている。

図表 19-1 産業別の就業割合



(出所) PSA より作成

### (3) 雇用情勢

フィリピン人求職者にとって給与が重要な要素となっており、フィリピン国内の給与よりも良い給与が見込める米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中東等の諸外国にフィリピン人労働者（Overseas Filipino Workers: OFWs）が多く流出している。PSA によると、2021 年時点で海外出稼ぎが最も多い職種は初歩的な職務（Elementary Occupations）が 43.2%であり、次いでサービス及びセールス業務が 16.5%、工場・機械オペレーター及び組立工員が 13.6%である。近年においては、教育改革政策の K12 導入の結果、以前よりも学業を就業以上に優先する若年層が増えており、OFWs についても 2021 年における 15-24 歳の割合は 2.9%に留まっている。

## 3. 賃金

### (1) 法定最低賃金

フィリピンでは 1989 年から地域ごとに法定最低賃金が定められている。これは、雇用形態や配属先、給与の支払方法（日給、月給）に関わらず、全ての民間セクターの労働者に適用される。つまり、試用期間（Probationary）の従業員にも適用される。

地域毎の法定最低賃金は、労働雇用省（Department of Labor and Employment: DOLE）傘下の国家賃金生産性委員会（National Wages and Productivity Commission: NWPC）のガイドラインに沿い、NWPC の地域組織である地域三者賃金生産性委員会（Regional Tripartite Wages and Productivity Boards: RTWPBs）によって定められる。各 RTWPB は会合で賃金引上げ額を決定し、基本的には年に 1 回、「賃金命令（Wage Order）」として新聞等にて公示する。

2023年7月に発行された賃金通達第24号が設定しているマニラ首都圏の最低賃金（日額）は、非農業セクターで610ペソ、その他（農業セクター、従業員15人以下の小売業/サービス業、従業員（正職員）10人以下の製造業）で573ペソとなっている。

## (2) 給与の支払い

給与は最低2週間に1回、又は1か月に2回、16日を越えない間隔で支払う義務がある。また、雇用者は、その年に1か月以上勤務したランク&ファイル（非管理職）従業員に対して、その雇用形態や配属先、給与の支払方法（日給、月給）に関わらず、13<sup>th</sup> month payを支払う義務がある。13<sup>th</sup> month payとは、当該従業員（契約社員、試用期間中の社員を含む）に1～12月の間に実際に支払われた基本給の1か月分（1年であれば1/12の額）のことを指し、その年の12月24日より前に支払うことと定められている。なお、従業員が12月24日より前に退職する場合、雇用者は従業員が勤務した月数に応じた13<sup>th</sup> month payを退職時に支払う義務がある。

## 4. 雇用関係

### (1) 雇用形態

フィリピン労働法で定められている雇用形態には、①通常雇用（Regular Employment）、②簡易雇用（Casual Employment）、③プロジェクト雇用（Project Employment）、④季節性雇用（Seasonal Employment）及び⑤定期雇用（Fixed-term Employment）がある。フィリピンの労働法のもとで、少なくとも1年間サービスを提供した従業員は、そのサービスが継続されているか断続的であるかに関わらず、通常雇用とみなされ、契約期間は設けられず、合法でない限り解雇はできない（合法的な解雇については後述）。

また、雇用形態の一つとして「試用期間（Probationary Period）」における雇用が認められている。これは雇用者が労働者を正社員として採用する前、6か月を越えない期間において、正社員としての適格性を判断するためのものである。6か月を超えた場合、雇用者は当該労働者を通常雇用へ移行させる義務がある。そのため、雇用者は、「正社員としての要件・基準」が何であるかを試用期間開始時に労働者に明らかにしておき、試用期間社員に対する評価の制度化や、各職場と人事担当者との意見交流を図ることが重要である。

### (2) 日系企業における現地雇用の現状

日系企業は同じ工業団地内の欧米系企業と競合することが増えており、昨今は採用に苦戦している状況が生じてきている。また、日系企業はフィリピン人にとって「エントリー企業」として最適であるという理解が広まっており、新卒はそれなりに確保できるものの、特に中途採用は希望給与額も高く、給与テーブルに例外を設けることが難しい場合、そのような人材は採用できないケースが多い。また、公認会計士等の資格を保有している専門職や技術者など優秀な人材はジョブホッピングにより給料が高い欧米系の外資や海外への出稼ぎに行ってしまうため、企業によっては離職率が10～10数%となっている。その他、近年では在宅勤務を前提に職を探している人材も多く、特に若い世代は在宅勤務が希望通りできない場合採用できなかつたり、辞職に繋がったりしてしまうケースもある。

### (3) 労働紛争について

雇用主と労働者が労働問題で揉め、労働者が不服申し立てを行った場合、以前は強制的な仲裁手続に入ることとなっていたが、2011 年以降は Single Entry Approach (SEnA) という手続が導入され、まずはこの手続をとることが必要となっている。SEnA では、労働者が簡単な書類に不服申し立ての内容や請求金額などを記載し、係官と面談を行う。係官は、書類と面談の情報をもとに係官が訴状を作成し、訴状と複数のヒアリングの日時を設定した召喚状を雇用主宛に送付する。雇用主は指定された日時に DOLE に出頭することが求められ、その期日において DOLE の係官を挟んで不服を申し立てた労働者との間で和解的な解決を図る手続が行われる。このような和解手続は例外的な理由がない限り、最初の期日から 30 日以内に終結することが求められている。この期間内で合意に達しなかった場合には、以前から存在する Regional Arbitration Branch (RAB)、Commission Proper Level (CP) といった強制的な仲裁手続に移行し、それでも解決しない場合は裁判所での扱いとなる。

## 5. 労働条件

### (1) 労働時間及び割増賃金

フィリピンでは、管理職を除き、通常労働時間は、1 日 8 時間、1 週間 48 時間を超えてはならない。労働時間には、(a) 通常の業務時間と (b) 通常の労働対価の少なくとも 25% 増しの業務対価が支払われる 8 時間を超える時間を含む。残業分の対価は、休業日、定休日、特別日、又は午後 10 時から翌日午前 6 時によって異なる。労働時間内の短時間の休息は、労働時間としてカウントする。全ての雇用者は、被雇用者に対して食事のため少なくとも一日 60 分の休憩を与える義務を有する。

全ての一般祝祭日は給与の支給対象となる。また、当該祝祭日に勤務する従業員は、基本となる給与の 100% の割増しを受け取る権利を有する。

特別祝祭日に勤務する従業員は、通常適用される賃金率に少なくとも 30% を加えた額に相当する報酬を受ける権利を有する。また、休日と重なり、かつ当該従業員が休暇を取る予定であった場合、適用賃金率は最低 50% を加えた額となる。更に、特別休暇中の深夜 12 時から午前 6 時まで、また午後 10 時から深夜 12 時の間の労働に対しては、上記と異なる賃金率が適用される。

図表 19-2 残業・深夜勤務・休日労働の賃金割増率

	区分	通常賃金に乗じるレート
残業 (8 時間以上勤務)	平日	125% 以上
	休日	休日レートを乗じた値の 130% 以上
深夜残業 (22 時～6 時) 勤務	定時外深夜残業	時間あたり単価の 137.5%
深夜 (22 時～6 時) 勤務	定時内深夜勤務	時間あたり単価の 110%
休日勤務	一般祝祭日 (Regular Holiday)	200% 以上
	一般祝祭日が週休日と重なった場合	260% 以上

区分	通常賃金に乗じるレート
特別祝祭日 (Special Holiday)	130%以上
特別祝祭日が週休日と重なった場合	150%以上
上記以外に会社が定める休日	130%以上

※例えば 100PHP が時間給で定時 8 時間以上の労働者が時間外勤務を行った場合

	6 時から 22 時	22 時から 6 時(深夜勤務)
通常の労働日	$100 \times 1.25 = 125$	$125 \times 1.1 = 137.5$
休日	$100 \times 1.3 \times 1.3 = 169$	$169 \times 1.1 = 185.9$
特別祝祭日	$100 \times 1.3 \times 1.3 = 169$	$169 \times 1.1 = 185.9$
特別祝祭日が週休日と重なった場合	$100 \times 1.5 \times 1.3 = 195$	$195 \times 1.1 = 214.5$
一般祝祭日	$100 \times 2 \times 1.3 = 260$	$260 \times 1.1 = 286$
一般祝祭日が週休日と重なった場合	$100 \times 2.6 \times 1.3 = 338$	$338 \times 1.1 = 371.8$

(出所) 労働法を参考に作成

なお、フィリピンの法定有給休暇には、以下に挙げる 6 つがある。

- ・ 勤務奨励休暇 (Service Incentive Leave)
- ・ 出産休暇 (Maternity Leave)
- ・ 父親育児休暇 (Paternity Leave)
- ・ シングルペアレンツ休暇 (Parental Leave for Solo Parent)
- ・ 女性及び子どもへの暴力の被害者に対する休暇 (Leave for Victims of Violence Against Women and Their Children)
- ・ 女性に対する特別休暇 (Special leave benefits for women)

## (2) 解雇と定年退職

契約違反、事業の縮小などの理由を除き、一方的な解雇は不可能であり、雇用者都合の解雇の場合、解雇手当を支払う必要がある<sup>24</sup>。

また、フィリピンにおける任意退職年齢は 60 歳、法定退職年齢は 65 歳である。60 歳以上 65 歳以下の労働者は、その事業所に 5 年以上雇用された場合、退職時に退職金を請求することができる。金額は、勤務 1 年ごとに半月分の賃金と同額の割合 (22.5 日分の賃金に相当する。) で認められ、6 か月以上の勤務期間は 1 年として計算される。例えば、勤続 30 年の労働者の退職金は 675 日分の賃金となる。

## 6. 社会保険

フィリピンでは雇用者及び従業員の加入が義務付けられているものとして次の図表の 3 つがある。

<sup>24</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/ph/invest\\_05/pdfs/ph10C010\\_genchijinnokoyou.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_05/pdfs/ph10C010_genchijinnokoyou.pdf)

図表 19-3 従業員への支給が義務付けられている給付の概要

名称	概要
① 社会保障制度 (Social Security System: SSS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1957 年から施行。一般国民を対象とした社会保障制度で、大枠として退職年金や障害年金、遺族年金、傷病手当、出産休暇手当等の給付を行う「社会保障プログラム (Social Security (SS) Program)」と労働災害に伴う傷病手当や障害年金、遺族年金等や業務上疾病に関する医療費の給付を行う「労災補償プログラム (Employees' Compensation (EC) Program)」がある。</li> <li>生活資金や教育資金、住宅取得資金、株式投資資金の貸付も行っている。フィリピンでは民間の金融機関で融資を受けられる層が非常に限定されているため、SSS における資金貸付プログラムは加入者の多くにとって貴重な融資ソースとなっている。</li> <li>保険料：実際の月額賃金金額の幅ごとに定められる標準金額に対して、法廷の社会保険料率 (2022 年は 14%、2025 年には 15%となる見込) を、会社及び労働者が法定の負担割合で分担負担する。さらに労災補償分として 10 ペソ (定額。ただし、標準金額が月額 15,000 ペソ以上の場合は 30 ペソ) を会社が負担する。</li> </ul>
② 公的医療保険 (Philippine Health Insurance Corporation: PHIC、通称 PhilHealth)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者及びその家族に対して医療費の給付を行う公的医療保険のことで、保健省 (Department of Health: DOH) の傘下組織であるフィリピン健康保険組合 (Philippine Health Insurance Corporation) によって運営されている。</li> <li>入院した場合の医療費、一部の外来治療費 (一般の外来診療や健康診断は適用外) 等を補てん。</li> <li>保険料：標準報酬月額 of 4% (2023 年) (ただし、月額のサラリーキャップに従う必要がある)。</li> <li>負担割合：雇用者 50%、従業員 50%。</li> </ul>
③ 持家促進相互基金 (Home Development Mutual Fund: HDMF、通称 Pag-IBIG)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピン人労働者の貯蓄促進及び彼らが手頃な住宅を購入するためのローンを提供することを目的として 1978 年に設立された基金。</li> <li>社会保障制度の強制加入会員は、Pag-IBIG への加入が義務付けられている。</li> <li>住宅取得資金や教育費、災害時の貸付等を行っており、SSS の資金貸付プログラムと同様、従業員にとっての重要な融資ソースとなっている。</li> <li>積立率：月額賃金が 1,500 ペソを超えない労働者は 1%、同金額を超える労働者は 2% (月 5,000 ペソを上限とする)。会社側の負担は各労働者一律、月額賃金の 2% (月 5,000 ペソを上限とする)。</li> </ul>

(出所) 各機関資料より作成

## 7. 労使関係

### (1) 労働組合

他の多くの国同様、結社の自由及び労働組合が組織された場合の団体交渉の自由など労働者の諸権利が労働法で定められている。管理職を除き従業員は労働組合を組織し、それに参加することができる。なお、スーパーバイザーはランク&ファイルが組織する労働組合の組合員となることはできないが、別の労働組合を組織し、参加することができる。

なお、フィリピン日本商工会に所属する企業のうち労働組合が存在する企業は全体の 1~2 割程度となっている。2023 年 6 月時点の労働組合の数は 133,131 であり、2018 年 12 月時点の総数 84,278 より大幅に増加している。組合化の流れは以下のとおりである。



- ① 全従業員の20%が組合員となることで、独立した労働組合を組織することができる。また、全国規模の労働組合から支部承認を受ければ、一人でも組合を組織化することができる。労働組合は、労働雇用省に登録申請することができる。
- ② 労働雇用省により組合登録証（Certificate of Registration）が発行される。
- ③ 組合が労働雇用省に組合認可選挙実施請願書を提出する。
- ④ 請願書受領後、労働雇用省が聴聞会委員会を選任、招集し聴聞会を開催する。
- ⑤ 聴聞委員会が組合認可選挙実施に関する結論を出し、労働雇用省は選挙管理委員を選出する。
- ⑥ 選挙管理委員は選挙準備委員会を開催し、組合認可選挙を実施する。組合認可選挙で過半数を勝ち取って初めて労働雇用省から組合認可証明書が発行される。
- ⑦ 認可された労働組合は雇用者と労働協約（Collective Bargaining Agreement: CBA）の交渉を行うことができる。

## 8. 労働協約（CBA）及び労働争議

CBAの有効期限は5年間であり、経済項目のみ3年以内に見直すことができる。CBA交渉の流れは以下のように定められている。

- ① 現行のCBA有効期限の60日前までに、労働組合もしくは雇用者（通常、労働組合）が相手に書面で改定要求（CBAプロポーザル）を提出する。
- ② 相手（通常、雇用者）は受領日から10暦日以内に回答する。
- ③ 双方の提案内容に相違がある場合、回答後10暦日以内に協約協議準備のための会合（Pre-Negotiation Conference）を開き、労使双方から各交渉団を選出し、交渉日時や場所、議事録記録係等の交渉基本規則を決定し、交渉を開始する。なお、CBA交渉は一般的に最短で3か月、長い場合には1年を超えることもある。
- ④ 当事者間の交渉が合意に至らず労働争議になる場合は、当事者のどちらか一方若しくは双方が中央調停斡旋委員会（National Conciliation and Mediation Board: NCMB）に合意を促すための願い出を提出することができる。
- ⑤ NCMBにおける調停手続期間中は、双方とも労働争議の早期解決を妨げるいかなる行為を取ることも禁じられている。
- ⑥ 調停や仲裁が失敗し交渉が行き詰った場合は、当事者が相手方との合意を強く求める強制的方法に移行できる。労働組合によるストライキ決行もしくは雇用者によるロックアウトの場合、それぞれ開始予定日の30日前までにNCMBに書面にて届出をする。

## 9. 外国人就労規則と労働許可の取得

外国人が6か月以上就労する場合、就労ビザの取得前に労働雇用省から外国人雇用許可証（Alien Employment Permit: AEP）を取得する必要がある。AEPは、当該職種がフィリピン人では果たせないこと、更に申請者がそれを履行する能力と意思を持っている旨が労働雇用省から認定され、更に労働雇用省地域事務所にて申請受領日から2営業日の間、申請者の氏名や国籍、就労先等を公開した後、異議がなければ発行される。

なお、初回の申請時には面接を受ける必要がある。AEP の有効期間は 1 年以上 5 年以下である。無許可で就労した外国人に対しては、1 年あたり 1 万ペソの罰金が課される。2019 年 9 月からは、AEP の申請に必要な納税者識別番号等の申請を一本化する窓口が労働雇用省のマニラ支部オフィスに開設されている。また、新型コロナウイルス対策で入国制限が敷かれたことから、手続の迅速化や事前の審査を目的に、2021 年からはフィリピンに渡航する前にフィリピンに拠点を置く雇用主を通じて AEP の申請が可能になっている。AEP の発給数に関しては、2022 年の総数は前年比 11.2%減の 6 万 2,349 人であり、うち日本人は前年比 82.1%増の 5,854 人である。新型コロナウイルスが流行する前の 2019 年と比較すると 2022 年の発給数は 60.7%減少している。その他、2020 年 6 月以降、AEP の申請はオンラインでも可能となっているが、いずれにしても手続に時間を要するのが実態となっている。

就労期間が 6 か月未満の場合は入国管理局発行の特別就労許可 (Special Work Permit: SWP) を取得する必要がある。SWP は 3 か月有効で 1 回限り延長可能である。SWP 取得者が 6 か月以上の就労を希望する際は、SWP 有効期限の最低 21 営業日前に労働雇用局に AEP 取得の申請をする必要がある。なお、現状では日本人の就労ビザ取得につき難しい状況はないと言われているが、外国人の就業が認められていない職業は第 10 章のネガティブリスト A を参照。

#### ひとくちメモ 6： クリスマスを楽しむ Ber Months

国民の大半がキリスト教であるフィリピンでは、クリスマスのイベントが最も重要なお祭りとされている。英語で最後が「ber」となる 9 月から 12 月までが、フィリピンのクリスマスシーズンとなっており、9 月には既にフィリピン航空の機内やレストランでクリスマスソングが流れ、従業員も客も陽気に歌っている姿が見られた。また、ショッピングモールでは、クリスマスツリーのオーナメントが販売されていた。

フィリピンのクリスマスのご馳走は、「レチョン」と呼ばれる豚の丸焼きである。フィリピンの名物伝統料理であり、イベント時には欠かせないが、フィリピン人にとって高価な食べ物であるため、一年で一度のご馳走とされている。現在は新型コロナウイルスが落ち着いてきており、オフィスでのクリスマス会を復活させている企業も多いようである。



セブで人気のあるレチョンのチェーン店  
「RICO' s LECHON」



ショッピングモール内のクリスマスコーナー

ひとくちメモ 7: フィリピンにおける女性の社会進出

女性の雇用機会の平等性において、フィリピンはアジアの中ではトップに位置付けられている。世界経済フォーラムの男女格差指数 2023 においてフィリピンは世界で第 16 位にランクインしており、女性の社会進出が進んでいることが窺える。(日本は第 125 位)

Global Gender Gap Report 2023 によれば、フィリピン人女性は企業で高い役職に就くことが多く、上級管理者(Legislators, Senior officials and managers)の約 53.4% (第 1 位) が女性である。これに対して日本の割合は 12.9% (第 133 位) である。

男女格差指数 (平等性が高い順)

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
省略	-	-
16	フィリピン	0.791
省略	-	-
125	日本	0.647

順位算出のための 4 項目 (フィリピンと日本の比較)

項目内訳	フィリピン	日本
経済活動への参加程度	17	123
教育機会の均等	32	47
政界への進出	30	138
平均寿命など健康の達成	86	59

(出所) World Economic Forum Global Gender Gap Report

政治の世界でもフィリピン女性の社会進出は目覚ましく、歴代 16 名の大統領のうち 2 名が女性である。女性初の大統領である第 11 代コラソン・アキノ大統領は、夫ベニグノ・アキノ氏の暗殺により、対マルコス独裁政権に対抗する自由と平和の象徴となり、ピープルパワー革命後に大統領となった。第 14 代グロリア・アロヨ大統領は、2009 年に女性に対する差別撲滅を目指す人権法案に署名し、女性の中でも特に社会的に恵まれているとはいえない女性の権利を守ることを提唱した。また、2022 年の大統領選挙でマルコス大統領の次に支持率が高かったのは、女性候補のレニー・ロブレド氏であった。前政権の副大統領として活躍し、人権派弁護士としてリベラル層からは高い支持を得ていた。

2017 年には、国として初めて「National Women's Month Celebration」と題して国際女性月間である 3 月に祝祭イベントを執り行った。特に「WE Make Change Work for Women」をテーマに、上記人権法案の達成に力を注ぐと明言している。この祝祭イベントは、2017 年以降毎年開催されている。世界的にみて女性の社会進出が進んでいる現状に甘んじることなく、更なる女性の地位向上を支援する姿勢が見られている。

現地日系企業へのヒアリングでもフィリピン人女性の活躍が多く語られており、マネージャーの半数以上が女性である企業もあった。出産や育児があっても、親戚一同で子供の世話をすることから、復帰がしやすい環境となっている。また、女性の方が真面目な勤務態度であるという声も多く聞かれた。

## 第20章 物流・インフラ

フィリピンの人口の大部分が集中しているマニラ首都圏は、フィリピン全土の発展に大きく寄与している。他方、この地域は、慢性的な交通渋滞や自然災害によって引き起こされる頻繁な洪水などのリスクを抱えている。上記の課題に対処すべく、マニラ首都圏における運輸交通セクターのインフラ整備の加速化が急務となっている。

2014年6月、フィリピン政府は、日本の国際協力機構（JICA）が策定を支援した「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ」を正式に承認した。その後、JICAは2019年に補足調査報告書を公表し、2035年までのメガマニラ交通ロードマップや、鉄道や道路の建設に加えてマニラ首都圏への一極集中型からルソン島各所への多極型への転換等の方針が示されている。

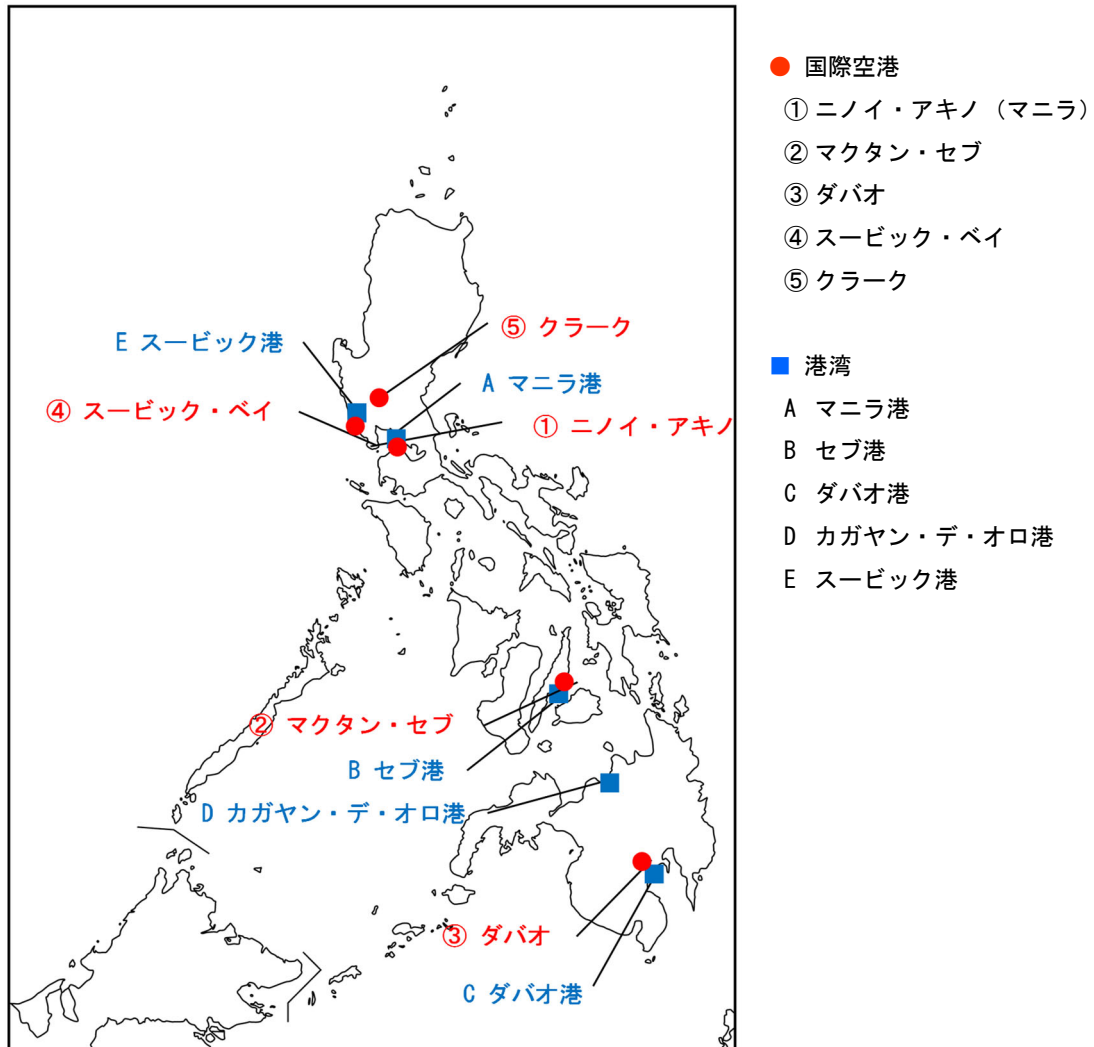
ドゥテルテ前政権はインフラ開発を重要施策とし、「ビルド・ビルド・ビルド」と呼ばれるインフラ計画にて、交通インフラ、水資源管理プロジェクト、地下鉄の拡張、インターネット接続の拡充など国内各地において多様なインフラストラクチャー建設が掲げた。このビルド・ビルド・ビルドのインフラ開発政策は、国内経済成長と持続的な発展を促すことを目指したものであった。

その後大統領に就任したマルコス氏は、ドゥテルテ前政権の「ビルド・ビルド・ビルド」を踏襲しつつも、よりインフラ開発を拡大する意欲を見せ、「ビルド・ベター・モア」と呼ばれる方針の下、インフラ開発計画を掲げている。

## 1. 主要な国際空港と港湾の位置

次の図表はフィリピンにおける主要な国際空港と港湾の位置である。

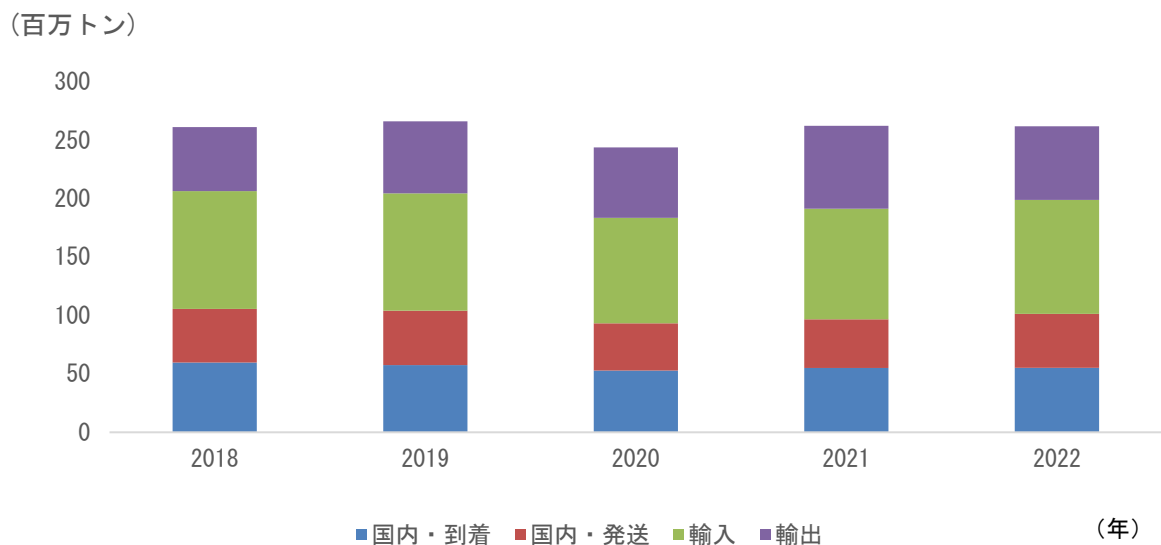
図表 20-1 フィリピンの主要な国際空港と港湾



## 2. 港湾

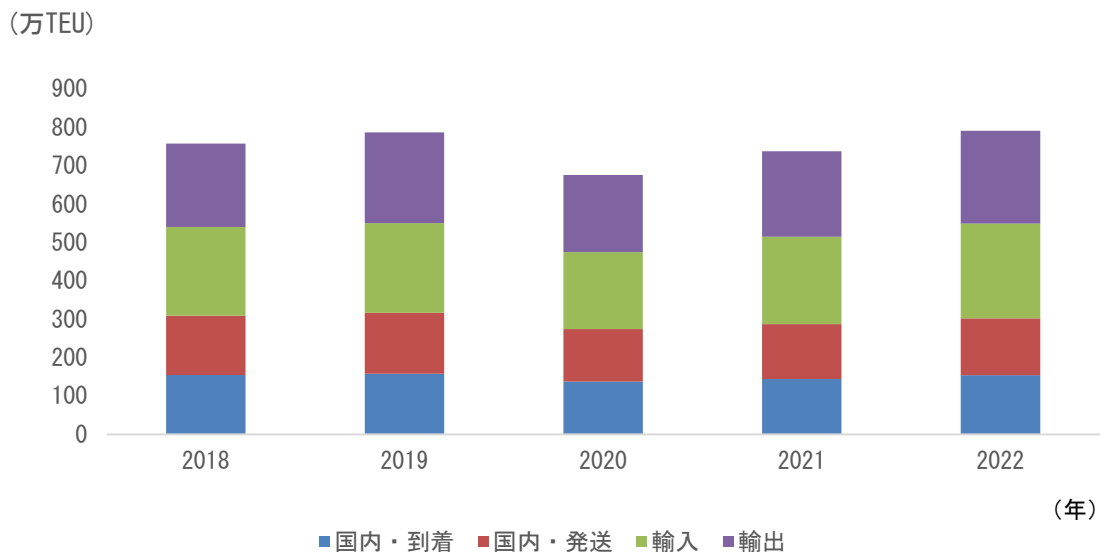
島嶼国であるフィリピンはその地形から港湾を多く有している。フィリピン漁業開発公社（Philippine Fisheries Development Authority: PFDA）が漁港を管理し、商業用途の港湾は運輸通信省（Department of Transportation and Communications: DOTC）傘下のフィリピン港湾庁（Philippine Ports Authority: PPA）が管理している。例外的に、セブ港湾とスービック港湾はそれぞれセブ港湾庁（Cebu Ports Authority: CPA）、スービック湾首都圏庁（Subic Bay Metropolitan Authority: SBMA）が管理している。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年にはPPAの管理下の港湾における貨物量及びコンテナ数はいずれも減少したが、2021年以降は回復基調にある。

図表 20-2 フィリピンにおける取扱貨物量の推移



(出所) フィリピン港湾庁より作成

図表 20-3 フィリピンにおける取扱コンテナ数の推移



(出所) フィリピン港湾庁

以下は主要なターミナル、港湾である。

① マニラ国際コンテナターミナル

マニラ国際コンテナターミナル (Manila International Container Terminal: MICT) はマニラ港を構成する港の一つであり、マニラ北港 (North Harbor) とマニラ南港 (South Harbor) の間に位置する。フィリピン最大の取扱数量を誇るコンテナターミナルである。

その保守運営は国際コンテナターミナル・サービス社 (International Container Terminal Services, Inc.: ICTSI) に委託されており、約 94ha の敷地で年間の貨物取扱可能量は 2.75 百万 TEU である。

② セブ港

セブ港は CPA により運営されている。ターミナルは国際貨物と国内貨物に分かれており、国際貨物ターミナルは 14ha で 512 m の停泊水域を有し、年間の最大取扱キャパシティは 30 万 TEU である。

③ スービック港

スービック港はマニラ都市圏から約 110 km 北西、ザンバレス州に位置する。スービック米軍基地はフィリピンに 1992 年に返還され、同年に制定された基地転換法に基づきフリーポートに指定された。運営は SBMA が行っている。15 の埠頭と 2 つのコンテナターミナル (約 14ha) からなり、年間の最大取扱可能量は 30 万 TEU である。

### 3. 空港

フィリピンには 2023 年 12 月末時点で、ニノイ・アキノ国際空港を筆頭に国際空港が 10 空港以上、国内空港が 100 空港以上存在している。2022 年 5 月にクラーク国際空港の新ターミナルビルの正式運用が開始されたほか、ビコール国際空港 (南ルソン国際空港とも呼ばれる) が同年 10 月に開港した。フィリピンの主な航空会社はフィリピンエアラインとセブパシフィックの 2 社であり、いずれも国内線及び国際線を運行している。

国際空港はニノイ・アキノ国際空港、マクタン・セブ国際空港、クラーク国際空港、スービック・ベイ国際空港、ラオアグ国際空港、プエルトプリンセサ国際空港、ダバオ国際空港、サントス国際空港、ザンボアンガ国際空港である。

主要な空港であるニノイ・アキノ国際空港、マクタン・セブ国際空港、クラーク国際空港、スービック・ベイ国際空港について以下に概要を記載する。

①ニノイ・アキノ国際空港

ニノイ・アキノ国際空港は 1948 年に、米国の空軍基地としての運用が開始された。1961 年に管制塔やターミナルビルが建設され、正式にマニラ国際空港と認知された。

その後 1983 年に名称が現在のニノイ・アキノ国際空港に変更された。ベニグノ・ニノイ・アキノ Jr が当該空港にて暗殺された 4 年後のことであった。2023 年現在、ターミナルは以下のとおりである。

1. 第一ターミナル：1981 年オープン、年間 6 百万人のキャパシティがある。
2. 第二ターミナル：1999 年オープン、年間 9 百万人のキャパシティがある。

3. 第三ターミナル：2008 年オープン、年間 13 百万人のキャパシティがある。
4. 第四ターミナル：最も古く、エアアジアゼスト、タイガーエアフィリピン、スカイジェットエアラインなどのローカル航空会社のみ発着している。

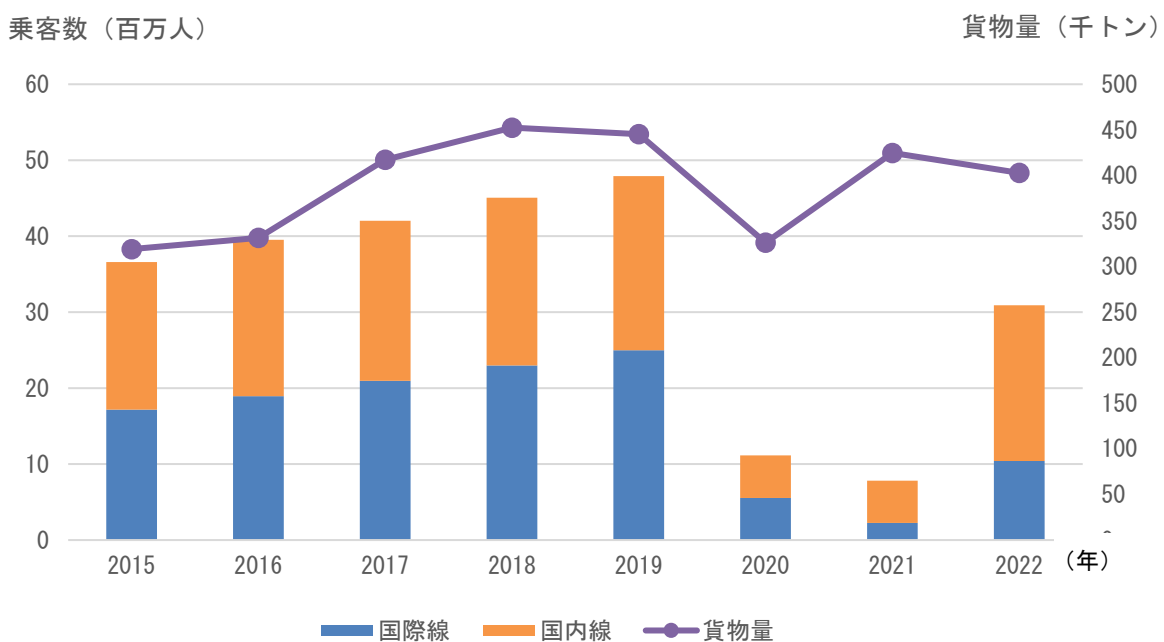
※第一～第三ターミナルは全て国際線が主だが、一部国内線としても利用されている。

空港から市内へは約 7km あり、交通手段としてはエアポートメータータクシー（黄色い車体）やカーポンタクシー（行き先に応じた定額制）等がある。

主要空港であるニノイ・アキノ国際空港では、2019 年に約 2,490 万人の乗客が国際線を利用し、約 44 万トンの貨物が空輸された。新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年及び 2021 年に国際線乗客数が大幅に減少したが、2022 年以降は回復傾向にある。

なお、同空港の現在の処理能力は年間約 3,200 万人だが、利用者は年間約 4,800 万人と処理能力を超えていることから、改修事業の入札が 2024 年に計画されている。同空港の建設では過去に日本政府や日本企業が参画したことから、日本企業による改修事業に対する注目度は高いと考えられる。

図表 20-4 ニノイ・アキノ国際空港の乗客者数及び貨物取扱量の推移



(出所) MIAA より作成

## ②マクタン・セブ国際空港

ニノイ・アキノ国際空港に次ぐ第 2 の空港であるマクタン・セブ国際空港は、マクタン島のラプラブ市に位置しセブ島の横に隣接している。

ターミナルは国際線と国内線の 2 つに分かれている。空港からセブ島中心地までは約 9 km であり、主な交通手段はタクシーである。



### ③クラーク国際空港

クラーク国際空港はパンパンガ州のクラークフリーポート内に位置する当該空港を拡張する計画が承認され、2017年12月に建築が開始された。2022年5月には新ターミナルの正式運用が開始されたことで、旅客処理能力が800万人に倍増し、マニラ国際空港における混雑解消が期待されている。

### ④スービック・ベイ国際空港

スービック港はフィリピンで最初のフリーポートであり、スービック港メトロポリタン当局が当該空港の運営と管理を行っている。

なお、交通省によると下記の当局が空港を管理しており、各当局の概要は下記のとおりである。

1. Civil Aviation Authority of the Philippines (CAAP) :  
フィリピンの航空業界の制度・規制の設計を担う。
2. Manila International Airport Authority (MIAA) :  
ニノイ・アキノ国際空港の施設の管理を行う。
3. Clark International Airport Corporation (CIAC) :  
クラーク国際空港の施設の管理を行う。
4. Civil Aeronautics Board (CAB) :  
フィリピンにおける航空業界の経済面について規制・促進・開発を行う。
5. Mactan-Cebu International Airport Authority (MCIAA) :  
マクタン・セブ空港の運営を行う。
6. Philippine Aerospace Development Corporation (PADC) :  
フィリピンにおける航空宇宙産業の開発を行う。

## 4. 道路

首都圏では慢性的な交通渋滞を解決するために、自動車やバス、二輪等全ての車に対して「ナンバーコーディング規制」により、プレート番号の下一桁に応じて平日7時から19時まで車を利用できない日を設定している。また、交通渋滞の主要な原因ともなっている大型貨物トラックに対し主要道路の通行禁止時間を設定する規制もある。

有料高速道路はマニラ首都圏の南ルソン高速道路（SLEX）と北ルソン高速道路（NLEX）が存在しており、総延長距離約300kmである。この両高速道路を14.8km延長した上で接続する「スカイウェイ」建設プロジェクトが2014年に承認され、2021年1月に第3期延伸区間が全面開通した。接続が完成すれば、港湾から荷物を運ぶトラックがマニラ市内を經由せずSLEXとNLEX間を移動できるため、首都圏の混雑を大幅に緩和できると期待されていたが、同年7月から通行料の徴収が開始されたことで利用者数が減少し、エドサ通りの交通渋滞は解消されていない。



マニラ市内の渋滞の様子

次の図表はフィリピンにおける主要な高速道路である。ほかには中央ルソン高速道路が調査段階であり、建設中のカビテ-ラグナ高速道路、上述の南北ルソン高速道路プロジェクトがある。計画段階のものとしてはカマリネス高速道路がある。

また、Manila Cavite Expressway (CAVITEX) と C5 道路（通常道路）を接続する C5 South Link Expressway は、第 3 区間 A-1 一部 (2.2 km) が 2019 年 7 月、第 3 区間 A-2 (1.6 km) が 2022 年 8 月に開通し、第 3 区間 3-B (2.0 km) は 2023 年第 3 四半期までに着工が予定されている。また、2023 年 2 月には、カビテックス・インフラストラクチャー (CIC) が中国路桥工程 (CNBC) に第 2 区間 (1.9 km) の工事を委託する契約に調印し、年内の開通が予定されている。

図表 20-5 高速道路の概要

名称	区間	長さ (km)	開業年
Daang Hari-SLEX Link Road (Muntinlupa-Cavite Expressway) Project alternatively called Muntinlupa – Cavite Expressway	バコール、カビテ – SLEX (南ルソン高速道路)	4	2015 年
NAIA Expressway (Phase II)	Skyway - Manila Cavite Toll Expressway	7.15	2017 年
North Luzon Expressway (NLEX)	ケソン – パンパンガ	84	1977 年、2010 年延長
South Luzon Expressway (SLEX)	マニラ – バタンガス	36	1977 年、2008 年改修、2011 年延長
Manila-Cavite Expressway	マニラ – カビテ	14	1999 年、2010 年延長
Subic-Clark-Tarlac Expressway (SCTEX)	スービック – タルラック	94	2007 年
NAIA Expressway	NAIA Terminals– Skyway、Cavite expressway	7.7	2017 年
Southern Tagalog Arterial Road	SLEX の延長道路	42	2001 年 (フェーズ I) 2008 年 (フェーズ II)
Tarlac-Pangasinan-La Union Expressway (TPLEX)	タルラック – ラウニオン	67.9	2013 年 (フェーズ I) 2018 年 (フェーズ II)
Metro Manila Skyway	マニラ首都圏	20	1977 年 (フェーズ I) 2009 年 (フェーズ II)

(出所) 公共事業道路省及び道路会社 HP 等から作成

## 5. 鉄道

フィリピンにおける鉄道はフィリピン国有鉄道（PNR）一本と二本の高架鉄道（LRT、MRT）が運行している。近年の鉄道建設に関する特筆すべき出来事として、前ドゥテルテ政権時代に交わされた中国による鉄道建設計画への資金援助が白紙になったことが挙げられる。2022年7月15日のフィリピン運輸省の発表によれば、実際に白紙になったのは、PNR ビコール鉄道、スービックークラーク鉄道、ミンダナオ鉄道の3つの鉄道建設事業であり、総建設費は計2,760億ペソ（約6,800億円）と見込まれている。中国政府の融資撤回については、マルコス新大統領が南シナ海の領有権問題で中国に強硬な姿勢を見せており、ドゥテルテ政権時代に悪化した対米関係の修復並びに強化を図っていることに対する対抗措置であるとも指摘されている。2023年7月には、フィリピン国家経済開発庁（NEDA）のバリサカン長官が本件に触れたうえで、両国の協議再開を望む一方で、新たな資金調達先を探るために交渉相手を広げる必要があると述べた。

### (1) フィリピン国有鉄道

フィリピン国有鉄道（Philippine National Railways: PNR）は、スペイン植民地下の1891年に Manila Railway Company がマニラ首都圏近郊の路線を開業し、1961年に国有化されルソン島北部のサンフェルナンド及び南部のレガスピ、更に支線が開設され計約900kmの路線を有するまでに至った。しかし、その後の太平洋戦争や道路網の整備、ピナツボ山大噴火や台風等の自然災害による顧客離れから現在では一部区間で運休となっている。具体的には、線路自体は Caloocan から Legaspi まで敷設されているが、Caloocan から Calamba 間及び Sipocot から Legaspi 間の運行のみとなっており、その間の Calamba～Sipocot 間は運休状態である（2023年6月時点）。

図表 20-6 フィリピン国有鉄道のルートマップ



（出所）PNR ホームページより<sup>25</sup>

<sup>25</sup> <https://pnr.gov.ph/getting-around/route-map.html>

## (2) 高架鉄道

マニラ首都圏における高架鉄道としては、LRT (Light Railway Train) 1 号線・2 号線及び MRT (Metro Rail Transit) 3 号線があり、いずれもマニラ首都圏の通勤・通学用として利用されている。LRT の運営は軽量鉄道庁 (Light Rail Transit Authority: LRTA) が担っている。MRT は BLT (Build-Lease-Transfer) 方式で、首都圏鉄道輸送会社 (Metro Rail Transit Corporation: MRTC) が政府の認可の下、資金調達、建設し、DOTC が MRTC から施設を借り運営している。

LRT・MRT とともに Beep Card と呼ばれる IC カードによるキャッシュレスの料金徴収システムが 2015 年に交通省より導入され、LRT1 号線、LRT2 号線、MRT3 号線全てで利用可能となっている。

2023 年 6 月現在で、政府により計画中/実施中の鉄道に関するプロジェクトは以下のとおり。

### 1) LRT2 号線西部拡張プロジェクト

現存する 2 号線の延伸工事であり、Recto 駅から西部の Pier 4 まで約 5 km の延長を行う。延長に伴い 3 駅が追加になる予定である。2026 年の完工を目指しており、入札書類等の建設に必要な手続は終了しているが、政府予算からの支出額が総事業費の大半に達していないことから、コンサルティング業者に対して作業の中止が要請された。

### 2) LRT1 号線南部延伸プロジェクト

LRT1 号線の南部へ 20.7 km の拡張を行うプロジェクトであり、現存する Baclaran 駅からニノイ・アキノ空港を経由し Bacoor まで延長する。

Baclaran 駅とニノイ・アキノ国際空港は約 5 km 程度の距離であるが、現状ではニノイ・アキノ空港から Baclaran 駅へ移動した上で電車によりマニラ市内へ移動することは現実的ではない。第一期区間 (Baclaran 駅～Dr.Santos 駅) は 2024 年末に開通する見通しであり、延伸区間の全線開通は 2027 年を予定している。

### 3) MRT7 号線

MRT7 号線は、ケソン市のノース・アベニュー駅とブラカン州サンホセデルモンテ市を結ぶ総延長約 22 km 鉄道である。2025 年の開通を目指している。

図表 20-7 高架鉄道概要

名称	路線距離	全線開業年	駅数	運賃 (2023 年 8 月現在)	ラッシュアワー時 の運転間隔
LRT 1 号線	19.65 km	1985 年	20 駅	15～35 ペソ	1 分に 1 本
LRT 2 号線	17.6 km	2004 年	13 駅	15～35 ペソ	5 分に 1 本
MRT3 号線	16.9 km	2000 年	13 駅	13～28 ペソ	3 分に 1 本

(出所) LRTA 及び MRTC 資料より作成

LRT 1 号線は Baclaran 駅と Roosevelt 駅をつなぐ。元々 Monumento 駅が終着駅であったが、Roosevelt 駅までの延伸がなされた。LRT 2 号線は Recto 駅から Antipolo 駅までをつなぐ。MRT3 号線は North Avenue 駅と Taft Avenue 駅をつなぐ。

上記に加え、Light Rail Transit Authority (LRTA) は SM Prime Holdings と首都圏統合駅 (Grand Central Station) を SM North EDSA に建設する合意書に署名した。実現すると、この駅は現存する MRT-3、LRT-1、建設中の MRT-7 と計画段階 (後述) のメトロマニラ地下鉄をつなぐ駅となる。首都圏統合駅の建設工事は 2017 年 9 月から始まっており、当初は 2020 年第 1 四半期までの完工を目指していたが、新型コロナウイルスによるロックダウン政策により作業が遅延したため、2023 年第 2 四半期に延長された。

地下鉄がないマニラ都市圏において、鉄道による移動はこれら 3 つの高架鉄道で支えられている。LRT1 号線及び 2 号線は利用客数がキャパシティを下回っているが、MRT3 号線ではキャパシティを上回っている。

## 6. 地下鉄

2023 年現在フィリピンには稼働中の地下鉄が存在しない。フィリピン初となる地下鉄道網の開発が進行中である。開発が実現すれば、Quezon city にある Mindanao Avenue からニノイ・アキノ国際空港までを接続することとなる。2015 年にベニグノ・アキノ 3 世政権により認知されたプロジェクトであり、初期調査を日本が実施した。同プロジェクトは総事業費約 1 兆 2,200 億円に及び、マニラ首都圏を 33 km にわたって横断しケソン市とニノイ・アキノ国際空港を結ぶ予定である。日本政府は 3,578 億円を円借款で支援しており、2019 年 2 月の起工式にも出席した。

国内初となる地下鉄の完工を通じて、マニラ首都圏の深刻な交通渋滞を緩和するとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの排出削減にも寄与することが期待されており、2029 年の全面開通に向けて建設作業が進められている。

## 7. 電力

### (1) 電力セクターの歴史

フィリピンでは 1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて深刻な電力不足が生じ、長期停電が続いていた。そのため、当時の政府は短期間で電力供給力を上げるために電力危機法や BOT 法を制定し、民間セクターの発電部門への参入を促進する政策を進めた。

しかし、コストよりも電力の供給を優先したため、政府と独立系発電事業者 (Independent Power Producer: IPP) 間の契約は独立系発電事業者に有利なものとなり、国家電力公社 (National Power Corporation: NPC) による電力買取りコストが上昇した。また、NPC による電力事業の独占により電力料金が上昇したため、アジア他国と比べて高い電気料金水準となった。

その後、深刻な電力不足は解消されたものの、継続する電力需要増 (過去 10 年間における増加率は年平均約 4%) 及び高止まりする電気代への対応として、2001 年 6 月に電力産業改革法 (Energy Power Industry Reform Act: EPIRA) が施行され、電力セクターの民営化が進められてきた。

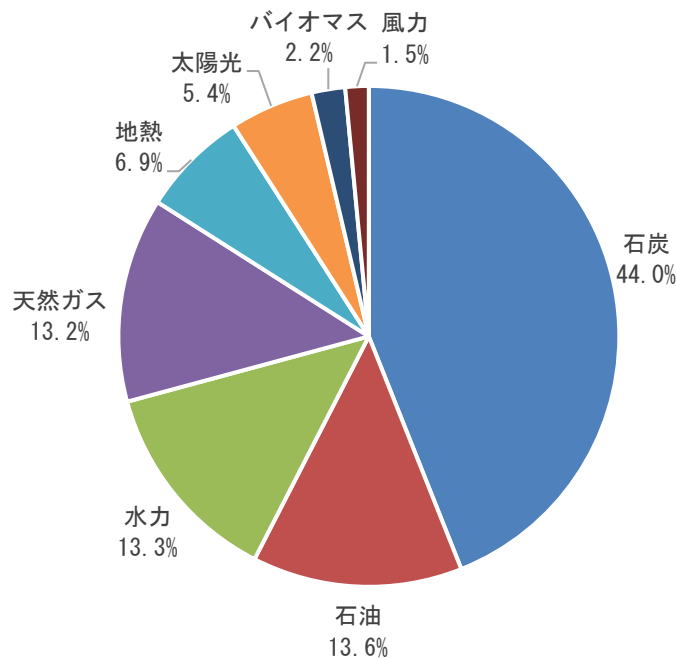
具体的には NPC の資産を電力部門資産・負債管理公社（Power Sector Assets and Liabilities Management Corporation: PSALM）による管理の元で売却を行う民営化が進められており、依然として進行中である。2013 年 6 月に電力の小売が自由化されたことで、発電、送配電、卸売と合わせて電力業界が全て自由化されている。

## (2) 電源ミックス、需要家、電力料金

フィリピンは化石燃料に強く依存している。経済成長に伴って増加する電力需要は主に火力発電によって担われている。特に、地方の電力供給はディーゼル火力発電によるものが依然として主流である。

フィリピン国全体の設備容量は 2019 年と 2022 年を比較して、25,531MW から 28,258MW に増加した。なお、Renewable Energy Roadmap2017-2040 を策定するなど再生可能エネルギーの活用に国家として取り組んでいる。2022 年の供給源別発電容量割合を見ると、石炭が最も多く全体の 44.0%を占めている。次いで、石油が 13.6%、水力が 13.3%、天然ガスが 13.2%となっている。

図表 20-8 供給源別発電容量割合（2022 年）



(出所) エネルギー省 HP

フィリピンの電力料金は ASEAN の中でも高い水準にある。この理由として、政府からの補助金を実施していないことが挙げられる。このような状況の中、エネルギー省や電力業界の規制機関である ERC（Energy Regulatory Commission）などは電力料金の低減に向けて自由化などの政策を実施してきた。ただ、自由化が電気料金の低下につながっていないことや規制の不足を指摘する声もある。

図表 20-9 ASEAN 主要都市との電力料金比較（2022 年）

（ドル/kWh）	業務用	一般用
マニラ	0.20	0.10
バンコク	0.11~0.18	0.11~0.14
ジャカルタ	0.07	0.09
クアラルンプール	0.05~0.08	0.05~0.12
シンガポール	0.12~0.22	0.22

（出所）ジェトロ HP より作成

### （3）近年の再生可能エネルギー政策

フィリピン政府は 2040 年までの計画「国家再生可能エネルギープログラム (NREP)」において、2030 年までに再生可能エネルギーの設備容量を 30,000MW 以上に引き上げ、2040 年までには再生可能エネルギーの割合を 50%以上に到達させることを目標に定めている。

このような事情のもと、フィリピン政府が近年進めている政策として、2018 年に導入された「競争力のある再生可能エネルギーゾーン」(CREZ) が挙げられる。政府が再生可能エネルギーの発電ポテンシャルが高い地域を「CREZ」として選定することで、事業者が将来の送電網の分布をある程度予測できるようになり、現時点での発電所の新設・拡充に関する意思決定をより経済合理的に下すことが可能となる。

CREZ に加えて、再生可能エネルギー分野における外資規制の段階的な緩和の動きにも注視すべきである。従来再生可能エネルギー事業への外資系企業による出資は 40%までに制限されていたが、2019 年にバイオマス事業、2020 年には大規模な地熱発電事業についてそれぞれ外資規制を緩和し、外資による 100%出資を認める市場開放政策が採用された。さらに、2022 年 11 月には再生可能エネルギー法施行規則の改正が公示されたことで、太陽光、風力、水力及び海洋・潮力発電事業による外資の出資制限が撤廃され、外資 100%による事業進出が可能となった（同年 12 月 8 日に発効済み）。

また、日本とフィリピンは「2 国間クレジット (JCM)」のパートナー国であることから、フィリピンは日本から低炭素関連技術や資金の提供を受け、自国だけでは実施が難しかった再生可能エネルギー分野のプロジェクトに取り組むことができるのに対し、日本はそれによって実現した温室効果ガス排出削減分を「クレジット」として日本の温室効果ガス削減目標達成に活用することができる。JCM の活用を通じて、日系企業による同国の再生可能エネルギー市場へのさらなる進出が期待される。

## 8. 上下水道

### （1）上水道

マニラや近隣の州においては Metropolitan Waterworks and Sewerage System (MWSS) 及び委託を受けている運営権者 2 社（マニラ・ウォーター、マイニラッド・ウォーター・サービス）が上水道サービスを実施している。一方、地方の上水道は自治体や小規模なコミュニティ組織が担っている。

具体的には、180 ほど存在する Cooperative と呼ばれる組織（日本語では組合と訳される小規模組織）、Barangay Water and Sanitation Association (BWSA) や Rural Waterworks and Sanitation Association (RWSA) 等である。

## (2) 下水道

大部分のフィリピンの都市は一定の排水システムを有している。雨水と汚水システムは独立していない。雨水量は多く、排水システムとその内容物を河川に流出させている可能性も指摘されており、排水システムの設置及び維持は、地方政府の主要な課題の一つとして認識されている。現状では、フィリピンの下水道システム利用率は低く、下水道システムの利用できない地域では、排水を処理するための主な衛生技術として、浄化槽が取り付けられている。なお、マニラ首都圏の下水処理は、上水道と同じ事業者が運営している。

## 9. ガス

フィリピン国において都市ガスは整備されていない。都市部においては LPG や灯油が家庭の料理用に使われており、地方においては燃料材木や木炭が使われている。フィリピンにおけるガス業界の転換点は、2001 年に北パラワン地域のマランパヤガス田が国内で初めて商業運転を開始したことである。国内唯一の天然ガス田として各地のコンバインドサイクルガス火力発電所へガスを供給してきた。

しかし、2026 年にマランパヤガス田は枯渇することが見込まれている。北部ルソン島の電力需要の 20% を賄う貴重な資源であることから、同天然ガス田の採掘・開発契約の期限を 2039 年まで 15 年延長する合意文書がマルコス大統領によって署名された。また、フィリピン政府は、外資を含めた各企業が計画する小型 LNG 輸入基地の建設を積極的に認可することで、数年内の枯渇が懸念される天然ガス田の代替燃料として国内の電力安定供給を維持していく方針を採っている。フィリピンエネルギー省のホームページでは、地域別、ブランド別に LPG の価格を公開している。下表は 2023 年 5 月時点の主要地域の 11kg あたりの価格の抜粋である。

図表 20-10 主要地域における LPG の価格表（2023 年 5 月時点）

地域/州	LPG 価格/11Kg あたり (PHP)
Batangas	750-1007
Cavite	798-984
Laguna	808-1136
Quezon	740-1130
Rizal	780-996
Marinduque	865-956
Mindoro OCC	789-1057
Mindoro Oriental	816-981
Romblon	1140-1240
Palawan	933-995
Albay	836-968



地域/州	LPG 価格/11Kg あたり (PHP)
Camarines Norte	862-977
Camarines Sur	822-949
Catanduanes	900-1030
Masbate	907-1017
Sorsogon	880-980

(出所) エネルギー省より作成

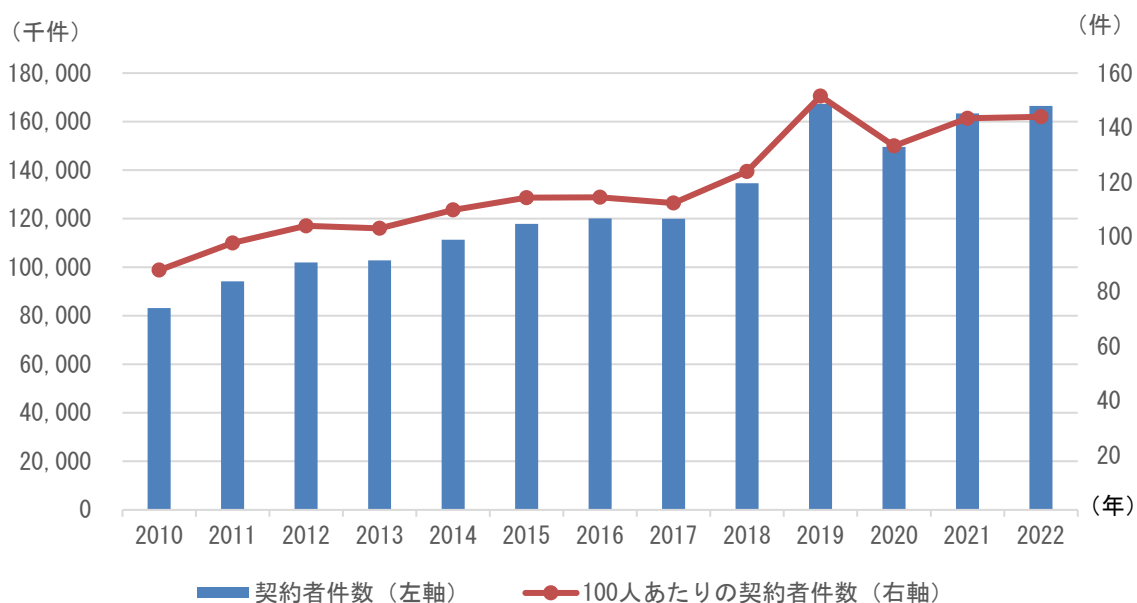
## 10. 通信

フィリピンにおける通信事業は2社の大通信会社であるフィリピン長距離電話会社 (Philippine Long Distance Telephone company: PLDT) と Globe Telecom 社の寡占状態である。2社合計で市場全体をほぼ独占している。通信業界の規制は運輸通信省管轄下にある国家電気通信委員会 (National Telecommunications Commission: NTC) が担っている。

### (1) モバイル

通信業界全体と同じく、PLDT 社所有の Smart Communications 社と Globe Telecom 社の寡占状態である。携帯電話 (Mobile cellular) の契約者件数は、2020年に新型コロナウイルス対策の外出・移動制限措置によって新規顧客の開拓が難しくなったことなどが要因となり、前年比 10.6%減の 149,579 千件となったものの、2021年には約 163,345 千件まで再び回復している。

図表 20-11 携帯電話契約者数の推移



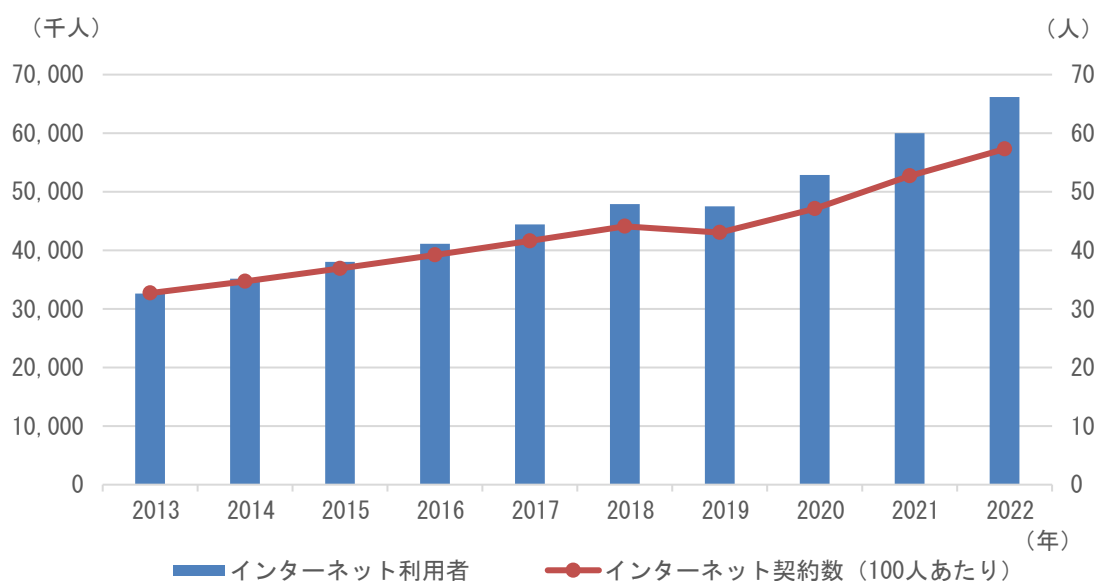
(出所) World Bank Open DataDataData より作成

## (2) インターネット

歴史的に見ると、フィリピンは東南アジアの中でインターネットの普及率が最も低かった。これは島嶼国という状況にあって固定回線のネットワークが不在であったこと、インターネットサービスが高価格であったことやPCの普及率の低さが原因であった。2010年から2014年にかけて固定ブロードバンド回線契約者数が増加したことや低予算の高速通信プランが充実したことから、普及率が急増している。

インターネットの普及率向上に対する政府の取り組みとして、情報・通信技術省は2017年5月に National Broadband Plan の草案を公表した。島嶼国であるフィリピンにおいてこのようなプロジェクトを実施するにあたっては大規模な工事が必要になるため（例えば、海底ケーブルの敷設等）、情報・通信技術省はPPPなどによる民間の参画に寄せられる期待が大きいと表明した。第一フェーズとして、送電会社である NGCP や、その監督当局であり、かつて送電を担っていた TRANSOCO が所有する休眠状態のファイバーを活用してインターネットが普及していない地域へのインターネット普及を図るとしている。ほかにも、情報・通信技術省は Wi-Fi の普及を促進するプロジェクトを実施しており、Free Wi-Fi for all program として、病院、学校や大学、空港、港湾等の公共施設における Wi-Fi の整備を目指している。

図表 20-12 インターネット利用者数と契約数の推移



(出所) The Economist Intelligence Unit Data Tool より作成

(注) 2021年、2022年は見込値。

## (3) 郵便

郵便事業は国有のフィリピン郵便公社 (Philippine Postal Corporation) が行っている。各種郵便サービスを提供しており、国際・国内の双方がサービス対象となっている Express Post、Letter Post、ダイレクトメール、着払いなどが一例である。

近年、PHLPost はその業態を物流及び倉庫業へと拡大した。以前に比べると郵便サービスは改善傾向にあるが、依然として紛失するケースも発生しており、配送システムが脆弱で時間がかかることに加え、フィリピンには郵便ポストがなく郵便局まで持参する必要があることから、外国人にはあまり利用されていない。

なお、海外から送られてくる荷物（手紙は除く）は通知が届くのみで自宅等宛先までは配達されず、郵便局まで取りに行く必要がある場合もあるため、外国企業・外国人は民間業者を利用する場合は殆どである。

#### ひとくちメモ 8： マニラ中央郵便局における大規模火災

2023年5月21日午後11時40分頃、重要文化財に指定されているマニラ中央郵便局の地下において大規模火災が発生した。消防当局によれば、火は最上階の5階まで達し、翌日午前7時半前に鎮火した。死者は出ておらず、消防士16名、その他ボランティア及び市民を含む計18名が負傷したと報告されている。外部は石造りであるのに対し、内部は木造であったことから、手紙や小包の他、マニラ市民に発送予定だった5,000~7,000個の国民IDカード、貴重な記念切手の大半も含めて全焼してしまった。

特にフィリピン国民にとって悲しまれたのは、戦間期に存在した西洋建築の典型例である築97年の歴史を持つ遺産が失われたことである。マニラ中央郵便局は、ファン・アレラーノ、トマス・マプア、ラルフ・ドアン の3人の建築家によってデザインされ、1926年に完成された。第二次世界大戦末期の1945年2月にマニラの戦いが勃発すると、当該建築物のイオニア式列柱の計16本が破壊されたが、1年後にはほぼ元の姿にまで復元された。2018年には重要文化財として指定されると、その1年後に保護管理計画が完了し、1億5,000万ペソの修復費用が割り当てられた。

火災で全焼した中央郵便局を修復するための計画は既に立てられており、フィリピン公務員年金基金によれば、総額6億400万ペソの保険が掛けられている。また、緊急災害基金を利用して総額約320億ペソを活用することも可能とされている。フィリピン国家歴史委員会も復元に協力することを公表した。

## 第21章 フィリピン投資の優位性と留意点

### 1. 進出先としての企業の見方

#### (1) 注目度が上昇傾向にあるフィリピン

日系企業は、事業展開先としてフィリピンをどのように見ているのか。既に海外への進出経験のある企業を対象として国際協力銀行が実施している、中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域の海外直接投資アンケート調査結果によると、フィリピンは2023年において8位であった。ASEAN加盟国ではベトナム、インドネシア、タイがフィリピンより上位に位置付けており、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、カンボジアがフィリピンより下位である。他のASEAN国と比して注目度が低く見えるフィリピンだが、グローバルに見ると進出先として有望視されているといえる。2014年においては10位圏外（11位）であったところ、2015年に8位に浮上し、2019年以降7位、8位の順位を維持している。

このランキングでフィリピンより上位に位置する国は、当該国自体が巨大市場である場合や（中国、インド、米国）、自動車等の産業集積が一定程度進んでおり第三国への輸出拠点としての地位を確保している国（タイ、インドネシア、ベトナム）が目立つ。

図表 21-1 わが国製造業企業が中期的に有望視する国

順位	2023年調査結果			2022年調査結果		
	有望とする事業展開先国	回答企業数(社)	得票率	有望とする事業展開先国	回答企業数(社)	得票率
1	インド	192	48.6%	インド	148	40.3%
2	ベトナム	119	30.1%	中国	136	37.1%
3	中国	112	28.4%	米国	118	32.2%
4	米国	107	27.1%	ベトナム	106	28.9%
5	インドネシア	97	24.6%	タイ	85	23.2%
6	タイ	85	21.5%	インドネシア	77	21.0%
7	メキシコ	42	10.6%	マレーシア	31	8.4%
8	フィリピン	35	8.9%	フィリピン	28	7.6%
9	マレーシア	26	6.6%	メキシコ	27	7.4%
10	ドイツ	21	5.3%	台湾	23	6.3%

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2022年、2023年度調査より作成）

#### (2) フィリピンを有望視する理由と企業が指摘する課題

これまでの章で、フィリピン経済の堅調さや人口の増加動向、労働者の英語運用能力等を述べてきたが、他国と比較するとフィリピンはどのような位置付けで、魅力や課題にどのような差異があるだろうか。国際協力銀行が行っている同アンケートでフィリピンより上位に位置付けているASEAN各国と比較すると、次の図表のとおりとなった。

フィリピンに直接投資を検討する企業の多くはインドネシアと比較するが、フィリピンとインドネシアの魅力の上位3項目は類似していることが分かる。

人口が1億人を超え、国民の旺盛な消費意欲が投資先としての最大の魅力となっている。また、英語運用能力に関して、近隣諸国では通訳を利用する機会が多いが、通訳が介在することによる意思疎通上の壁を感じる人が多い。しかし、フィリピンではお互いに英語を第2言語として使用しているものの、コミュニケーションが格段に取りやすいと感じている日系企業が多い。

図表 21-2 中期的に有望と見える上位3項目

	フィリピン		ベトナム		インドネシア		タイ	
1	現地市場の今後の成長性	50.0%	現地市場の今後の成長性	57.3%	現地市場の今後の成長性	76.0%	現地市場の今後の成長性	53.1%
2	安価な労働力	44.1%	安価な労働力	47.9%	現地市場の現状規模	39.6%	現地市場の現状規模	39.5%
3	現地市場の現状規模	35.3%	優秀な人材	26.5%	安価な労働力	30.2%	現地のインフラが整備されている	29.6%

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2023年度調査より作成)

一方で、フィリピンについて海外進出済み日系企業が課題と感じる項目は次の図表のとおりとなった。2023年度の調査においては「治安・社会情勢」は上位3位にランクインしなかったが、フィリピンにおいて「治安・社会情勢が不安」は長きにわたって不安視されてきた。2015年には一時的に当該指標が減少、その後2016年から増加傾向に転じ2020年には46.7%であった。しかし、2021年には46.4%と微減し、2022年は15.4%と大きな減少が見られたものの、2023年は再び治安・社会情勢の不安への指摘が増加している。

他方で、実際に現地日系企業へのヒアリングで治安が改善したかどうかについて聞いたところ、ドゥテルテ前政権の治安対策によって駐在員の生活環境が改善されたと実感できると回答した企業が多数を占めた。ただし、完全に安全と判断できる場所はマカティ市及びタギグ市(とりわけBGCの一部地域)であり、そこでも重犯罪が少ないだけで窃盗などの軽犯罪は起きているため、日常的に注意を払う必要はある。また、マカティなどの一部の地域を除いては、依然として治安が良いと言えず、必要以上に歩いて移動しないことや自分の荷物を車道側ではなく壁側に持つなど、日常的に注意を払っているとのことである。また、銃社会であることから、従業員とのコミュニケーションの中で恨みを買うような行為は控えるべきであると回答した企業もあった。

「労働コストの上昇」はベトナムやインドネシア、タイで課題と考えられている中、フィリピンも同様に課題として捉えられている。また、労働コストの上昇と同程度に「管理職人材の確保が困難」であることが指摘されている。さらに、必要書類や必須手続が担当職員によって変わることや、依然として不透明な支出が発生するといった「法制の運用が不透明」をあげる企業は42.3%となっている。

その他、オンライン化された通関手続について、度々サーバーがダウンすることにより従前より時間を要することや、会社登録手続についても、オンライン登録が始まってからはサーバーダウンの連続で所要時間が伸びているという現状がある。

図表 21-3 企業が課題と見ている上位 3 項目

	フィリピン		ベトナム		インドネシア		タイ	
1	管理職の人材の確保が困難	38.7%	労働コストの上昇	38.1%	法制の運用が不透明	44.6%	労働コストの上昇	57.7%
2	労働コストの上昇	35.5%	法制の運用が不透明	36.2%	労働コストの上昇	38.6%	他社との厳しい競争	39.4%
3	法制の運用が不透明	32.3%	管理職の人材の確保が困難/ 他社との厳しい競争	30.5%	他社との厳しい競争	28.9%	技術系人材の確保が困難	32.4%

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2023 年度調査より作成)

## 2. フィリピンの投資環境の優位性

フィリピンの投資環境の優位性は以下にまとめることができる。

- (1) 中長期的に継続することが見込まれる豊富かつ安定した労働力の供給
- (2) 低賃金かつ上昇率が緩やかな人件費
- (3) 英語で従業員と意思疎通が図れるためコミュニケーションが容易
- (4) 親日的であり対日感情によるビジネスリスクが低く、生活がしやすい

### (1) 中長期的に継続することが見込まれる豊富かつ安定した労働力の供給

フィリピンは 1 億 9 百万人の人口を有し、ASEAN 地域においてインドネシアに次ぐ人口規模を誇っている。フィリピンでは 2060 年まで増加し続けることが予測されている。国連の報告書によると、2050 年時点におけるフィリピンの生産年齢人口は 1 億人超まで増加するとされており、これは同時点における日本の生産人口の 2 倍弱の規模になっている。

図表 21-4 日本とアジア各国の若年人口及び生産年齢人口の推移予測

(2050 年生産年齢人口の高い順)

(単位：千人)

国(地域)	若年人口(15歳未満人口)			生産年齢人口(15~64歳人口)		
	2020年	2030年	2050年	2020年	2030年	2050年
インド	358,634	338,124	301,403	960,804	1,043,385	1,118,811
中国	245,918	185,107	150,287	984,305	972,453	767,373

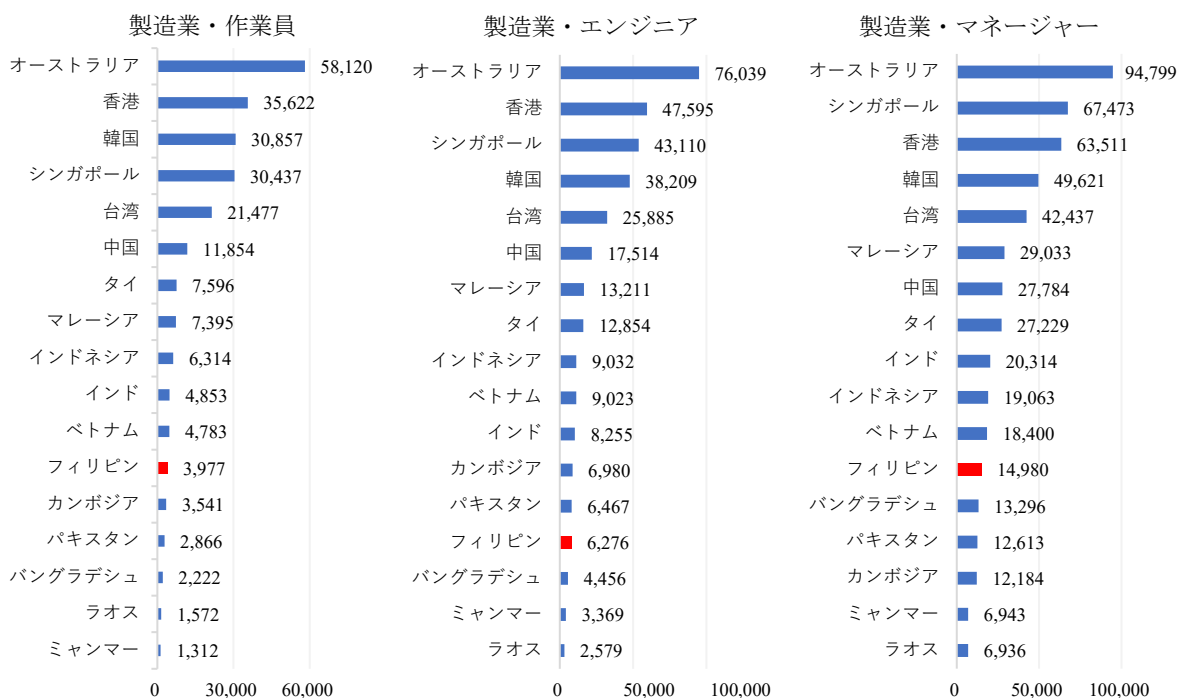
国（地域）	若年人口（15歳未満人口）			生産年齢人口（15～64歳人口）		
	2020年	2030年	2050年	2020年	2030年	2050年
パキスタン	86,231	90,967	100,995	139,516	169,546	243,127
インドネシア	69,444	65,727	61,620	187,166	200,242	208,131
バングラデシュ	44,456	43,207	36,491	116,383	126,656	135,999
フィリピン	35,056	36,240	36,418	74,220	84,297	104,450
ベトナム	21,984	20,900	18,133	67,251	69,175	67,440
日本	14,407	12,656	11,553	72,453	68,673	53,309
ミャンマー	13,350	13,044	11,555	37,136	39,014	40,202
タイ	11,127	9,588	7,805	49,663	47,124	38,647

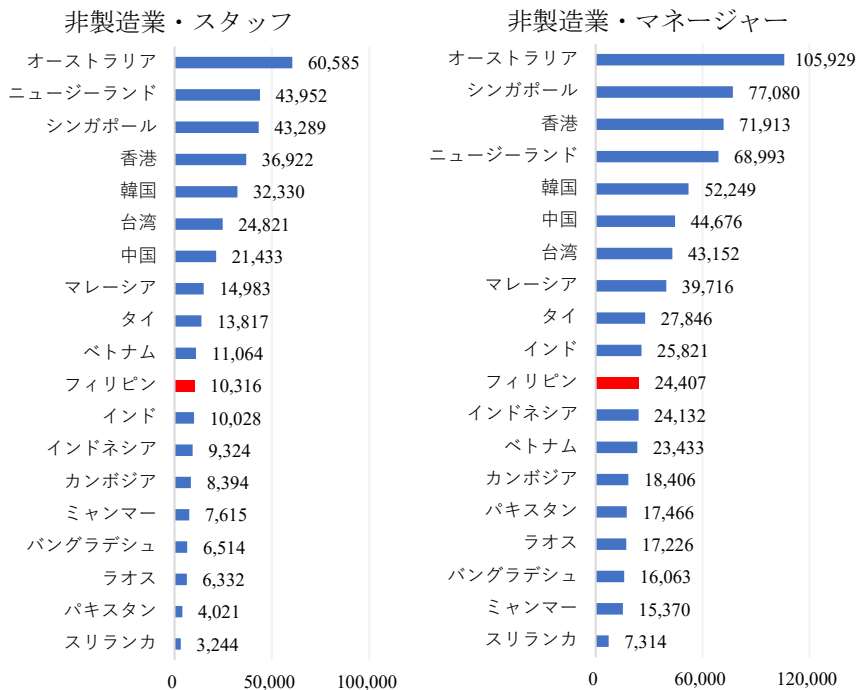
（出所）国連 The World Population Prospects (created from the 2022 Revision data)

## （2）低賃金かつ上昇率が緩やかな人件費

ジェトロが2022年に公表したアジア・オセアニア進出日系企業実態調査によると、フィリピンにおける日系企業の賃金水準は中位又は下位に位置付けられる。特に製造業においては、作業員、エンジニア、マネージャーいずれも賃金水準は中国、タイ、インド、ベトナム、インドネシアよりも低い結果となっている。

図表 21-5 アジア・オセアニアにおける賃金の年間実負担額（単位：ドル / 一人あたり）





(出所) ジェトロ 2022 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査

実際に現地日系企業へのインタビューによると、労働人口は豊富であり、賃金上昇率も他の ASEAN 諸国と比べると緩やかであるという声も聞かれた。しかし、より給与水準の高い企業への転職に伴う定着率の低さも同時に指摘されている。福利厚生を手厚くするだけでなく、イベント好きなフィリピン人の国民性を考慮し、クリスマスパーティーなどの社内イベントを通じて従業員とのコミュニケーションを充実させるといった工夫を行うことで、従業員の定着率を改善している企業が多かった。

### (3) 英語で従業員と意思疎通が図れるためコミュニケーションが容易

フィリピンの魅力は、ASEAN 諸国の中でも賃金が低いことに加え、何とんでも英語が公式言語となっているため、国民の 7 割以上が英語を話せるという点である。実際に、日本人にとって第 3 の言語を話す必要がないという点で、公用語が英語でない他国と比較しても従業員とのコミュニケーションが容易であるという声がよく聞かれた。多くの日本企業はフィリピン人従業員を最低限の研修制度で活用することが可能だと考えている。

また、生活面においても、英語が通じると医者や看護師とのコミュニケーションが取りやすいなど、英語にて生活を行えるメリットは大きい。なお、ベトナムやインドネシアの場合、健康診断を当該国で受けることは難しいが、フィリピンでは健康診断を受けられる点についても長期出向者にとってはメリットの一つであろう。

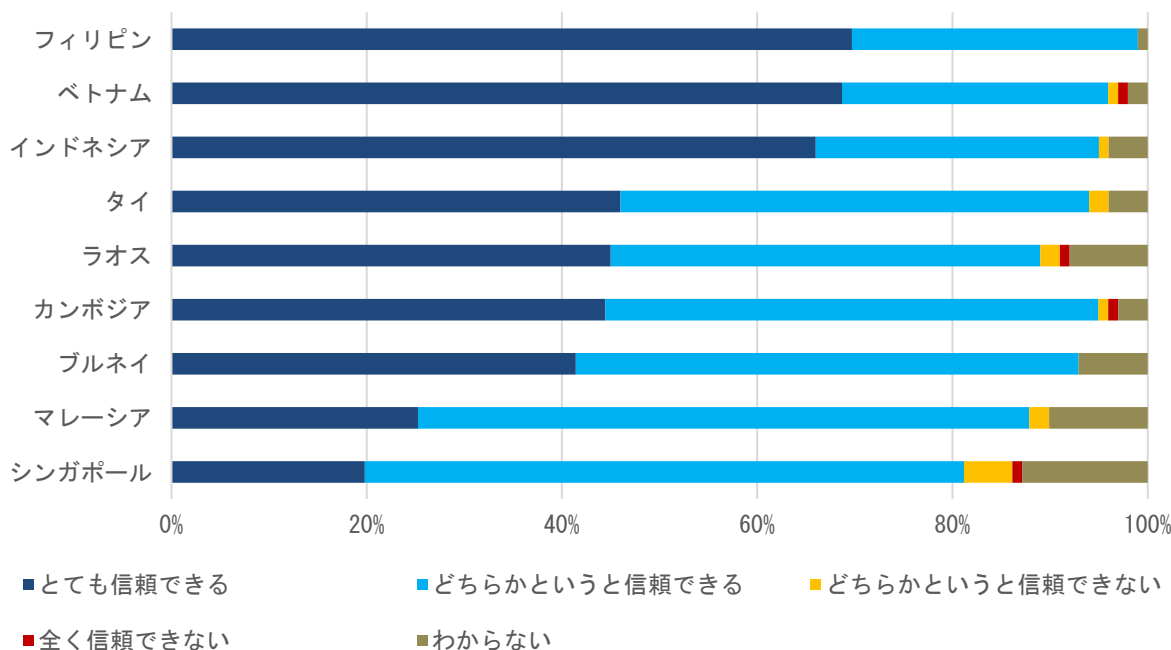


#### (4) 親日的であり対日感情によるビジネスリスクが低く、生活がしやすい

日本は、中国や韓国との間では領土問題を抱え、こうした問題を背景とした反日感情の高まりが日系企業の事業活動に悪影響を及ぼすリスクがあるが、フィリピンにおいてはこうした懸念はあまり見られない。フィリピンと日本との間で領土問題が存在しないだけでなく、フィリピン国民全般の対日感情は極めて良好である。

ASEAN 諸国において直近で実施された日本に対する信頼度の調査においては、比較的日本に対する好感度が高い ASEAN 諸国の中でも、フィリピンが日本を友邦として信頼しているという認識がもっとも高く、フィリピンは非常に親日感情のある国であることがいえる。親日国であると、ビジネスの面で従業員とのコミュニケーションが図りやすいほか、日本人に対する偏見がないために生活面においても過ごしやすいといえる。また、フィリピンでは、他の ASEAN 諸国と比較して、西洋的なコミュニケーションのイメージを持たれる傾向があるが、実際には上下関係には厳しく上司を敬う気質がある点もよく聞かれた。こうしたフィリピンの文化に関しても、日系企業にとっては親しみやすい点だと思われる。

図表 21-6 ASEAN 諸国における日本に対する信頼度



(注) 各国 300 人からの回答ベースで比率を算出  
 (出所) 外務省「令和 3 年度版 海外における対日世論調査」

### 3. フィリピンの投資環境の留意点

フィリピンに投資するにあたっての留意点としては、(1) 電力コストや物流事情などのインフラ面での課題、(2) 治安イメージの悪さ、(3) サプライヤーの少なさ、(4) VAT 還付に年単位の長時間を要する、(5) 進出よりも撤退が困難であること、などが挙げられる。

### (1) インフラ面での留意事項

フィリピンの電力コストは、アジアでも比較的高い水準にあると言われている。また、電力供給が不安定な場合があり、工場で自家発電設備が必要<sup>26</sup>であることから、投資効率を押し下げてしまう傾向がある。オフィスにおいても同様で、電気が落ちる、マニラ市内の渋滞等により仕事や作業の効率が落ちることはあらかじめ織り込んでおくべきである。

### (2) 治安イメージの悪さ

フィリピンは、非常に治安が悪い国であるというイメージを持つ日本人は多いが、実際にフィリピンを訪れたり、生活してみたりすると、日本で恐れていたほど神経質になる必要はないという認識に至る場合が殆どである。

ただし、油断は禁物で、日本とは大きく異なる銃社会であることや、警察官による犯罪も少なくないこと、スリやひったくりのような軽犯罪に巻き込まれる日本人も少なくないこと、外国人を狙った身代金目的の誘拐もあり得ることは十分に認識し、自衛手段を講じる必要がある。また、犯罪頻発地区はどこか、万が一被害にあった場合にどのように対処すべきかについても情報の入手と普段からの心構えが重要である。2023 年時点において、現地日系企業に治安改善傾向があるかどうか確認をしたところ、ドゥテルテ前政権の治安対策によって駐在員の生活環境が改善されたと実感できると回答した企業が多数を占めた。ただし、完全に安全と判断できる場所はマカティ（とりわけ BGC の一部地域）であり、そこでも重犯罪が少ないだけで窃盗などの軽犯罪は起きているため、日常的に注意を払う必要は依然としてあるとのことである。

### (3) サプライヤーが少ない

製造業の裾野産業は発展途上にあり、副資材を除き部品を調達できる現地のサプライヤーが不足又は十分に育っていない場合が多い。そのため、材料を輸入に頼り、原価の割合が高い業種の場合、労働集約型産業のようなコスト面のメリットがそれほど多くは享受できない可能性もある。また、現地日系企業によると、関連企業が特定の地域に集積している場合は、他社で育成されたワーカーを確保することも可能であるが、フィリピンではそこまで産業集積が進んでいないため、ワーカーの育成も個社ごとに独自に行っていくことが必要とのことである。

### (4) VAT 還付に長時間(年単位)を要する

フィリピンでは、企業が物品やサービスを購入した際に支払った付加価値税 (VAT) の金額 (インプット VAT 額) が、顧客に物品やサービスを販売した際に課した付加価値税の金額 (アウトプット VAT 額) を上回った場合、差分の還付を受けることができる。輸出企業は、顧客への販売時に VAT を課さないため、還付対象となる VAT 金額が大きくなる傾向がある。VAT の還付には数年を要しており、輸出志向製造業が多いフィリピン進出日系企業の間でも、VAT 還付は長年重要な懸念事項の一つとなってきた。

<sup>26</sup> ただし、日系企業が進出しているところに限れば、自家発電装置を稼働させる頻度は低く、概ね安定的な電力供給が得られていると言える。

2011年以前は、現金還付はごく僅かで、殆どの場合、企業はまず還付請求権を証明するタックス・クレジット・サーティフィケート（TCC）による還付を受け、他の税金の支払いに充当するか、第三者に譲渡して現金化することができた。2011年、まず第三者へのTCC譲渡が禁止された。続いて、TCC発行か現金還付かを納税者が選択できるようになったという経緯がある。2018年度以降においては、VAT還付請求に対して納税者が選択することができるのは現金還付のみである。

### (5) 撤退が困難

フィリピンにおいて、会社を清算する場合の手続で最も時間がかかるのが、過去3年分の税務監査への対応である。特に、清算時点において、操業中の経理事情を良く知っている担当者が既に退職している場合が多く、税務監査への対応を更に困難にしているケースが多い。撤退手続完了は平均で2年程度かかると言われている。

必ずしも法的に会社を清算する必要がない場合、当面は「清算」ではなく「休眠」状態として事業活動を停止するだけの状態としておくオプションもある。この場合、会社は事業活動を停止しているだけであるため、税務申告や証券取引委員会（SEC）への報告は継続しなければならないが、その手間や費用は大幅な削減が可能である。

上記のほか、英語ができる故の人材の海外への流出リスク、日本語人材の確保や育成が困難であること、時間、納期、品質に関する一般的なフィリピン人の意識には、日本人と大きな開きがあることに留意すべきである。また、台風などの自然災害が発生すると、従業員の出勤率が著しく低下することや、物流面でも大きな影響が出ることも多い点も挙げられる。

## 第22章 主要産業の動向と FTA の影響

### 1. フィリピンの主要産業

名目 GDP で見たフィリピンの産業構成比（2022 年）は、第 1 次産業が 10%、第 2 次産業が 29%、第 3 次産業が 61%である。2012 年比において第 1 次産業と第 2 次産業が構成比を落とし、第 3 次産業が構成比を伸ばした。

本項では、フィリピンにおける主要産業として GDP に占める割合が大きい電子機器製造等の電子産業と BPO 産業に加えて、自動車産業を取上げる。

図表 22-1 フィリピンの産業別 GDP の構成比（名目）（再掲）

(金額：100 万ペソ)	名目 GDP			構成比		
	2012	2022	(年率)	2012	2022	(差分)
<b>全体</b>	<b>11,060,589</b>	<b>22,024,515</b>	<b>9.0%</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>	<b>-</b>
<b>1. 農業、狩猟、林業及び漁業</b>	<b>1,448,473</b>	<b>2,103,198</b>	<b>4.8%</b>	<b>13%</b>	<b>10%</b>	<b>-4%</b>
<b>2. 産業部門</b>	<b>3,472,969</b>	<b>6,436,937</b>	<b>8.0%</b>	<b>31%</b>	<b>29%</b>	<b>-2%</b>
a. 鉱業	131,767	280,250	9.9%	1%	1%	0%
b. 製造業	2,359,066	3,796,904	6.1%	21%	17%	-4%
c. 公益業	379,747	746,142	8.8%	3%	3%	0%
d. 建設業	602,390	1,613,641	13.1%	5%	7%	2%
<b>3. サービス部門</b>	<b>6,139,147</b>	<b>13,484,380</b>	<b>10.3%</b>	<b>56%</b>	<b>61%</b>	<b>6%</b>
a. 自動車・オートバイ、個人及び家庭用品の卸売り、貿易、修理	1,878,583	3,987,519	9.9%	17%	18%	1%
b. 輸送・倉庫	385,159	806,522	9.7%	3%	4%	0%
c. 宿泊、飲食	182,830	395,073	10.1%	2%	2%	0%
d. 通信	400,014	695,675	7.2%	4%	3%	0%
e. 金融	769,804	2,224,346	14.2%	7%	10%	3%
f. 不動産	671,761	1,249,334	8.1%	6%	6%	0%
g. 専門・事業サービス	534,130	1,350,601	12.3%	5%	6%	1%
h. 行政・防衛	453,354	1,114,045	11.9%	4%	5%	1%
i. 教育	428,422	883,972	9.5%	4%	4%	0%
j. 保健衛生、社会事業	155,558	411,713	12.9%	1%	2%	0%
k. その他	279,531	365,579	3.4%	3%	2%	-1%

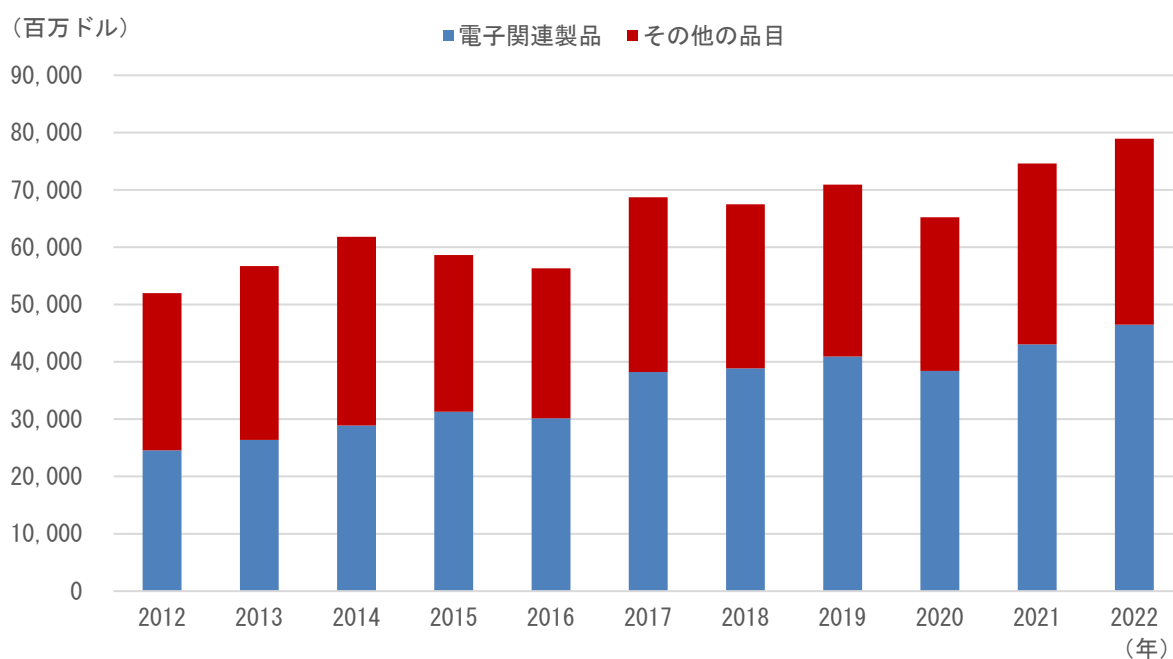
(出所) PSA より作成

## 2. 電子産業

電子産業はフィリピンにおける輸出トップの基幹産業であり、生産額のほぼ全てが輸出向けである。歴史的に見て電子産業成長の原動力となったのは外国からの投資であり、1970年代にテキサス・インスツルメンツやインテル、フィリップスといった欧米の半導体メーカーがフィリピンに進出し始め、80年代半ば以降には日本電産コパル、矢崎総業、共立、旭硝子、ローム、クラリオンと日系企業による進出が続いた。90年代になると東芝、日立、富士通、NECのHDDトップメーカー4社がフィリピンでの生産を開始した。

次の図表は2012年から2022年の輸出額の全体に占める電子関連製品の割合の推移である。新型コロナウイルスの影響で2020年は輸出額が減少したが、2021年以降は増加基調を見せており、2022年には59%までシェアを戻している。

図表 22-2 輸出総額に対する電子関連製品輸出の割合の推移



(注) 電子関連製品の値は、事務用機器・コンピュータと電気機器を合算している

(出所) UNCTAD STAT より作成

2023年の電子産業における日系企業の動きとしては、電子部品の太陽誘電、医療機器大手のテルモ、めっき処理装置を手がけるアルメックステクノロジーズなどによる追加投資の報道が出ている。このような追加設備投資や工場拡張の案件が出ている一方で、フィリピン半導体・エレクトロニクス産業連盟 (Semiconductor and Electronics Industries in the Philippines: SEIPI) は、近隣諸国と比べて外資誘致の取り組みが整っていないため、フィリピンに進出済みの外資企業が今後流出する恐れがあると懸念を示し、付加価値税の還付が遅れている問題等を指摘し、政府単位での改善を求めている。

### 3. BPO 産業

基幹産業がほとんどなかったフィリピンでは、手近な収入源として 2000 年代初頭からビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) を主要産業と掲げ、政府は投資優遇制度を設けるなど積極的な誘致施策に取り組んできた。IT・BPO の業界団体である、フィリピン情報技術・ビジネスプロセス協会 (Information Technology and Business Process Association of the Philippines: IBPAP) によると、国内の BPO 産業は GDP の約 7% を占め、世界シェアは 16~18% でサービス提供と雇用の数でインドに次ぐ世界 2 位に位置付けられている。

BPO 産業の内訳を見てみると、コールセンターを含むカスタマー・リレーションシップ・マネジメントの割合がもっとも高く、次いでコンピューター・プログラミングが挙げられる。主な輸出先は、米国、オーストラリア、英国、オランダとなっており、英語圏あるいは英語でのビジネスが主流である国々である。

昨今、人工知能 (AI) が普及し始めたことにより、このフィリピンの主要産業である BPO に陰りが出てきた。国際労働機関 (ILO) によれば、フィリピンの BPO 産業で働く従業員の 9 割が AI で代替可能であり、約 120 万人超が失業のリスクにさらされるというのである。実際に多くの企業では顧客対応にチャットボットを使用するなど、業務の機械化が進んでいる。

一足飛びで人材育成をすることは容易ではないが、フィリピンが今後も BPO 産業で生き抜くためには、従来のカスタマーサポートや総務・経理の補助業務から需要が増大しつつある IT 技術やヘルスケア分野に特化した業務など、迅速に業務の高度化を図る必要が出てきている。

### 4. 自動車産業

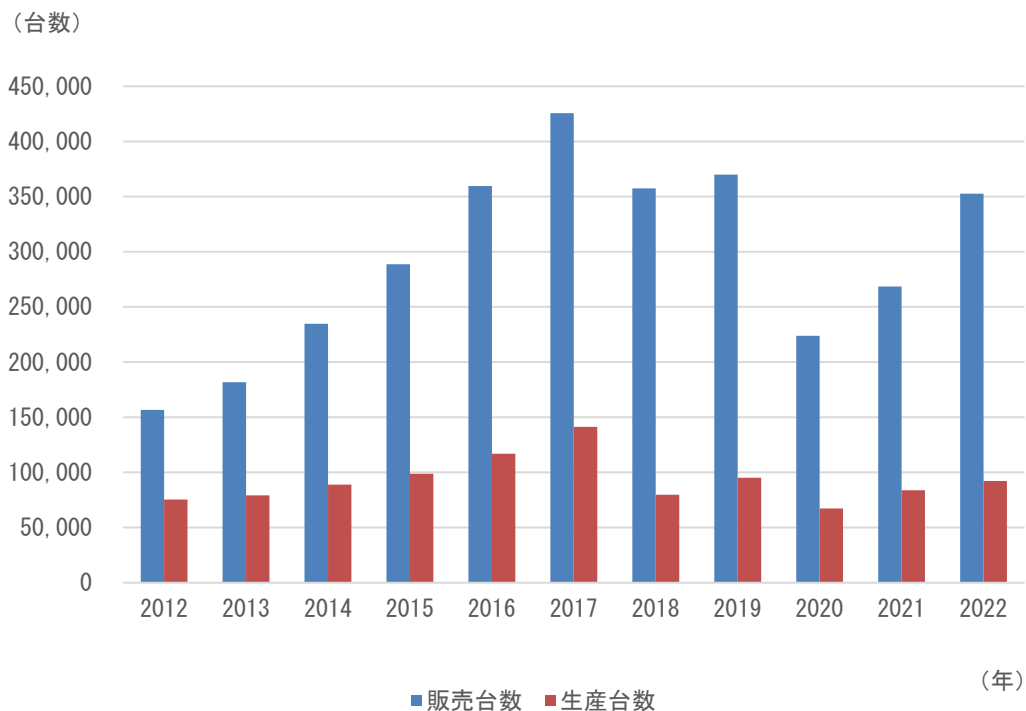
#### (1) 四輪

フィリピンはタイやインドネシア等の近隣自動車産業の集積で遅れをとっているが、フィリピンにおける自動車製造業の歴史自体は古い。1973 年に制定された **Progressive Car Manufacturing Program** により、フィリピン国内の自動車生産は開始された。以降、欧米系メーカー、日系メーカー、韓国系メーカーによるフィリピン進出が進んできた。日比経済協定の恩恵もあり、マニラ市内で多くの日本ブランドの車が走っている。

フィリピンにおける四輪自動車製造業の現状は ASEAN の中でも大きく遅れをとっていることが、次の図表のフィリピンにおける四輪自動車生産及び販売の推移から分かる。その理由として、フィリピンでの生産台数がまだ限定的であった時期に ASEAN 物品貿易協定 (ASEAN Trade in Goods Agreement) に基づく関税の削減・撤廃に直面し、フィリピンで自動車を生産するよりも、タイやインドネシアから関税ゼロで完成車を輸入した方が一台あたりのコストが安いということで、国内販売台数に占める国産車割合が大きく低下した。

2022 年のフィリピンの 1 人あたり GDP は 3,623 ドルである。新型コロナウイルスの影響もあって 2020 年の販売台数は大きく落ち込んだが、2021 年以降は順調な回復傾向を見せている。フィリピンでの所得が向上するにつれ、今後フィリピンにおいてもモータリゼーションが進んでいくことが想定される。フィリピン政府は、2023 年に「包括的自動車産業振興戦略 (CARS)」の優遇条件を緩和し、自動車関連でのさらなる投資を呼び込もうとしている。

図表 22-3 フィリピンの四輪自動車生産台数及び販売台数の推移



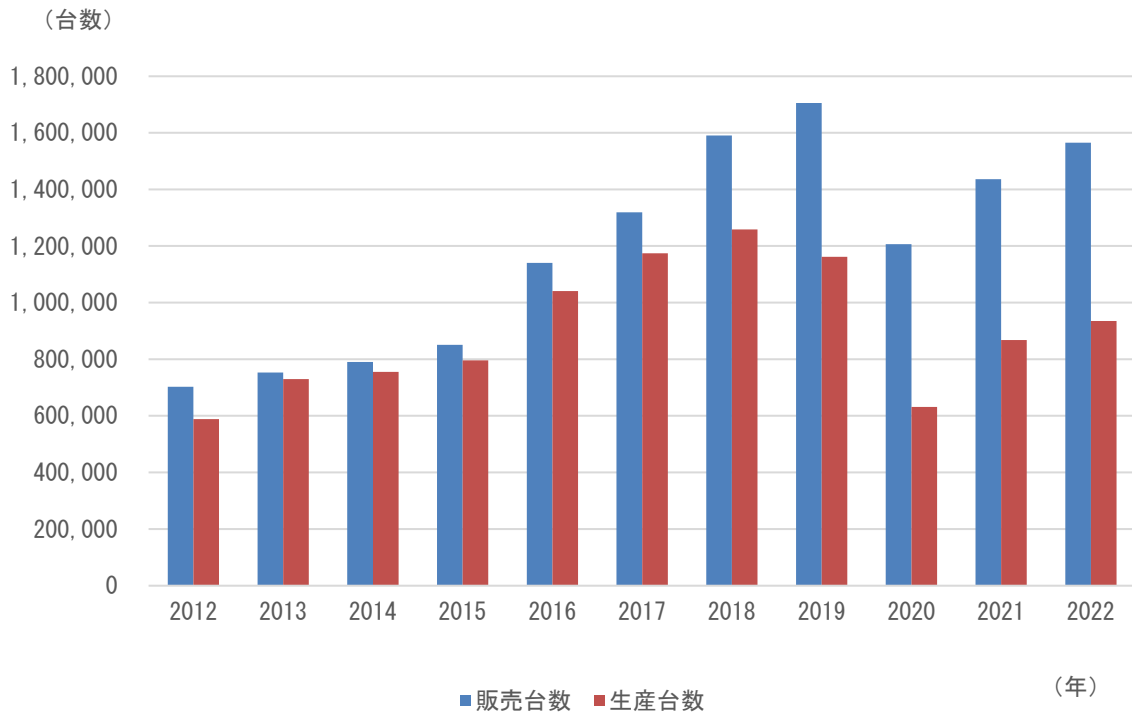
(出所) ASEAN AUTOMOTIVE FEDERATION より作成

## (2) 二輪

フィリピンにおける二輪車産業は四輪車産業に比べると裾野産業の集積が成功している。その成り立ちは日本企業からの直接投資に始まり、ローカル企業が参画したことにより急速な成長を見せた。また、フィリピンの中流階級の多くが二輪車の効率性、コストパフォーマンスの良さに魅力を感じ、レジャー等の個人使用からビジネス用途と幅広く普及が進んだことも二輪車産業成長の要因の一つである。フィリピンの旺盛な二輪需要に対して日本の各メーカーが生産及び販売を行っているほか、台湾メーカーや中国メーカーも近年存在感を増してきている。

二輪車は四輪車と同じく右肩上がりの販売増加を見せている。更には生産が伸び悩む四輪と比べて上述のようにローカルの裾野産業が追従していること、また外国直接投資が旺盛なこともあり生産も順調な伸びを見せている。次の図表はフィリピンの二輪車生産と販売の推移であり、販売の伸びに合わせて生産台数も増加している。

図表 22-4 フィリピンの二輪車生産台数及び販売台数の推移



(出所) ASEAN AUTOMOTIVE FEDERATION より作成

また、フィリピンの二輪車の販売台数及び生産台数は 2020 年に大きな落ち込みを見せたものの、2021 年以降は前年比増加を継続的に達成している。2022 年の販売台数及び生産台数はそれぞれ 150 万台、90 万台を超えており、順調な回復傾向を示している。タイと比較すると、同年の生産台数では遠く及ばないものの（タイは 201 万台）、販売台数では肉薄している（タイは 179 万台）。

図表 22-5 ASEAN 各国の二輪車の生産台数・国内販売台数

生産台数	2017	2018	2019	2020	2021	2022
フィリピン	1,173,883	1,258,566	1,161,646	631,370	867,453	934,685
インドネシア	-	-	-	-	-	-
マレーシア	440,673	465,083	553,382	494,490	496,136	685,828
タイ	2,055,193	2,063,076	1,948,480	1,615,319	1,780,654	2,015,940
国内販売台数	2017	2018	2019	2020	2021	2022
フィリピン	1,319,084	1,590,333	1,704,900	1,206,374	1,435,677	1,564,817
インドネシア	5,886,103	6,383,108	-	-	-	-
マレーシア	434,850	471,842	546,813	498,327	497,262	680,749
タイ	1,810,771	1,788,323	1,718,587	1,516,096	1,606,481	1,792,016

(出所) ASEAN AUTOMOTIVE FEDERATION より作成



## 5. FTA、EPA の進捗状況

フィリピンは ASEAN 加盟国として、ASEAN 域内の FTA 及び域外の国や地域との FTA を締結している。更には、フィリピン国としての二国間 FTA を締結している。

2023 年 7 月現在、フィリピンと包括的な二国間 FTA を締結しているのは日本だけである。日・フィリピン経済連携協定（JPEPA）は対象が財、サービス、投資、自然人の移動、知的財産権、税関手続、政府調達、事業環境に及ぶ。フィリピンから日本への輸出については、食品、衣料・繊維、家具、金属、鉱物、機械、電子機器、自動車部品や化学品などが FTA の対象となっている。ほかに当該 FTA には、フィリピン人の介護福祉士や看護師の日本への受入れが盛り込まれている。

2 国間 FTA に関して、ほかに注視すべき国として米国及び韓国が挙げられる。米国とフィリピンは FTA の前段階となる貿易投資枠組協定（TIFA）を 1989 年に締結していたが、その進展の足取りは重く、2010 年になってようやく四半期に一度の定期的会合を持ち、経済関係強化を図ることで一致したのみであった。しかし、2017 年 11 月の ASEAN サミットにおいて、ドゥテルテ前大統領とトランプ米大統領が会談した際、主たる議題は貿易の自由化であり、トランプ米大統領は JPEPA により日本からフィリピンへの自動車の輸入に関税がかかっていないことに言及した上で、米国からの輸入車には関税がかけられていると指摘した。

また、ソン・キム駐フィリピン米大使（2016 年 11 月就任）が米国側はフィリピンに対して FTA を開放していく準備ができていると言及した。しかし、2020 年 2 月、フィリピン政府は米国との訪問部隊地位協定（VFA）の破棄を米国に通告したため、米国との FTA 交渉への悪影響が懸念されたが、2021 年 11 月には VFA 協定の破棄は撤回され、マルコス新政権以降は、中国との関係に配慮しつつ、防衛協力強化協定（EDCA）に基づく米軍拠点を増やすなど、米国との安全保障協力はむしろ強化されている。他方で、2023 年 4 月 18 日、キャサリン・タイ米国通商代表は、マカティ市で開かれた記者会見の席で、「伝統的な FTA」をフィリピン含めいかなる国とも締結する気はなく、インド太平洋経済枠組み（IPEF）を重視していく姿勢を明らかにした。それと同時に、タイ通商代表はフィリピンに対する米国の一般特惠関税（GSP）制度の再開も支持しているが、消費者だけでなく労働者にも配慮した通商政策をフィリピンに求めている。こうした米国側の主張に理解を示しつつも、パスクアル貿易産業相は引き続き米国との 2 国間 FTA の締結には前向きであるとコメントしている。

フィリピンと韓国の 2 国間 FTA については、2021 年 10 月に韓国との FTA 交渉が妥結したことが公表された後、実際の締結までに数回の延期が繰り返されてきた。しかし、パスクアル貿易産業相は 2023 年中の締結は可能であると述べており、締結に至れば JPEPA に次ぎ 2 番目の 2 国間 FTA となる。また、フィリピンとアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスから構成される EFTA（The European Free Trade Association）との自由貿易協定が 2018 年 6 月より発効している。2018 年 10 月にはフィリピンの国内手続も完了し、運用が開始されている。

さらに、2023 年 6 月 2 日には、日本や ASEAN など計 15 カ国が加盟する地域的な包括的経済連携（RCEP）協定がフィリピン国内で発効した。他の加盟国 10 カ国では 2022 年 1 月に発効済みであるのに対し、フィリピンでは RCEP 協定が国内の農業部門に与えるマイナスの影響が懸念されていたことから、2020 年 11 月の署名から発効に至るまで 2 年以上の期間を要した。RCEP 加盟国の GDP は世界全体の 3 割を占めており、パスクアル貿易産業相はより多くの投資や貿易の機会をもたらすとコメントしている。

次の図表はフィリピンの発効済み FTA 一覧である。日比間で 2 国間 FTA を結んでいるほか、ASEAN としての締結である。包括的な二国間 FTA 締結先は日本のみであるが、ASEAN としては主要な国と FTA を発効しており、貿易に際しては比較検討することが望ましい。

図表 22-6 フィリピンの発効済み FTA の一覧

枠組	対象国・地域	名称	発効年月
フィリピン	日本	日本・フィリピン経済連携協定 (JPEPA)	2008 年 12 月
	地域横断	EFTA・フィリピン自由貿易協定	2018 年 6 月
ASEAN	日本	日本・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)	2008 年 12 月
	アジア・大洋州	ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) (旧: ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 形成のための共通効果特惠関税 (CEPT) 協定)	1993 年 1 月
	アジア・大洋州	中国・ASEAN 自由貿易協定 (ACFTA)	2005 年 7 月
	アジア・大洋州	韓国・ASEAN 自由貿易協定	2007 年 6 月
	アジア・大洋州	香港・ASEAN 自由貿易協定	2019 年 6 月
	アジア・大洋州	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定	2010 年 1 月
	アジア・大洋州	ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定	2010 年 1 月
	アジア・大洋州	地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定	2022 年 1 月
	地域横断	途上国間貿易交渉関連プロトコル (PTN)	1973 年 2 月
	地域横断	途上国間貿易特惠関税制度 (GSTP)	1989 年 4 月

(出所) ジェトロ「世界の FTA データベース」より作成

## 第23章 最近のトピックス

### 1. マルコス新政権発足によるビジネス環境への影響

ドゥテルテ政権時代に承認された長期的なビジョン『AmBisyon Natin 2040』では、2040年までに上位中所得国入りを目指し、国民への「安定した、快適で、安心な」生活の保障かつ貧困問題の解決という目標が掲げられている。かかるビジョンの実現のためドゥテルテ政権時代に開発計画が策定され、その後発足したマルコス新政権によって公表された「フィリピン開発計画 2023-2028」はその第2弾という位置付けになる。

マルコス新政権の開発計画は基本的にドゥテルテ政権時代の政策を踏襲しているが、より昨今のフィリピンを取り巻く環境の変化を考慮し、当該開発計画の第1章に記載されている「経済と社会の変革」では以下の6つの課題に焦点を当てている。

- ① デジタル化の促進
- ② 製造業のサービス化 (serviciication)
- ③ ダイナミックなイノベーション・エコシステムの形成
- ④ 連結性の強化
- ⑤ 中央と地方との連結性強化
- ⑥ 民間との連携

とりわけ①デジタル化の促進と②製造業のサービス化の重要性が強調されており、政府機関のデジタル化を推進することで公共サービスの質向上や行政手続の簡素化を実現すること、製造業のサービス化（製品を製造し販売するという従来のビジネスモデルと異なり、製品とソリューションを統合し、新たな付加価値を提供するビジネスモデル）を自国の産業発展に取り込むことを目標としている。

また、マルコス大統領が就任後に実施した施政方針演説 (SONA) においても言及されたインフラ整備については、ドゥテルテ前政権下の大規模インフラ整備計画「ビルド・ビルド・ビルド」をただ継続するだけでなく、GDPの5~6%をインフラ関連支出に充てながら、既に進んでいる案件も含めてさらに拡大していく意欲が示された。マルコス大統領はこうした方針を「ビルド・ベター・モア」という新しい名称として掲げ、フィリピン開発計画では、運輸インフラの現状の問題点として公共交通機関（バス、鉄道など）の供給不足や交通渋滞、港湾・空港の処理能力不足などが問題点として挙げられている。例えば、「自動車での10kmの移動にかかる平均時間」という指標で各国の都市を比較した場合、フィリピンのマニラ首都圏は世界で2番目に移動時間が長く、道路混雑が著しいと報告されている。実際に、フィリピン現地の日系企業へのヒアリング調査では、渋滞が原因で従業員の通勤時間が長いため、テレワークやシフト制の導入が必要になるなど、労務管理にも影響を与える事態になっていると回答した企業が多かった。物流面においても、2023年版「物流パフォーマンス指数 (LPI)」の「インフラ」項目では、フィリピンは東南アジア主要国の中でインドネシアに次いでスコアが低く、ベトナムと同じ水準という結果が示されている。

このような課題に引き続き対応するため、マルコス新政権は、一般政府歳出と政府開発援助（ODA）のみならず、官民連携（PPP）方式の活用により、インフラ投資のさらなる拡大を目指している。さらに、公共サービス法の改正により、鉄道、高速道路、空港、運送など運輸インフラ分野について外資 100%の出資が可能になったことから、日系企業を含む外国企業の運輸インフラ分野への参入が促進されることが期待されている。

上述のとおり、マルコス政権は基本的にドゥテルテ政権時代に進められた政策を踏襲、あるいは拡大路線を走っており、こうした政策については特段国民からの反対意見は出ていない。一方で、マルコス新政権がはじめて独自色を出した国内初の政府系ファンド「マハリカ・インベストメント・ファンド（MIF）」の設立法案に対しては、汚職の懸念や経済的意義を疑問視する声が多い。同ファンドの規模は 5,000 億ペソに上り、主にインフラ開発事業への投資に活用が予定されているが、法案作成者がマルコス大統領の身内の人物が関与していることや、同様の役割を既に他の政府系金融機関が担っている点で設立の必要性に疑問が生じている。

マルコス新政権発足後も基本的にドゥテルテ政権時代の経済政策を踏襲していることに加え、積極的な外資規制の撤廃、対米関係との関係修復等の施策を取っており、現地に進出する日系企業にとっては現政権によるビジネス環境へのマイナスの影響はないといえる。

## 2. 再生エネルギー分野におけるビジネス機会

2017 年に公表された国連の報告書によれば、フィリピンは世界で 3 番目に気候変動の影響を受けやすい国である。例えば、2022 年 10 月に発生した台風 22 号は、洪水や土砂災害等で死者数が 112 人（同年 11 月 1 日時点）に上った。台風による被害のほかにも、世界平均の 3 倍の速度で水面上昇が進行しており、地域によっては少雨や干ばつが発生することも多い。このような課題に対応するために、2022 年 9 月には 2023 年度の政府予算案の柱となる国家歳出プログラムにおいて、気候変動対策に 4,531 億ペソ（約 1 兆 1,420 億円）を割り当てる案が議会に提出された。以前よりマルコス大統領は気候変動対策への支出を年平均 15%以上増加する意向を示しており、この予算額はマルコス大統領の方針に沿った形で前年度に比べ 56.4%増額されたものである。

とりわけ今後のビジネス機会を考える際に注目すべき事項として、再エネ事業に関する外資規制の完全撤廃が挙げられる。従来は再エネ事業への外資の出資が 40%までと制限されていたが、2019 年にバイオマス発電事業、2020 年に大規模な地熱発電事業について、それぞれ 100%の外資参入を認め、2022 年 11 月には太陽光、風力、水力及び海洋・潮力発電事業における外資の出資制限も同様に撤廃された。

この決定に至った背景としては、2040 年までに再エネ比率を 50%に引き上げるために外国企業の投資を誘致し、設備発電容量を増やしたいという政府の狙いがあるとされている。フィリピンに進出している日系企業の中には、再生可能エネルギー100%利用（太陽光パネルや地熱発電）による経済活動（RE100）を実現する、又は RE100 を検討している企業も存在する。環境問題への取り組みに関心を示すマルコス新政権下では、環境に配慮した経済活動を行えるかどうかも重要な要素の一つとなる。

さらに、2023年4月に洋上風力発電事業の許認可手続簡素化に関する大統領令が発令された。島嶼国としての特徴を有するフィリピンでは洋上風力の活用ポテンシャルが高く、技術的に設置可能な施設の発電容量は1億7,800万キロワットと試算されている。同年6月には具体的な政策が公表されており、許認可機関の手続をオンラインプラットフォーム「エナジー・バーチャル・ワン・ストップ・ショップ (EVOSS)」に統合し、洋上風力開発事業者の作業迅速化や開発コスト削減を進めると同時に、電力料金を抑制することも視野に入れたプランとなっている。フィリピンにおける洋上風力発電事業には既に各国が関心を示しており、例えばデンマーク系のCINMF社がエネルギー省と3カ所の発電事業に関する請負契約が交わされた<sup>27</sup>ほか、日本企業やスペイン企業（いずれも企業名未公表）等による外資100%による参入計画があることも現地報道で明らかになっている。国内勢においても、財閥企業ユチェンコ系列の再生可能エネルギー発電会社ペトログリーン・エナジー (PGEC) が2030年までに国内初の洋上風力発電所（発電容量約400万キロワット）を稼働する見通しを立てている。再エネ事業における外資規制の完全撤廃は、今後日本企業によるフィリピン進出の追い風になると思われる。

### 3. IT-BPM 産業の動向

フィリピンのITビジネス・プロセス・マネージメント (IT-BPM) 産業は、銀行、金融サービス、ヘルスケアなど主要な分野に牽引され、雇用と収益が増加傾向にある。IT-BPM 産業とは、ITを活用した業務委託サービス全般を指し、具体的にはコールセンター、医療情報管理、バックオフィス業務からソフトウェア・サービス、ゲーム開発、アニメーション制作まで多岐に及ぶ。

2020年の新型コロナウイルスの感染拡大直後、劣悪な通信環境や従業員の在宅勤務環境が整っていなかったため、一時生産性は低下した。その後、情報管理体制の整備など在宅での業務実施体制を整えていき、在宅勤務によるサービス提供が可能となった企業も増え、2021年には収益が大きく回復し、以降好調な収益をあげている業界である。IT-BPM 産業の業界団体「フィリピン情報技術・ビジネスプロセス協会 (IBPAP)」によると、2022年の雇用数は157万人であった。IBPAPは、2028年までにフィリピンのIT-BPM 産業が収益590億ドル、正社員250万人を目指すという。

2000年代以降、フィリピン政府はIT-BPM 産業を有望な成長分野と位置付け、IT-BPM 産業に関する投資に関して、PEZA や BOI が税制面でのインセンティブを付与し、積極的にサポートしてきた。フィリピンのIT-BPM 産業の特徴として、フィリピンの豊富な労働供給に依存した労働集約型の分野が中心となっている。具体的には、技術・知識の習熟を必要としないコンタクトセンターにおける音声サービスがIT-BPM 産業全体の5割以上を占めている。主要企業の多くは、外国籍企業、主には米国系企業であることからサービスの輸出先は米国が大半を占めている。

好調な業績をあげている一方で、多くのIT-BPM 企業は、人材とスキルのギャップ、コストプレッシャーに直面しているとの指摘がある。また、グローバルにみると、インド、ポーランド、南米諸国との競争も激化しており、同産業の高度化が課題となっている。この点に関しては、IBPAP としても、国が既存のカリキュラムを見直して、新しい将来に対応したコースを導入し、訓練プログラムを強化することで、スキルを持った人材が供給されると提言している。産業全体で人材のレベルが高まることで、同産業の収益性が大きく高まることが期待できる。

<sup>27</sup> 2022年11月の規制緩和以降、100%外資による初の洋上風力発電事業となる。

**ひとくちメモ 9： フィリピンのスタートアップ・エコシステムの特徴**

「THE GLOBAL STARTUP ECOSYSTEM REPORT 2023」の総合ランキングによると、フィリピンは100カ国中59位、首都のマニラは1,000都市中95位という位置付けである。フィリピンにおけるスタートアップへの投資件数や投資額は近年飛躍的に増加しており、2021年には投資総額10億3,000万ドル（前年比179%増）を記録している。また、スタートアップのイグジットの金額や評価額を基準としたスタートアップ・エコシステムの規模で見ると、マニラは2019年下半期～2021年の21億ドルから2020年下半期～2022年の35億ドルへと着実に成長を遂げている。

フィリピンには約1,500社以上のスタートアップ企業が存在しているが、特にマニラでは活発なスタートアップ・エコシステムが形成されている。そのうち、約65%をフィンテック分野が占めており、220を超えるフィンテック企業が存在するなど、フィンテック分野がフィリピンのスタートアップ投資を牽引していることが分かる。なお、スタートアップの支援機関は主に政府系（QBO Innovation Hub、Technology Business Incubators）と財閥系（KICKSTART、JG DIGITAL EQUITY VENTURES、INTC. 等）で分かれている。

フィリピンにおいて近年フィンテック市場が急成長している背景として、銀行口座の保有率が元来低かったためにデジタル金融が浸透する余地が大きかった点が挙げられる。さらに、新型コロナウイルスの蔓延でフィリピン政府が他国と比較してもかなり厳格なロックダウンを導入したことで、行動制限下でもオンライン上で送金や支払いが可能な電子ウォレットサービス「Gキャッシュ」と「ペイマヤ」が急速に普及した。Gキャッシュは約8,100万人（2023年3月時点）、ペイマヤは4,700万人以上（2022年3月時点）の登録ユーザー数を誇る。なお、約220社存在するフィリピンのフィンテック関連企業をサービス別に見た場合、レンディングが最も多くの割合を占めており、その次にペイメント、電子ウォレット、ブロックチェーン・暗号資産等のサービスが続くような内訳となっている。なお、レンディング事業を行う際には、フィリピン中央銀行の認可を事前に得る必要がある点に留意する必要がある。



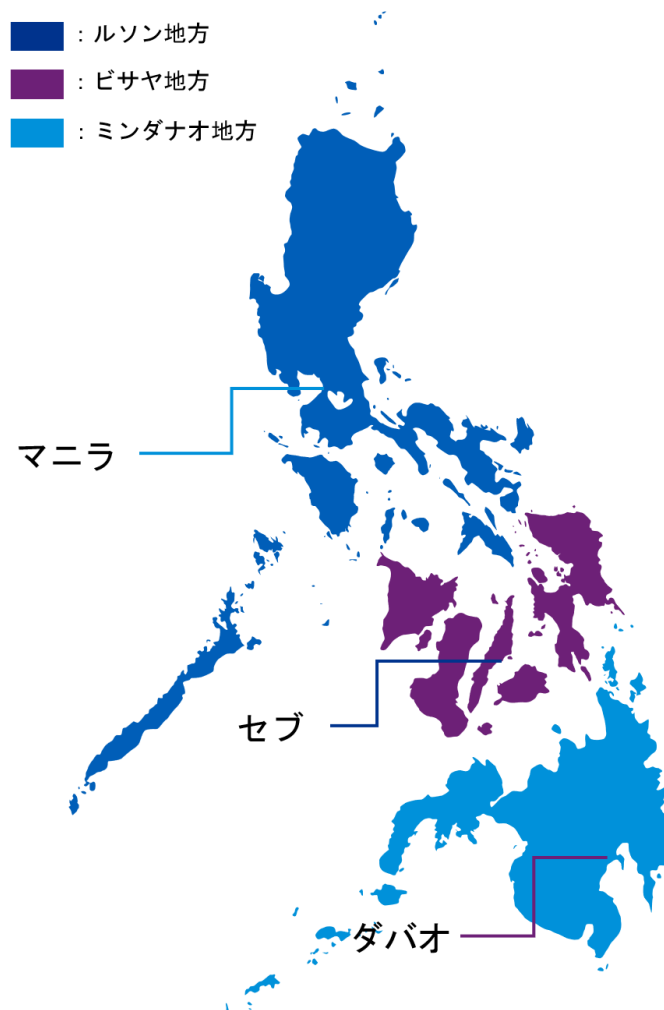
店頭においてある G キャッシュの QR コード

## 第24章 主要な地域の概要

### 1. フィリピンの地域分類

フィリピンの国土面積は約 30 万 km<sup>2</sup> で、日本の約 80% である。7,100 余の島々からなるフィリピン国土は、マニラ首都圏を含むルソン地方、ビサヤ地方（中心都市セブ）、ミンダナオ地方（中心都市ダバオ）という 3 つの地域に大きく分けられている。更に細かく見ると、2023 年 12 月時点で、Region と呼ばれる 14 の行政区、National Capital Region (NCR) 又は Metro Manila と呼ばれるマニラ首都圏、一つの自治区（ムスリム・ミンダナオ自治区）、一つの行政地域（コルディリエラ行政地域）という、17 の地域に分けられ、これらの行政管区の下には 82 の Province（州）がある。

図表 24-1 フィリピンの 3 地方



図表 24-2 フィリピンの 3 地方、17 地域と 82 の州

地方	地域 (Region)	州 (Province)	地方	地域 (Region)	州 (Province)		
ルソン	NCR	NCR	ビサヤ	VI-西部ビサヤ	ア克蘭		
	CAR-コルディエラ	アヤバオ			カピス		
		カリंगा			イロイロ		
		アブラ			アンティケ		
		マウンテン・プロビンス			ギマラス		
		イフガオ			ネグロス・オクシデンタル		
		ベンゲット		ネグロス・オリエンタル			
	I-イロコス	イロコス・ノルテ		セブ	VII-中部ビサヤ	ボホール	
		イロコス・スル		シキホール			
		ラ・ウニオン		ビリラン			
		パンガシナン		北サマール			
	II-カガヤン・バレー	バタネス		カガヤン	VIII-東部ビサヤ	東サマール	
		カガヤン		イザベラ		西サマール	
		イザベラ		キリノ		レイテ	
		キリノ	ヌエバ・ビスカヤ	南レイテ			
		III-中部ルソン	アウロラ	アウロラ		IX-サンボアンガ半島	サンボアンガ・デル・ノルテ
			ヌエバエシハ	ヌエバエシハ			サンボアンガ・デル・スル
	タルラク		タルラク	サンボアンガ・シブガイ			
	サンバレス		サンバレス	ミサミス・オリエンタル			
	バタアン		バタアン	ミサミス・オクシデンタル			
	パンパンガ		パンパンガ	カミギン			
	IV-A カラバルソン	ブラカン	ブラカン	X-北部ミンダナオ	ラナオ・デル・ノルテ		
		リサール	リサール		ブキドノン		
		カビテ	カビテ		コンボステラ・バレー		
		バタンガス	バタンガス		ダバオ・オリエンタル		
		ラグナ	ラグナ		ダバオ・デル・ノルテ		
		ケソン	ケソン		ダバオ・デル・スル		
	IV-B ミマロバ	マリンドゥケ	マリンドゥケ	XI-ダバオ	ダバオ・オクシデンタル		
オリエンタル・ミンドロ		オリエンタル・ミンドロ	南コタバト				
オクシデンタル・ミンドロ		オクシデンタル・ミンドロ	北コタバト				
ロンブロン		ロンブロン	スルタン・クダラット				
パラワン		パラワン	サラングニ				
V-ビコール		カマリネス・ノルテ	カマリネス・ノルテ		XIII-カラガ	アグサン・デル・ノルテ	
	カマリネス・スル	カマリネス・スル	アグサン・デル・スル				
	アルバイ	アルバイ	スリガオ・デル・ノルテ				
	ソルソゴン	ソルソゴン	スリガオ・デル・スル				
	カタンドゥアネス	カタンドゥアネス	ディナガット・アイランズ				
	マスバテ	マスバテ	バシラン				
ミンダナオ					ラナオ・デル・スル		
					ムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM)	マギダナオ・デル・ノルテ	
					マギダナオ・デル・スル		
					スールー		
					タウイタウイ		

(出所) PSA データより作成



## 2. 地域別の経済状況

ルソン地方最大の都市であるマニラ首都圏（National Capital Region）は、フィリピン最大の経済圏であり、2022年の国家全体のGDPに占める割合は31.3%であった。マニラ首都圏に次ぐ経済圏のGDP構成比を見ると、数多くの工業団地が集中するリサール州、カビテ州、バタンガス州、ラグナ州、ケソン州からなるカラバルソン地方が14.3%、クラーク（パンパンガ州）やスービック（サンバレス州）などの主要な経済特区を含む中部ルソン地域が10.7%、フィリピン第2の都市であり、やはり多くの輸出型製造業や大規模な小売店の進出も多いセブ都市圏を含む中部ビサヤ地方が6.4%となっている。

ミンダナオ最大の都市ダバオを含む地域のGDP構成比は5.0%だが、その他のミンダナオ各地域は経済開発の遅れが目立つ。イスラム教徒が多く住むミンダナオ南西部の州を中心とするムスリム・ミンダナオ自治区（ARMM）のGDP構成比は1.5%、同じくミンダナオの北東部にあるカラガ（CARAGA）地方は同1.7%であり、フィリピンの約24%の人口が居住しているミンダナオであるが、GDP構成比は全体の18%程度にとどまる。

図表 24-3 地域毎のGDP及び成長率

地域	2022年 名目GDP		2021-2022年 実質GDP 成長率（%）
	金額（億ペソ）	構成比（%）	
フィリピン全国	220,245	100.0	13.5
NCR マニラ首都圏	68,889	31.3	11.9
CAR コルディリエラ地方	3,659	1.7	13.0
I イロコス地方	7,294	3.3	13.3
II カガヤン・バレー地方	4,557	2.1	13.9
III 中部ルソン地方	23,672	10.7	14.8
IVA カラバルソン地方	31,408	14.3	12.7
IVB ミナロバ地方	4,530	2.1	18.4
V ビコール地方	6,457	2.9	14.4
VI 西部ビサヤ地方	11,339	5.1	21.0
VII 中部ビサヤ地方	14,062	6.4	13.6
VIII 東部ビサヤ地方	5,129	2.3	13.9
IX サンボアンガ半島	4,902	2.2	14.5
X 北部ミンダナオ地方	10,706	4.9	12.8
XI ダバオ地方	10,957	5.0	13.3
XII ソクサージェン地方	5,642	2.6	12.0
XIII カラガ地方	3,767	1.7	13.5
ARMM ムスリム・ミンダナオ自治区	3,267	1.5	14.8

（注） 2023年4月時点の物価で算出。2022年時点の地域分類にて集計。

（出所）PSA データより作成

### 3. 地域別の人口と所得水準

2020 年における地域別の人口データによると、最も人口が多いのは工業団地集積地でもあるカラバルソン地方で、フィリピン全体の 14.9%の人口が同地域に居住している。次いで多いのがマニラ首都圏で人口の 12.4%が集中し、3 番目に中部ルソン地方の 11.4%、4 番目に中部ビサヤ地方 7.4%、5 番目に西部ビサヤ地方の 7.3%と続いている。一人あたりの名目 GDP を見ると、地域格差が非常に大きく、最大のマニラ首都圏（48 万 7,933 ペソ）と最小のムスリム・ミンダナオ自治区（6 万 6,423 ペソ）では、7 倍以上もの開きがある。

図表 24-4 地域毎の人口及び一人あたり GDP

地方	地域	2020 年人口		2022 年一人あたり名目 GDP (ペソ)
		人数 (千人)	構成比 (%)	
フィリピン全国	フィリピン全国	109,035	100.0	197,401
ルソン地方	NCR マニラ首都圏	13,484	12.4	487,933
	CAR コルディリエラ地方	1,797	1.6	199,224
	I イロコス地方	5,301	4.9	136,270
	II カガヤン・バレー地方	3,685	3.4	122,264
	III 中部ルソン地方	12,422	11.4	186,304
	IVA カラバルソン地方	16,195	14.9	188,581
	IVB ミナロパ地方	3,228	3.0	139,486
ビサヤ地方	V ビコール地方	6,082	5.6	103,340
	VI 西部ビサヤ地方	7,954	7.3	141,158
	VII 中部ビサヤ地方	8,081	7.4	172,611
ミンダナオ地方	VIII 東部ビサヤ地方	4,547	4.2	105,424
	IX サンボアング半島	3,875	3.6	127,855
	X 北部ミンダナオ地方	5,022	4.6	208,753
	XI ダバオ地方	5,243	4.8	200,955
	XII ソクサージェン地方	4,901	4.5	125,727
	XIII カラガ地方	2,804	2.6	134,060
	ARMM ムスリム・ミンダナオ自治区	4,404	4.0	66,423

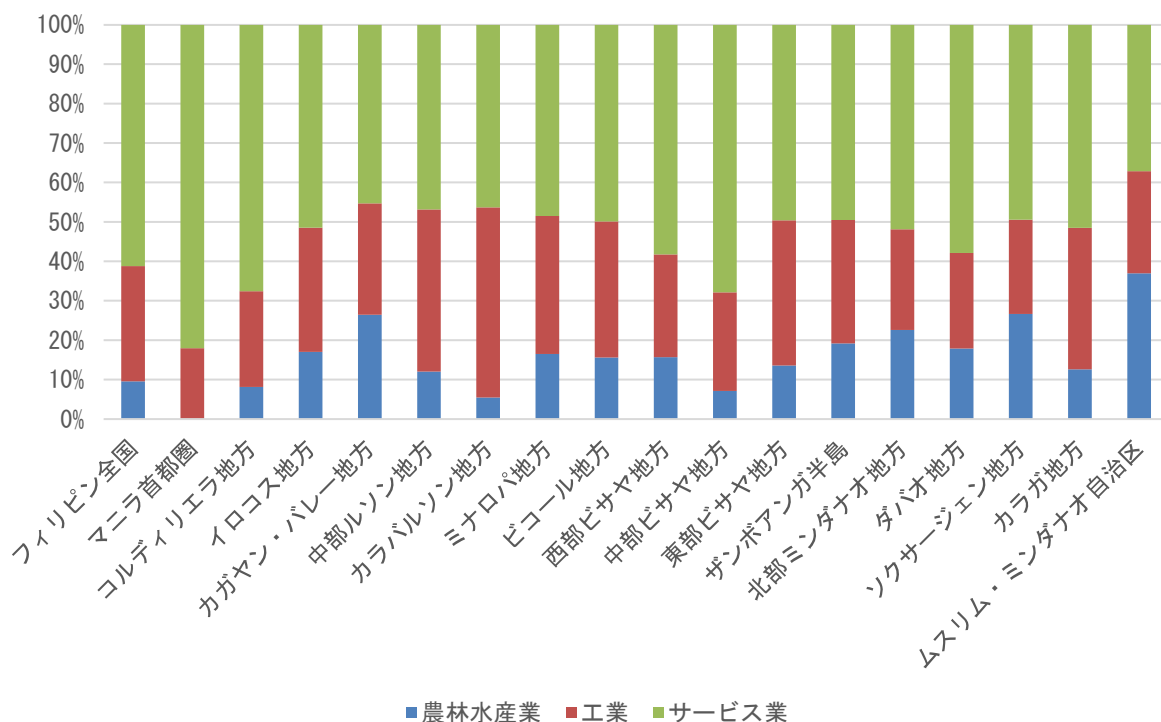
(注) 2022 年時点の地域分類にて集計。

(出所) PSA データより作成

### 4. 各地方の産業別 GDP 構成

フィリピン全体の産業別 GDP 構成は、サービス業が 61%、工業が 29%、農林水産業が 10%であり、サービス業が最大の産業となっている。地域別に見ても、17 地域中 16 地域においてサービス産業が最も多くの割合を占めている。マニラ首都圏におけるサービス業は、同地域 GDP の 82%を占めており、首都圏の経済はサービス業に極度に依存していることが窺える。全地域の中で工業の割合が最も高いのは大規模な工業団地が集積しているカラバルソンで、地域 GDP の 48%が工業生産となっている。フィリピンで最も貧しい地域であるムスリム・ミンダナオ自治区は、GDP に占める農業の割合が 37%とフィリピン最大であるが、農業生産高は国内総額の 5.7%程度と小規模である。

図表 24-5 各地域の産業別 GDP 構成比



(出所) PSA データより作成

工業生産高はカラバルソン地方が国内最大で 1 兆 5,145 億ペソとなっており、次いでマニラ首都圏の 1 兆 2,372 億ペソ、中部ルソンの 9,735 億ペソ、中部ビサヤの 3,514 億ペソが続いている。農林水産業の生産高は、中部ルソン地域が最大で 2,844 億ペソ、続いて北部ミンダナオの 2,417 億ペソ、ダバオの 1,956 億ペソ、西ビサヤの 1,775 億ペソ、カラバルソンの 1,710 億ペソと続いている。サービス業の生産高は全国の約 42%を占める 5 兆 6,511 億ペソがマニラ首都圏に集中しており、2 番目のカラバルソン地域は全国の 11%程度となる 1 兆 4,551 億ペソである。

図表 24-6 地方別、産業別 GDP 内訳 (金額)

地方	地域	2022年各地域のGDPと産業別内訳 (10億ペソ)			
		GDP (名目)	農林水産業	工業	サービス業
フィリピン全国		22,024	2,103	6,436	13,484
ルソン地方	マニラ首都圏	6,888	0.56	1,237	5,651
	CAR-コルディリエラ	365	29	88	247
	I-イロコス	729	124	229	375
	II-カガヤン・バレー	455	120	128	206
	III-中部ルソン	2,367	284	973	1,109
	IV-A カラバルソン	3,140	171	1,514	1,455
	IV-B ミマロパ	453	74	158	219
	V-ビコール	645	100	222	322

地方	地域	2022年各地域のGDPと産業別内訳（10億ペソ）			
		GDP （名目）	農林 水産業	工業	サービス業
ビサヤ地方	VI-西ビサヤ	1,133	177	295	660
	VII-中部ビサヤ	1,406	100	351	954
	VIII-東ビサヤ	512	69	188	254
ミンダナオ 地方	IX-サンボアンガ半島	490	93	153	242
	X-北部ミンダナオ	1,070	241	273	555
	XI-ダバオ	1,095	195	265	634
	XII-ソクサージェン	564	150	134	279
	XIII-カラガ	376	47	135	194
	ARMM- ムスリム・ミンダナオ自治区	326	120	84	121

（注） 各地方最大の産業セクターに緑色の網掛けをしてある。2022年時点の地域分類にて集計。

（出所） PSA データより作成

図表 24-7 地方別、産業別 GDP 構成（割合）

地方	地域	2022年各地域のGDPの全国シェアと産業別構成（%）			
		GDP 全国シェア （%）	農林 水産業	工業	サービス業
フィリピン全国		100.0%	9.5%	29.2%	61.2%
ルソン地方	マニラ首都圏	31.3%	0.0%	18.0%	82.0%
	CAR-コルディリエラ	1.7%	8.1%	24.3%	67.6%
	I-イロコス	3.3%	17.0%	31.5%	51.5%
	II-カガヤン・バレー	2.1%	26.5%	28.2%	45.3%
	III-中部ルソン	10.7%	12.0%	41.1%	46.9%
	IV-A カラバルソン	14.3%	5.4%	48.2%	46.3%
	IV-B ミマロパ	2.1%	16.5%	35.0%	48.5%
	V-ビコール	2.9%	15.6%	34.5%	49.9%
ビサヤ地方	VI-西ビサヤ	5.1%	15.7%	26.1%	58.3%
	VII-中部ビサヤ	6.4%	7.1%	25.0%	67.9%
	VIII-東ビサヤ	2.3%	13.6%	36.8%	49.6%
ミンダナオ 地方	IX-サンボアンガ半島	2.2%	19.2%	31.3%	49.5%
	X-北部ミンダナオ	4.9%	22.6%	25.5%	51.9%
	XI-ダバオ	5.0%	17.9%	24.2%	57.9%
	XII-ソクサージェン	2.6%	26.7%	23.9%	49.5%
	XIII-カラガ	1.7%	12.6%	35.9%	51.5%
	ARMM- ムスリム・ミンダナオ自治区	1.5%	37.0%	25.9%	37.1%

（注） 各地方最大の産業セクターに緑色の網掛けをしてある。2022年時点の地域分類にて集計。

（出所） PSA データより作成

## 5. 近年の地域別投資動向

PEZA に登録している日系企業（日本企業の資本が入っている企業）は 2023 年 12 月時点において 1,017 社となっている。業種別に見ると、輸出関連企業が 583 社と最も多く、IT 関連企業が 183 社、物流サービス関連企業が 172 社となっている。ロケーション別に見ると、ラグナ・テクノパーク経済特区が 150 社と最も多く、次いでカビテ経済特区の 119 社となっている。

## 6. 主要な工業団地の所在する地方の賃金水準

フィリピンに進出している日本企業の多くが、マニラ首都圏の商業地区、マニラ首都圏近郊のカラバルソン地域や中部ルソン地域の工業団地、マニラ首都圏に次ぐ大都市圏であるセブ州の工業団地などに立地している。これらの地域の賃金水準の目安として、2023 年 7 月時点での非農業部門の日額最低賃金を次の図表に示す。

ただし、地域ごとにカテゴリーの分類体系や最低賃金体系が大きく異なる点に留意が必要である。なお、国家賃金生産性委員会（NWPC）のホームページ（<http://www.nwpc.dole.gov.ph/>）から対象地域の対象業種、業態毎に具体的な最低賃金を調べることが可能である。

図表 24-8 日系企業が多い主要地域の非農業部門最低賃金

主要地域	最低賃金 (ペソ/日)	地域概要
NCR マニラ首都圏	573~610	フィリピン経済の中心地で、600 社程度の日系企業が進出。金融機関、商社、通信サービス、ソフトウェア開発その他 IT サービス、BPO サービス、設計（CAD/CAM）業務、飲食店その他小売業、不動産、ホテル等。
III 中部ルソン	344~460	マニラ首都圏の北側に位置し、スービックやクラークなどの工業団地は中部ルソン地域に含まれる。北ルソン高速道路（NLEX）の整備により、マニラ首都圏からの移動時間はクラークが 2 時間程度、スービックが 3 時間程度とアクセスが便利になった（ただし、首都圏内の混み具合によってかなり左右される）。
IV-A カラバルソン	350~470	マニラ首都圏の南側に位置し、ラグナ・テクノパーク経済特区やカビテ経済特区など、日系企業の入居が多い工業団地が最も集中している地域。
VII 中部ビサヤ	382~435	マニラ首都圏に次いでフィリピン第 2 の経済圏であるセブ都市圏には、Mactan Economic Zone (MEZ)のほか、Asiatown IT Park、Cebu Business Park 等に多くの日本企業が進出している。セブにも日本人商工会議所があり、100 社程度の会員がいる。
XI ダバオ	428~443	ダバオを含むミンダナオでは農業が盛んであり、バナナプランテーションが行われている。近年は、コールセンター等の BPO 企業の進出も始まっている。ダバオは比較的台風被害が少なく、雨季と乾季の区別もなく、1 年を通して変化の少ない予測し易い天候であることは、農業にとって利点である。

(注) 数値は 2023 年 7 月時点。2022 年時点の地域分類にて集計。

(出所) NWPC、その他各種資料より作成

## 第25章 地域編①：ルソン地方

### 1. 地域概要

#### ①ルソン地方の概要

ルソン地方は、フィリピン北部のルソン島を中心とする地方で、マニラ首都圏を含んでおり、ビサヤ地方、ミンダナオ地方と比して、様々な面で突出している地域である。ルソン地方は、マニラ首都圏、コルディリエラ行政地域、イコロス地方、カガヤン・バレー地方、中部ルソン地方、カラバルソン地方、ミマロバ地方、ビコール地方に分けられるが、政治経済の中心地であるマニラ首都圏と工業地帯であるカラバルソン地方が日系企業にとって一般的に重要な地域となっている。このほか、中部ルソン地方もスービック経済特別区、クラーク経済特別区が所在する関係で、日系企業に馴染みのある地域となっている。

ルソン地方の人口は 6,000 万人を超え、フィリピン全体の約 57% を占めており、なかでもマニラ首都圏は、1,348 万人で約 12% を占める。マニラ首都圏は、政治、行政、司法の機能が集中しているほか、経済・金融の中心地でもある。2022 年の名目 GDP は 68,889 億ペソで、国全体の約 31% を占めている。

#### ②工業団地・日系企業進出動向

多くの日系企業はマニラ首都圏に拠点を設置している。製造機能のない日系企業拠点は、マニラ首都圏の中でも、マカティ市とボニファシオ・グローバルシティ（BGC）に集中している。マカティ市とボニファシオ・グローバルシティ（BGC）は、外国人向けの居住コンドミニアムや商業施設も多く商業の中心地であり、日系の金融機関や商社を始め、メーカーの販売会社など、幅広い企業の拠点がある。一方で、製造機能を有する日系企業の拠点は、マニラ首都圏以南に集中している。その中でもカラバルソン地方に大部分の日系企業の製造拠点があり、カラバルソン地方の中でも、PEZA 工業団地の立地の関係で、カビテ州、ラグナ州、バタンガス州に集中している。日系企業以外も含め、数多くの製造拠点が集積した結果、カラバルソン地方の GDP（工業）は 1 兆 5,145 億ペソであり、マニラ首都圏の約 1 兆 2,372 億ペソを大きく超え国内で最大となっている。

図表 25-1 ルソン地方の地図



### ③インフラ・物流

#### 【移動手段】

主な公共の移動手段として、ジープニー、タクシー、バス、トライシクルがあり、マニラ首都圏については、LRT、MRT、PNR といった電車が利用できる。日本人などの外国人にとって、これらの移動手段のうちタクシー以外の移動手段は安全上などの理由から、通常利用が想定されていない。また、タクシーについても一般に利用は推奨されていない。日本人については、運転手付きの自家用車での移動が一般的である。

上記の公共の移動手段のうち、特徴的なものは、ジープニーとトライシクルである。ジープニーとは、フィリピンの象徴とも言える乗りものであり、米国統治時代に使用された古いジープを改良した、相乗りの小型バスである。ジープニーは小回りが効くことから比較的どこでも乗り降りができ、値段も安いと一般庶民に広く普及している。トライシクルは、サイドカー付きのバイクで、乗客はサイドカーに乗って移動するタクシーである。

**【港湾・空港】**

フィリピンでの物流インフラは、空輸・海運・トラック輸送に分けられる。数多くの島を有するフィリピンでは、海運による輸送が重要となっているが、ルソン島内での他地域への輸送は、トラックでの輸送が主力となっている。

国内で最も利用されている港湾は、マニラ港である。マニラ港は、マニラ国際コンテナターミナル、マニラ南港、マニラ北港に分かれている。マニラ国際コンテナターミナルとマニラ南港が国際輸送として、マニラ北港が国内輸送として利用されている<sup>28</sup>。

例えば、フィリピン国外から資材等を輸入し、カラバルソン地方の工業団地へ輸送するような典型的なケースを説明すると、まず荷物は、マニラ国際コンテナターミナルへ到着する。その後、トラックに積替えて陸路で運ばれる。マニラ首都圏から南方のカラバルソン地方へは、南ルソン高速道路(South Luzon Expressway、通称「SLEX」)やカラバルソン高速道路(Calabarzon Expressway)を利用する。主要な工業団地は、高速道路の沿線に所在するため、これらが最も一般的なルートとなる。この点、2014年に起きたマニラ首都圏におけるトラック走行規制の影響から、カラバルソン地方の中でもバタンガス州等南部に位置する工業団地へは、バタンガス港を利用した海上輸送も利用されはじめたが、現状では、依然としてマニラ港から陸路での輸送が主流となっている。

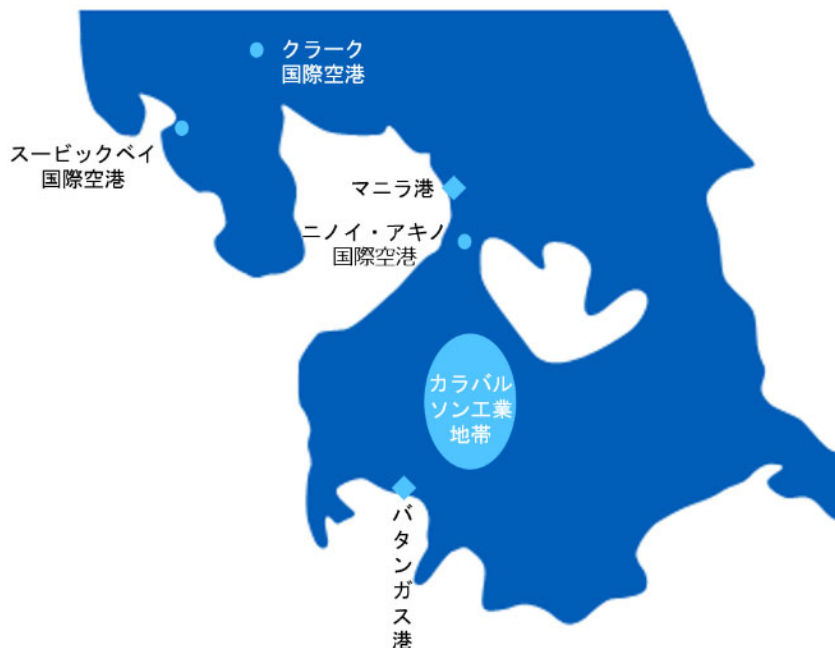
次に空港について、フィリピンで最も利用されているのは、マニラ首都圏に所在するニノイ・アキノ国際空港である。ニノイ・アキノ国際空港は、物流、人の移動ともにフィリピンの玄関口となる代表的な空港として位置付けられている。東京からニノイ・アキノ国際空港までは、概ね4時間半程度で、東京以外にも、大阪、名古屋などの各都市から就航している。このほか、ルソン島には、スービック経済特別区に隣接するスービック・ベイ国際空港、クラーク経済特別区に隣接するクラーク国際空港がある。

これら既存の国際空港に加え、新たにビコール国際空港(南ルソン国際空港)が2021年10月に開港した。ルソン島の中でもカラバルソン地方から更に南のビコール地方は、相対的に開発が遅れており、新空港は、この地域への投資や観光を呼びこむ突破口として期待されている。また、ルソン島北部の玄関口となるべく、北カガヤン国際空港の建設が進められ、2018年3月末より国際線の就航が開始された。更に新マニラ国際空港の建設が計画されており、整地作業の大半が2024年末までに完了する予定で、2025年初めにはターミナルや滑走路などの工事に着手できるとの見通しが立っている。

<sup>28</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/6568c95466f2a9bb/honbun.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/6568c95466f2a9bb/honbun.pdf)



図表 25-2 港湾・空港の地図



#### 【電力】

電力は安定してきているものの、マニラ首都圏を含め、ある程度停電が発生することがある。そのため、オフィスや住居を選ぶ際は、停電時に自家発電ができるジェネレーターを持った物件であるか確認をすることが重要である。工業団地内についても、停電が報告されている。電子機器製造など、停電によるラインの停止が製品に重大な影響を及ぼすような場合、バックアップの電源（自家発電設備）を含め、個別の電力事情に留意が必要である。

#### 【通信】

フィリピンでは、PLDT 社（Philippine Long Distance Telephone Company）とグローブ社（Globe Telecom, Inc.）が代表的な通信事業者であり、主に両社がプロバイダーの役割を担っている。また、携帯電話についても、この両者が占めている。PLDT は子会社を通じ SMART のブランドで、グローブは、Globe のブランドで携帯電話事業を運営している。このほかの事業者として SUN があり特に地元では人気があるものの、SMART や Globe ほど普及していない。そのため、日本人が携帯電話の契約を行う場合、通常は SMART か Globe のどちらかを選択するのが一般的である。既に一部の地域では、第 5 世代（5G）無線通信規格の商用サービスが始まっている。

#### 【不動産】

フィリピンの不動産価格は年々上昇しており、これに伴い、賃料も上昇傾向にある。特にマニラ首都圏のうち、マカティ市やボニファシオ・グローバルシティ（BGC）は人気が高く高騰している。またマニラ湾周辺についても近年開発が急速に進んでおり、上昇が見られる。

**【水】**

ルソン地方では、一部地域を除き各家庭で水道を利用することができる。しかしながら、飲料水としては適切ではなく、フィリピン人でも水道からの水を飲むことは避けている。生活用水として用いることには問題ない。

**④労働事情****【人材】**

日系企業へのインタビューによると、マネージャークラス（管理職）、マネジメントクラス（経営幹部層）を中心に近年、人材が不足しているものの、ワーカークラス（工場労働者）については、人材の供給が豊富にあり、安定した人材確保が行われている状況である。

フィリピンでは公立大学と私立大学を合わせて 2,000 校以上の大学がある。そのうち、マニラ首都圏とカラバルソン地方だけで 600 以上の大学が所在し、フィリピン全土のうちの約 3 割を占めている<sup>29</sup>。この 2 つの地域から多くの人材が輩出されているものの、優秀な人材は海外へ職を求める傾向もあり、国内の高等人材には不足感がある。

**【賃金】**

マニラ首都圏の商業地区、首都圏近郊のカラバルソン地域や中部ルソン地域の工業団地及びその他の日系企業の進出が目立つ地域の最低賃金は次の図のとおりである。これらの地域の賃金水準の目安として、2023 年 7 月時点での、非農業部門の日額最低賃金を示している。次図から読み取れるように、マニラ首都圏の最低賃金は突出して高くなっている。この点、次図賃金水準はあくまでも最低賃金を示すものであり、マネージャークラス、マネジメントクラス、専門職は、より高い水準の賃金が必要となる。これらの職種の給与水準は、同種人材を日本で雇用する水準よりもまだ低いものの年々上昇傾向にあり、差は埋まりつつある。

<sup>29</sup> 国際協力機構 ([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12233011.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12233011.pdf))

図表 25-3 日系企業が多い主要地域の非農業部門最低賃金（第 24 章より再掲）

主要地域	最低賃金 (ペソ/日)	地域概要
NCR マニラ首都圏	573~610	フィリピン経済の中心地で、600 社近い日系企業が進出。金融機関、商社、通信サービス、ソフトウェア開発その他 IT サービス、BPO サービス、設計 (CAD/CAM) 業務、飲食店その他小売業、不動産、ホテル等。工業団地は少ないが、PEZA 認定 IT ビルや IT パークが多い。
III 中部ルソン	344~460	マニラ首都圏の北側に位置し、スービックやクラークなどの工業団地は中部ルソン地域に含まれる。北ルソン高速道路 (NLEX) の整備により、マニラ首都圏からの移動時間はクラークが 2 時間程度、スービックが 3 時間程度とアクセスが便利になった（ただし、首都圏内の込み具合によってかなり左右される）。
IV-A カラバルソン	382~470	マニラ首都圏の南側に位置し、Cavite Economic Zone (CEZ)、First Cavite Industrial Estate、Gateway Business Park、First Philippines Industrial Park (FPIP)、Lima Technology Center、Laguna Technopark、Carmelray Industrial Park (CIP) 12、Light Industry & Science Park (LISP) 12、Laguna International Industrial Park など、日系企業の入居が多い工業団地が最も集中している地域。
VII 中部ビサヤ	382~435	マニラ首都圏に次いでフィリピン第 2 の経済圏であるセブ都市圏には、Mactan Economic Zone (MEZ) のほか、Asiatown IT Park、Cebu Business Park 等に多くの日本企業が進出している。セブにも日本人商工会議所があり、100 社程度の会員がいる。
XI ダバオ	428~443	ミンダナオ南部、ダバオ地域の中心都市ダバオ市はミンダナオ地方最大の都市で、20 世紀初頭日本人がマニラ麻栽培農園経営のために移住したことから、現在でも多くの日系人が住んでいる。ダバオ港は木材の積出港で、また近郊では大規模なバナナプランテーションが行われており、バナナの加工品の輸出でも知られる。近年は、コールセンター等の BPO 企業の進出も始まっている。ダバオは台風被害が少なく、雨季/乾季の区別もなく、1 年を通して変化の少ない予測し易い天候であることは、農業にとって利点である。

(注) 2023 年 7 月時点

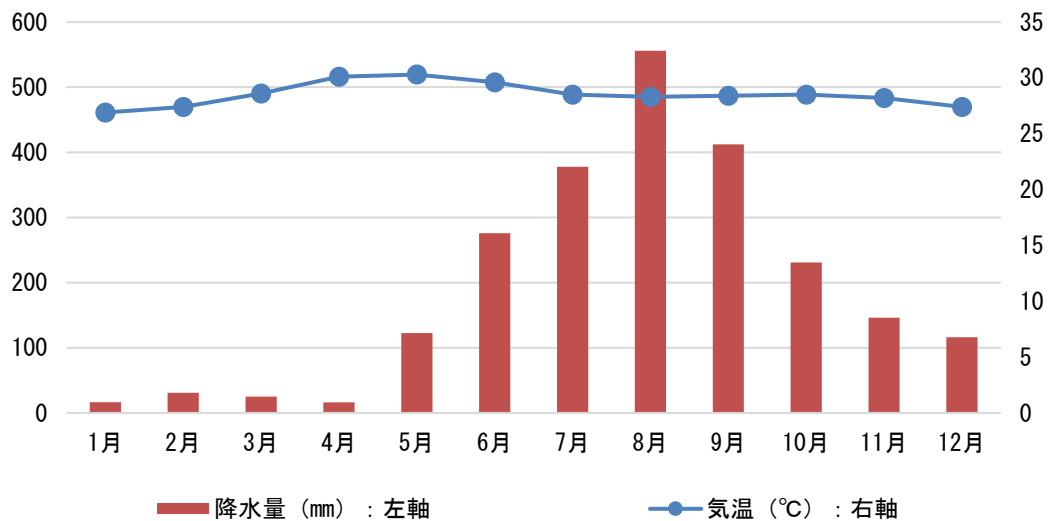
(出所) NWPC、その他各種資料より作成

## ⑤生活環境

### 【気候】

ルソン島は、フィリピンの他地域と同様に、高温多湿な熱帯性気候である。年間を通じて、平均気温は 25℃以上、最高気温は 30℃を超える常夏である。明確な四季はないものの、6 月ごろから 10 月ごろにかけて、降水量が多い雨季となる。工場等設備の建設を計画する場合、雨季は工期の遅延が発生しやすいため注意が必要である。

図表 25-4 マニラの雨温図



(出所) 気象庁のデータより作成

#### 【教育】

マニラ首都圏に在フィリピン日本国大使館付属マニラ日本人学校がある。日本人学校とは、日本の国外で日本人の子女が日本国内の小・中学校と同等の教育を受けることができる機関で、文部科学大臣が認定した学校である。フィリピンでの日本人学校はマニラ日本人学校のみである。マニラ日本人学校は、プリティッシュスクールやコリアンスクールと同様に、ボニファシオ・グローバルシティ (BGC) に所在している。ボニファシオ・グローバルシティ (BGC) は、外国人の住居や外資系企業が多く集まり、また大型のショッピングセンターがある商業地区で、治安も比較的良く、通学に便利な場所である。なお、マニラ日本人学校にはスクールバスがあり、バスでの通学も可能である。

#### 【医療】

マニラ首都圏のマカティ市にマニラ日本人会診療所があり、日本人医師の診察を受けることができる。マニラ日本人会診療所では、健康診断も行っており、日本人駐在員や家族向けの健康診断で利用することも多い。日本の国民健康保険や組合健康保険に加入している者が受診する場合、一旦、窓口で全額負担を行った上で、保険適用の部分について日本で還付請求を行うこととなる。また、一般的に日本人駐在員は、本社側で長期海外旅行保険等の加入が手配されている。日系保険会社の多くの契約は、マニラ日本人会診療所ではキャッシュレスで受診可能となっており利便性も高い。

マニラ日本人会診療所では入院や手術の設備はないため、そのような処置が必要な場合、他の病院へ行く必要がある。入院や手術の設備を持っており、マニラ首都圏で比較的日本人にも利用される医療機関として、マカティメディカルセンター (Makati Medical Center) とセントリュークスメディカルセンター (St. Luke's Medical Center) などがある。

### 【治安】

エリアにより実際の治安状況は異なる。フィリピンでは、銃器の保有が認められていることから、銃器を使用した強盗等の犯罪にも十分に注意する必要がある。治安の観点からルソン地方で、外国人が自由に行動できる地域は限られている。具体的には、マニラ首都圏のマカティ市やボニファシオ・グローバルシティ（BGC）など非常に限定されている点に留意が必要である。

### 【住居】

マニラ首都圏やカラバルソン地方の工業団地に勤務する日本人の多くは、治安の関係からマニラ首都圏のマカティ市とボニファシオ・グローバルシティ（BGC）の集合住宅（コンドミニアム）に入居することが主流である。カラバルソン地方の工業団地に勤務する日本人の中には、アラバンなど、職場により近いこれらの地域に住む場合もある。中部ルソンのスービック経済特別区やクラーク経済特別区に勤務する場合、渋滞等の影響もあり、マニラ首都圏からの通勤は困難であるため、経済特別区の近くに住むことが一般的である。

### 【日本食】

マカティ市、ボニファシオ・グローバルシティ（BGC）等の日本人の多いエリアには居酒屋、ラーメン屋、すし屋、会席料理等の日本食レストランに加えて、日本食品専門店も複数あり、調味料、インスタント食品、調理器具だけでなく、野菜や魚の入手も可能である。

### 【金融】

邦銀では、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行の支店がマニラに所在し、フルバンキングのサービスを提供している。ルソン島のその他の地域についても、マニラ支店の範囲となっており、マニラからサービスが提供される状況である。ローカル銀行についても、日本人担当者によるサービスが提供されている。メトロバンク、BDOユニバンクなどがジャパンデスクを設置し、日本語のウェブサイトが用意されている。

## 2. 主要工業団地

カラバルソン地方は多くの工業団地が所在するが、その中でも日系企業が関与している工業団地や日本人販売担当者がある工業団地は以下のとおりである。工業団地の質は玉石混交であるが、これらの工業団地は、日系企業の関与もあり、道路、水道、電力、通信インフラが整っており、ルソン地方での進出先として適していると考えられる。具体的な選定に際しては、納品先の所在地、土地の購入価格や賃料等の水準を勘案する必要がある。

図表 25-5 ルソン地方の主要工業団地

No.	工業団地名	エリア
1	ラグナ・テクノパーク	カラバルソン地方
2	カビテ・テクノパーク	カラバルソン地方
3	ライトインダストリー&サイエンスパークⅢ	カラバルソン地方

No.	工業団地名	エリア
4	ライトインダストリー&サイエンスパークⅣ	カラバルソン地方
5	ファースト・フィリピン・インダストリアルパーク	カラバルソン地方
6	ファースト・インダストリアル・タウンシップ	カラバルソン地方
7	リマ・テクノロジー・センター	カラバルソン地方
8	クラーク経済特別区	中部ルソン
9	スービック・テクノパーク	中部ルソン

(出所) 各工業団地資料より作成

なお、フィリピンの外資規制上、外国人による土地所有が禁止されており、法人で土地を所有する場合においても、土地を所有する法人の外国出資比率は40%までとされる。そのため、工業団地の入居に際しては、リース契約により土地を利用するか、製造会社とは別に土地保有会社を設立して60%以上の株式をフィリピン人に所有してもらい、土地保有会社が工場用地を取得した上で、土地保有会社から製造会社へリースを行い、土地を利用するケースが多い。

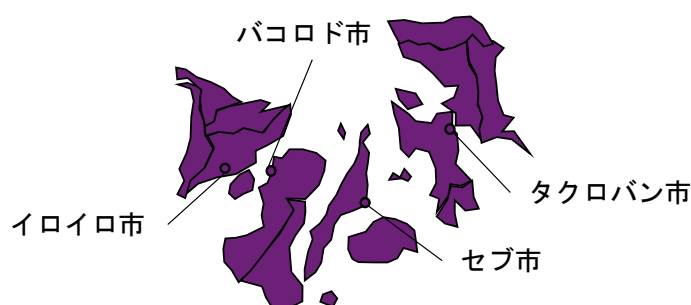
## 第26章 地域編②：ビサヤ地方（セブ）

### 1. 地域概要

#### ①ビサヤ地方（セブ）概要

ビサヤ地域は、7つの大きな島と数百もの小さな島々からなる。フィリピンでの行政区分として、西部ビサヤ、中部ビサヤ、東部ビサヤから構成されている地域である。位置としてはマニラがあるルソン島の南東、ダバオがあるミンダナオ島の北部に位置している。その中でも中部ビサヤに位置するセブ島及びマクタン島が商業の中心地となっている。西部ビサヤの人口は約795万人、中部ビサヤの人口は約808万人、東部ビサヤの人口は約454万人であり、これらでフィリピン総人口の約19%を占める。なお、セブ都市圏は、マニラ首都圏に次いでフィリピン第2の経済圏であり、多くの日本人が居住している。

図表 26-1 ビサヤ地方の地図



#### ②工業団地・日系企業進出動向

多くの外国企業は、中央ビサヤにあるマクタン島、セブ島に拠点を設置しており、進出企業の業種は主に製造業及びITサービス企業である。GDP（工業）は、セブ市を有する中部ビサヤ地方が3,514億ペソと最も大きい。

#### ③インフラ・物流

##### 【移動手段】

セブには、主な公共の移動手段として他の地域と同じく、ジープニー、トライシクル、タクシー、バスがある。これらは最も安価な移動手段であり、多くの住民は、ジープニーやトライシクルを利用して移動している。一方で、バスは2015年より運行が開始されているMybusが、定期的に空港とセブ市内間を運行している。

**【港湾・空港】**

ビサヤの空の玄関は、セブ市の中心部から約 9 km に位置するマクタン・セブ国際空港である。日本とセブの間では、成田空港からの直行便が毎日複数便運航している。また、大阪、名古屋からも直行便が運航されている。

また、ビサヤの主要港は、セブ港である。セブ港は、セブ市に位置し、海運会社の多くが母港として利用するフィリピンの主要な港の一つであり、CPA（セブ港湾庁）が管理している。

**【電力】**

セブ市の電力は Visayan Electric Company, Inc. が供給事業者であるが、同社によると電力供給については特段問題ないとのことであり、今後も安定供給のためのパイプラインや電力設備を増設する計画を有している。停電について、一部で計画停電はあるものの、その他の供給不足等により生ずる停電はほとんどない。

**【通信】**

ルソン地域と同様、セブ市内での通信状態は良好であるが、その他の地域での通信状態は、通信事業者によってばらつきがある。

**【不動産】**

マニラに比べるとセブ市内でも駐在員が住むようなコンドミニアムの賃料は安く、その他の費用も比較的安いいため、生活費が抑えられる傾向にある。

**【水】**

セブでは、一部地域を除き各家庭で水道を利用することはできる。しかしながら、飲料水としては適切ではなく、フィリピン人でも水道からの水を飲むことは避けている。生活用水として用いることには問題ない。

**④労働事情****【人材】**

University of San Carlos は 1935 年に設立された私立大学だが、ビサヤ地区全体から優秀な人材が集まることで有名であり、全ての学科に強い。また、University of San Jose-Recoletos もセブでは San Carlos の次に非常に有名な大学であり、会計学に強いことで有名である。また、エンジニア出身の大学としては、San Carlos 及び Cebu Institute of Technology を挙げることができる。

**【賃金】**

2023 年 7 月時点での中部ビサヤの最低賃金は、地域ごとに異なるが非農業部門で 382 ペソ/日から 435 ペソ/日となっており、マニラ首都圏と比べると安くなっている。

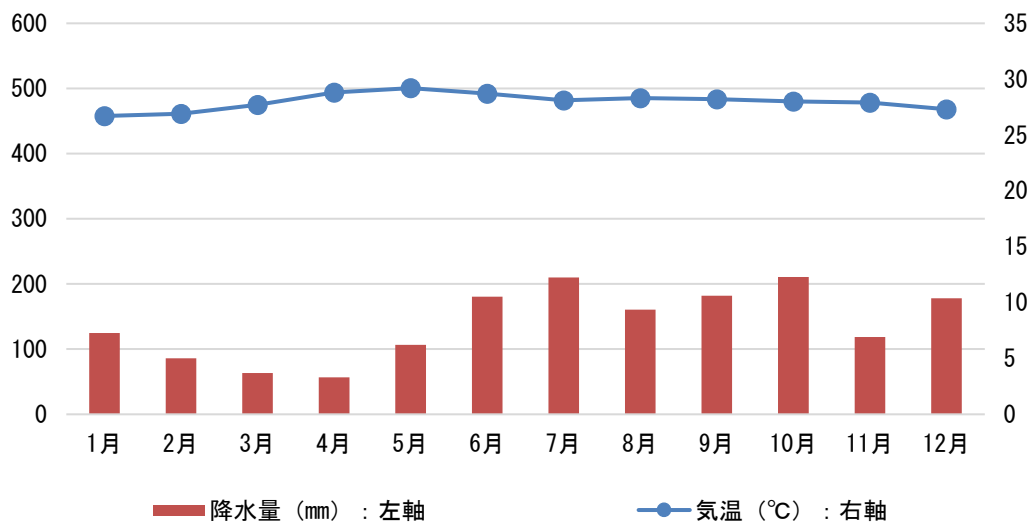


⑤生活環境

【気候】

1年を通して温暖な気候に恵まれており、高温多湿の亜熱帯気候である。

図表 26-2 ビサヤ地方の雨温図



(出所) 気象庁のデータより作成

【教育】

セブ市には、日本人のための教育機関としてセブ日本人補習授業校がある。日本語を身につけ、日本の教科書を使用して学習し、日本の文化に触れることができる唯一の場となっている。入学資格としては、志願者が日本国籍を有するか、両親のいずれかが日本国籍を有していること、並びに4月2日を基準として満6歳以上16歳未満であることが条件となっている。ほかにも現地校として Cebu International School というアメリカンスクールがある。セブで唯一の国際バカロレア認定校であり、学費は高いものの施設や教材が充実しており、教育の質も高いとされている。

【医療】

現在日本人が常駐している病院はセブ市にあり、日本人スタッフが日本語での診察予約や診察時サポートをしてくれる。一般的に診察料は高く、私立病院で入院治療が必要な場合には高額の治療費になる。そのため、駐在する場合には海外旅行保険への加入は必須と言える。

【治安】

ビサヤ地域は、エリアにより治安は異なる。その中でもセブ市は繁華街でもあることから、その他の地域よりも十分に注意する必要がある。重大な犯罪はほとんど起こらないが、スリ、置き引き、睡眠薬強盗などの被害は頻繁に起こっている。そのため、一人で出歩く場合や人の多い場所に行く場合には、十分に注意する必要がある。

## 【住居】

日本人の多くが、セブ市にあるコンドミニアムを借りて居住している。コンドミニアムのほとんどは、家具付きであり、また、居住者共有のプール、ジムなどが付いていることが多い。中心街のため、周辺にモール、日本食レストランが多くアクセスが便利である。

## 【日本食】

セブ市の日本人の多いエリアには居酒屋、ラーメン屋、すし屋、焼肉等の日本食レストランに加えて、日本食品専門店も複数あり、調味料、インスタント食品、調理器具や日本米の入手も可能である。

## 【金融】

邦銀の進出地域は、マニラに集中している。ビサヤ地区には邦銀の支店等はない。

## 2. 主要工業団地

中部ビサヤの主要工業団地にはMactan Export Processing Zone がある。セブ・マクタン国際空港の近くに位置し、ビサヤ地域内で日系企業、特に製造業が最も多く進出している工業団地となる。ほかに日系企業の進出が多い工業団地としては Mactan Economic zone II と Cebu I.T.Park などがある。

図表 26-3 ビサヤ地方の主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Mactan Export Processing Zone	Lapu-Lapu City, Mactan, Cebu	119.4 ha
2	Mactan Economic zone II	Basak, Lapu-lapu City, Mactan, Cebu	63.3 ha
3	Cebu I.T.Park	Lahug and Apas, Cebu	23.7 ha
4	West Cebu Industrial Park	Arpili & Buanoy, Balamban, Cebu	169.9 ha

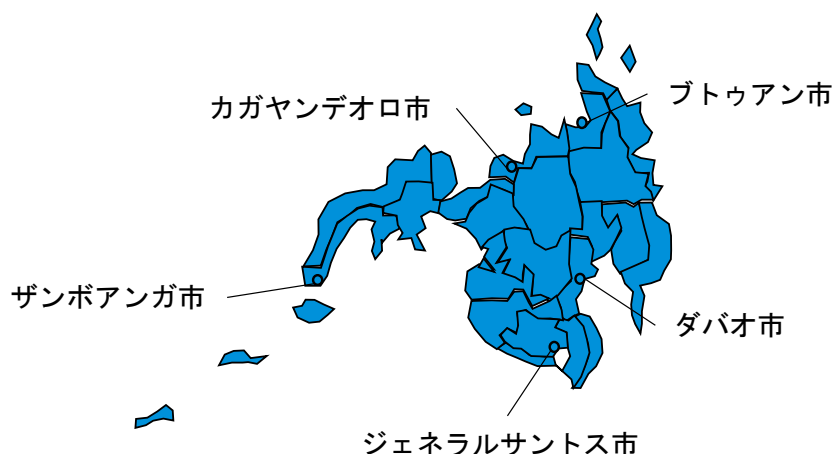
## 第27章 地域編③：ミンダナオ地方

### 1. 地域概要

#### ①ミンダナオ地方の概要

ミンダナオ島はルソン島に次ぐ面積を持つ南部の島で、火山を含む険しい山地が多く地域の地域を占める。海岸線に囲まれた未開発の肥沃な大地が広がり、農業、林業、水産業が主な産業である。鉱物資源が豊富なことから近年開発対象としての関心が高まっているが、現状は国内人口の約24%を擁しながらもGDP構成比は全土のうち18%程度に留まっている。ミンダナオ島の開発や企業進出が他の地域に比べて遅れている理由の一つに治安問題が挙げられる。カトリック国のフィリピン内のイスラム教徒の割合は1割程度とされるが、そのうちの殆どがミンダナオ島在住である。特にムスリム自治区では中央への不満が燻っており、独立を求める紛争が絶えない。企業誘致や開発を進めるにあたり、治安の安定が最大の課題である。

図表 27-1 ミンダナオ地方の地図



#### ②インフラ、物流

##### 【公共交通機関】

2023年9月現在、ミンダナオ地方には鉄道はない。中国の政府開発援助によるミンダナオ鉄道建設も着工されておらず、中比政府間の協議再開を期待しつつも、国内民間企業を含む潜在的な資金調達先を模索している状態である。その他、乗り合いバス、トライシクル等が主な公共交通手段である。

##### 【道路】

国道や自治体道はまだ未舗装の部分が多く、舗装道路であっても通行に十分でない道路も存在する。現状主たる交通手段は車とバイクだが、舗装状況に加え、開発に一貫性がないため、渋滞や事故が起きる原因となっている。

**【空港】**

日本からの直行便はなく、マニラもしくはセブで乗換えが必要になる。ダバオ空港の旅客ターミナルビル改修工事（総工費 4,968 万ペソ）が 2022 年 3 月に開始しており、2023 年 6 月に完工予定とされている。さらに、同空港ではターミナルビルの拡張工事（総工費 6 億 9,955 万ペソ）の計画も存在しており、2023 年 6 月までに起工、2025 年 6 月までの完工を目指している。

**【港湾】**

近い将来のキャパシティオーバーが見込まれるため、今後の改善が課題である。国内海運の運送料が高額なことも課題の一つである。

**【電力】**

水力発電が中心のため、雨量が少ない年は計画停電が必要な事態となる。停電に備え工場は自家発電を備えている場合が多い。安定した電力供給に向け、新たな発電所が建設中である。また未電化地域の減少に向け送配電網の拡大が進められている。

**【通信】**

インターネット環境はマニラと比較して脆弱である。停電時には携帯電話のデータ通信が必須となるが、電波が不安定なため数時間にわたり通信ができない場合がある。

**【不動産】**

都市部は近年の開発に伴い価格が上昇している。工業団地の単価はルソン、ビサヤと比較して低い。

**③労働事情****【人材】**

人件費の水準はルソン、ビサヤに比べ低い。BPO 企業の進出が進んでいるが人材の育成が追いついていない。マネージャークラスの人材の確保が難しい。

**【賃金】**

ルソン、ビサヤと比較して低い水準にある。

**④生活環境****【気候】**

3 つの気候区に分かれており、全て一定以上の降雨量がある。台風は近年ダバオと北部に上陸する傾向にある。

### 【教育】

フィリピン日系人会国際学校があり、幼稚部から高等部まで設置されている。

### 【住居】

ダバオ、カガヤン・デ・オロ、ジェネラル・サントスの三大都市部では、塀に囲まれた富裕層向けビレッジや高級コンドミニアムの建設が進んでいる。ほかにも地域により勤務地内(工場など)に住居を構えるなどの対策が必要になる。

### 【医療】

渡航前に日本での予防接種(A型、B型肝炎、破傷風、狂犬病等)を受けることが望ましい。ダバオに中規模の病院があるが、基本的に日本語は通じない。

## ⑤治安

ミンダナオ島の開発、進出を妨げている大きな原因の一つに治安問題が挙げられる。2016年にドゥテルテ前大統領が就任した際にも、ミンダナオの和平推進と治安強化は重要政策として掲げられた。2014年には包括和平合意がなされ高度な自治権が認められていたミンダナオ島では、2019年に現地のイスラム教徒による自治権確立の為の法としてバンサモロ基本法が成立したことで、バンサモロ暫定自治政府が設立された。現在は、2025年のバンサモロ自治政府設立に向けた準備が進められている。

島内最大の都市ダバオの治安はドゥテルテ氏の市長時代に格段に改善されたとされており、ドゥテルテ氏への地元での支持は圧倒的であった。その一方で、ミンダナオ島西部と周辺地域では低所得や治安状況が長年の問題である。2017年5月には、マラウィ市中心部を過激派組織が制圧する大規模なテロが発生したことに伴い、大統領戒厳令が発令されたが、2019年末に戒厳令が解除されている。

## 付録1 進出企業へのアドバイス

日系企業の進出に際して、現地進出企業の目線から、より実務的な内容に踏み込んで解説します。

### ■余裕を持った進出スケジュールを

日本の本社でフィリピン進出を任命された担当者は、まずフィリピン進出の承認をもらうべく稟議書等を作成し、責任者に決裁を仰ぎます。そして、事業性、戦略に加え進出から事業開始までのスケジュールなどを説明し、決裁を受けます。その後、意気揚々とフィリピン進出の実務作業を開始したものの、定款の作成から始まる各種手続に想定以上に時間を取られ、気がつけば、当初の事業開始予定よりも大幅に遅れてしまい…、上司の大目玉をくらってしまう、そのようなケースが時折見られます。

通常は、進出手続をサポートしてもらう現地アドバイザーの助言に従ってタイムスケジュールを立てることが多いと思いますが、現地弁護士等のアドバイザーは、最善の時間軸を示してくることがよくあります。フィリピン進出では個別ケースごとに様々な遅延事由が生じるため、相当程度の余裕を見た進出スケジュールを立てることが得策です。具体的には、行政手続面では、1か月程度、工場の建設や生産設備の設置では、数か月（場合によっては半年など）の遅延が起きることはよく見られます。こういった遅延が起り得る可能性について、フィリピン進出の事前承認の段階で、決裁者に十分な説明を行い、また、遅延を織り込んだ無理のない計画を立てることが重要になります。

### ■駐在員の住居選びのコツ

フィリピン進出が決まり、駐在員が生活基盤の構築に際して一番気になるのが、住居選びではないでしょうか。フィリピンでの住居選びにはちょっとしたコツや注意点がありますが、総じて、日本に比べ、手間や労力がかかります。駐在員個人に全てを委ねるのではなく、会社としても適切なサポートを行うことが重要です。駐在員がいち早く仕事に専念できるような環境を整えることも、フィリピンでの円滑な事業立ち上げの一助になるものと考えます。

まず、日本では、インターネット上で、空き部屋の情報を簡単に調べることができますが、フィリピンではネットでの情報収集を十分にできる環境がありません。したがって、不動産屋を巡り、文字どおり足で情報を集める必要があります。また、日本の場合、同じマンションで同じ間取りで家賃が大きく違うことや、不動産屋ごとに家賃相場が違うということは余りないように思います。一方、フィリピンではこのような状況によく出くわします（2、3割家賃が違うというケースもあります）。そのため、意中の部屋が見つかった場合でも複数の不動産業者に家賃を確認することや、同じマンション内の別の部屋の家賃を確認することをお勧めします。

このほか、日本の賃貸物件は通常、家具なしが多いですが、フィリピンの賃貸物件は、家具付きが一般的です。同じマンションでも部屋ごとに備え付けられている家具や電化製品が違えば、部屋の雰囲気や機能性は全く変わってきます。そのため、この点も実際に現地に行って確かめてみることをお勧めします。また、家賃の値下げ交渉をする際に、直接家賃の引下をお願いするより、家具や電化製品を追加してもらうことや、新品と交換をお願いする方が聞き入れてもらえるケースが多いです。家賃交渉をしたい場合は、この点を考慮すると良いかもしれません。

最後に、家賃の支払いに関する慣行も日本とは異なります。日本では、毎月家賃を支払うのが通常ですが、フィリピンでは、1年契約を結んだ上で、1年分を全て前払するというのが慣行です。駐在員が1年分の前払を個人で行うのは大変なため、会社による立替え払いや家賃手当等でのサポートを用意することが一般的です。駐在員になる方は、こういった制度等について、本社の人事部と確認することをお勧めします。また、1年契約で全額前払を前提とすると、中途解約の取扱が問題となります。この点、賃貸契約中に帰任が決まるような場合に備えて、後任の駐在員に同じ条件で契約を引継ぐ条項を賃貸契約に織り込んでおくことで対応することが一般的となっています（中途解約に対応して、未消化分の家賃の返還を求めることも考えられますが、フィリピンでは難色を示されて、うまくいかないケースが散見されます）。

#### ■ 移動手段の確保について

フィリピンで事業を行う上で、駐在員の移動手段を確保することは、進出当初の重要な準備の一つです。日本の、特に都市部で仕事をしている場合、電車やバス、タクシー等の公共交通機関を利用すれば事足ります。そのため、移動手段をそこまで意識することがないかもしれません。もちろんフィリピンにも公共交通網はあり、現地スタッフはみなこれらを利用しています。一方、日本人駐在員がフィリピンで公共交通機関を利用することは、安全面等を考慮し、一般的に推奨されていません。そのため、駐在員の移動手段となる自動車を準備することが必要になります。また、自動車を駐在員本人が運転することも推奨されていません。フィリピンの交通マナーはお世辞にも良いとはいえ、日本人が運転するには危険だからです。したがって、会社が移動手段となる自動車と運転手を手配することが一般的となっています。なお、最近現地ではビジネスにおいても UBER や Grab を利用している傾向が出てきていますが、日本人ビジネスパーソンにとっての移動手段は依然として社用車が多い現状にあります。

自動車と運転手はリース会社に依頼して手配することもできますし、自社で購入し、雇用することも可能です。自動車を選ぶ際はまず、コストが気になるでしょう。コストを気にするならば、小ぶりのセダンが候補に挙がります。他方、フィリピンではマニラ首都圏を含め大雨や洪水による冠水がしばしば発生するという事実を無視することができません。会社・工場・得意先などへの経路に冠水しやすいエリアが含まれている場合、コストはかかりますが、SUV などの車種を検討することをお勧めします。

**■運転手には要注意**

前述のとおり、フィリピン進出後、現地法人にて駐在員の移動手段に関連し運転手を置くケースが一般的です。

まず、駐在員の移動は、基本的に全て社用車によるため、運転手は、駐在員の日常行動の大部分を把握しているといっても過言ではありません。どこの客先にいつ訪問したか、誰を車に同乗させたかなど、運転手は驚くほど詳細に理解しています。また、車内で同僚同士、携帯電話で会話を行うこともあるかと思いますが、これらについても、運転手は内容を聞いています。英語で話した場合に会話の内容が伝わるのはもちろんのこと、日本語での会話であっても、内容の一部が運転手に伝わっているケースがあります。これは、カタカナ語など日本語の会話の中にもところどころ、英語で理解できる言葉が混じること、また話者の表情によっても内容がある程度類推できるからです。例えば、事業遂行上、実際に以下のようなトラブルが報告されています。

- ・車内で運転手の悪口を日本語で言い、分からないだろうと思っていたところ、運転手に伝わっており恨まれてトラブルになった。
- ・車内での電話で、フィリピン人取締役の悪口を言い、現地マネジメントとの関係が悪化し事業運営上支障が出た。
- ・男性駐在員が、複数の現地女性を同乗させたところ、社内に噂が広まり事業遂行上支障が出た。

このような無用なトラブルを回避するため、運転手には、どこにいつ訪問したかという運行記録について秘密保持義務があることの理解を明示的に求め、また、車内での会話に細心の注意を払うことが重要です。現在、フィリピンでは配車サービスアプリである「Grab」が広く普及されているため、上記のようなトラブルを回避するだけでなく、空港や街中のタクシー手配も容易になっています。

**■守衛にも要注意**

フィリピンへの日系企業進出で最も典型的な、工業団地等へ入居して事業を行う場合、自社拠点の出入り口にゲートを設けて、守衛を置くことが一般的です。守衛は、主に自社の敷地に入出入りする人を記録し、約束の部署へつなぐことを業務とします。このような守衛の業務の性質上、会社に物理的に接触する全ての情報が網羅されることとなります。そのため、運転手と同様に、情報管理に気を配る必要があります。

また、守衛は、敷地内への不審者の侵入を防ぐ、セキュリティの要となります（日系企業の入居が一般的な PEZA 工業団地についても、周辺治安は余り良いとは言えない地域もあり、会社にとって好ましくない者が敷地内に入り込むケースも複数報告されています）。この点、フィリピンでは、製品、原材料、スクラップや作業くずなどの盗難等の発生が散見されますが、守衛が結託して不正を行う事例も存在します。例えば、不審者の侵入を守衛自身が黙認する、もしくは盗難品の持出しに守衛が協力するといった事例です。



これらのリスクに対し守衛が関与する不適切な状況を予防するため、日系企業では実際に以下のような対策がとられています。

- ・ 人事部や総務部等の信頼できる現地管理職による面接の実施
- ・ 勤怠を含む勤務態度のモニタリング
- ・ 信頼できる警備会社を選定し業務を委託
- ・ 警備会社や担当者の定期的な変更（現場での癒着を防ぐ）

工場での生産ラインや在庫管理、また経営の計数管理に比べ目が向きにくい点ですが、駐在員自身が入退社の際にゲートを通るため、守衛がどういった働きぶりを行っているか、ある程度観察することは可能です。守衛の勤務態度やモラルが、工場が荒れていることを示す兆候となることもあり、駐在員自身も気を配ることが重要と考えられます。

#### ■本社から駐在員へ支給される手当等に関する個人所得税に注意

フィリピンの給与水準は、年々先進国に近づきつつあると言われているものの、依然として、日本人駐在員と現地スタッフとの間には少なからず給与格差が存在します。そのため、駐在員に対してフィリピン法人からは現地水準の給与を支給し、格差を補填するために日本の本社から現地法人を介さずに駐在員へ直接手当等を支給するケースがよく見られます。

フィリピンの税法に従うと、本社から支給されている手当等もフィリピンでの個人所得税の課税対象となります。この点、日本での実務と同様に、フィリピンでも毎月の給与の支給時に、個人へは税金が差し引かれた給与が支給され、会社を通じて個人所得税を払うかたちになります（いわゆる源泉徴収が行われる）。しかし、日本の本社から直接駐在員に支給される手当等は、現地法人を通していないため、フィリピン側で個人所得税を源泉徴収することができません。したがって、年度末に確定申告を行い、日本払いの手当等も含めた納税額となるように手続を行う必要がある点に留意が必要です。

#### ■現地企業の買収は簡単ではない

近年、フィリピンでの M&A は活発化しています。日系企業も数年前に比べ、積極的に M&A を通じた事業展開を検討することが多くなってきました。しかしながら、M&A の成立まで至らず、取引中止を決断する結果に終わることもしばしばです。

フィリピンでの M&A に多く関与するアドバイザーからは、「10 件の案件があれば、1～2 件の成立か」との声も聞かれます。以下に日本企業による買収が頓挫する主な理由を挙げます。

- ・ 高い買収価額

フィリピンは依然として成長市場であり、買収対象となる現地企業を所有するオーナーは、今後の成長について強気な見立てを持っていることがよくあります。

そのため、現地オーナー側の期待する取引価額と買収側の想定する価額と目線が折り合わないということがよく起こります。

- ・ 不十分な管理体制

買収に先立ち公認会計士等の専門家に財務調査を依頼することが一般的ですが、その際に、経営管理体制が脆弱で必要な情報が得られないケースが起こります。

- ・ 複雑で不明瞭な取引

買収対象会社のサプライチェーン上、オーナー一族が所有する複数のグループ会社と取引が複雑に絡んでおり、また、買収対象事業と競業となる事業をオーナー一族が別の会社を営んでいることもあり、買収によって対象事業を切り出すことが困難なケースが見られます。

これらを含め、フィリピンでは、完全にリスクを排除した状況で、買収を行うことはできないと考えることが重要です。買収に際して発見された事象について、リスクを許容できるか慎重に判断することが重要と考えられます。

## ■自然災害には十分な対策を

フィリピンは、台風、火山噴火、地震と、日本に劣らず自然災害を受けやすい国です。台風やゲリラ豪雨による水害や、20以上の活火山による噴火が発生するなど、様々な被害が生じます。実際に被害にあった日系企業のケースをご紹介します。

- ・ 台風による被害

台風時は激しい雨や風により、窓が割れドアを閉めることもできなくなります。工場や事務所だけでなく、駐在員の自宅でも同様の被害が起こります。さらに、緊急時には本社や商工会議所、外務省と連絡を取るようになりますが、電柱が容易に倒れてしまうことから、ネットが途切れてしまったというケースもありました。ある日系企業では、台風の被害を受けた後、衛星電話を手配し緊急時に備えたそうです。進出時は、自然災害が発生し連絡手段が途絶えた場合などを見据えた事前の準備が必要です。

- ・ 火山による被害

フィリピンは活火山を利用した地熱発電による再生エネルギー事業も盛んですが、噴火時の火山灰による被害が生じることを留意しなければなりません。火山灰の粒子は細かく、気管支や肺にまで入り込むことができるサイズです。そのため、工場に降りかかると屋根の中に残り、錆などの腐食によって穴が開いてしまう被害もありました。ある日系企業では、数日の清掃作業で火山灰を取り除き、操業を再開することができましたが、日常生活だけでなく工場の建物にも影響してしまうことを留意する必要があります。

以上のように、日本でもあまり経験しないような自然災害が発生する中で、インフラが十分に整っていない環境では様々なトラブルが起こり得ます。フィリピン国内でも地域によって環境が異なるため、進出地域の災害被害や近隣企業の対応策を事前収集することが必要であると考えられます。

## 付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) フィリピンへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか。

PEZA や BOI といった、フィリピンでの外国投資関連機関は日本に事務所を有していません。そのため、日本でフィリピン進出の情報収集を行う場合、日本アセアンセンターのウェブサイトや刊行物を通じて情報を入手することが考えられます。日本アセアンセンターは、ASEAN 加盟国政府と日本国政府の協定によって 1981 年に設立された国際機関です。正式名称は「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター」といい、日本と ASEAN 諸国間の「貿易」「投資」「観光」という 3 分野における経済促進と、「人物交流」の促進を主な目的として、活動しています。ASEAN 諸国から日本への輸出の促進、日本と ASEAN 諸国間の直接投資、観光及び人物交流を促進するため、ASEAN 商品の展示・商談会、各種セミナー・ワークショップの開催、ミッションの派遣・招へい、人材育成、文化紹介イベント、各種資料の発行及び情報提供など、多岐にわたる事業を実施しています<sup>30</sup>。また、日本貿易振興機構（ジェトロ）に問合せを行うことや、相談を行うことで情報を集めることもできます。

### ■日本アセアンセンター

所在地：〒105-0004 東京都港区新橋 6 丁目 17-19 新御成門ビル 1F

電話： 03-5402-8006 (貿易投資クラスター)

### ■日本貿易振興機構（ジェトロ）

所在地：〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

電話： 03-3582-5511 (総合案内)

オンライン相談の申込み：<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

(2) フィリピンでよくあるトラブルとその対処方法を教えてください

よくあるトラブルとしては、タクシーの利用です。日本でタクシーに乗る際は、ドライバーがまずメーターを倒し、目的地に到着した際にメーターに記載された金額を払いますが、他方、フィリピンではメーターを倒さないドライバーが多く存在し、到着時に法外な値段を請求されるケースがよくあります。空港では特にこのようなトラブルが起きやすいため、注意が必要です。このようなトラブルを防ぐため、まずメーター利用を前提としてタクシーに乗る意思表示をし、ドライバーが難色を示した場合は、避けるという方法が有効です。英語が得意でない方でも、行き先を告げ、「メーター、プリーズ」と言って反応を見ればまずは十分です（慣れている場合、料金交渉をして、妥当な値段を合意してから目的地に向かってもらう方もいますが、初心者にはお勧めしません）。

<sup>30</sup> <http://www.asean.or.jp/ja/ajc/>

また、近年ではフィリピンでも **Grab** などの配車サービスアプリが広く普及しており、上記のようなトラブルを回避することができます。

例えば **Grab** を利用した場合、あらかじめ登録したクレジットカードで決済が行われます。到着時に、運行距離を基準とした料金がカード決済され、領収書もメール等で入手できるため、車内でお金のやり取りやレシートのやり取りを行う必要がなく便利です。

次にショッピングセンターでのスリについてです。マカティ市やタギッグ市、セブ市やダバオ市にも、外国人が気軽に買物ができる大型のショッピングエリアが数多くあります。ショッピングセンターは、基本的に全ての出入りで係員が手荷物等のチェックを行い、出入りを管理しています。しかし、係員のチェックは必ずしも厳格なものではなく、形式的なチェックとなっているため、様々な人がショッピングセンターに入り込みます。そのため、安全なはずのショッピングセンター内でも、日本人がスリやひったくりに合うケースが報告されています。貴重品や鞆は常に離さず、注意を払うことが重要となります。

### (3) フィリピンの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、マニラに在フィリピン日本大使館附属マニラ日本人学校（Manila Japanese School、通称「MJS」）があります。MJS は日本政府の認可の下、日本の義務教育と同等のカリキュラムに従った教育を行っており、小学校と中学校を合わせて数百名規模となっています。学校は、ボニファシオグローバルシティ（BGC）に所在しています。BGC は他の地域と比べ治安も安定しており、安心して通学できる場所となっています。

（ウェブサイト）

在フィリピン日本大使館附属マニラ日本人学校：<https://www.mjs.ph/>

医療面については、外務省のウェブサイト上に、「世界の医療事情」として、フィリピンの衛生・医療事情、罹患しやすい病気や怪我、予防接種（ワクチン接種機関を含む）、病気になった場合の医療機関等の情報が掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/phili.html>）。医療機関の情報は、マニラ首都圏の情報として、マカティ市、タギッグ市、パサイ市、マニラ市エルミタ地区、モンテンルパ市アラバン区に立地する機関が対象となり、マニラ首都圏以外では、セブ市、ダバオ市に立地する機関が対象となっています。

日本人駐在員の医療機関の利用状況としては、日本人医師がいるマニラ日本人会診療所の利用を基本とし、手術や入院が必要な場合は、適宜、マニラ首都圏にあるマカティメディカルセンターやセントリュクスメディカルセンターの利用が好まれています。

娯楽に関しては、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。プレーフィーは地域やコースによって異なりますが、マニラ近郊であれば数千円から 1 万円程度です。また、駐在員の家族向けでは、ゴルフだけでなく、ヨガ、フィットネス、手芸、タガログ語など習い事の選択肢も多く、マニラ日本人会でのサークル活動も活発に行われています。

食事面では、近年和食ブームにより、マニラ首都圏を中心に日本食レストランが続々とオープンし、選択肢は多い状況です。また、マカティ市内には日本食材店もあり、日本の調味料や、インスタント食品などが気軽に手に入ります。食事面では、日本人にとって比較的良い環境にあります。

#### (4) フィリピンの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ ([http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo\\_013.html#ad-image-0](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo_013.html#ad-image-0)) 又は在フィリピン日本国大使館 ([http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)) ホームページで入手可能です。

在フィリピン日本国大使館のウェブサイトより、在留邦人向けメールマガジンサービスの登録が可能です。このメールマガジンに登録を行っておくと、大使館より治安・安全情報をタイムリーに受け取ることができます。

## 付録3 日本国内での相談窓口

### 1. 国内投資相談・連絡先

名称	所在地	電話
フィリピン共和国大使館 <a href="https://tokyo.philembassy.net/ja/">https://tokyo.philembassy.net/ja/</a>	〒106-8537 東京都港区六本木 5-15-5	Tel: 03-5562-1600
在大阪・神戸フィリピン総領事館 <a href="https://www.osakapcg.dfa.gov.ph/">https://www.osakapcg.dfa.gov.ph/</a>	〒540-6124 大阪府大阪市中央区城見 2-1-61 Twin 21 MID Tower 24F	Tel: 06-6910-7881
日本貿易振興機構（ジェトロ） 貿易投資相談センター <a href="https://www.jetro.go.jp/services/advance/">https://www.jetro.go.jp/services/advance/</a>	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階	Tel: 03-3582-5511 (総合案内)
国際機関日本アセアンセンター <a href="https://www.asean.or.jp/ja/">https://www.asean.or.jp/ja/</a>	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1階	Tel: 03-5402-8006
フィリピン政府観光省 <a href="https://philippinetravel.jp/">https://philippinetravel.jp/</a>	〒106-8537 東京都港区六本木 5-15-5 フィリピン大使館内	Tel: 03-5562-1583 E-mail: dotjapan@gol.com
フィリピン政府観光省 在大阪フィリピン共和国総領事館 観光部	〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14 イトウビル 6F	Tel: 06-6251-2400 E-mail: dotosakajapan@lake.ocn.ne.jp

## 付録4 フィリピン共和国国内での相談窓口

### 1. 外国投資に関する主要行政機関

名称	所在地	電話・FAX・メール
投資委員会 Board of Investment (BOI) <a href="https://boi.gov.ph/">https://boi.gov.ph/</a>	5/F, Industry & Investments Bldg., 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City	---
フィリピン経済区庁 Philippine Economic Zone Authority (PEZA) <a href="http://www.peza.gov.ph/">http://www.peza.gov.ph/</a>	10th Floor, DoubleDragon Center West Building, DD Meridian Park, Macapagal Avenue, Pasay City 1302	Tel: 8551-3454 Email: <a href="mailto:odg@peza.gov.ph">odg@peza.gov.ph</a>
クラーク開発公社 Clark Development Corporation <a href="https://www.clark.com.ph/">https://www.clark.com.ph/</a>	Bldg. 2125, Elpidio Quirino St., Clark Freeport zone, Pampanga (Business Dev't & Business Enhancement Group)	Tel: 63-45-599-9000 メールリスト <a href="https://www.mysubicbay.com.ph/how-to-reach-us/email-listing">https://www.mysubicbay.com.ph/how-to-reach-us/email-listing</a> 問合せフォーム <a href="https://www.mysubicbay.com.ph/how-to-reach-us">https://www.mysubicbay.com.ph/how-to-reach-us</a>
スービック湾首都圏庁 Subic Bay Metropolitan Authority <a href="http://www.mysubicbay.com.ph/">http://www.mysubicbay.com.ph/</a>	Bldg. 229 Waterfront Road, Subic Bay Freeport Zone 2222	Tel: 63-47-252-4000 Fax: 63-47-252-4185
カガヤン経済区庁 Cagayan Economic Zone Authority <a href="https://ceza.gov.ph/">https://ceza.gov.ph/</a>	Malebren Building, Enrile Building, Cagay Tuguegarao City, Cagayan	Tel: 63-2-8291-6704
オーロラ特別経済特区庁 Aurora Special Economic Zone Authority <a href="https://auroraecozone.com/">https://auroraecozone.com/</a>	1 Corporate Campus, Sitio Motiong, Brgy. Esteves Casiguran, Province of Aurora	問合せフォーム <a href="https://auroraecozone.com/contact-us">https://auroraecozone.com/contact-us</a>
バターン自由港経済特区庁 Authority of the Freeport Area of Bataan <a href="https://afab.gov.ph/">https://afab.gov.ph/</a>	FAB Administration Bldg., Freeport Area of Bataan, Mariveles, Bataan	BATAAN LINE: (047) 935-4004 MANILA LINE: (02) 8236-5010
フィリピン共和国基地転換開発公社 Bases Conversion and Development Authority <a href="https://www.bcda.gov.ph/">https://www.bcda.gov.ph/</a>	BCDA Corporate Center 2nd Floor, Bonifacio Technology Center 31st St., corner 2nd Avenue, Bonifacio Global City, Taguig, Metro Manila 1634	Tel: 63-2-8575-1700 Fax: 63-2-816-0996 Email: <a href="mailto:bcda@bcda.gov.ph">bcda@bcda.gov.ph</a>
フィビデック工業開発公社 Phividec Industrial Authority	MCT Complex, Tagoloan, Misamis Oriental 9001	-
観光インフラ及び企業誘致区庁 Tourism Infrastructure and Enterprise Zone Authority <a href="https://tieza.gov.ph/">https://tieza.gov.ph/</a>	6th-7th Floor, Double Dragon Plaza, DD Meridian Park cor. Macapagal Ave. and EDSA Extension, Bay Area, Pasay City	Tel: 8249-5900 Email: <a href="mailto:ocoo@tieza.gov.ph">ocoo@tieza.gov.ph</a>

名称	所在地	電話・FAX・メール
PPP センター Public-Private Partnership (PPP) Center of the Philippines <a href="https://ppp.gov.ph/">https://ppp.gov.ph/</a>	8th Floor, One Cyberpod Centris, Eton Centris, Piñahan, Quezon City	Tel: 63-2-8709-4146 Email: <a href="mailto:info@ppp.gov.ph">info@ppp.gov.ph</a> 問合せフォーム <a href="https://ppp.gov.ph/contact-us/">https://ppp.gov.ph/contact-us/</a>

## 2. 我が国の在フィリピン政府関係機関

名称	所在地	電話/FAX
在フィリピン日本国大使館 <a href="https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>	2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila, 1300, Philippines	Tel: 63-2-8551-5710
在セブ日本国総事館	8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines	Tel: 63-32-231-7321,231-7322 Fax: 63-32-231-6843 Email: <a href="mailto:cebucoj@ce.mofa.go.jp">cebucoj@ce.mofa.go.jp</a>
在ダバオ日本国総領事館	4th Floor, BI Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000, Philippines	Tel: 63-82-221-3100 Fax: 63-82-221-2176 Email: <a href="mailto:nikkeikigyo.dvo@dv.mofa.go.jp">nikkeikigyo.dvo@dv.mofa.go.jp</a> (日系企業支援)

## 3. 日系金融機関

名称	所在地	電話/FAX
国際協力銀行 (JBIC) マニラ駐在員事務所 <a href="https://www.jbic.go.jp/ja/about/manila.html">https://www.jbic.go.jp/ja/about/manila.html</a>	11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City	Tel: 63-2-8856-7711 Fax: 63-2-8856-7715
三菱 UFJ 銀行 マニラ支店 <a href="http://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/manila.html">http://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/manila.html</a>	15th Floor, 6788 Ayala Avenue, Makati City, Metro Manila , 1226, Republic of the Philippines	Tel: 63-2-8886-7371
みずほ銀行 マニラ支店 <a href="https://www.mizuho.com/corporate/world/network/asia/index.html">https://www.mizuho.com/corporate/world/network/asia/index.html</a>	25th Floor, Zuellig Building, Makati Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City 1225, Metro Manila	Tel: 63-2-8860-3500
三井住友銀行 マニラ支店 <a href="http://www.smbc.co.jp/global/network.html#Manila_Branch">http://www.smbc.co.jp/global/network.html#Manila_Branch</a>	21st Floor, Tower One & Exchange Plaza, Ayala Triangle, Ayala Avenue, Makati City	Tel: 63-2-8880-7100 Fax: 63-2-8880-7239 Email: <a href="mailto:SMBC_customersupport@ph.smbc.co.jp">SMBC_customersupport@ph.smbc.co.jp</a>



# 海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

<b>NEW</b>	中国の投資環境	(2024. 2 月)
<b>NEW</b>	フィリピンの投資環境	(2024. 2 月)
<b>NEW</b>	メキシコの投資環境	(2024. 2 月)
	インドの投資環境	(2023. 2 月)
	インドネシアの投資環境	(2023. 2 月)
	タイの投資環境	(2023. 2 月)
	ベトナムの投資環境	(2023. 2 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小企業担当）  
TEL:03-5218-3579（代表）

# JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>  
最新の情報はこちらからご覧下さい。



[主な掲載情報]  
 プレスリリース  
 各種お知らせ  
 セミナーのご案内  
 海外投資環境情報  
 各種寄稿・レポート  
 環境への取り組み  
 各種パンフレット  
 年次報告書  
 投資家向け情報・・・

## 株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144  
 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号  
 TEL : 03-5218-3100  
 FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口  
 東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分  
 (法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階  
 東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



## 株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001  
 大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号  
 ハービス ENT オフィスタワー 23 階  
 TEL : 06-6345-4100  
 FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分  
 JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分  
 阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ  
 阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分  
 Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ  
 Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分  
 Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



## フィリピンの投資環境

発行日	2013年6月	初版
	2014年6月	初版（第2刷）
	2018年8月	第2版
	2021年10月	第3版
	2024年2月	第4版

発 行 株式会社国際協力銀行  
産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業ファイナンス室  
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号  
TEL: 03-5218-3579  
FAX: 03-5218-9686

本資料はフィリピンに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースで提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。